Ⅶ-5　桜島火山災害対策避難計画

鹿児島市地域防災計画
桜島火山災害対策避難計画

鹿児島市

平成 29 年 3 月

令和 2 年 3 月　一部改訂

令和 4 年 3 月　一部改訂

令和 5 年 3 月　一部改訂

目　　次

第１章　計画の基本的事項
第１節　本計画の位置付け
第２節　本計画の性格
第３節　避難計画の考え方
第４節　避難に当たっての基本的な考え方〔噴火シナリオ関連〕
第５節　避難対象区域〔火山ハザードマップ関連〕
第６節　防災対応〔噴火警戒レベル関連〕

第２章　防災体制
第１節　防災体制の考え方
第２節　初動体制（職員の参集等）とその後の体制

第３章　避難等に関する情報の収集・伝達・広報
第１節　避難等に関する情報の収集
第２節　避難等に関する情報の伝達・広報

第４章　避難誘導及び住民等の輸送
第１節　桜島爆発対策避難計画
第２節　避難所の所在地等
第３節　島内の避難施設
第４節　住民等の輸送
第５節　避難の誘導・避難状況の確認等

第５章　島内の一部（居住区域付近）に影響を及ぼす火山活動への対応
第１節　噴火警戒レベル3（警戒範囲2km以内）の対応
第２節　噴火警戒レベル3（警戒範囲2.4kmへの拡大）の対応
第３節　噴火警戒レベル4（警戒範囲3kmへの拡大）の対応
第４節　噴火警戒レベル5（警戒範囲3kmへの拡大）の対応
第５節　噴火警戒レベル5（警戒範囲3.5kmへの拡大）の対応

第６章　島内全域に影響を及ぼす大規模噴火への対応
第１節　噴火警戒レベル4（警戒範囲全島への拡大）の対応
第２節　噴火警戒レベル5（警戒範囲全島への拡大）の対応

第７章　避難行動要支援者等への対応

第８章　ペット・家畜等の対応

参考資料（島内避難・島外避難における避難経路・避難に要する時間等）
参考資料（住民用避難マニュアル）

第１章　計画の基本的事項

第１節　本計画の位置付け

本計画は、本市の桜島火山災害対策の基本となる「鹿児島市地域防災計画（火山災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づくものであり、桜島火山災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画や県の地域防災計画等の見直しが行われた場合、また海底噴火等の新たな科学的知見が明らかになった場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

第２節　本計画の性格

地域防災計画では、桜島火山災害対策を「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」の3段階のほか、「複合災害対策」、「長期避難対策」を定めている。

本計画は、「災害対策基本法」（以下「災対法」という。）に基づく応急対策のうち、気象台等の連絡を受けた直後から住民等の避難完了までの対応について定めるものとする。

第３節　避難計画の考え方

避難計画は、住民・観光客等の避難者が「いつ」「どこから誰が」「どこへ」「どのように」避難するかをとりまとめるとともに、災害対応を行う市が関係機関と協力しながら「誰が」「どのように対応するか」をとりまとめたものである。噴火時等においては、本計画に基づく対応のほか、時間とともに変化する火山噴火に対応するべく、災害対策本部等において火山防災協議会の関係機関の協力を得ながら、避難者だけでなく、避難誘導等従事者の安全も最大限に考慮した対応を行う。

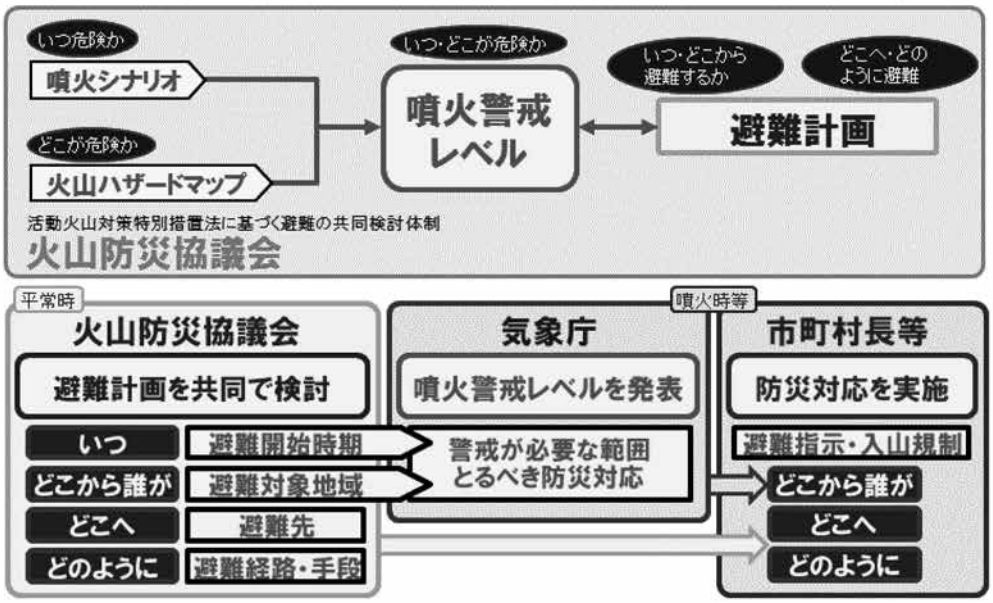

図　火山防災協議会、噴火警戒レベル、避難計画の関係について
（活動火山対策特別措置法）　気象庁ホームページから

第４節　避難に当たっての基本的な考え方〔噴火シナリオ関連〕

避難対応については、噴火シナリオで、現在の活動状況を確認したうえで、地域防災計画において想定している噴火のケースに応じて、実施するものとする。

１　避難が必要な状況について（噴火シナリオ等）

火山活動は、長期的には地下で活動するマグマの性質や地表での火口位置等、短期的には実際の噴火時においても変化するため、その時の火山活動状況を鹿児島地方気象台及び京都大学防災研究所火山活動研究センター（以下、京大火山センター）に確認しながら対応にあたるものとする。

下図の枠組みに基づき、島内避難又は島外避難の対応にあたるものとし、次頁の気象庁の噴火シナリオも確認しながら、現在の火山活動状況も把握することとする。

(1) 火山災害単独で発生する場合

① 昭和火口／南岳山頂火口の噴火活動活発化

② 山頂噴火（2km以遠に噴石落下、火砕流）

③ 顕著な地殻変動

④ 昭和噴火のような片山腹噴火

⑤ 大正噴火クラスの両山腹噴火

⑥ その他（海底噴火等）

図　予想される火山危機の関係図

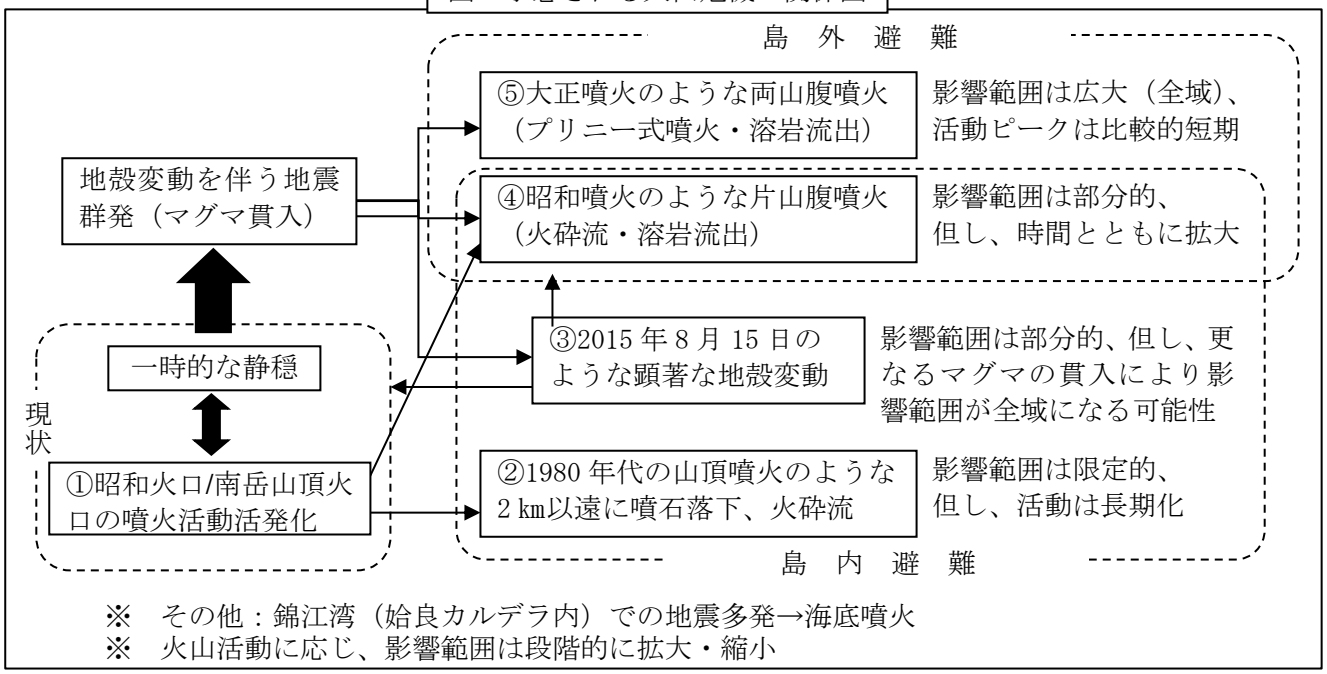

上図で示す①～⑤の具体的な防災対応は、「第3章 島内の一部（居住区域付近）に影響を及ぼす火山活動への対応（①②③④）」及び「第4章 島内全域に影響を及ぼす大規模噴火への対応（⑤）」として整理する。ただし、③について影響範囲が全域に拡大された場合は、⑤に至る過程として捉え、「第4章第1節 噴火警戒レベル4（警戒範囲全島への拡大）」として整理する。

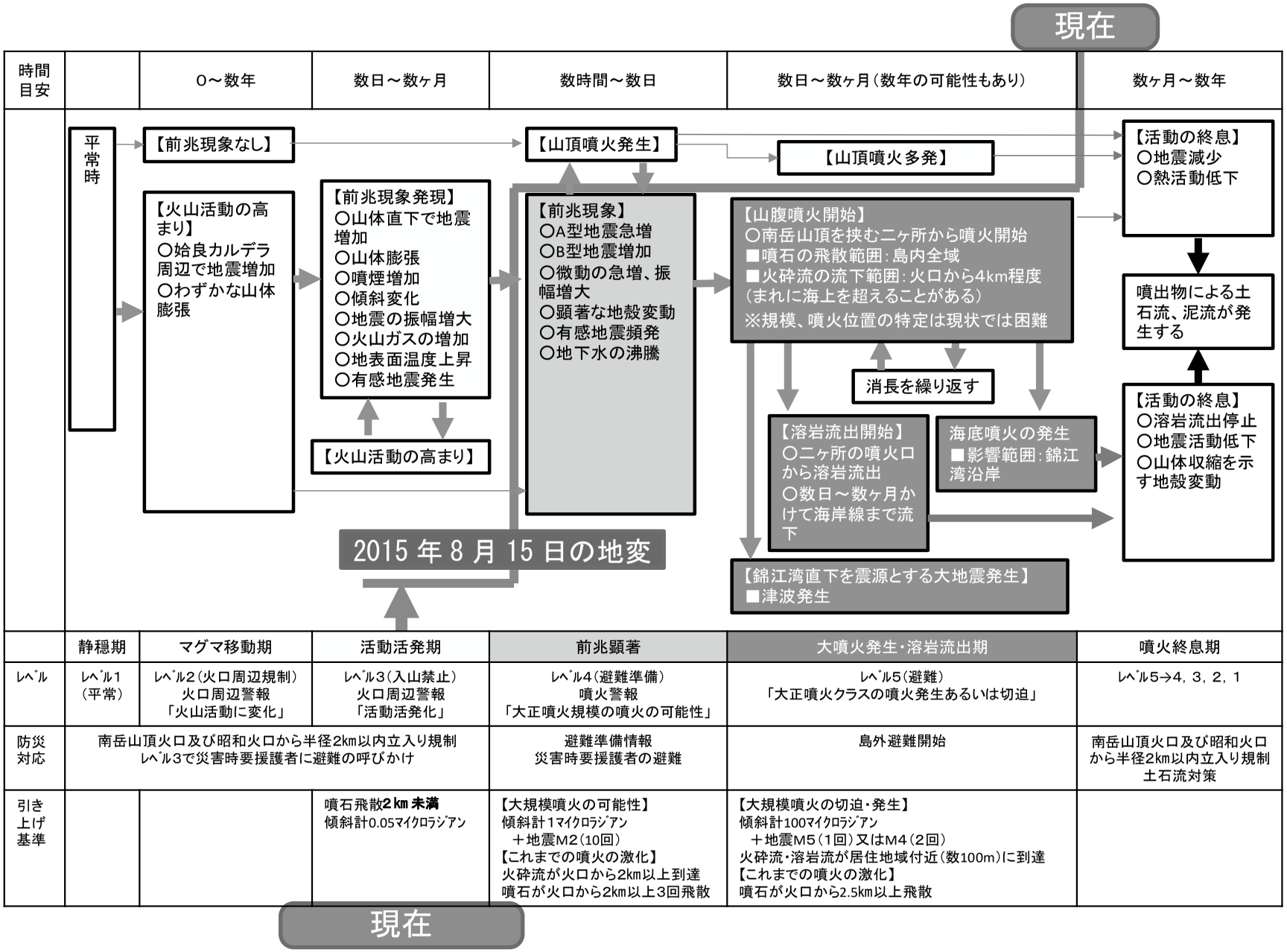

図　桜島噴火シナリオと今、現在（平成 28 年度）の活動状況
（桜島の噴火シナリオ（福岡管区気象台・鹿児島地方気象台）に桜島の噴火警戒レベル判定基準（H28.3.25）を追記）
平成 28 年7月1日桜島火山災害対策委員会　石原和弘京都大学名誉教授資料より

(2) 台風等の荒天と同時期に起きる火山災害（複合災害）の場合

① 台風等の荒天の発生の予想又は台風接近前に、噴火警戒レベル4又は5に相当する現象が予想又は発生した場合

② 台風等の荒天の発生又は台風上陸時に、噴火警戒レベル4又は5に相当する現象が予想又は発生した場合

同時に発生する事象	防災対応の留意点
火砕流や溶岩流などの火山現象	・複数の火口の発生による複数箇所での対応 ・噴石等による避難経路の途絶　など
風水害	・土砂災害の発生による避難経路の途絶 （土砂災害警戒地域における警戒） ・大雨による土石流の発生への警戒 ・河川の氾濫による浸水への警戒 ・高潮の発生による沿岸部での警戒 ・暴風によるフェリーの運航停止　など
地震	・地震による道路の湾曲化等による避難経路の途絶 ・強い揺れによる家屋等の倒壊 ・地震によるがけ崩れへの警戒 ・地震による避難港等への影響の確認 ・地震による火災への警戒　など
津波	・海底噴火による津波への警戒 ・沿岸部における津波の沿岸部への影響への警戒 ・津波によるフェリーの運航停止　など
原子力	・原子力災害発生による放射性物質の影響への警戒 ・原子力災害発生による広域避難に伴う避難先の調整　など

2　避難対応の流れ

噴火のおそれから噴火時等の避難対応の流れを下図に示す。

図中の避難対応にあたり、本計画に係る各章を参照し、対応に係るリードタイムを考慮しながら、適時適切に行う。

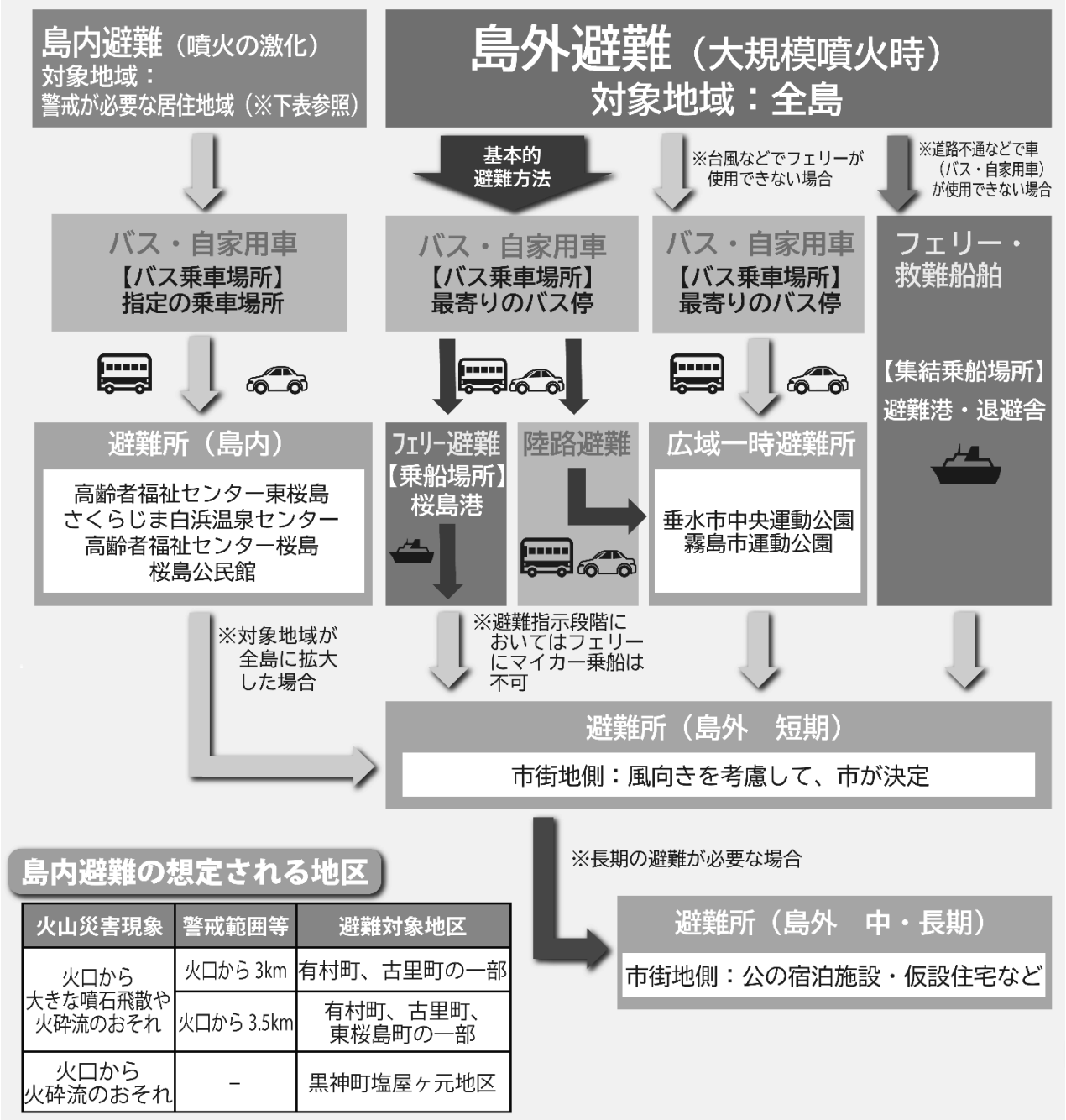

島内避難の想定される地区

火山災害現象	警戒範囲等	避難対象地区
火口から 大きな噴石飛散や 火砕流のおそれ	火口から 3km	有村町、古里町の一部
	火口から 3.5km	有村町、古里町、 東桜島町の一部
火口から 火砕流のおそれ	－	黒神町塩屋ヶ元地区

図　避難対応の流れ（イメージ）

※各対応の判断をする際、火山の状況を鹿児島地方気象台及び京大火山センター等に確認する。

第５節　避難対象区域〔火山ハザードマップ関連〕

避難対象区域については、地域防災計画や火山ハザードマップにおいて想定している噴火のケースに応じて、島内避難、又は島外避難に分けて設定するものとする。

１　島内避難を実施する場合（昭和火口・南岳山頂火口の活動の活発化に伴う）

(1) 避難対象区域

①　噴石等の影響を受けると想定される昭和火口・南岳山頂火口から3km以内の地域

対象地区	世帯数 人数	避難方法	避難 経路	避難所(所在地)	想定される 災害
有村町有村地区	31世帯 48人	自家用車・ 避難用バス	国道 224号	高齢者福祉センター東桜島 (鹿児島市 東桜島町720番地)	・噴石 ・火砕流 ・溶岩流
古里町古里東地区の一部(火口から3km以内)					

令和4年7月現在

②　噴石等の影響を受けると想定される昭和火口・南岳山頂火口から3.5km以内の地域

対象地区	世帯数 人数	避難方法	避難 経路	避難所(所在地)	想定される 災害
有村町有村地区	31世帯 48人	自家用車・ 避難用バス	国道 224号	高齢者福祉センター東桜島 (鹿児島市 東桜島町720番地)	・噴石 ・火砕流 ・溶岩流
古里町古里東地区					
古里町古里西地区	29世帯 49人			高齢者福祉センター桜島 桜島公民館 (鹿児島市 桜島横山町1722番17号)	
東桜島町の一部(火口から3.5km以内)	38世帯 60人				

令和4年7月現在

③　火砕流のおそれがある地域

対象地区	世帯数 人数	避難方法	避難 経路	避難所(所在地)	想定される 災害
黒神町塩屋ヶ元地区	17世帯 26人		県道 26号線	さくらじま白浜温泉センター (鹿児島市 桜島白浜町1269番地)	・火砕流 ・溶岩流

令和4年7月現在

(2) 避難対象区域図

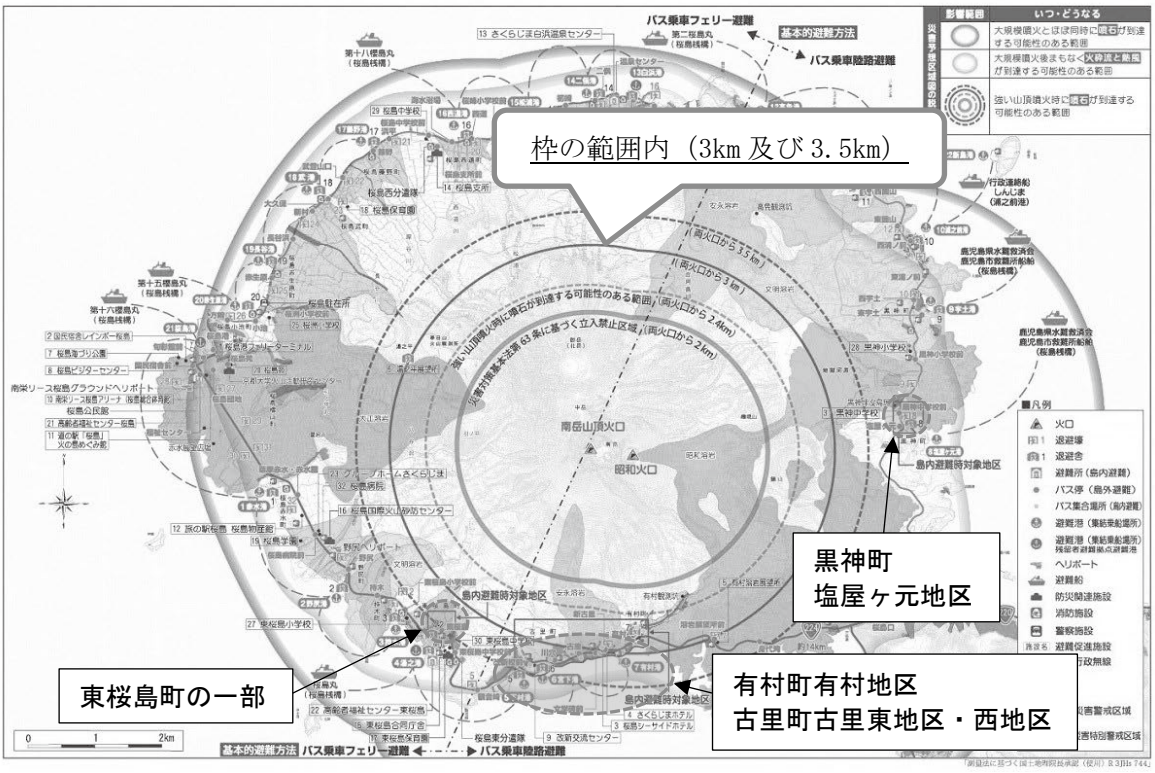

図　桜島火山ハザードマップより（枠が示す火口から3km及び3.5kmの範囲）

2　島外避難を実施する場合

（1）避難対象区域

桜島全島

対象地区	世帯数 人数	避難経路	想定される 災害
桜島全島	1,790世帯 3,545人	■基本的避難方法（避難用バス及び救難船舶による避難） 【バス乗車フェリー避難： 桜島白浜町から西側及び東桜島町から西側】 最寄りのバス停→🚌→集結乗船場所（桜島港）🚢→ 市街地上陸→🚌→避難所※ 【バス乗車陸路避難： 高免町から東側及び有村・古里地区】 最寄りのバス停→🚌→桜島口→🚌→避難所※ ※降灰の方向により北部又は南部の代替避難所へ	・両山腹噴火（プリニー式噴火）による噴石 ・火砕流 ・溶岩流 ・大量軽石・降灰
		■海上避難方法（救難船舶による避難） 集結乗船場所（避難港）→🚢→市街地上陸→🚌→避難所※ ※降灰の方向により北部又は南部の代替避難所へ	
		■陸上避難方法（避難用バスによる避難） 最寄りのバス停→🚌→広域一時避難所→避難所※ ※降灰の方向により北部又は南部の代替避難所へ	

令和4年7月現在

（2）避難対象区域図

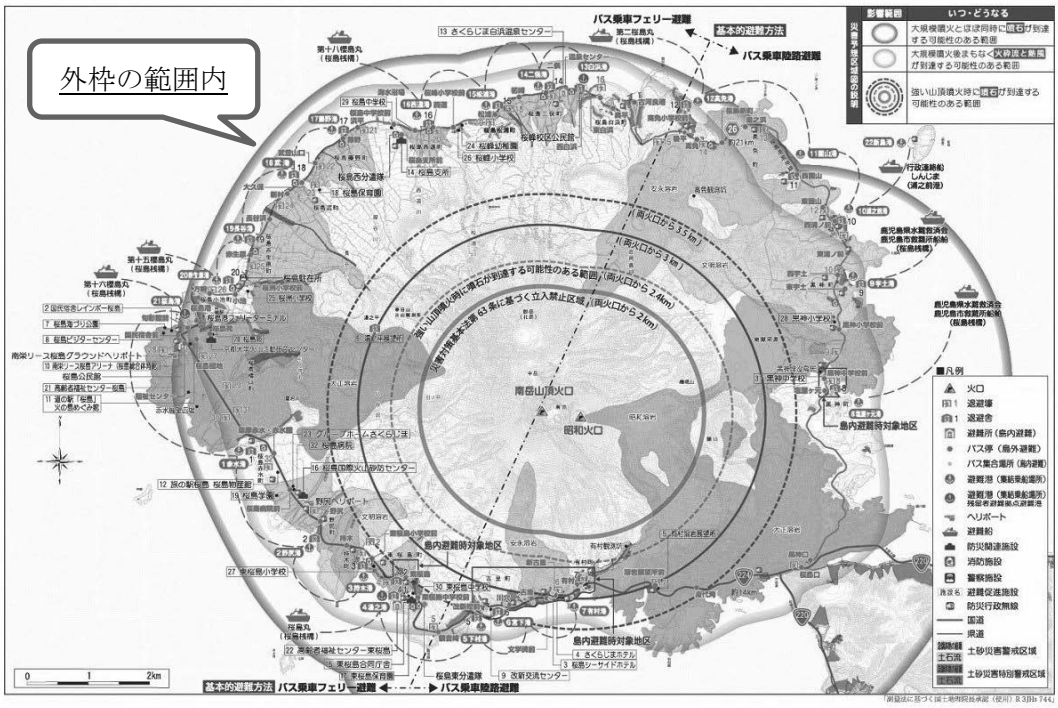

図　桜島火山ハザードマップより（外枠の範囲）

第６節　防災対応〔噴火警戒レベル関連〕

桜島の噴火警戒レベルごとの防災対応

桜島の噴火警戒レベルと防災対応

<table>
<tr><th rowspan="2">噴火警戒レベル</th><th rowspan="2">想定される状況</th><th colspan="2">住民等への対応</th><th rowspan="2">登山者、入山者等への対応</th></tr>
<tr><th>対象地域</th><th>対　　応</th></tr>
<tr><td rowspan="3">5（避難）</td><td>桜島島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が発生、あるいは切迫している。（大正噴火クラスの噴火）</td><td>全島</td><td>島外避難指示発令</td><td rowspan="9"></td></tr>
<tr><td>噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され、島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が切迫している。</td><td>全島</td><td>島外避難指示発令</td></tr>
<tr><td>溶岩流が流出し一部居住地域へ切迫している。
（昭和噴火クラスの噴火）
あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が到達あるいは切迫している。</td><td>危険な居住地域</td><td>島内又は島外避難指示発令</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4（高齢者等避難）</td><td>島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が予想される。
（大正噴火クラスの噴火）</td><td>全島</td><td>島外高齢者等避難
（状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ）</td></tr>
<tr><td>噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され、島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が予想される。</td><td>全島</td><td>島外高齢者等避難
（状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ）</td></tr>
<tr><td>溶岩流が流出し一部居住地域へ到達が予想される。
（昭和噴火クラスの噴火）
あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が予想される顕著な地殻変動や地震の頻発が観測され、規模の大きな噴火の発生が予想される。（平成 27 年 8 月 15 日）</td><td>警戒が必要な居住地域</td><td>島内又は島外高齢者等避難
（状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ）</td></tr>
<tr><td>3（入山規制）</td><td>南岳山頂火口及び昭和火口から半径 2km 以内へ火砕流や噴石が到達、あるいは予想される。</td><td>警戒が予想される居住地域</td><td>状況に応じて要配慮者へ島内又は島外避難準備の呼びかけ</td><td rowspan="3">災害対策基本法第 63 条に基づき、従来の南岳山頂火口及び昭和火口から半径 2km 以内の立入禁止を継続する。</td></tr>
<tr><td>2（火口周辺規制）</td><td>半径 1km 以内へ噴石が到達あるいは予想される。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1（活火山であることに留意）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※　桜島の新たな火口から噴火が発生した場合は、南岳山頂火口及び昭和火口からの規制に準じて防災対応を行う。

※　火砕流や噴石が南岳山頂火口及び昭和火口から半径 2km を超えて到達したが、居住地には影響しないときに、噴火警戒レベルは 3 のままで噴火警報が更新発表された場合等は、別途、防災対策を講じることがある。

昭和火口／南岳山頂火口の活動の活発化に伴う防災対応

（１）火砕流

火砕流の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
①　火砕流の流下が火口から1.5km 以内	レベル３（入山規制）	状況に応じて注意喚起
②　火砕流の流下が火口から1.5km を超え、居住地域への接近が予想される。	レベル３（入山規制）気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③　火砕流の先端（熱風を含む）が火口から到達距離 2km を越え、東側で地獄河原に到達。南東側では有村川上流から中流域に到達	レベル４（高齢者等避難）	高齢者等避難（避難所の開設、対象地域の高齢者等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
④　火砕流の先端（熱風を含む）が火口から到達距離 2.5km 付近。東側で地獄河原を流下。南東側は有村川中流から下流域に到達するか到達が切迫	レベル５（避難）	避難指示（対象地域の住民等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

（２）噴石

噴石の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
①　噴石が 2km 以内に飛散	レベル３（入山規制）	状況に応じて注意喚起
②　噴石が 2km を超え 2.4 km以内に飛散	レベル３（入山規制）気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③　噴石が 2 kmを超えて 2.4km 以内に 24 時間以内に 3 回飛散し、かつ居住地域近くに飛散	レベル４（高齢者等避難）	高齢者等避難（避難所の開設、火口から 3km 以内の有村・古里地区の高齢者等は避難） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
④　噴石が 2.4km を超え 3km 以内に飛散	レベル５（避難）	・避難指示 （火口から 3km 以内の地域） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
⑤　噴石が 3km を超え 3.5km 以内に飛散	レベル５（避難）	・避難指示 （火口から 3.5km 以内の地域） 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

※　昭和火口の活動の活発化に伴う火砕流や噴石に対する防災対応については、上記を基本に対応するものとする。しかしながら、火山活動は、実際には様々なケースをたどることが想定されることから、それぞれのケースに応じて桜島火山防災連絡会など関係機関と協議しながら防災対応を図るものとする。

※　噴火警戒レベルは、状況例を総合的に評価して決定される。また、状況例は、今後の桜島の活動状況等により見直しが行われるものである。

参考：桜島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)	・全島に影響する溶岩流や火砕流、大きな噴石の飛散 【過去事例】 天平噴火(768 年)、文明噴火(1471 年～1476 年)、安永噴火(1779 年～1782 年)、大正噴火(1914 年) ・噴火が発生し、溶岩流や火砕流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火の発生が切迫している 【昭和噴火(1946 年)の事例】 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達 ・島内の居住地域に大きな噴石が飛散 【過去事例】 1986 年 11 月 23 日：古里温泉のホテルに大きな噴石が直撃 2020 年 6 月 4 日：東桜島町の居住地域付近に大きな噴石が飛散
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される 【大正噴火(1914 年)の事例】 1 月 11 日（噴火開始前日）：有感地震多発 【昭和噴火(1946 年)の事例】 3 月 9 日（溶岩流出数時間前）：噴火活動の活発化 ・島内の居住地域近くまで大きな噴石が飛散 【過去事例】 1980 年代に時々発生
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)	・火口から概ね 2km 以内に大きな噴石が飛散 【過去事例】 1970 年代から 80 年代、2000 年 10 月 7 日の噴火等 ・火口から概ね 2km 以内に火砕流が到達 【過去事例】 1984 年 7 月 21 日：南岳山頂火口から約 1.2km まで到達 2008 年 2 月 6 日：昭和火口から約 1.5 kmまで到達等 ・地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね 2km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 2007 年からの昭和火口の活動等、ほか事例多数

		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	・火口から概ね 1km 以内に噴石飛散 【過去事例】 事例多数
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏。火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 1950 年～1955 年のうちの静穏期

注 1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
注 2）レベル 1～3 では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。レベル 4、5 についてはこれら火口からの噴火に加え、大規模噴火を含む山腹からの噴火も想定している。
注 3）レベル 1～3 では、南岳山頂火口及び昭和火口から 2km の範囲を立入禁止区域とする。
注 4）過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は、保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。
注 5）レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時)」を発表する。

噴火警戒レベルの活用にあたっては、以下の点に留意する必要がある。
・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なる。
・降雨時の土石流等、噴火警報の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも留意すること。

参考：対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード

噴火警戒レベル導入火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方
噴火警報	**噴火警報（居住地域）** 又は **噴火警報**
	噴火警報（火口周辺） 又は **火口周辺警報**
噴火予報	－

対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況
居住地域及びそれより火口側	**レベル 5（避難）**	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	レベル 4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	**レベル 3（入山規制）**	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口から少し離れた所までの火口周辺	**レベル 2（火口周辺規制）**	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口内等	**レベル 1（活火山であることに留意）**	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

海底火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方
噴火警報	**噴火警報（周辺海域）**
噴火予報	－

対象範囲	警戒事項等（キーワード）	火山活動の状況
周辺海域	海底火山及びその周辺海域で警戒 **（周辺海域警戒）**	海底火山及びその周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
直上	**活火山であることに留意**	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

桜島の噴火警戒レベル判定基準　　令和４年３月 31 日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	【大規模噴火が切迫】 ・山腹噴火が発生もしくは切迫 山腹からの噴火が開始するか、極めて顕著な山体膨張（島内の傾斜計のいずれかで 100 マイクロラジアンが観測され、大きな地震活動（マグニチュード５ならば１回、マグニチュード４ならば２回）が伴った場合は、大規模噴火発生の可能性が切迫していると考え、全島を警戒が必要な範囲とする ・火砕流が居住地域近く（居住地域まで数 100m）に到達 ・溶岩流が居住地域付近（居住地域まで概ね 100m）に到達	噴火が発生しなかった場合は、観測データにより活動低下が２週間以上続けて認められた場合。 山腹噴火が発生した場合は、新たに形成された火口からの警戒が必要な範囲を定める必要がある。居住地域が溶岩流や火砕流に被災した場合は、当該現象が終息した後、関係機関等の対策を考慮しながら、必要に応じ、噴火警戒レベルの再設定を行う。
	【これまでみられたような噴火（ブルカノ式噴火）の激化】 ・大きな噴石が火口から概ね 2.4km を超え３km 以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね３km とする。火口から概ね３km を超え 3.5km 以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね 3.5km とする ・火砕流が居住地域近く（居住地域まで数 100m）に到達	大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が３日間発生しない場合。
4	【大規模噴火の可能性】 ・溶岩の流出により溶岩が居住地域に接近（居住地域まで 500m） ・2015 年８月 15 日のような顕著な地殻変動（島内の傾斜計で１時間に１マイクロラジアン以上）を観測した場合は、火口から３km を警戒が必要な範囲とするが、桜島付近を震源とするマグニチュード２以上の地震が 10 回以上（12 時間以内）発生した場合は、山腹噴火の可能性が高まったとして、全島を警戒が必要な範囲とする	・溶岩流の流下が居住地域到達前に停止し、居住地域に影響がないと判断された場合。 ・噴火が発生しなかった場合は、観測データにより活動低下が２週間以上続けて認められた場合。
	【これまでみられたような噴火(ブルカノ式噴火)の激化の可能性】 ・大きな噴石が２km を超えて 2.4km 以内に 24 時間以内に３回飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね３km とする ・火口から約２km を超える火砕流が発生もしくはその可能性。次のいずれかで判断する ①火砕流が発生して、到達距離が火口から２km を超えた場合 ②目視できる場合は、火砕流が発生し、到達距離が確認できない場合でも、噴煙量階級６（きわめて多量）の噴煙が 10 分以上続く場合 ③目視できない場合は、島内の傾斜計において、数時間で１マイクロラジアンの変動が予想される場合	大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が３日間発生しない場合。
3	【火口から概ね２km を超え 2.4km まで影響を及ぼす噴火の発生】 ・大きな噴石を火口から２km を超え 2.4km 以内に飛散させる噴火が発生 【火口から概ね２km を超え 2.4km まで影響を及ぼす噴火の可能性】 ・大きな噴石を火口から２km 近くまで飛散させる噴火が発生 ・火砕流の流下が火口から概ね 1.5km を超え、居住地域への接近が予想される場合	大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が３日間発生せず、さらなる活動の活発化が見られない場合、レベル３のまま警戒が必要な範囲を火口から概ね２km までとする。
	【火口から概ね２km まで影響を及ぼす噴火の可能性】 姶良カルデラへのマグマの供給が継続している中で、火口から２km までに大きな噴石を飛散する噴火を長期間にわたり繰り返していることから、現時点ではレベル３（警戒が必要な範囲は火口から概ね２km）以上の運用を基本とする。	

・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定する。
・この判定基準は、気象庁内及び桜島火山防災協議会における検討を経て、また新たな事例等を通じて順次修正される。なお、レベル２（警戒が必要な範囲は火口から概ね１km）以下については、活動が長期的にわたり静穏な状態になった場合等に、火山防災協議会で改めて必要な防災対策等を検討した上で運用する。
・ここでいう「大きな噴石」とは、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
・レベル５からレベルを下げる場合にはレベル４ではなくレベル３に下げるものとする。
・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。

第２章　防災体制

第１節　防災体制の考え方

１　応急対策の準備及び実施

応急対策の準備及び実施については、地域防災計画に基づき、避難者及び避難誘導等従事者の人命の安全を第一に考えた体制で行うものとする。

２　実施責任者

実施責任者は次のとおりとし、相互に協力し、住民等の避難及び救助等の応急対策を実施するものとする。

各実施責任者は、これらの応急対策を実施するため、 災害対策の組織等についてあらかじめ定めておくものとする。

対　策　内　容	実　施　責　任　者
火山活動その他異常現象等の基礎情報の収集、通報	鹿児島市長（危機管理課、消防局警防課） 警察署長
火山活動その他異常現象等の観測及び噴火予報・警報の発表	鹿児島地方気象台長
避難指示等の措置及び避難誘導	鹿児島市長（危機管理課、消防局警防課） 警察署長、鹿児島海上保安部長
輸送機関の動員及び従事命令	九州運輸局鹿児島運輸支局長 県知事(危機管理課、鹿児島地域振興局総務企画部、社会福祉課)
陸上警備及び対策情報の収集	鹿児島市長（危機管理課）、警察署長
海上警備及び対策情報の収集	鹿児島海上保安部長
避難所の設置及び炊き出し、 被服寝具等の給与及び貸与	鹿児島市長（地域福祉課）、 関係市町村長、県知事（危機管理課）
避難者及び各対策要員の医療	鹿児島市長（市立病院）、市医師会長 日本赤十字社鹿児島県支部長 県知事（保健福祉部）
鹿児島港内の整理	県知事（鹿児島地域振興局建設部） 鹿児島海上保安部長
各種情報の収集伝達及び各対策の総合調整	県知事（危機管理課、鹿児島地域振興局総務企画部）
道路通行規制	国土交通省、県知事（道路維持課）、 鹿児島市長（危機管理課）
避難・救助に関する広域調整	県知事（危機管理課）

（注）社会福祉課の実施責任は災害救助法の適用時のみ

第２節　初動体制（職員の参集等）とその後の体制

１　連絡・参集体制

鹿児島市域に大規模な災害の発生又は大規模な災害が発生するおそれがあるときは、危機管理指針で規定する危機レベルに対応した体制をとる。

(1) 配備基準及び組織体制

組織体制	責任者	配備基準
情報連絡体制 【５部長会議】	危機管理課長 【危機管理局次長】	噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表される等、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。
警戒体制 災害警戒本部体制	危機管理局長（本部長）	ア　噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報（警報範囲の拡大）において、居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす噴火が発生したとき。 イ　有感地震が多発するなど、住民が自主的に避難する等情勢が悪化したとき。 ウ　他の自然災害が複合的に発生し、住民等の早めの避難誘導が必要と判断されたとき。 エ　知事の要請によるとき。
非常体制 災害対策本部体制	市長（本部長）	ア　桜島火山の大爆発又は噴火警戒レベル4(高齢者等避難)又は噴火警戒レベル5(避難)の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは市長が大噴火が切迫している状態又は事態が重大と認める場合 イ　知事の要請によるとき。

※　災害警戒本部の廃止は、災害発生のおそれがなくなったとき及び噴火警戒レベル3において、警戒範囲が2kmまでになったとき、又は災害対策本部が設置されたときを基本とする。

※　災害対策本部の廃止及び段階的な縮小は、災害発生のおそれがなくなり、噴火警戒レベル3において、警戒範囲が2kmまでになったとき、又は災害応急対策がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったときを基本とし、噴火警戒レベルの低下等に応じて縮小する。

(2) 勤務時間外における参集体制（自主登庁）

勤務時間外に自宅等において鹿児島市域に大規模な災害の発生又は大規模な災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに自らの判断で登庁するものとする。

大規模な災害が発生するおそれとは、(1) 配備基準及び組織体制の非常体制の配備基準のことをいう。

本人や家族が被災するなど、直ちに登庁できない場合は、所属長等へその旨を連絡する。

①　登庁場所（参集先）

原則、所属する勤務場所に登庁するものとする。

災害の状況により、所属する勤務場所への登庁が困難な場合には、最寄りの市の機関へ登庁するものとする。

②　登庁報告

登庁した職員は、登庁途上において見聞きした被害状況等を直属の上司又は登庁した対策部を統括する者に報告する。

各課においては、その対策部等の職員の登庁状況を防災情報システム（出勤状況の登録）に入力し、各対策部長においては、対策部等の職員の登庁状況及びその対策部等に所属しない者の登庁状況について、総務対策部人事班（人事班が成立していない場合は本部総括班）に定期的に報告する。

２　配備体制

配備は、災害の規模に応じて、下表の第1配備から第3配備までに区分し、状況に応じて適宜、変更する。

配備区分	配備時期	活動内容	配備基準
第１配備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで災害対策本部が設置されたとき。	噴火警報・予報等の火山に関する情報のほか、気象情報等及び災害情報等の収集連絡並びにその他災害応急対策の準備を行う。	災害応急対策の準備を行うために、災害連絡員のほか必要な要員を配備する。
第２配備	大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 （広範囲にわたり避難所を運営している場合など）	災害応急対策に対処し得る程度の要員を確保し、各種災害応急対策を実施する。	各対策部で、災害対応を行うために必要な職員を常時配備する。
第３配備	大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な被害が発生したとき。 火山災害と、風水害、震災、津波災害等の自然災害又は海上輸送を妨げる台風等の荒天や避難路を損壊させる地震等の発生中に火山災害が発生するなどの複合災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 （災害救助法が適用された場合など）	市内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、又は常時配備できるよう待機体制をとり、災害応急対策を実施する。	全職員を動員する。 （半数程度の職員を常時配備する。）

桜島爆発災害警戒本部設置系統図

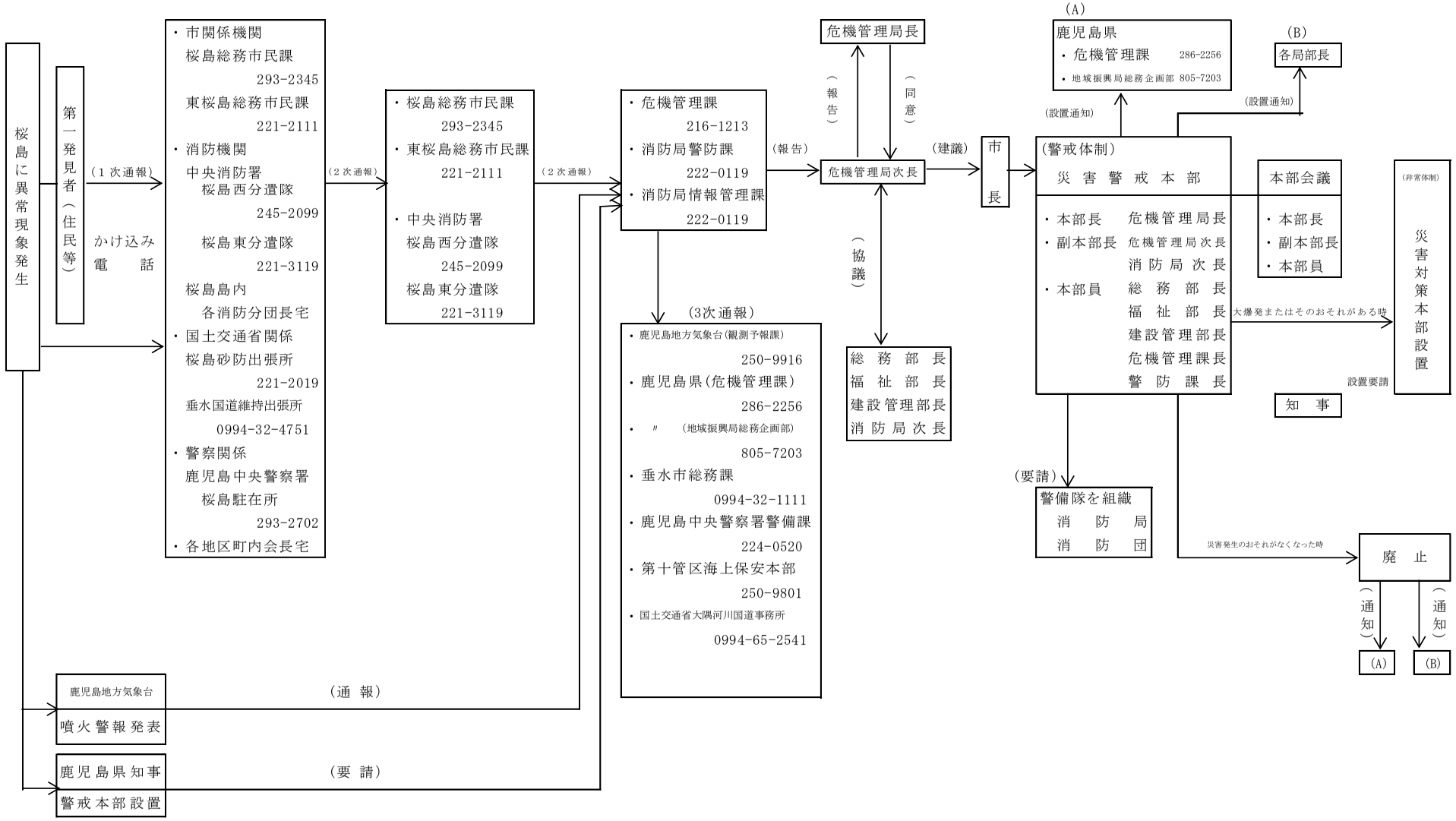

【参考　鹿児島市地域防災計画　火山災害対策編　第３章　第１節より】

各対策部の所掌の詳細は、鹿児島市災害対策本部の組織編成及び所掌事務【資料編資料第13・Ⅰ-13】に基づく

別表１

鹿児島市災害対策本部組織

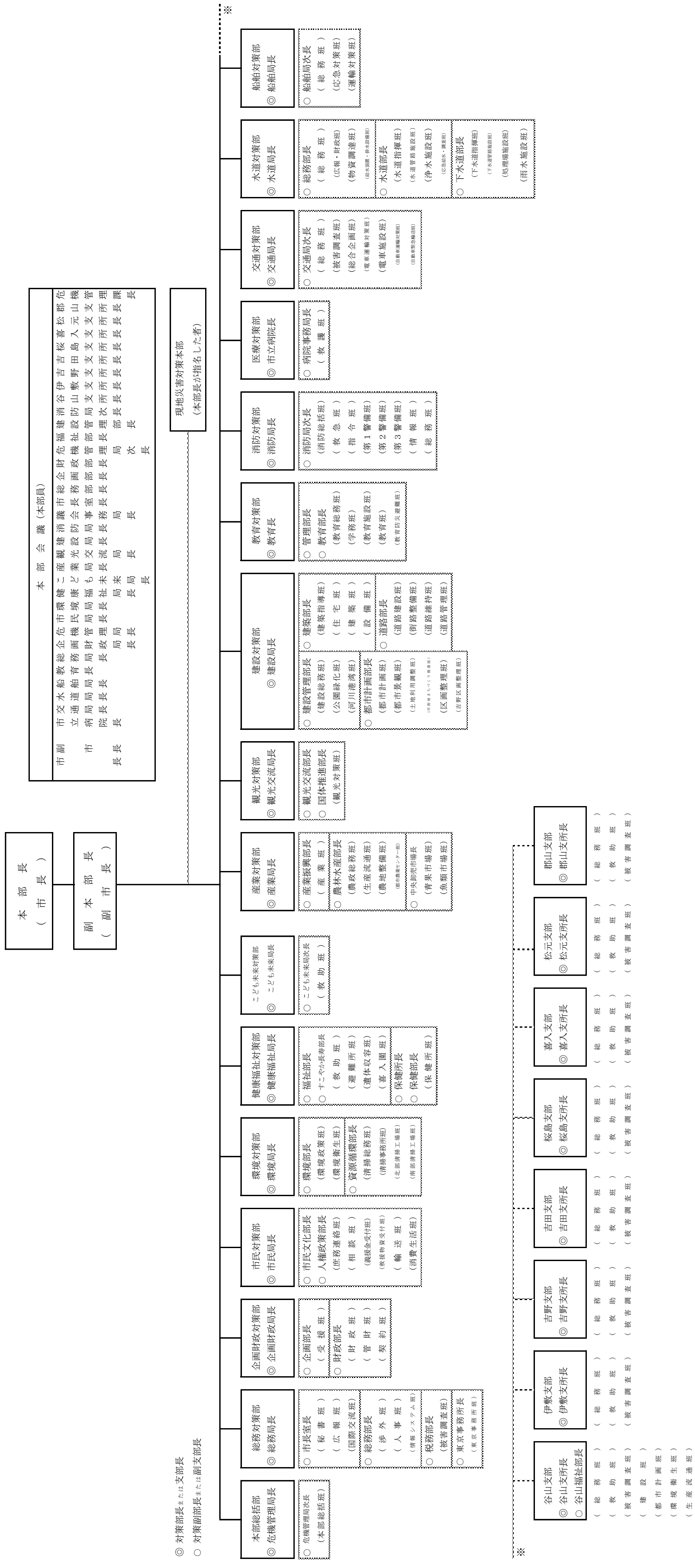

【参考　鹿児島市地域防災計画　火山災害対策編　第３章　第１節より】

現地災害警戒本部の組織、構成、所掌事務

職　名	充　当　職	所　掌　事　務
現地警戒本部長	桜島支所長	・災害警戒本部長の命を受け、現地警戒本部の事務を統括する。
現地警戒副本部長	桜島総務市民課長 東桜島総務市民課長	・現地警戒本部長を補佐し、現地警戒本部長に事故や不測の事態があった場合は、桜島総務市民課長、東桜島総務市民課長の順に、その職務を代理する。
現地警戒本部員	（桜島支部） 桜島総務市民課長　兼務 東桜島総務市民課長　兼務 桜島税務課長 桜島保健福祉課長 桜島農林事務所長 東桜島農林事務所長 桜島建設事務所長 （消防対策班） 中央消防署副署長	・災害警戒本部との連絡調整に関すること。 ・異常現象及び災害状況等の情報収集及び伝達に関すること。 ・住民等に対する情報提供、指示伝達及び相談窓口に関すること。 ・住民等の事前避難の情報収集及び伝達に関すること。 ・その他必要な事項
現地警戒要員	所属長がその所属する職員のうちから指名する。	

別表３　現地災害対策本部の組織、構成、所掌事務

職　名	充　当　職	所　掌　事　務
現地災害対策本部長	桜島支所長	・災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を統括する。
現地災害対策副本部長	桜島総務市民課長 東桜島総務市民課長	・現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故や不測の事態があった場合は、桜島総務市民課長、東桜島総務市民課長の順に、その職務を代理する。
現地災害対策本部員	（桜島支部） 桜島総務市民課長　兼務 東桜島総務市民課長　兼務 桜島税務課長 桜島保健福祉課長 桜島農林事務所長 東桜島農林事務所長 桜島建設事務所長 （消防対策班） 中央消防署副署長	・災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・災害状況等の情報収集及び伝達に関すること。 ・住民等に対する情報提供、指示伝達及び相談窓口に関すること。 ・住民避難等についての住民への指示伝達に関すること。 ・住民避難等の情報収集及び伝達に関すること。 ・島内避難の場合の一時避難所開設等に関すること。 ・関係機関との協力に関すること。 ・引き上げ撤収に関すること。 ・その他必要な事項
現地災害対策要員	所属する職員 ※対策要員がさらに必要な場合は、人事班長に依頼し、人員を確保するものとする。	

【参考】　住民避難時の主たる対応にあたる各対策部の動き（鹿児島市）

噴火警戒レベル（タイムライン）			本部総括部	現地災害対策本部	総務対策部	健康福祉対策部
レベル3	入山規制	【警戒範囲:2.4kmに拡大】 ・噴石2km飛散	【災害警戒本部体制】 ・気象台から情報収集 ・無線による注意喚起 ・市ＨＰ等による広報	【現地警戒本部体制】 ・市道通行止め実施 （2.4km付近）	【災害警戒本部体制】	【災害警戒本部体制】
		【異常事象等の連絡】 ・地殻変動、有感地震、火山ガス等、気象台・京大や住民からの通報・連絡	【情報連絡体制】 ・要員参集 【状況に応じて、５部長会議】 ・住民等への情報伝達（防災無線、ＨＰ等） ・レベル4準備 ・情報収集（気･京･現）	【情報連絡体制】 ・要員参集 ・住民等への情報伝達（町内会長） ・レベル4準備 ・前兆現象の監視強化	【情報連絡体制】 ・要員参集 ・住民等への情報伝達（ＨＰ等･報道対応） ・レベル4準備 （ＨＰ等・報道対応）	【情報連絡体制】 ・要員参集 ・住民等への情報伝達（福祉施設） ・レベル4準備 （避難所開設）
レベル4	避難準備・高齢者等避難開始 ↓ 避難勧告	警戒事態 【警戒範囲：一部居住地域に拡大】 （例：３km圏） ・噴石飛散 ・顕著な地殻変動、地震 ・溶岩流出	【災対本部体制】 ●避難準備情報発令 ・要員追加参集 ・住民等への情報伝達（防災無線） ・情報収集（気･京･現） ・本部会議開催 ・要支援者の避難実施(3地区) ●状況次第で避難勧告 ・3地区住民の島内避難(市バス要請) ・避難状況とりまとめ(住民･避難促進施設) ・島外避難の準備	【現地災対本部体制】 ・要員追加参集 ・住民等への情報伝達（町内会長） ・前兆現象の監視強化 ・現地本部会議 ・要支援者の避難補助(3km圏) ・避難状況の確認･報告 ・3地区住民の島内避難（市バス割振り） ・住民説明会 ・島外避難の準備	【災対本部体制】 ・要員追加参集 ・住民（外国人含む）等への情報伝達(ＨＰ等) ・記者会見（両課長） ・応援要員追加配置 （避難所等） ・島外避難の準備 （要員）	【災対本部体制】 ・要員追加参集 ・福祉施設・医療機関への情報伝達・収集 ・福祉施設利用者の避難状況確認 ・避難所開設(島内) ・避難所運営 ・避難者名簿作成 ・避難所環境整備 ・避難者健康管理 ・ペット受入 ・島外避難の準備
		【警戒範囲：全島に拡大】 山腹噴火クラス ・顕著な地殻変動＋有感地震 ◇：フェリーが使用できない場合の陸上輸送	【災対本部体制】 ●避難準備情報発令 ・住民等への情報伝達（防災無線） ・情報収集（気･京･現） ・本部会議開催 ・要支援者の避難実施 ●状況次第で避難勧告 ・島外避難（救難船舶／◇バス車両要請） ◇広域一時避難所要請 ・避難状況とりまとめ(住民･避難促進施設)	【現地災対本部体制】 ・住民等への情報伝達（町内会長） ・前兆現象の監視強化 ・現地本部会議 ・避難経路安全確認 ・避難港･退避舎の準備 ・要支援者の避難補助 ・避難状況の確認･報告 ◇避難バス割振り ・段階的本部撤収 ・住民説明会	【災対本部体制】 ・住民（外国人含む）等への情報伝達(ＨＰ等) ・市長会見 ・記者会見（両課長）	【災対本部体制】 ・福祉施設・医療機関への情報伝達・収集 ・福祉施設利用者の避難状況確認 ・市街地避難所、福祉避難所開設 ・避難所運営 ・避難者名簿作成 ・避難所環境整備 ・避難者健康管理 ・ペット受入 ・島外避難の準備
レベル5	避難勧告 ↓ 避難指示（緊急）	非常事態 【警戒範囲：一部居住地域に拡大】 （例：3km圏） ・噴石飛散 ・溶岩流が居住地域へ接近	【災対本部体制】 ●避難勧告・指示発令 ・住民等への情報伝達（防災無線） ・3地区住民の島内避難(市バス要請) ・避難状況とりまとめ(住民･避難促進施設)	【現地災対本部体制】 ・住民等への情報伝達（町内会長） ・前兆現象の監視強化 ・現地本部会議 ・3地区住民の島内避難（市バス割振り） ・避難状況の確認･報告	【災対本部体制】 ・応援組織体制準備完了	【災対本部体制】 ・福祉施設等への伝達・避難状況確認 ・避難所開設・運営 ・避難者名簿作成 ・避難所環境整備 ・避難者健康管理 ・ペット受入れ
		【警戒範囲：全島に拡大】 山腹噴火クラス ・顕著な地殻変動＋有感地震 ・大規模噴火の切迫・発生	【災対本部体制】 ●避難勧告・指示発令 ・住民等への情報伝達（防災無線） ・島外避難（救難船舶／◇バス車両要請） ・自衛隊要請 ◇広域一時避難所要請 ・避難状況とりまとめ(住民･避難促進施設)	【現地災対本部体制】 ・住民等への情報伝達（町内会長） ・避難経路安全確認 ・避難港･退避舎の準備 ・避難状況の確認･報告 ◇避難バス割振り ・段階的本部撤収 ・住民説明会	【災対本部体制】 ・住民（外国人含む）等への情報伝達(ＨＰ等) ・市長会見 ・記者会見（両課長）	【災対本部体制】 ・福祉施設等への伝達・避難状況確認 ・避難所開設・運営 ・避難者名簿作成 ・避難所環境整備 ・避難者健康管理 ・ペット受入れ ・長期避難生活支援

※平成 27 年度図上訓練における措置を基に作成（事例）

観光交流対策部	建設対策部	消防対策部	交通対策部	船舶対策部
	【災害警戒本部体制】 ・市道通行止め指示（2.4km付近） ・応援組織体制準備	【災害警戒本部体制】 ・消防車両による注意喚起 ・被害調査		
【情報連絡体制】 ・要員参集 ・観光施設への情報伝達 ・レベル4準備 （観光関係広報）	【情報連絡体制】 ・要員参集 ・レベル4準備 （道路規制）	【情報連絡体制】 ・要員参集 ・住民等への情報伝達（消防車両） ・レベル4準備 （避難誘導） ・前兆現象の監視強化	【情報連絡体制】 ・要員参集 ・レベル4準備 （バス輸送）	【情報連絡体制】 ・要員参集 ・レベル4準備 （フェリー輸送）
【災対本部体制】 ・要員追加参集 ・観光施設・旅行会社への情報伝達・収集 ・観光施設の閉鎖（湯之平、有村） ・情報発信（ＨＰ等、案内所） ・島外避難の準備	【災対本部体制】 ・要員参集 ・（状況次第）道路規制 ・国県道情報共有 ・島外避難の準備 ・応援組織体制準備完了	【災対本部体制】 ・要員追加参集 ・住民等への情報伝達（消防車両） ・前兆現象の監視強化 ・要支援者の避難誘導（3地区） ・3地区住民の避難誘導 ・避難状況把握 ・残留者捜索 ・島外避難の準備	【災対本部体制】 ・要員追加参集 ・要支援者のバス輸送（3地区） ・3地区住民のバス輸送 ・島外避難の準備	【災対本部体制】 ・要員追加参集 ・情報発信（ターミナル、船内） ・島外避難の準備
【災対本部体制】 ・観光施設・旅行会社への情報伝達・収集 ・観光客の避難状況確認 ・観光施設の閉鎖（島内全施設） ・情報発信（ＨＰ等、案内所）	【災対本部体制】 ・接岸に向けた避難港の状況と水深の確認 ・水深確保（浚渫） ・応援組織体制準備完了	【災対本部体制】 ・京大火山センターに1名配置 ・消防警備隊編成 ・要支援者の避難誘導（全島）	【災対本部体制】 ・要支援者のバス輸送（全島） ・バス輸送（桜島桟橋→避難所） ◇フェリーが使用できない場合の陸上輸送（現対本部→バス集合場所→広域一時避難所→市街地避難所）	【災対本部体制】 ・避難勧告後の住民への車両乗船不可の事前告知 ・防災関係機関車両搬送（島内へ） ・海上輸送（各避難港→桜島桟橋） ・船上現対本部 ・防災関係機関車両搬送（島外へ撤収）
【災対本部体制】 ・観光施設等への情報伝達・収集 ・観光施設の閉鎖（湯之平・有村） ・情報発信（ＨＰ等、案内所）	【災対本部体制】 ・（状況次第）道路規制 ・国県道情報共有	【災対本部体制】 ・住民等への情報伝達（消防車両） ・3地区住民の避難誘導 ・避難状況把握 ・残留者捜索	【災対本部体制】 ・3地区住民のバス輸送	【災対本部体制】 ・情報発信（ターミナル、船内）
【災対本部体制】 ・観光施設・旅行会社への情報伝達・収集 ・観光客の避難状況確認 ・観光施設の閉鎖（島内全施設） ・情報発信（ＨＰ等、案内所）	【災対本部体制】 ・接岸に向けた避難港の状況と水深の確認 ・水深確保（浚渫） ・応援組織体制準備完了 ・国県道情報共有	【災対本部体制】 ・常備警備隊の追加 ・住民の避難誘導 ・避難状況把握 ・残留者捜索 ・段階的撤収	【災対本部体制】 ・バス輸送（桜島桟橋→避難所） ◇フェリーが使用できない場合の陸上輸送（現対本部→バス集合場所→広域一時避難所→市街地避難所）	【災対本部体制】 ・フェリーへの車両積み込み中止 ・フェリー最終便時刻の決定と周知 ・海上輸送（各避難港→桜島桟橋） ・船上現対本部 ・防災関係機関車両搬送（島外へ撤収）

※平成 27 年度図上訓練における措置を基に作成（事例）

【参考】　住民避難時の主たる対応にあたる各対策部の動き（関係機関①）

噴火警戒レベル（タイムライン）			鹿児島県警察本部警備課	第十管区海上保安本部	陸上自衛隊第12普通科連隊
レベル3	入山規制	【警戒範囲：2.4kmに拡大】 ・噴石2km飛散 【異常事象等の連絡】 ・地殻変動、有感地震、火山ガス等、気象台・京大や住民からの通報・連絡	【警備連絡室体制】から 【災害警備警戒本部体制】 ・警備部隊の待機 ・市道通行止め確認 ■鹿児島市（桜島）へ部隊派遣に伴うフェリー等の輸送手段確保	・情報収集 ・関係機関からの情報収集	・県へのリエゾン（ＬＯ）の派遣（情報収集） ・上級部隊との調整（航空機、装甲車、化学防護車） ※状況の切迫度に応じて
レベル4	避難準備・高齢者等避難開始 ↓ 避難勧告	警戒事態 【警戒範囲：一部居住地域に拡大】 又は 【警戒範囲：全島に拡大】 山腹噴火クラス	【現地災害警備警戒本部体制】 ・警備艇、県警察ヘリの待機 ・火山対策装備資機材の準備 ・交通規制・警備等の強化 ■鹿児島市へ避難行動要支援者名簿の提出依頼	【災害対策室】 ○情報収集 ・鹿児島県及び鹿児島市へリエゾン派遣 ・県及び市町の対応状況 ・県及び市町、関係機関からの要請事項 ○対応体制の確保 ・巡視船の現場配置 ・巡視舟艇、航空機の待機 ○情報伝達 ・気象庁から海上警報が発表された場合は、航行警報等により通航船舶等へ情報提供 ■鹿児島市へリエゾン派遣 ■鹿児島市へ桜島各地区における住民数、桜島フェリーの運航状況の確認	【連隊指揮所】 ・装備資機材等の準備 ・情報に基づく避難偵察 ・先遣初動要員派遣部隊準備完了（33名） ・連隊主力派遣準備 ・救助資材の準備（火災防護衣、化学資材）
レベル5	避難勧告 ↓ 避難指示（緊急）	非常事態 【警戒範囲：一部居住地域に拡大】 又は 【警戒範囲：全島に拡大】 山腹噴火クラス	【災害警備本部】 ○警備部隊派遣 ・避難誘導、広報 ・桜島及び垂水市道の駅たるみずから海潟漁港への立入規制 ・残留者確認 ・避難所警戒 ○九州管区警察局への災害派遣隊の派遣要請検討～実施（規模に応じて） ■鹿児島市へフェリーによる部隊輸送依頼	【災害対策室】 ○状況に応じて体制の増強 ○市町及び関係機関からの要請に基づく対応 ・巡視船による住民、残留者救出	・要避難地域への装甲車の移動 ・県警に車両移動に伴う交通規制依頼 ・災害派遣要請に基づく残留者捜索・救出

※平成27年度図上訓練における措置を基に作成（事例）

※平成 27 年度図上訓練における措置を基に作成（事例）

海上自衛隊	日本赤十字社鹿児島県支部	九州運輸局鹿児島運輸支局	大隅河川国道事務所（砂防）
－	・情報収集	【警戒体制】 ・情報収集 ・関係交通機関に対し安全運航（運行）を周知	・緊急減災対策工事検討（噴火後の土石流災害を想定） ・防災ヘリ「はるかぜ」出動準備 ・火山監視カメラの映像配信準備 ・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員の手配（通信関係） ・リエゾン隊員の手配
・連絡幹部の派出及び各関係機関、気象台からの情報収集	【災害警戒本部】 ・管内施設への警戒本部設置連絡（鹿児島赤十字病院、鹿児島県赤十字血液センター、特別養護老人ホーム錦江園） ・各施設の体制確認 ・日本赤十字社第6ブロック代表支部（福岡県支部）を通じて九州各県支部へ情報提供 ・管内の救援物資の在庫状況把握 ・九州各県支部の救援物資の在庫状況把握	【警戒体制、九州運輸局災害対策本部】 ・リエゾン派遣（観光施設及び観光客への周知の状況を含む） ・関係交通機関の運航（運行）状況等を確認 ・県・市からの緊急物資・人員等の緊急輸送に対する要請の有無の確認 ・関係団体（バス、タクシー、トラック、内航船、旅客船、港運等）へ緊急輸送を要請 ・要支援者移送車両手配の依頼があった場合は、タクシー協会に依頼 ・関係交通機関に対し安全運航（運行）を徹底 ■鹿児島市へ緊急物資・人員等の緊急輸送の要請有無の確認	・緊急減災対策工事着手（噴火後の土石流災害を想定） ・防災ヘリ「はるかぜ」出動 ・火山監視カメラの映像配信 ・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員の出動（通信関係） ・リエゾン隊員の出動
・災害派遣要請に基づき部隊を派出	【災害対策本部】 ・鹿児島赤十字病院に救護派遣の可能性に向けて準備を協議（状況に応じて他県支部への応援も検討） ・救援物資のニーズ調査 ・赤十字奉仕団及び防災ボランティアへ協力依頼 ■鹿児島市へ避難所の開設状況等を確認（救援物資の必要性の確認のため） ■鹿児島市へ住民避難の状況確認（避難時の救護班派遣の必要性等について）	【非常体制、九州運輸局災害対策本部】 ・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ派遣（運輸関係） ・リエゾン派遣継続（観光施設及び観光客への周知の状況を含む） ・県・市からのらの緊急物資・人員等の緊急輸送に対する要請の有無の確認 ・関係団体（バス、タクシー、トラック、内航船、旅客船、港運等）へ緊急輸送を要請 ・関係交通機関に対し安全運航（運行）を徹底 ■鹿児島市へ緊急物資・人員等の緊急輸送の要請有無の確認	・桜島砂防出張所及び工事関係者の島外退避準備

【参考】表　住民避難時の主たる対応にあたる各対策部の動き（関係機関②）

噴火警戒レベル（タイムライン）			大隅河川国道事務所（道路）	九州農政局鹿児島市支局	西日本電信電話鹿児島支店	九州電力㈱鹿児島電力センター
レベル3	入山規制	【警戒範囲を2km以上に広げる】 ・噴石2km飛散 異常事象等の連絡 （気象台・京大等関係機関や住民からの通報・連絡）		・九州農政局災害担当者との情報共有連絡、調整	ー	・情報収集 ・関係機関との連係
レベル4	避難準備・高齢者等避難開始 ↓ 避難勧告	警戒事態 （気象台からの通報・連絡） 【対象地域】 警戒が必要な居住地域（3km圏） 又は 【対象地域】 全島 山腹噴火クラス	・規模の大きな噴火に備え、道路交通規制（国道224号）の準備を行う。	・九州農政局災害担当者との情報共有連絡、調整 ・九州農政局災害対策本部設置及び、現地災害連絡室設置の検討 ・鹿児島県災害対策本部節地後のリエゾン派遣に向けた準備	【情報連絡室】 ・情報連絡会議を開催し情報収集及び情報共有 ・災害対策機器の準備（ポータブル衛星、移動電源車、衛星携帯電話、11Ｐ－50Ｍ　中継系無線システム） ・県災害対策本部へのリエゾン派遣準備（人選等）	【支社関係エリア内営業所　非常災害対策部　準備体制】 ・復旧資機材、注水がいし掃除器等の確認 ・情報収集 ・関係機関との連係
レベル5	避難勧告 ↓ 避難指示（緊急）	非常事態 （気象台からの通報・連絡） 【対象地域】 危険な居住地域(3km圏) 又は 【対象地域】 全島 山腹噴火クラス	【危険な居住地域（3km圏）】 ・安全な道路交通を確保するため噴石の飛散方向等を考慮して規制区間を協議のうえ決定 【全島】 ・桜島への入島を制限するため、大隅河川国道事務所は国道220号、国道224号の道路交通規制を実施	【九州農政局災害対策本部、現地災害連絡室の設置検討又は設置】 ※農林水産業に係る災害の把握や、食料・物資を緊急に調達・供給するため ・鹿児島県災害対策本部設置へのリエゾン派遣（状況に応じて事業所からも） ・市町から人的支援を求められた場合の協力体制の準備（避難所の運営、物資集積拠点の応急用食料の仕分け等） ■鹿児島市災害対策本部へのリエゾン派遣準備	【災害対策本部】 ・設備被害状況の把握 ・災害対策機器の配備計画策定と設置（不足分の上部機関への要請） ・避難所への特設公衆電話設置 ・災害用伝言ダイヤル171の開設依頼（本社災害対策室へ） ・県災害対策本部へのリエゾン派遣 ■鹿児島市への特設公衆電話設置場所（避難所）についての協議	【支社関係エリア内営業所　非常災害対策部　非常体制】 ・復旧資機材、注水がいし掃除器等の確認 ・情報収集 ・関係機関との連係

※平成 27 年度図上訓練における措置を基に作成（事例）

鹿児島県		
危機管理局	関係部局	鹿児島地域振興局
・情報収集 ・必要に応じ火山防災連絡会開催	・火山活動状況に応じて、道路通行規制の事前準備、島内での工事関係者に対し、注意喚起	【情報連絡体制】 ・情報収集 ■鹿児島市危機管理課と情報共有することを確認
・災害対策本部の設置 ・航空運用調整班の設置検討 ・必要に応じ火山防災連絡会開催 ・自衛隊、海保、警察等との調整（必要に応じて要請） ・各機関Loの受入調整 ・現地本部等へ県職員派遣調整	・火山活動状況に応じて、道路通行規制の事前準備又は規制。島内での工事関係者に対し、注意喚起又は工事中止を指示。 ・早期道路啓開等に向けた準備	【情報連絡体制】 ・待機 ・情報収集（災害及び被害状況の確認、避難場所の確認、避難所状況の確認、残留者数の確認） ・避難経路の確認 ・避難所の増減の確認 ・今後のフェリー運航予定を確認 ■鹿児島市に状況確認及び状況報告の依頼（上記項目） ■鹿児島市現地災害対策本部へのリエゾン派遣の有無の確認
・ヘリコプターの活動報告 ・広域避難の要請に対する調整	・関係道路管理者等と連携し、通行規制の実施。 ・関係道路管理者等と連携し、道路啓開の実施	【災害対策本部鹿児島支部】 ・情報収集（災害及び被害状況の確認、避難場所の確認、避難所状況の確認、残留者数の確認） ・市現地災害対策本部の状況確認（派遣場所の確認等） ■鹿児島市現地災害対策本部へのリエゾン派遣

※平成 27 年度図上訓練における措置を基に作成（事例）

第３章　避難等に関する情報の収集・伝達・広報

第１節　避難等に関する情報の収集

市は、異常現象が発生し、鹿児島地方気象台の噴火警報が発表される等、大噴火の発生が予想される段階から、必要な災害情報等を、迅速に、あらゆる手段を用いて、住民や観光客等に広報するものとする。

１　情報の収集

(1) 火山に関する情報の収集・集約

桜島支所（桜島総務市民課・東桜島総務市民課）、桜島税務課、桜島農林事務所、桜島建設事務所、東桜島農林事務所、危機管理課、河川港湾課、道路建設課の職員は、必要箇所の情報収集を図り、危機管理課で集約する。

あわせて、前兆現象の通報窓口である桜島支所（桜島総務市民課・東桜島総務市民課）、危機管理課、消防、警察が持つ情報も集約し、災害対策本部に報告するものとする。

情報収集の流れは下図のとおりである。

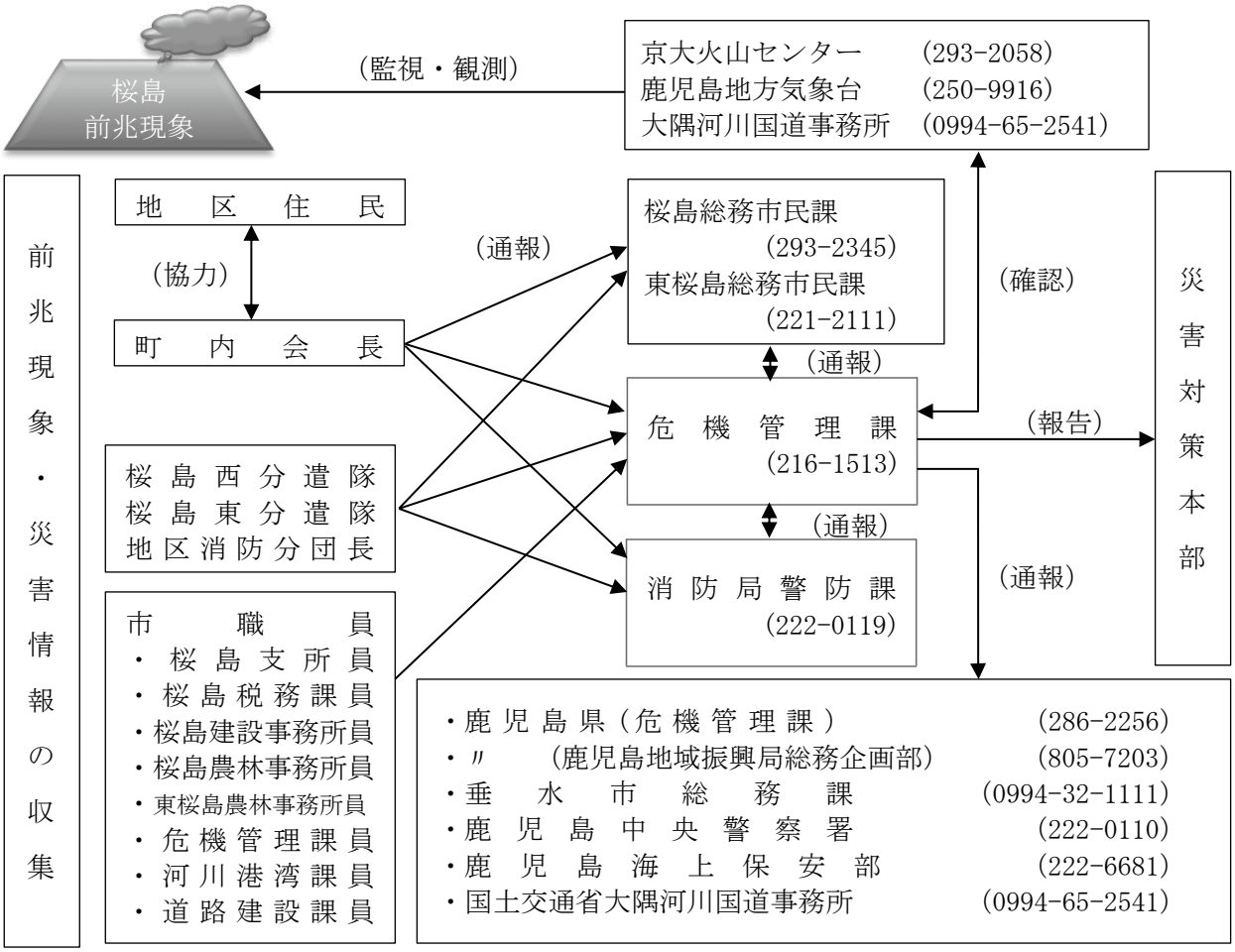

図　前兆現象災害情報収集系統図

避難に向けて、危機管理課が収集・集約する情報は対象ごとに異なるため、以下の表を参考に情報収集にあたり、的確に集約するものとする。

なお、被害情報を収集する際、桜島火山ハザードマップに加え、津波ハザードマップ、震度分布図等の各種ハザードマップも参考とし、被害情報にもれのないように努める。

表　収集する情報の例

情報源	平時	異常時～噴火時等
桜島火山	・繰り返される噴火又は爆発 ・降灰、小さな噴石　等	【前兆現象】 ・平時と異なる地震の回数 ・地鳴り ・平時と異なる井戸水、温泉の水位や温度 ・新しい噴気、地温の上昇、地割れ ・草木の立ち枯れ　等
京大火山センター (293-2058)	・桜島火山に関する基礎的な知識 ・火山活動の状況（桜島火山観測システムを通じて） 等	・火山活動の状況 ・噴火の切迫度 ・今後の見通し　等
鹿児島地方気象台 (250-9916)	・火山活動の状況 ・各種気象の状況　等	・火山活動の状況 ・機動観測結果 ・降灰予報 ・噴火予知連絡会の見解　等
大隅河川国道事務所 (0994-65-2541)	・火山活動の状況（ライブカメラを通じて）　等	・ドローン観測 ・リアルタイムハザードマップ（火砕流や泥流等のシミュレーション） ・緊急調査　等
鹿児島海上保安部 (222-6681)	・海面の状況 ・海路の状況　等	・海面の状況（変色域等の確認のため） ・海路の状況　等
地区住民 町内会長 【資料編第 84 参照】	・住民の居住状況　等 （避難用住民一覧表の更新のため）	・桜島火山からの前兆現象 ・住民等の様子（パニック等） ・住民等の避難状況 ・避難時に気づいたこと　等
消防局警防課 (222-0119)	・井戸水や海面等の水位や温度　等	・平時と異なる井戸水・海面等の水位や温度 ・住民等の避難状況　等
国土地理院九州地方測量部 (092-411-7881)	・地形図 ・地殻変動状況　等	・ＳＡＲ観測結果　等
その他　関係機関		
垂水市総務課 (0994-32-1111) 霧島市安心安全課 (0995-64-0997)	・火山活動の状況	・火山活動の状況 ・避難状況、避難路状況 ・各種対応状況　等

上記のほか、異常時～噴火時等においては、災害対策本部員に加え、関係すると思われるあらゆる機関から情報を得るように努める。

災害発生から数日の間は、情報不足・誤情報等、不明瞭な情報のなかでの対応となることが想定される。

２　異常現象を発見したもの等による通報

（1）1次通報（住民等発見者の通報）

異常現象を発見した者は、 かけ込み、 電話等の迅速な方法により、直ちに次の機関又は各地区町内会長へ通報するものとする。

機　関　名　等	所　在　地	電話番号
(1) 行政関係		
鹿児島市　桜島総務市民課	桜島藤野町 1439	099-293-2345
〃　東桜島総務市民課	東桜島町 863-1	〃 221-2111
大隅河川国道事務所　桜島砂防出張所	野尻町 203-1	〃 221-2019
〃　垂水国道維持出張所	垂水市錦江町 1-228	0994-32-4751
(2) 警察関係		
中央警察署　桜島駐在所	桜島赤生原町 3-1	099-293-2702
(3) 消防関係		
中央消防署　桜島西分遣隊	桜島藤野町 1439	099-245-2099
〃　桜島東分遣隊	東桜島町 863-1	099-221-3119

（令和5年4月現在）

(2) 2次通報（警察関係者等の通報）

① 住民等から異常現象発見の通報を受領した警察、消防関係機関等の職員及び各地区町内会長（自ら、 異常現象を発見した場合も含む）は、 直ちに次の市の機関に通報するものとする。

機　関　名	所　在　地	電話番号
桜島総務市民課	桜島藤野町1439	099-293-2345
東桜島総務市民課	東桜島町863-1	〃 221-2111
中央消防署桜島西分遣隊	桜島藤野町1439	〃 245-2099

② 桜島支所長等の報告

通報を受けた桜島支所長等は、 直ちに次の市の機関を経由して市長に通報するものとする。

機　関　名	所　在　地	電話番号
危機管理課	山下町11-1	099-216-1513
消防局警防課	山下町15-1	〃 222-0119

(3) 3次通報（市長の通報）

市長（危機管理課長）は、直ちに次の機関に通報する。

機　関　名	所　在　地	電話番号
鹿児島地方気象台観測予報課	鹿児島市東郡元町 4－1	099-250-9916
鹿児島県（危機管理課）	〃　鴨池新町10－1	〃 286-2256
〃　（鹿児島地域振興局総務企画部）	〃　小川町 3-56	〃 805-7203
垂水市総務課	垂水市上町114	0994-32-1111
鹿児島中央警察署警備課	鹿児島市新屋敷町17－26	099-224-0520
第十管区海上保安本部	〃　東郡元町 4－1	〃 250-9801
国土交通省大隅河川国道事務所	肝属郡肝付町新富1013－1	0994-65-2541

第２節　避難等に関する情報の伝達・広報

１　情報の伝達・広報

(1) 伝達経路

情報の伝達は本節の伝達経路に基づき、市職員・住民等が早目の対応ができるように、可能な限り事前の情報提供を行うものとする。

①　予・警報の伝達要領

予・警報は、鹿児島地方気象台より下図の伝達経路を経るほか、前兆現象に関する通報等を受けた場合は、鹿児島地方気象台及び京大火山センターに直接、火山の状況を確認する。

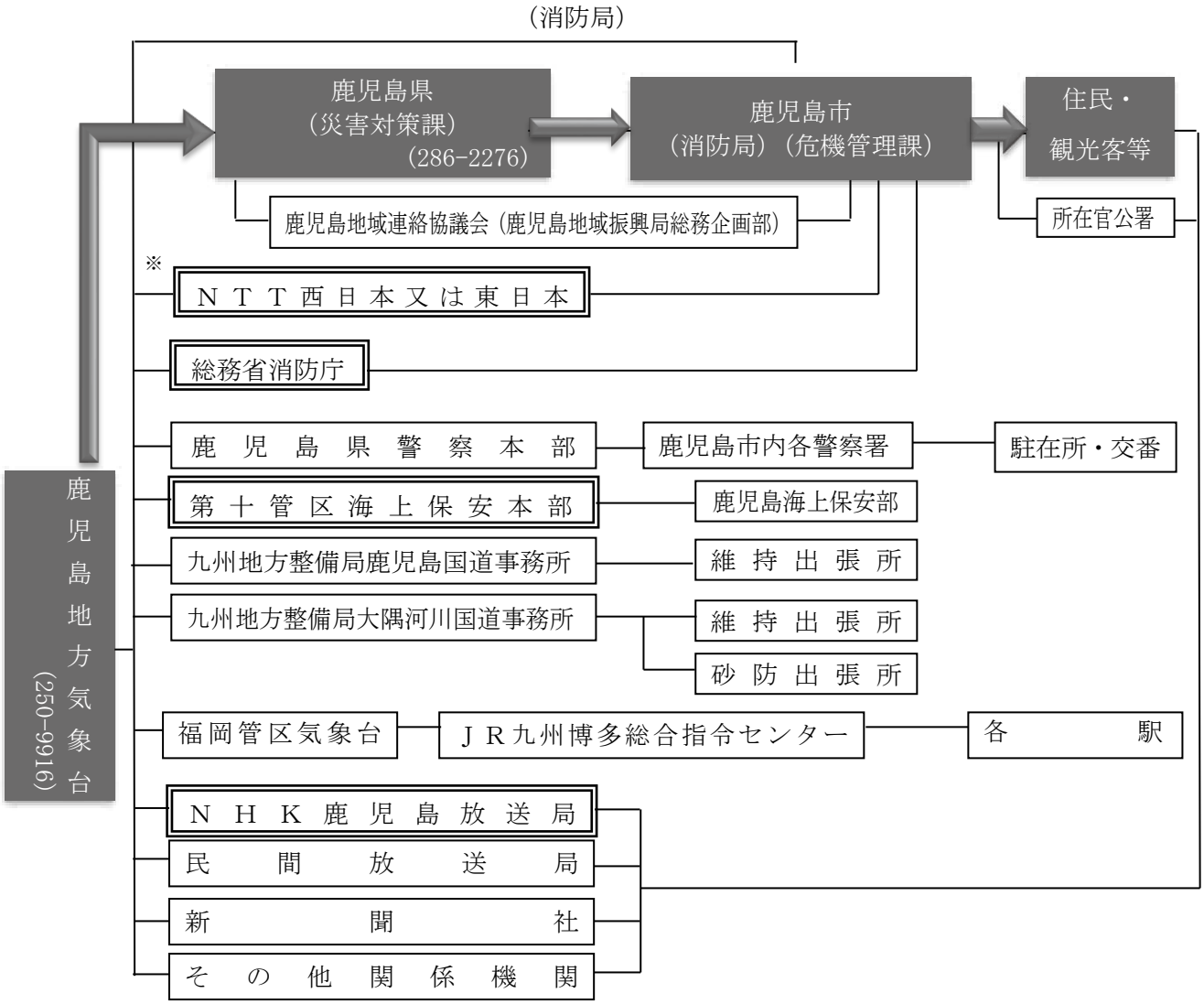

※警報のみ伝達

注）　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先

注）　特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知措置がそれぞれ法律により義務付けられている。

② 避難指示等の伝達要領

避難指示等は予・警報を受け、下図の伝達経路を経て、桜島全住民及び観光客等に伝える。

このとき、市街地側の住民も対応に当たる可能性も考慮して、市全域にその内容を伝達すること。

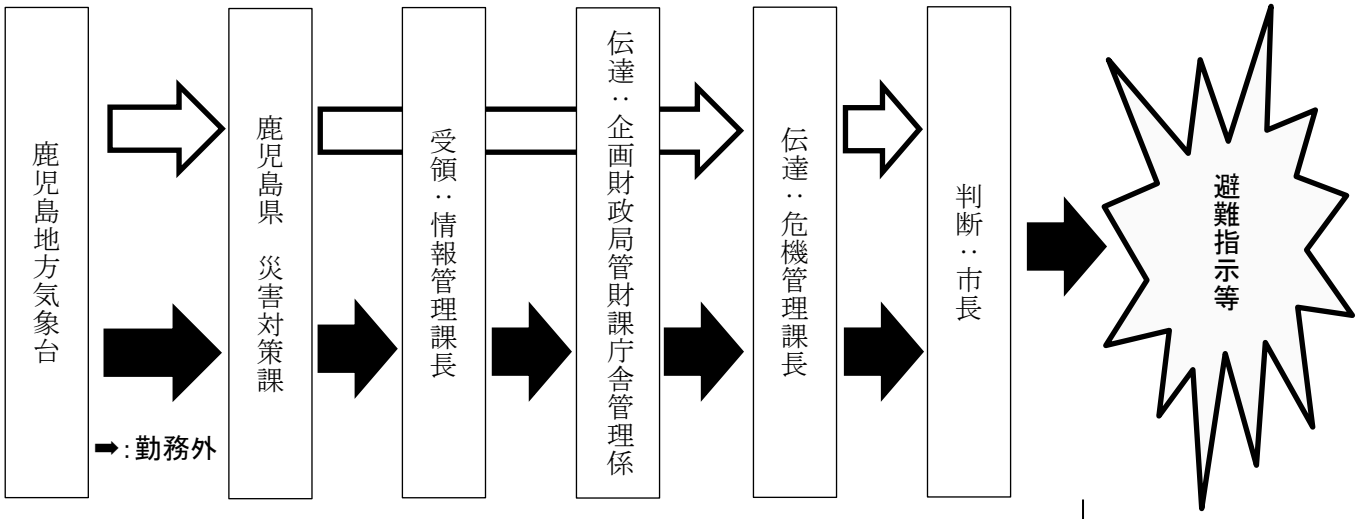

図　予・警報の情報受領から市長までの伝達の流れ

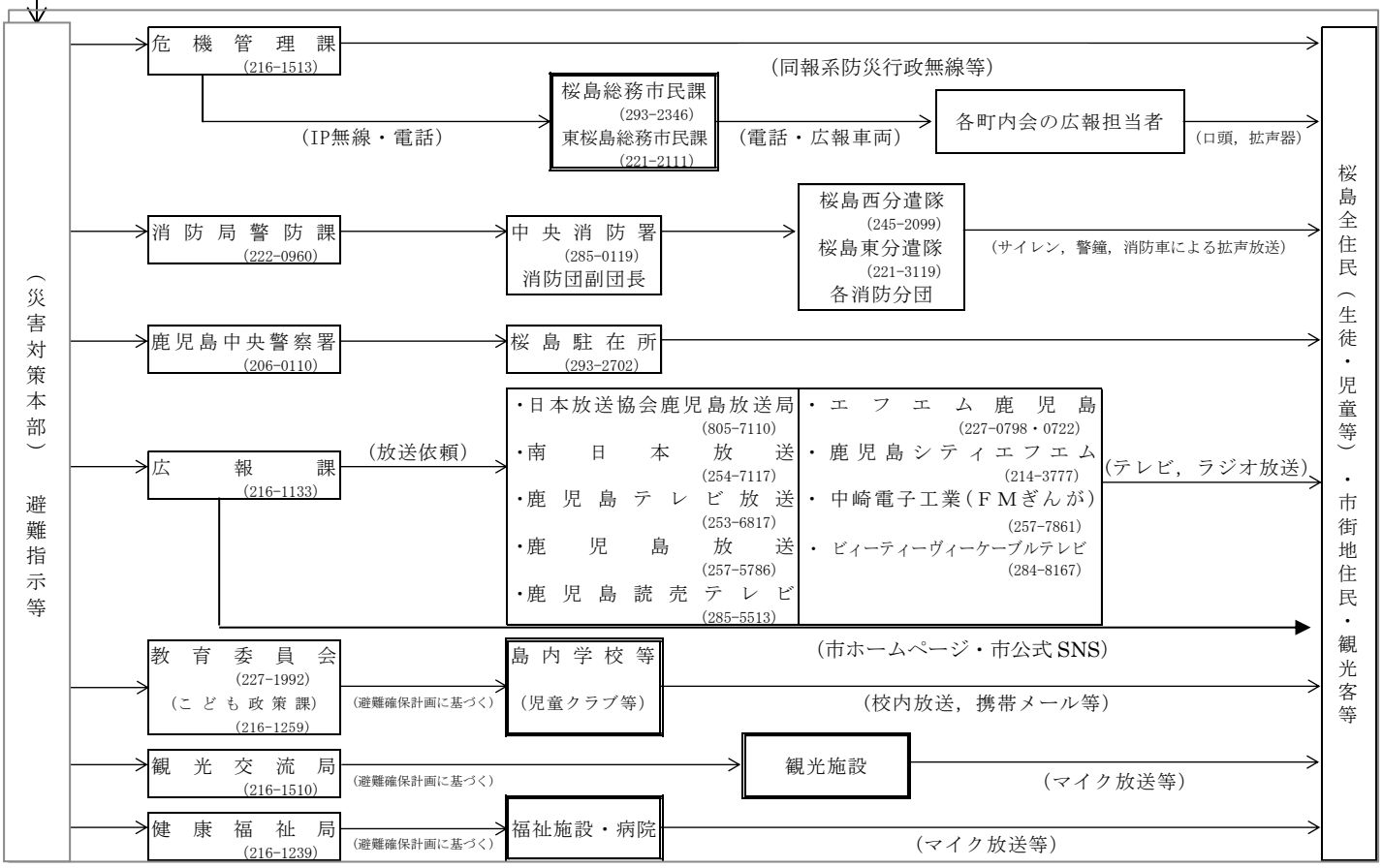

図　桜島全住民等への避難指示等の伝達系統図

(2) 住民等への広報

観光客を含む住民等への広報は本節の方法に基づき、早目の対応ができるように、高齢者等避難の前など、可能な限り事前の情報提供を行うよう心掛ける。

① 住民等への広報内容及び手段

ア 住民等への広報の枠組み

住民等への広報は、対象ごとに担当を決め、事前の自主避難・高齢者等避難・避難指示等の状況に応じて、火山の活動状況や避難に関する情報を提供するとともに、避難の実施状況を確認する。

<table>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>広報担当</th><th>事前の自主避難</th><th>高齢者等避難</th><th>避難指示</th><th>大規模噴火の前後</th></tr>
<tr><td colspan="2">住民等</td><td>危機管理課・広報課等の広報担当課</td><td rowspan="5">噴火警戒レベル引上げ等について気象台から事前連絡があった場合、特に避難に時間かかる福祉施設等に対しては、早目の避難を促す。</td><td rowspan="5">警戒すべき火山災害、範囲を明示し、避難の準備又は要配慮者に対しては避難確保計画等に基づき、警戒範囲外への避難を促す。</td><td rowspan="5">警戒すべき火山災害、範囲のほか輸送手段、集結場所を明示し、指定避難所等に避難するよう指示する。</td><td rowspan="5">想定される軽石・降灰の範囲のほか、噴火に伴う地震・津波の危険性を注意喚起する。
噴火後は、現在の状況、生命・財産を守るために必要な情報、生活に必要な情報等を発信する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">避難促進施設</td><td>児童・生徒（児童クラブ）</td><td>教育委員会（こども政策課）</td></tr>
<tr><td>福祉施設・病院の入所者</td><td>健康福祉局</td></tr>
<tr><td>観光客</td><td>観光交流局</td></tr>
</table>

イ 住民等への広報手段

住民等に対する避難指示等の伝達は、次の方法のうち、実情に則した方法により広報班長が、早急に周知徹底を図る。

その際、島内での広報は、伝令又は各地域派遣の移動無線局を利用して、各地域の広報担当者に広報事項を伝達し、島内の広報を効果的に実施する。

広報は内容に応じ、次の方法により行う。

広報手段	広報担当課	概　要
①同報系防災行政無線	危機管理課	・各種情報を桜島全域に放送 ・状況によっては 屋外子局により個々の地域において広報 ・４か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）で放送
②報道機関によるテレビ、ラジオ、新聞等	広報課	・各種情報の放送を協定に基づき報道機関に報道を依頼
③安心ネットワーク119メール、緊急速報メール	消防局情報管理課 危機管理課	・各種情報をメールによって住民等に広報
④市広報車や消防車両による巡回広報	桜島支所 消防局警防課 中央消防署	・各種情報を車両により、島内の住民に広報 【消防分団等の担当】 桜洲分団・・・・桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町 赤生原分団・・・桜島赤生原町 桜島武分団・・・桜島武町 藤野分団・・・・桜島藤野町 西道分団・・・・桜島西道町 二俣分団・・・・桜島松浦町、桜島二俣町 桜峰分団・・・・桜島白浜町 桜塚分団・・・・持木町、野尻町 湯之分団・・・・東桜島町、古里町、有村町 黒神分団・・・・黒神町（高免町の一部を含む） 高免分団・・・・高免町（一部を除く） ・桜島西分遣隊は西桜島全区域と分団への指令伝達を担当 ・桜島東分遣隊は東桜島全区域と分団への指令伝達を担当
⑤ホームページ･アプリ（5か国語）、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）及び広報紙の配布	広報課 国際交流課 消防局情報管理課 船舶局総務課	・関係課からの各種情報を、広報担当課がホームページ等に掲載 【媒体の担当】 広報課・・・・・・市ホームページ、市公式ＳＮＳ、広報紙の配布 国際交流課・・・・市ホームページ・生活情報ポータルアプリ「Kago Tips」（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語） 消防局情報管理課・・消防局フェイスブック 船舶局総務課・・・・桜島フェリーホームページ、フェイスブック
⑥ポスター等の掲示（フェリーターミナル、鹿児島中央駅等）	船舶局各課 観光プロモーション課等	・市民・観光客の往来の多い施設にポスター等を掲示 ・必要に応じて4か国語で掲示 ・鹿児島港、桜島港フェリーターミナルにポスター等掲示 ・フェリー内でのアナウンス
⑦その他、サンサンコールかごしま等	市民相談センター等	・市民からの問い合わせに対応

② 広報の流れ

ア 住民への広報

図 住民等への広報の流れ

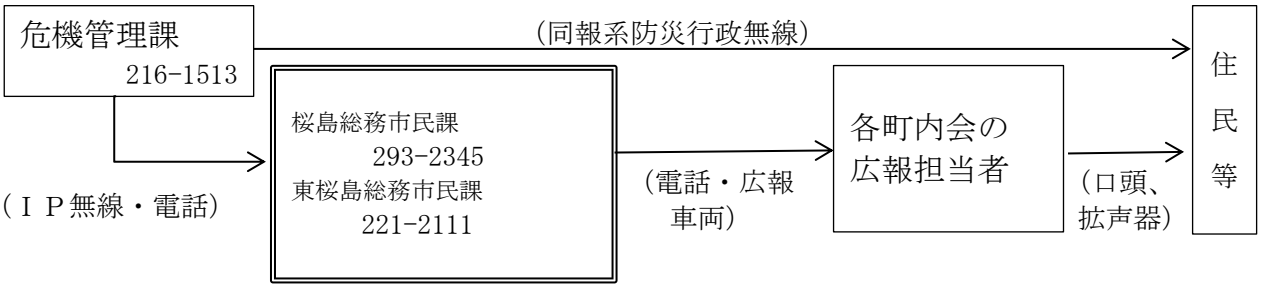

イ 避難促進施設への広報

●住民への広報

桜島支所（桜島地区、東桜島地区）の広報は、上記「ア 住民への広報」で行う。またその他各施設への連絡は次のとおり行う。

●児童・生徒等への広報（保健体育課（児童クラブへはこども政策課））

図　児童・生徒等（児童クラブ）への広報の流れ

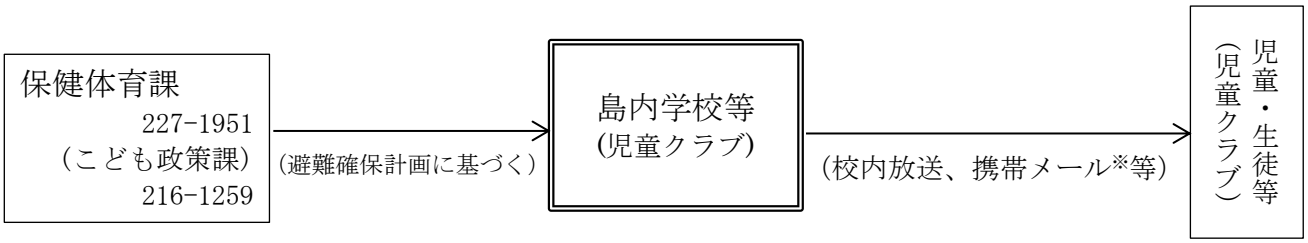

※携帯メールは保護者への伝達時

●島内の小学校の連絡網

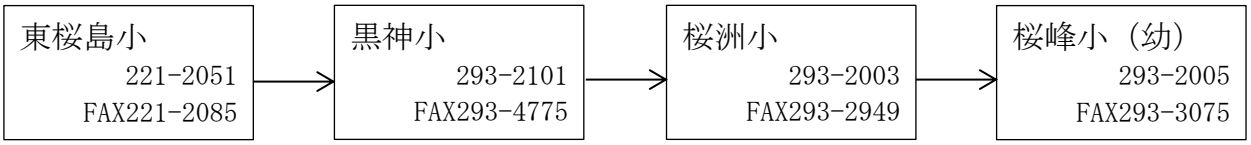

●島内の中学校の連絡網

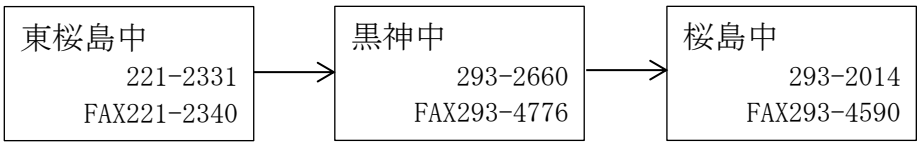

※資料第65　鹿児島市立小中高等学校連絡網より抜粋

連絡網での連絡のほかに、全校長への一斉メールもあわせて実施する。

●保育園、幼稚園等への連絡

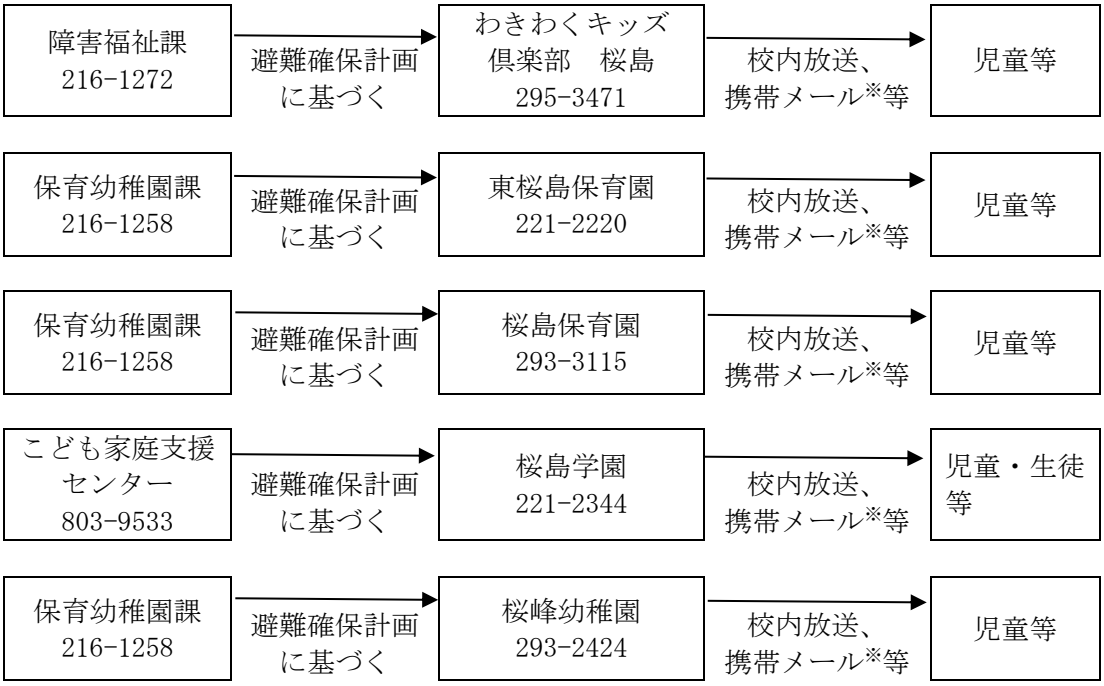

※携帯メールは保護者への伝達時

●福祉施設・病院への連絡

図　福祉施設への広報の流れ

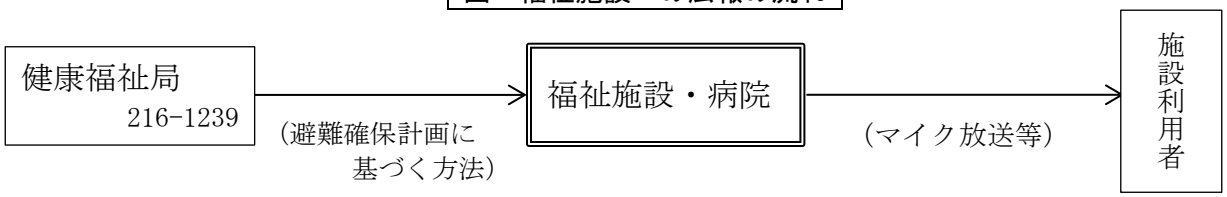

各施設への連絡は次のとおり行う。

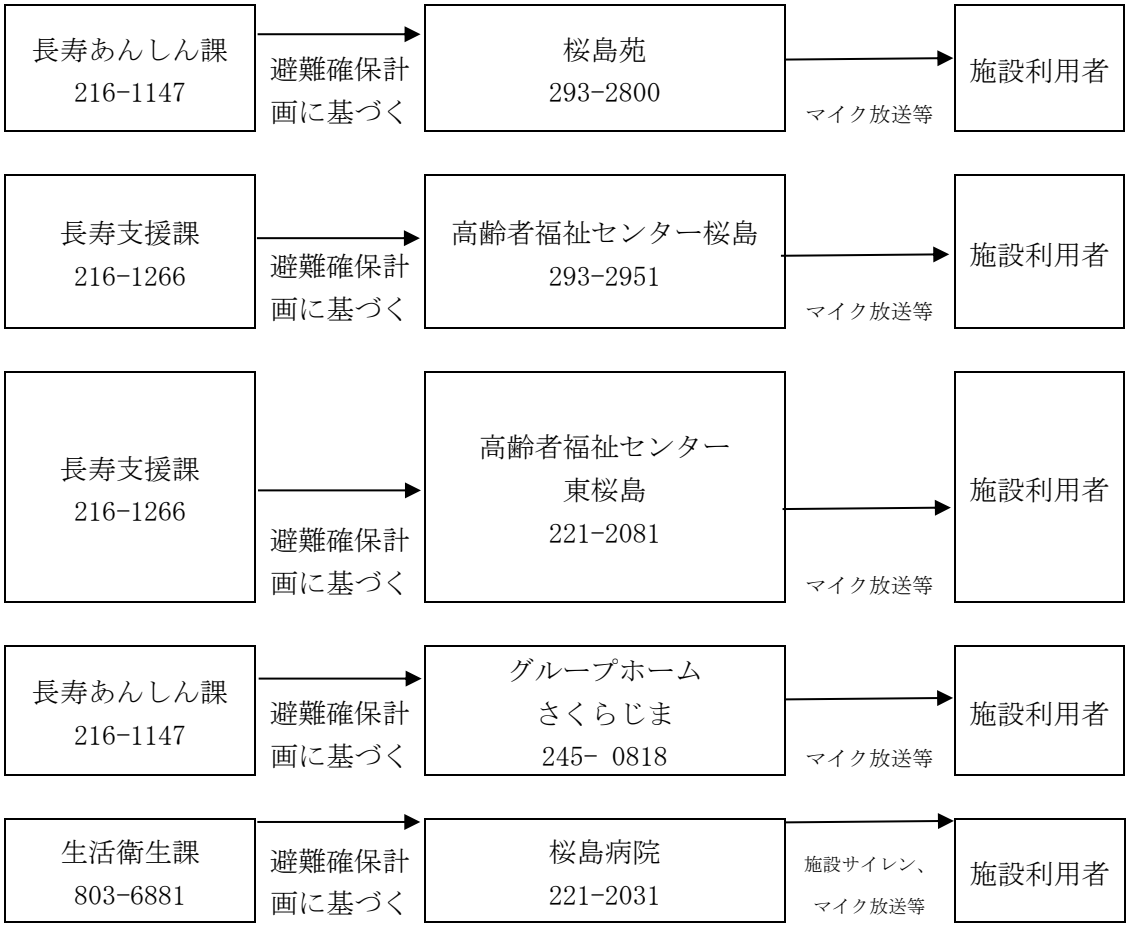

ウ　観光客への連絡

図　観光客への広報の流れ

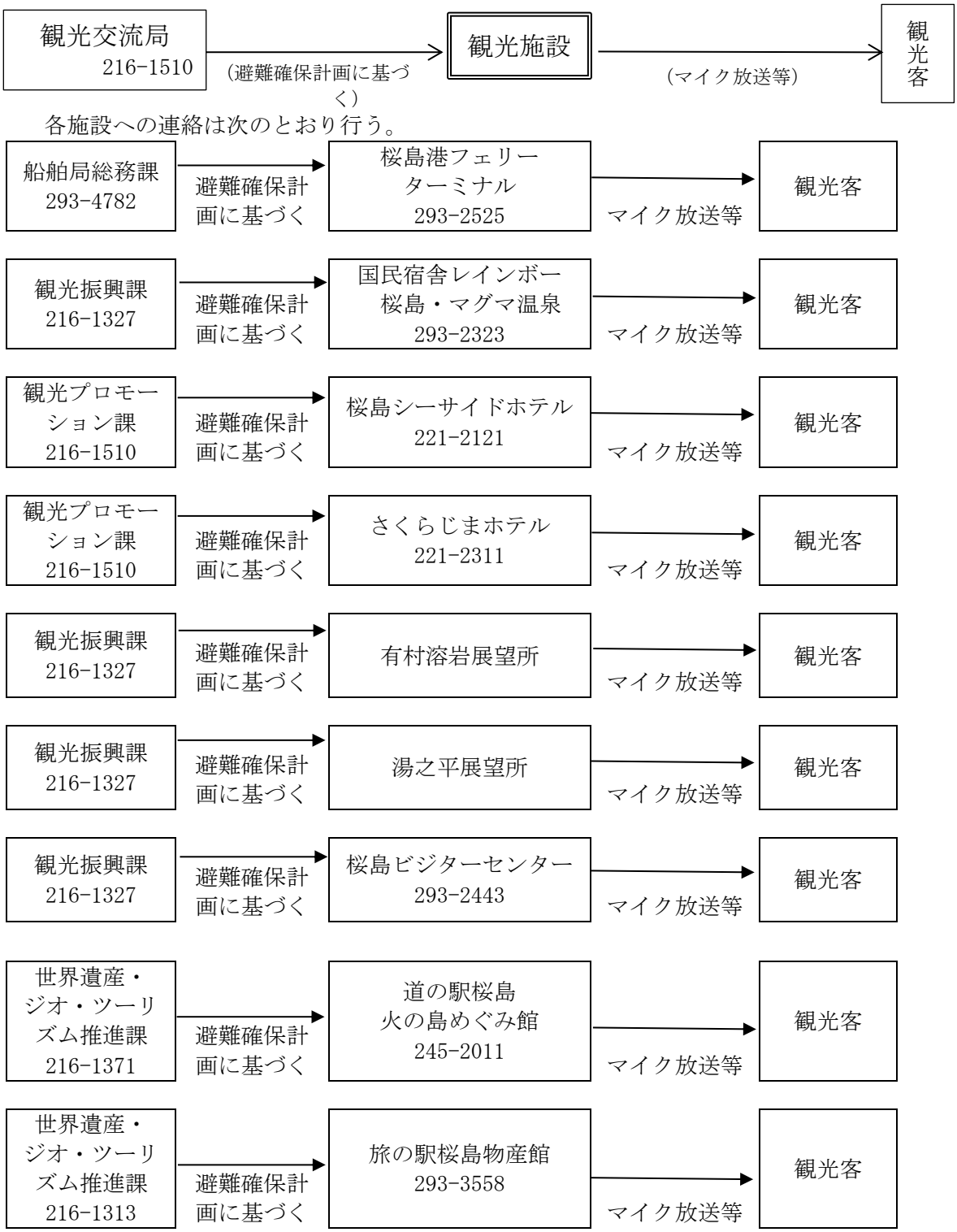

※　各関係課は避難促進施設に、火山の状況、噴火警戒レベル、警戒範囲、避難指示等の避難情報を伝達する。施設は、利用者の避難誘導等を行った後、各関係課に利用者の避難状況等について連絡する。

避難促進施設の指定施設一覧

No.	施　設　名	所有者・管理者等		施　設　位　置		所有・所管課
		常駐	名　称	火口との距離(m)	住　所	（情報伝達課）
1	桜島港フェリーターミナル	24h	鹿児島市	5.9	桜島横山 61-4 (293-2525)	船舶局総務課
2	国民宿舎レインボー桜島・マグマ温泉	24h	鹿児島市民間	6.3	桜島横山町 1722 - 16 (293-2323)	観光振興課
3	桜島シーサイドホテル	24h	民間	2.9	古里町 1078-63 (221-2121)	（観光プロモーション課）
4	さくらじまホテル	24h	民間	2.9	古里町 1078-64（221-2311）	（観光プロモーション課）
5	有村溶岩展望所（売店・レストハウス）	昼のみ	鹿児島市民間	2.9	有村町 952	観光振興課
6	湯之平展望所（売店）	昼のみ	鹿児島市民間	3.2	桜島小池町 1025	観光振興課
7	桜島海釣り公園	昼のみ	鹿児島市民間	6.4	桜島横山町 1722-3	生産流通課
8	桜島ビジターセンター	昼のみ	鹿児島県民間	6.4	桜島横山町 1722-29 (293-2443)	（観光振興課）
9	改新交流センター	昼のみ	鹿児島市	3.4	古里町 262 (221-2330)	東桜島総務市民課
10	桜島総合体育館	昼のみ	鹿児島市民間	6.1	桜島横山町 1722-17 (293-2967)	スポーツ課
11	道の駅桜島　火の島めぐみ館	昼のみ	鹿児島市民間	5.8	桜島横山町 1722-48 (245-2011)	世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課
12	旅の駅桜島物産館	昼のみ	民間	4.5	桜島赤水町 1427 (293-3558)	（世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課）
13	さくらじま白浜温泉センター	昼のみ	鹿児島市民間	5.1	桜島白浜町 1269 (293-4126)	健康総務課
14	桜島支所（桜島地区）	昼のみ	鹿児島市	5.0	桜島藤野町 1439 (293-2345)	桜島総務市民課
15	東桜島合同庁舎（桜島支所（東桜島地区））	昼のみ	鹿児島市	4.0	東桜島町 863-1 (221-2111)	東桜島総務市民課
16	桜島国際火山砂防センター	昼のみ	国土交通省	4.2	野尻町 203-1 (221-2019)	（危機管理課）

No.	施　　設　　名	所有者・管理者等		施設位置		（情報伝達課）
		常駐	名　称	火口との距離(m)	住　　所	
17	わくわくキッズ 倶楽部　桜島	昼のみ	民間	5.4	桜島小池町 1435 (295-3471)	（障害福祉課）
18	東桜島保育園	昼のみ	鹿児島市	4.0	東桜島町 766-1 (211-2220)	保育幼稚園課
19	桜島保育園	昼のみ	民間	5.0	桜島武町 648 (293-3115)	（保育幼稚園課）
20	桜島学園 （児童養護施設）	24h	民間	4.5	野尻町 18-1 (221-2344)	（こども家庭支援センター）
21	桜島苑（特養・短期入所・通所介護）	24h	民間	5.5	桜島横山町 1722-45 (293-2800)	（長寿あんしん課）
22	高齢者福祉センター 桜島	昼のみ	鹿児島市 民間	6.0	桜島横山町 1722-17 (293-2951)	長寿支援課
23	高齢者福祉センター 東桜島	昼のみ	鹿児島市 民間	4.0	東桜島町 720 (221-2081)	長寿支援課
24	グループホーム さくらじま	24h	民間	4.5	野尻町 49-1 (245-0818)	（長寿あんしん課）
25	桜峰幼稚園	昼のみ	鹿児島市	5.0	桜島松浦 355 (293-2424)	保育幼稚園課
26	桜洲小学校 桜洲児童クラブ	昼のみ	鹿児島市	5.0	桜島小池町 55 (293-2003)	保健体育課 こども政策課
27	桜峰小学校 桜峰児童クラブ	昼のみ	鹿児島市	5.0	桜島松浦 355 (293-2005)	保健体育課 こども政策課
28	東桜島小学校 東桜島児童クラブ	昼のみ	鹿児島市	4.0	東桜島町 17 (221-2051)	保健体育課 こども政策課
29	黒神小学校	昼のみ	鹿児島市	4.5	黒神町 2561 (293-2101)	保健体育課
30	桜島中学校	昼のみ	鹿児島市	5.0	桜島藤野町 1342 (293-2014)	保健体育課
31	東桜島中学校	昼のみ	鹿児島市	4.0	東桜島町 810 (221-2331)	保健体育課
32	黒神中学校	昼のみ	鹿児島市	4.0	黒神町 647 (293-2660)	保健体育課
33	桜島病院	24h	民間	4.5	野尻町 59 (221-2031)	（生活衛生課）

避難促進施設の指定施設位置図

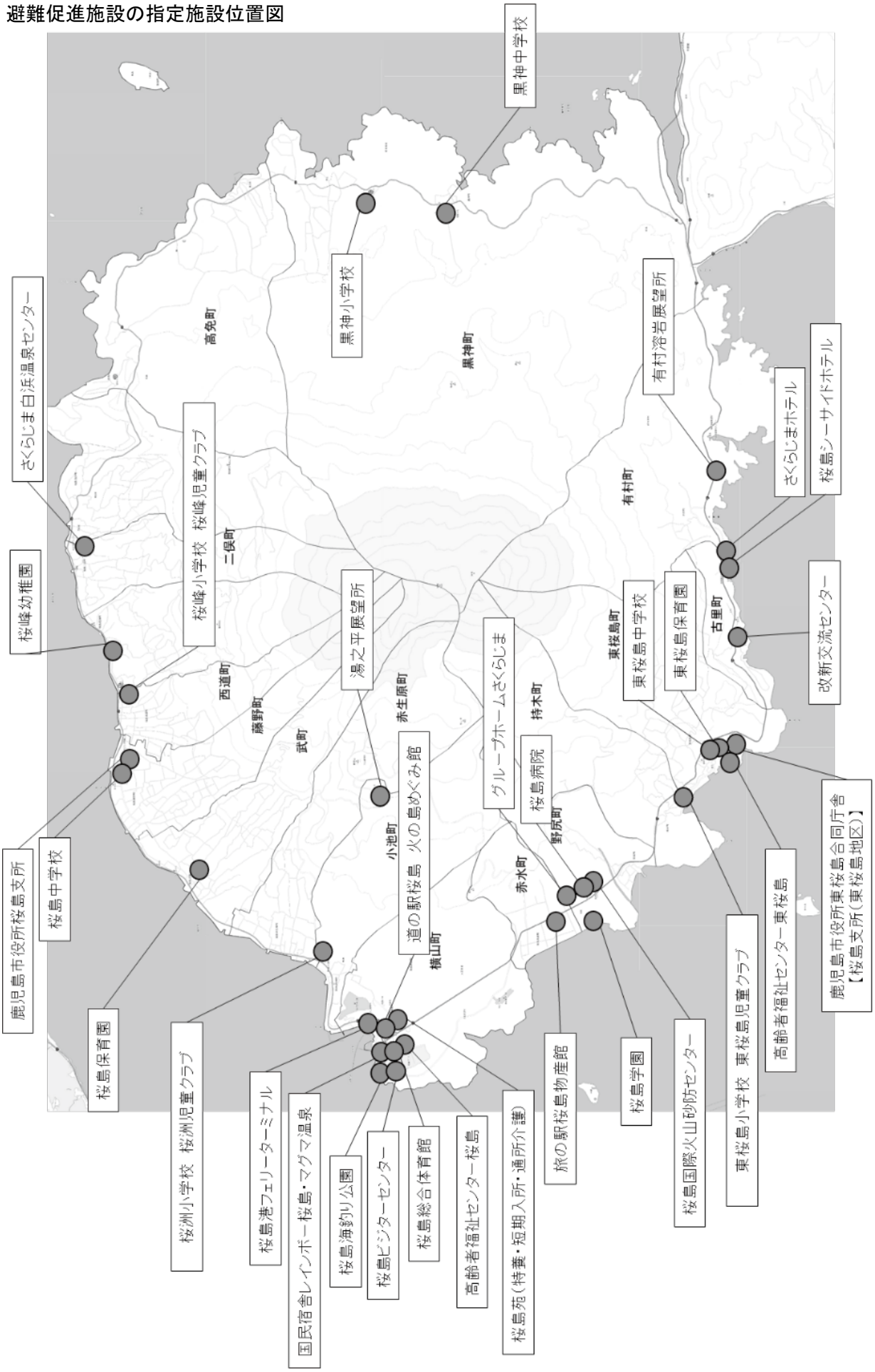

参考（集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き　抜粋）

活動火山対策特別措置法に基づく避難確保計画の作成について

１　活動火山対策特別措置法の概要

平成 26 年 9 月 27 日に発生した御嶽山噴火等を踏まえ、「活動火山対策特別措置法」（以下「活火山法」という。）が改正され、平成 27 年 12 月に施行された。この法改正により、従来講じられていた避難施設の整備等のハード対策に加え、警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実も図られ、より総合的に活動火山対策を進めることとされた。

火山災害による影響は広域に及ぶことから、住民や登山者等の円滑な避難のために、関係する国の機関及び地方公共団体が連携して整合のとれた対応をとる必要がある。このため、都道府県及び市町村は、気象台や国土交通省地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家、その他関係機関が参加する「火山防災協議会」を設立し、本協議会において火山防災対策を検討することとなった。

都道府県や市町村は、この検討結果を基づき、火山災害に対する警戒避難体制に係る具体的かつ詳細な事項を、地域防災計画に定めることとされた。

２　「避難促進施設」による「避難確保計画」の作成

火山の噴火時に、噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者等に確実に伝え、円滑かつ迅速に避難するためには、不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設における利用者の安全を確保するための取組が重要である。

このため、活火山法では、市町村は当該取組を行う必要があると認められる施設を「避難促進施設」として指定し、指定された施設は「避難確保計画」を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて市町村長に報告することが義務付けられた。

３　「避難確保計画」に記載する内容

「避難確保計画」とは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を定めた計画であり、活火山法では、「避難確保計画」に、次の①から④の事項について記載することを義務付けている。

① 火山現象の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

噴火の発生や、気象庁や地方公共団体から発表された情報に応じて、どの従業員がどのような防災活動を行うか等について定める。

② 火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の避難の誘導に関する事項

施設を利用している者等に対する、噴火の発生等や、気象庁や地方公共団体から発表された情報の伝達について、また、避難場所や避難経路、避難誘導方法等について定める。

③ 火山現象の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

従業員を対象とした火山防災に関する知識向上のための研修等や、従業員や利用者等を対象とした避難訓練の内容や実施時期等について定める。

④ ①～③に掲げるもののほか、火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

必要な資器材の配備（通信機器やヘルメット、食料等）に関することや、利用者等への火山防災に関する日頃の啓発、その他、各火山・各施設の状況に応じ必要な事項について定める。

第４章　避難誘導及び住民等の輸送

第１節　桜島爆発対策に係る避難計画

No.	町名等	世帯数	人口	誘導担当者	集結乗船場所	救難船舶	管理者及び連絡場所	集結乗車場所	救難車両	管理者及び連絡場所	広域一時避難所	避難所（市街地側）	避難所（代替北部）	避難所（代替南部）	避難所（中期）	避難所（長期）
1	桜島 赤水町	125	260	桜洲分団 消防団員	赤水港	第十六櫻島丸	鹿児島市 船舶局総務課 099-293-2525	最寄りのバス停	交通対策部 バス （交通局）	鹿児島市 交通局 バス事業課 099-257-2117	垂水市 中央運動公園 霧島市 運動公園	鹿児島 玉龍高校	大明丘小学校 吉野小学校	谷山小学校 谷山中学校	公の宿泊施設 （・少年自然の家 ・自治研修センター ・県青少年研修センター ・県総合教育センター ・スパランド裸・楽・良 ・郡山体育館 ・松元平野岡体育館 ・茶山房 ・松元公民館 ・農村交流館まつもと ・マリンピア喜入 ・喜入老人憩いの家） 民間宿泊施設 応急民間賃貸住宅	仮設住宅 ・各団地の中央公園等 公営住宅 応急民間賃貸住宅
2	桜島 横山町	136 観光客	317 100	桜洲分団 消防団員	桜島港							城西 中学校	吉野東小学校 吉野中学校	市民体育館		
3	桜島 小池町	170	391	桜洲分団 消防団員	小池港											
4	桜島 赤生原町	155	353	赤生原分団 消防団員	赤生原港	第十八櫻島丸						鹿児島 玉龍高校	大明丘小学校 吉野小学校	谷山小学校 谷山中学校		
5	桜島 武町	208	428	桜島武分団 消防団員	武港							鶴丸高校	緑丘中学校	和田中学校		
6	桜島 藤野町	137	286	藤野分団 消防団員	藤野港							天保山 中学校	川上小学校 川上福祉館	和田小学校		
7	桜島 西道町	125	243	西道分団 消防団員	西道港							清水 中学校	花野小学校	西谷山小学校		
8	桜島 松浦町	70	131	二俣分団 消防団員	松浦港							甲東 中学校	伊敷小学校	福平小学校		
9	桜島 二俣町	58	120	二俣分団 消防団員	二俣港	第二桜島丸										
10	桜島 白浜町	198	345	桜峰分団 消防団員 桜峰分団 消防団員	白浜港							大龍 小学校	伊敷公民館	福平中学校		
11	新島町	1	2	黒神分団 消防団員	新島港	しんじま	※新島町については行政連絡船「しんじま」（管理者：桜島総務市民課）で浦之前港へ。浦之前地区住民と合流し，桜島フェリーに乗船し，避難する。					長田 中学校	吉田北中学校 吉田校区 コミュニティセンター	星峯東小学校		

12	野尻町		132	桜島病院事務長	野尻港	第十六櫻島丸	鹿児島市 船舶局総務課 099-293-2525	最寄りの バス停	交通対策部 バス （交通局）	鹿児島市 交通局 バス事業課 099-257-2117	垂水市 中央運動 公園 霧島市 運動公園	市街地 医療機関	市街地 医療機関	市街地 医療機関	公の宿泊施設 ・少年自然の家 ・自治研修センター ・県青少年研修センター ・県総合教育センター ・スパランド裸・楽・良 ・郡山体育館 ・松元平野岡体育館 ・茶山房 ・松元公民館 ・農村交流館まつもと ・マリンピア喜入 ・喜入老人憩いの家 民間宿泊施設 応急民間賃貸住宅	仮設住宅 ・各団地の 中央公園等 公営住宅 応急民間賃貸 住宅
		41	80	桜塚分団 消防団員								鹿児島 中央高校	吉田北中学校 吉田校区 コミュニティ センター	谷山北中学校		
13	持木町	49	100	桜塚分団 消防団員	持木港	桜島丸										
14	東桜島町	184	347	湯之分団 消防団員	湯之港							名山小学校 中央公民館	吉田南中学校	皇徳寺中学校		
15	古里町	古里西 32	52	湯之分団 消防団員	下村港							山下小学校	本名小学校	皇徳寺小学校		
		古里東 30	49	湯之分団 消防団員	宮下港											
		観光客	100	各旅館防火管理者 湯之分団消防団員												
16	有村町	新古里 1	2	湯之分団 消防団員												
		8	9	湯之分団 消防団員	有村港							松原小学校	本名小学校	皇徳寺小学校		
17	黒神町	塩屋 ヶ元 17	29	黒神分団 消防団員	塩屋ヶ元 港	鹿児島県水難救 済会鹿児島市救 難所船舶	鹿児島県水難救済 会鹿児島市救難所 事務局：鹿児島市 安心安全課 099-216-1209					城南小学校	吉田公民館	星峯東小学校		
		宇土 36	62	黒神分団 消防団員	宇土港											
18	高免町	浦之前 24	49	黒神分団 消防団員	浦之前港	第二桜島丸	鹿児島市 船舶局総務課 099-293-2525					長田中学校	吉田公民館	星峯東小学校		
		園山 17	32	高免分団 消防団員	園山港											
		高免 35	60	高免分団 消防団員	高免港											
計	計	1,857	4,079													

備考：⑴　船舶の現地出港及び避難者輸送に際し、鹿児島海上保安本部の船艇は、安全輸送の確保を図るものとする。また、桜島フェリーがドック入りしている場合や定期航路を確保する必要がある場合、山体の隆起や潮汐等により桜島フェリーが接岸できない場合など、諸般の状況から緊急かつ必要のある場合は，鹿児島海上保安本部においても，避難者の輸送をするものとする。
⑵　この計画によらないで，緊急事態により近隣市町在泊船舶等の応援を得て避難した場合は，避難先より災害対策本部に「地区・氏名」その他必要な事項を連絡するものとする。
⑶　集結場所及び避難所は避難住民の共助のため，各自主防災組織単位が分割されないよう配慮する。

児童生徒等の集団避難計画

(令和5年4月現在)

学　校　名	職員数	児童生徒	誘導責任	誘　導　経　路	最寄りのバス停	避難集結地	上陸地	避難収容所
東桜島小 東桜島町17 (099-221-2051)	14	39	校長	校庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	東桜島小前	持木港	桜島桟橋 鴨池港	上陸後は中央高校又は南小に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
東桜島中 東桜島町810 (099-221-2331)	15	13	校長	校庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	東桜島中前	湯之港	桜島桟橋 鴨池港	上陸後は名山小又は中央公民館、鴨池小・中に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
黒神小 黒神町2561 (099-293-2101)	4	1	校長	校庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	黒神小前	宇土港	桜島桟橋	上陸後は城南小に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
黒神中 黒神町647 (099-293-2660)	7	2	校長	校庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	黒神中前	塩屋ヶ元港	北埠頭	上陸後は城南小に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
桜洲小 桜島小池町55 (099-293-2003)	18	63	校長	校庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	桜洲小前	赤生原港	桜島桟橋	上陸後は城西中に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
桜峰小 桜島松浦町355 (099-293-2005)	13	25	校長	校庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	桜峰小前	松浦港	桜島桟橋	上陸後は甲東中に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
桜島中 桜島藤野町1342 (099-293-2014)	22	44	校長	校庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	桜島中前	西道港	桜島桟橋	上陸後は清水中に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。

園児・患者の集団避難計画

(令和5年4月現在)

学　校　名	職員数	園児・患者	誘導責任者	誘　導　経路	最寄りのバス停	避難集結地	上陸地	避難収容所
東桜島保育園 東桜島町766-1 (099-221-2220)	9	4	園長	園庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	東桜島中前	湯之港	桜島桟橋 鴨池港	上陸後は名山小又は中央公民館、鴨池小・中に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
黒神保育園 黒神町2558 (099-293-4107) ※H28.4から休園	0	0	園長の指示する保母	園庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	黒神小前	宇土港	桜島桟橋	上陸後は城南小に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
桜島学園 野尻町18 (099-221-2344)	32	35	園長	全員最寄りのバス停へ誘導する。	桜島病院前	野尻港	桜島桟橋	上陸後は鹿児島中央高校に集結し中央児童相談所の指示に従う。
桜峰幼稚園 桜島松浦町355 (099-293-2424)	4	6	園長	一旦、園庭に集合し、桜峰小学校の校庭に移動して、最寄りのバス停まで担任が誘導する。	桜峰小前	松浦港	桜島桟橋	上陸後は甲東中に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
桜島保育園 桜島武町648 (099-293-3115)	16	43	園長	園庭に集合して最寄りのバス停まで担任が誘導する。	大久保	武港	桜島桟橋	上陸後は鶴丸高に収容し、人員を確認の後、迎えにきた保護者に引き渡す。
桜島病院 野尻町59 (099-221-2031)	74	50	院長	全員最寄りのバス停へ誘導する。 （ただし、重病患者は救護者担架で搬送する。）	桜島病院前	野尻港	桜島桟橋	救護のため収容を必要とする場合は、公立病院及び市医師会病院等に収容するものとするが、緊急やむを得ない場合は、関係機関、医師会員の医療機関への協力を求める。

第２節　避難所の所在地等

1　島内避難

No.	避難所	所在地（電話番号）	対象地区
1	高齢者福祉センター 東桜島	東桜島町 720 (099－221－2081)	有村町有村地区 古里町古里東地区
2	高齢者福祉センター 桜島	桜島横山町 1722-17 (099－293－2951)	古里町古里西地区 東桜島町の一部（火口から 3.5km 以内）
3	桜島公民館	桜島横山町 1722-17 (099－293－2725)	
4	さくらじま白浜温泉 センター	桜島白浜町 1269 (099－293－4126)	黒神町塩屋ヶ元地区

2　島外避難

区分	No.	避難所	所在地(電話番号)	対象地区
市街地側	1	鹿児島玉龍高校	池之上町 20－57 (099－247－7161)	桜島赤水町、桜島赤生原町
	2	城西中学校	城西 2－3－12 (099－254－9148)	桜島横山町、桜島小池町
	3	鶴丸高校	薬師 2－1－1 (099－251－7387)	桜島武町
	4	天保山中学校	下荒田 2－31－15(099－253－9070)	桜島藤野町
	5	清水中学校	稲荷町 36－29 (099－247－7211)	桜島西道町
	6	甲東中学校	樋之口町 4－38 (099－224－7401)	桜島松浦町、桜島二俣町
	7	大龍小学校	大竜町 11－44 (099－247－2016)	桜島白浜町
	8	長田中学校	小川町 3－10 (099－226－3868)	新島町、高免町(浦之前、園山、高免)
	9	市街地医療機関		野尻町(桜島病院)
	10	鹿児島中央高校	加治屋町 10－１ (099－226－1574)	野尻町、持木町
	11	名山小学校	山下町 6－43 (099－224－7126)	東桜島町
	12	中央公民館	山下町 5－9 (099－224－4528)	東桜島町
	13	山下小学校	西千石町 15－5 (099－226－6285)	古里町(古里西、古里東、観光客)、有村町(新古里)
	14	松原小学校	南林寺町 2－18 (099－226－2918)	有村町(新古里を除く)
	15	城南小学校	城南町 1－1 (099－225－3636)	黒神町(塩屋ヶ元、宇土)、
代替北部	1	大明丘小学校	大明丘 1－18－1 (099－243－2680)	桜島赤水町、桜島赤生原町
	2	吉野小学校	吉野町 2472 (099－243－2581)	桜島赤水町、桜島赤生原町
	3	吉野東小学校	吉野町 5968－１ (099－244－3881)	桜島横山町、桜島小池町
	4	吉野中学校	吉野町 3074 (099－243－2584)	桜島横山町、桜島小池町
	5	緑丘中学校	緑ヶ丘町 46－1 (099－243－7320)	桜島武町
	6	川上小学校	川上町 322 (099－243－0576)	桜島藤野町
	7	川上福祉館	川上町 17－2 (099－243－4903)	桜島藤野町
	8	花野小学校	花野光ヶ丘 1－1－1 (099－228－0221)	桜島西道町
	9	伊敷小学校	伊敷 5－19－1 (099－229－2521)	桜島松浦町、桜島二俣町
	10	伊敷公民館	伊敷 5－7－40 (099－220－1866)	桜島白浜町
	11	吉田北中学校	西佐多町 268 (099－295－2152)	新島町、野尻町、持木町

区分	No.	避難所	所在地(電話番号)	対象地区
	12	吉田校区コミュニティセンター	西佐多町 269　(099－295－2600)	新島町、野尻町、持木町 ※令和元年度調査に基づき、出水期における利用は要調整
	13	市街地医療機関		野尻町(桜島病院)
	14	吉田南中学校	本名町 565　(099－294－2051)	東桜島町
	15	本名小学校	本名町 3579　(099－294－2144)	古里町(古里西、古里東、観光客)、有村町
	16	吉田公民館	本城町 1696　(099－294－1219)	黒神町(塩屋ヶ元、宇土)、高免町(浦之前、園山、高免)
代替南部	1	谷山小学校	谷山中央 1－4962(099－268－4175)	桜島赤水町、桜島赤生原町
	2	谷山中学校	上福元町 5500　(099－268－3165)	桜島赤水町、桜島赤生原町
	3	市民体育館	坂之上 1－21－1　(099－261－5115)	桜島横山町、桜島小池町
	4	和田中学校	和田 2－44－3　(099－268－8421)	桜島武町
	5	和田小学校	和田 2－2－10　(099－268－7731)	桜島藤野町
	6	西谷山小学校	上福元町 6464－1(099－267－0451)	桜島西道町
	7	福平小学校	平川町 819－3　(099－261－6624)	桜島松浦町、桜島二俣町
	8	福平中学校	平川町 6004　(099－261－3624)	桜島白浜町
	9	星峯東小学校	星ヶ峯 1－17－1　(099－265－7450)	新島町、黒神町(塩屋ヶ元、宇土)、高免町(浦之前、園山、高免)
	10	市街地医療機関		野尻町(桜島病院)
	11	谷山北中学校	山田町 1690　(099－264－2613)	野尻町、持木町
	12	皇徳寺中学校	皇徳寺台 3-35-1　(099－265－6692)	東桜島町
	13	皇徳寺小学校	皇徳寺台 2-50-1　(099－265－8055)	古里町(古里西、古里東、観光客)、有村町
広域一時避難所	1	垂水市中央運動公園	垂水市田神 3000 (0994－32－3091)	全島
	2	霧島市運動公園	霧島市国分清水 309 (0995－46－4398)	全島
中期避難所	1	少年自然の家	吉野町 11078－4　(099－244－0333)	全島
	2	自治研修センター	宮之浦町 870-1　(099－294－2011)	全島
	3	県青少年研修センター	宮之浦町 4226-1　(099－294－2111)	全島
	4	県総合教育センター	宮之浦町 862　(099－294－2311)	全島
	5	スパランド裸・楽・良	東俣町 1450 番地　(099－245－7070)	全島
	6	郡山体育館	東俣町 1464　(099－298－8448)	全島
	7	松元平野岡体育館	上谷口町 3400　(099－278－5100)	全島
	8	茶山房	上谷口町 3400　(099－278－5100)	全島
	9	松元公民館	上谷口町 3366-1　(099－278－1312)	全島
	10	農村交流館まつもと	上谷口町 3366-11(099－278－2120)	全島
	11	マリンピア喜入	喜入町 6094-1　(099－345－1117)	全島
	12	喜入老人憩いの家	喜入中名町 1000-22 (099－345－0170)	全島

第３節　島内の避難施設

		退避壕	退避舎	避難港	避難道路	その他の施設
桜島支所管内	桜島地区	18	8	9	0	2
	東桜島地区	14	12	11	8	3
計		32	20	20	8	5

１　桜島地区

避難施設名	退避壕名	所在地	施設規模	建設(建替え)年月日	事業費(千円)	所轄課	備考
退避壕 18か所 181.56㎡	白浜1	桜島白浜町2111（東白浜）	10㎡	S48. 3 (H29. 3)※1	828 (921)	危機管理課 (通常は桜島総務市民課)	⑮
	白浜2	桜島白浜町963（東白浜）	10㎡	S48.10	575	〃　（〃）	⑯
	二　俣	桜島二俣町356-4（二俣）	10㎡	S48. 3 (H13. 3)	682 (1,287)	〃　（〃）	⑰
	松浦1	桜島松浦町103（松浦）	10㎡	S48. 3 (H29. 3)	575 (3,484)	〃　（〃）	⑱
	松浦2	桜島松浦町20（松浦）	10㎡	S48.10	665	〃　（〃）	⑲
	西　道	桜島西道町179-1（西道）	10㎡	S48. 3	725	〃　（〃）	⑳
	藤　野	桜島藤野町1220（藤野）	10㎡	S48.10	575	〃　（〃）	㉑
	武1	桜島武町398-1（武）	10㎡	S48. 3	750	〃　（〃）	㉒
	武2	桜島武町314-1（武）	10㎡	S48.10	575	〃　（〃）	㉓
	武3	桜島武町38-1（武）	11.56㎡	H31.3 ※2	311	〃　（〃）	㉔
	赤生原	桜島赤生原町169-1（赤生原）	10㎡	S48. 3 (H13. 3)	630 (1,287)	〃　（〃）	㉕
	方　崎	桜島小池町1527-1（小池）	10㎡	S48.11 (H27.12)	681 (2,921)	〃　（〃）	㉖
	横山1	桜島横山町1722-1（横山）	10㎡	S55. 2	600	〃　（〃）	㉗
	横山2	桜島横山町1722-17（横山）	10㎡	S48. 3 (H13. 3)	303 (1,287)	〃　（〃）	㉘
	横山3	桜島横山町1722-1（横山）	10㎡	S55. 2	303	〃　（〃）	㉙
	赤水1	桜島赤水町3629-1（赤水）	10㎡	S48. 3 (H27.12)	303 (2,686)	〃　（〃）	㉚
	赤水2	桜島赤水町3629-8（赤水）	10㎡	S55. 2	600	〃　（〃）	㉛
	赤水3	桜島赤水町1201（赤水）	10㎡	S48. 3 (H29.8)	707 (2,575)	〃　（〃）	㉜

※1　白浜１（H29.3）は建替えではなく改修
※2　武３は長谷橋架け替え（大隅河川国道事務所施工）に伴う建替え

避難施設名	退避舎名	所在地	施設規模	建設(改修)年月日	事業費(千円)	所轄課	備考
退避舎 8か所 1,159.2㎡	赤水港	桜島赤水町1166	127.5 ㎡	S50年度 (H14.10.9)	10,718	危機管理課 (通常は桜島総務市民課)	(1)
	小池港	桜島小池町1448-30	157.5 ㎡	S50年度	14,731	〃 (〃)	(20)
	赤生原港	桜島赤生原町184-11	162.3 ㎡	S54年度	20,000	〃 (〃)	(19)
	武　港	桜島武町314-5	157.5 ㎡	S50年度	14,131	〃 (〃)	(18)
	藤野港	桜島藤野町902-1	162.3 ㎡	S54年度	20,000	〃 (〃)	(17)
	西道港	桜島西道町171-1	157.5 ㎡	S49年度 (H12.12.22)	12,208	〃 (〃)	(16)
	松浦港	桜島松浦町48-1	117.3 ㎡	S54年度	15,600	〃 (〃)	(15)
	二俣港	桜島二俣町356-3	117.3 ㎡	S54年度	15,400	〃 (〃)	(14)

避難施設名	避難港名	所在地	施設規模	建設年	事業費(千円)	所轄課	
避難港 9港	赤水港	桜島赤水町	492.0 ㎡	S50年度		農政総務課 生産流通課 (通常は桜島農林事務所)	1
	小池港	桜島小池町	979.66 ㎡	S50年度		河川港湾課	20
	赤生原港	桜島赤生原町	2,326.7 ㎡	S54年度		〃	19
	武港	桜島武町	1,088.5 ㎡	S50年度		〃	18
	藤野港	桜島藤野町	750.7 ㎡	S54年度		〃	17
	西道港	桜島西道町	1,173.45㎡	S49年度		〃	16
	松浦港	桜島松浦町	492.7 ㎡	S54年度		〃	15
	二俣港	桜島二俣町	374.7 ㎡	S54年度		〃	14
	白浜港	桜島白浜町	1,367.5 ㎡	S51年度		〃	13

避難施設名	所在地	施設規模	建設(改修)年月日	事業費(千円)	所轄課
桜峰校区公民館	桜島白浜町1127-1	414.3 ㎡	S50年度	44,158	生涯学習課
湯之平避難休憩施設	桜島小池町1025	522.7 ㎡			観光振興課

2　東桜島地区

避難施設名	退避壕名	所在地	施設規模（土地）	建設（建替え）年月日	事業費（千円）	所轄課	備考
退避壕 14か所 203.5㎡	野　尻	野尻町482-2（ヘリ基地内）	10㎡	S49.3.30	690	危機管理課（通常は東桜島総務市民課）	①
	持木1	持木町275－2	23.5㎡(48㎡)	S62.12.24	2,350	〃　（〃）	②
	持木2	持木町160（神社敷地内）	20㎡(38㎡)	S49.3.30	1,465	〃　（〃）	③
	東桜島1	東桜島町湯之403（市有地）	20㎡(20㎡)	S48.11.16 (H9.11.7)	1,090 (3,908)	〃　（〃）	④
	東桜島2	東桜島町観音崎1237－4	15㎡(30㎡)	S49.3.30	1,490	〃　（〃）	⑤
	古　里	古里町1080－10	15㎡(33㎡)	S49.3.30	1,850	〃　（〃）	⑥
	有　村	有村町952（市有地）	25㎡	S48.12.6	2,430	〃　（〃）	⑦
	黒神1	黒神町690番地38・39	10㎡	H29.3.6	3,377	〃　（〃）	⑧
	黒神2	黒神町新湯ノ上199	15㎡(87㎡)	S48.11.16	1,450	〃　（〃）	⑨
	黒神3	黒神町西宇土2582－83	10㎡(17.58㎡)	S48.11.2	565	〃　（〃）	⑩
	高免1	高免町大燃崎462－1	10㎡(17㎡)	S48.11.2 (H11.3.12)	665 (2,048)	〃　（〃）	⑪
	高免2	高免町東園山400－378	10㎡(17㎡)	S48.11.2 (H11.3.12)	653 (2,047)	〃　（〃）	⑫
	高免3	高免町湯之尻344－200	10㎡(17㎡)	S48.11.2	582	〃　（〃）	⑬
	高免4	高免町三差路195－2	10㎡(15㎡)	S48.11.2 (H9.11.7)	580 (2,392)	〃　（〃）	⑭

避難施設名	退避舎名	所在地	施設規模	建設（建替え）年月日	事業費（千円）	所轄課	備考
退避舎 12か所 1,216㎡	野　尻	野尻町349地先	148㎡	S51.2.27	13,130	危機管理課（通常は東桜島総務市民課）	(2)
	持　木	持木町23地先	132㎡	S51.2.27 (H10.3.18)	15.330 (20,055)	〃　（〃）	(3)
	湯之港	東桜島町418 地先（湯之）	240㎡	S50.3.25	17,960	〃　（〃）	(4-1)
	湯　之	東桜島町356－1,357－3（湯之）	1F82㎡ 2F82㎡	S51.2.27	17,201	〃　（〃）	(4-2)
	下　村	古里町162地先（下村）	80㎡	S51.2.27	7,640	〃　（〃）	(5)
	宮　下	古里町286地先（宮下）	80㎡	S52.3.25	6,830	〃　（〃）	(6)
	有　村	有村町62－4	52.5㎡	S49.3.25 (H2.3.6)	4,095 (7,364)	〃　（〃）	(7)
	塩屋ケ元	黒神町680－10（塩屋ケ元）	54.5㎡	S48.12.21	4,212	〃　（〃）	(8)
	宇　土	黒神町2585－5（宇土）	92㎡	S51.2.27	8,560	〃　（〃）	(9)
	浦之前	高免町415地先（浦之前）	64㎡	S51.2.27	7,030	〃　（〃）	(10)
	園　山	高免町400－357（園山）	22㎡	S51.2.27	4,290	〃　（〃）	(11)
	高　免	高免町3地先	87㎡	S50.3.25	7,864	〃　（〃）	(12)

避難施設名	避難港名	所在地	施設規模	建設年	事業費（千円）	所轄課	備考
避難港 11港	野尻港	野尻町	2,488㎡	S49 年度	83,407	河川港湾課	2
	持木港	持木町	2,386㎡	S49 年度	61,368	〃	3
	湯之港	東桜島町湯之	1,153㎡	S48 年度	39,021	〃	4
	下村港	古里町下村	1,618㎡	S49 年度	61,860	〃	5
	宮下港	古里町宮下	827㎡	S48･50 年度	36,601	〃	6
	有村港	有村町	1,114㎡	S50 年度	47,979	〃	7
	塩屋ケ元港	黒神町塩屋ケ元	529㎡	S48 年度	43,254	〃	8
	宇土港	黒神町宇土	248㎡	S49 年度	31,598	〃	9
	浦之前港	高免町浦之前	1,347㎡	S49 年度	33,652	〃	10
	園山港	高免町園山	451㎡	S49 年度	42,492	〃	11
	高免港	高免町高免	524㎡	S48 年度	28,176	〃	12

避難施設名	所在地	施設規模	建設年月日	事業費（千円）	所轄課
避難道路 8線 1,802	東桜島町湯之中央線 東桜島町中原1号線	7～10m×153m （巾）（長） 7～10m×137m	S48 年度	7,700	道路建設課
	古里町川穴1号線	4～9m×266m	S49 年度	20,000	〃
	古里町下村線 古里町下村赤石線	6～10m×54m 6～12m×267m	S50 年度	48,570	〃
	持木町持木3号線	6～11m×308m	S49 年度	13,800	〃
	野尻町野尻9号線	4～7m×162m	S49 年度	13,800	〃
	黒神町舟付1号線	5～11m×455m	S50 年度	15,000	〃
避難緑地	東桜島町	14,589.92㎡	H10 年度	274,000	河川港湾課
ヘリ基地	野尻町482-2 その他 ヘリ基地取付道路482-4,5	10,154㎡ 76㎡　6.34㎡	S49.3.19	46,903	危機管理課
一時避難施設	桜島国際火山砂防センター	484㎡	H11.6.12	469,000	国土交通省 大隅河川 国道事務所

避難施設設置位置図

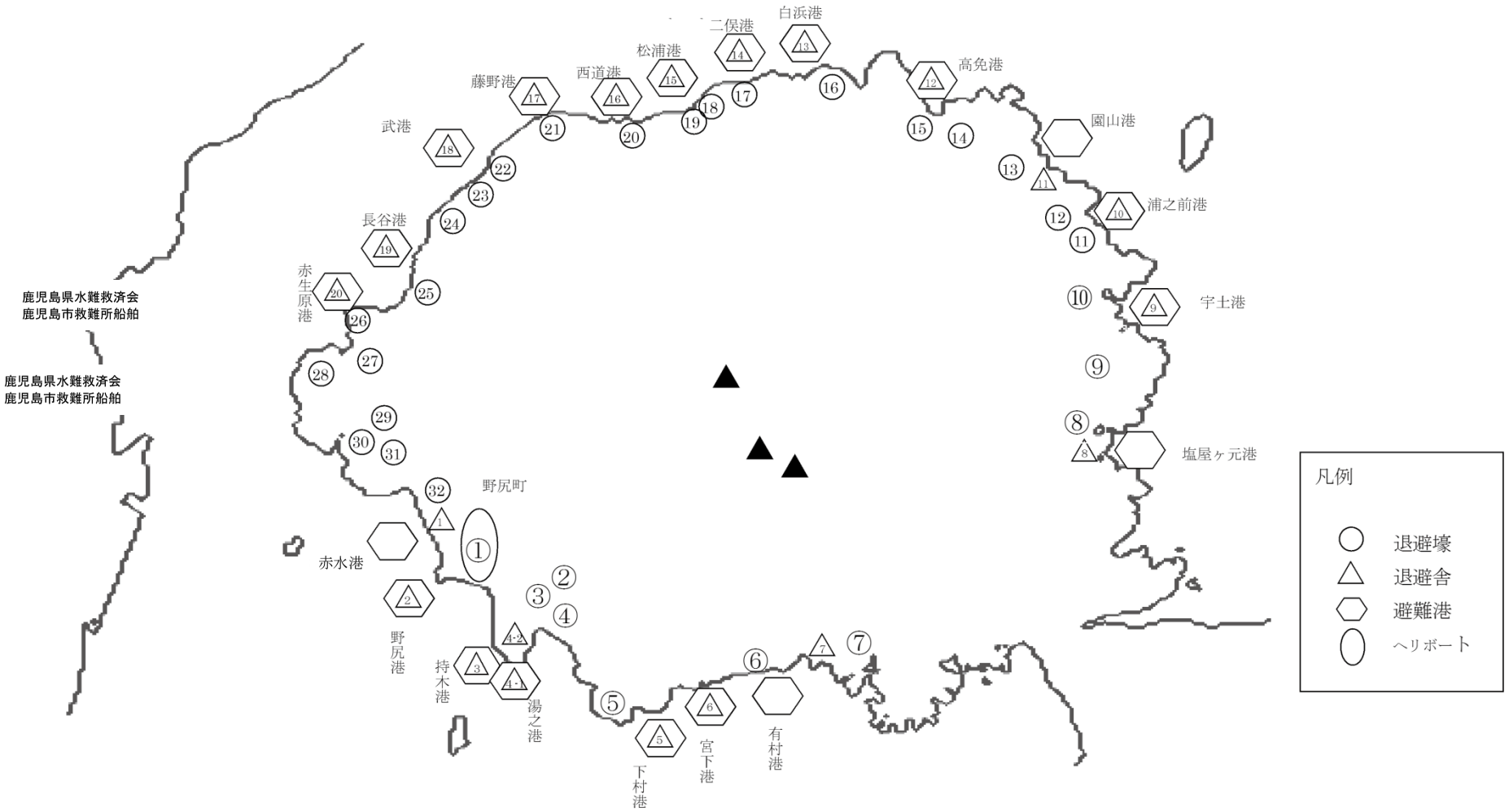
白浜港
二俣港
松浦港
西道港
藤野港
高免港
園山港
武港
浦之前港
長谷港
赤生原港
宇土港
鹿児島県水難救済会
鹿児島市救難所船舶
鹿児島県水難救済会
鹿児島市救難所船舶
塩屋ヶ元港
野尻町
赤水港
野尻港
持木港
湯之港
下村港
宮下港
有村港
凡例
退避壕
退避舎
避難港
ヘリポート

ヘリコプターで脱出する場合の集結地

町　　名	集　　結　　地	備　　考
桜島赤水町	赤水港	吊上げ式
桜島横山町	桜島溶岩グラウンド	〃
桜島小池町	桜洲小学校校庭	〃
桜島藤野町	桜島中学校校庭	〃
桜島松浦町	桜峰小学校校庭	〃
桜島西道町	桜峰小学校校庭	〃
野　尻　町	野尻町ヘリコプター離着陸用広場	
持　木　町	野添組砕石場	吊上げ式
東桜島町	東桜島小学校校庭、東桜島中学校校庭	〃
古　里　町	さくらじまホテル駐車場、改新交流センター	〃
有　村　町	有村川河口右岸、有村溶岩展望所駐車場	〃
黒　神　町	宇土港、黒神小学校	〃
高　免　町	高免港、浦之前港	〃

第４節　住民等の輸送

基本的避難方法（避難用バス及び救難船舶による避難）

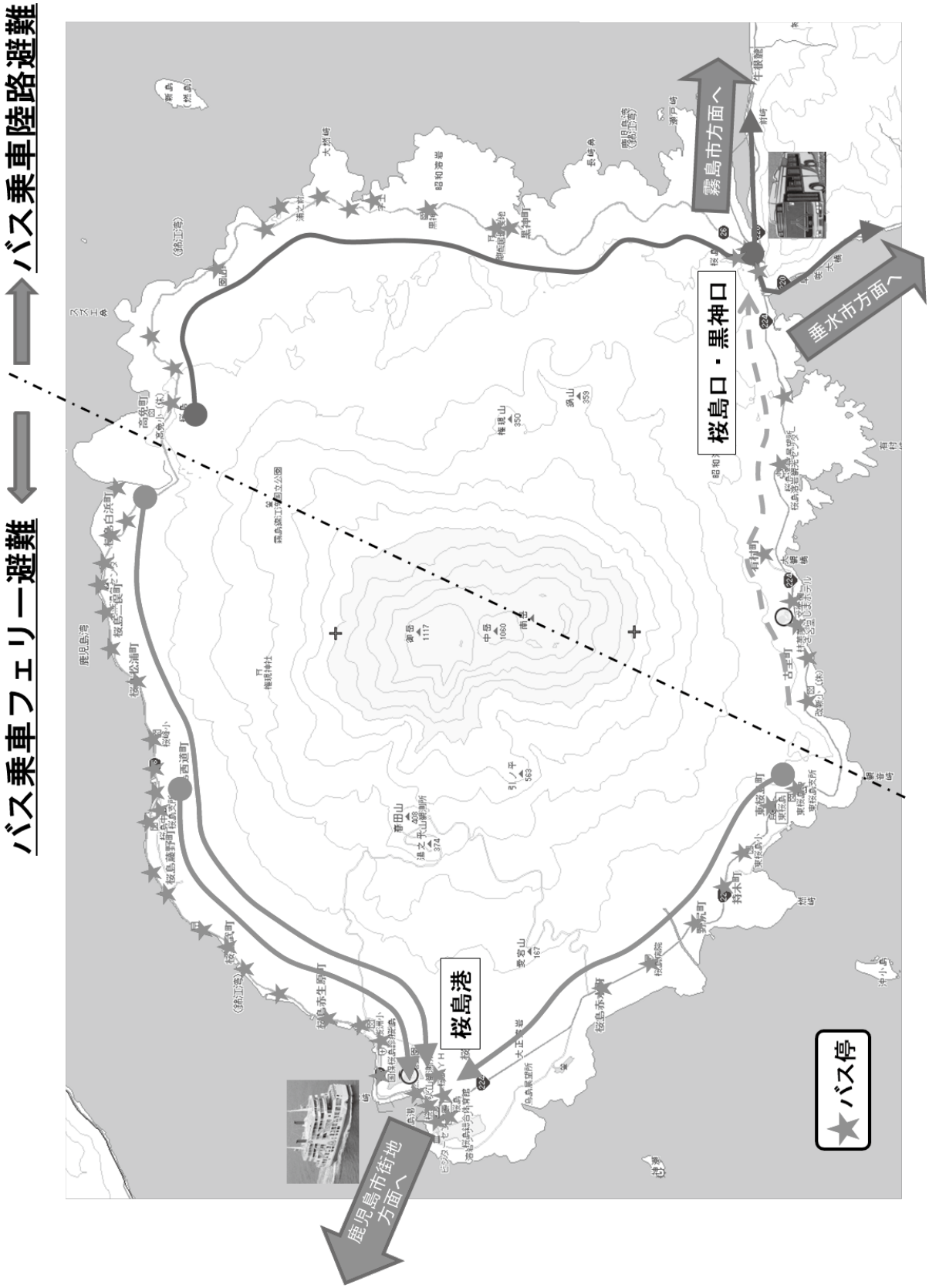

※有村・古里地区に関しては、島内避難を完了していない場合、バス乗車陸路避難とする。

海上避難方法（救難船舶による避難）

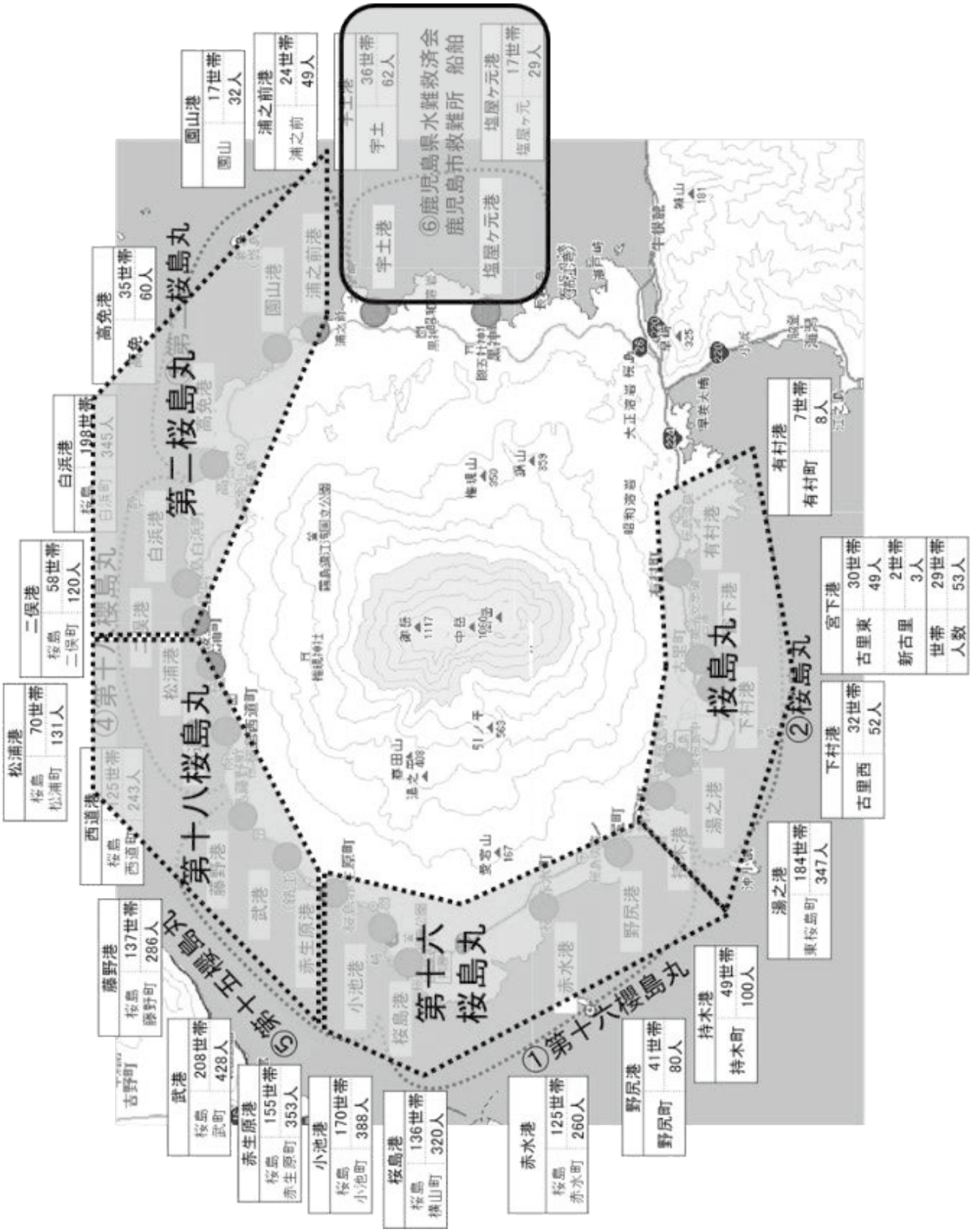

陸上避難方法（避難用バスによる避難）

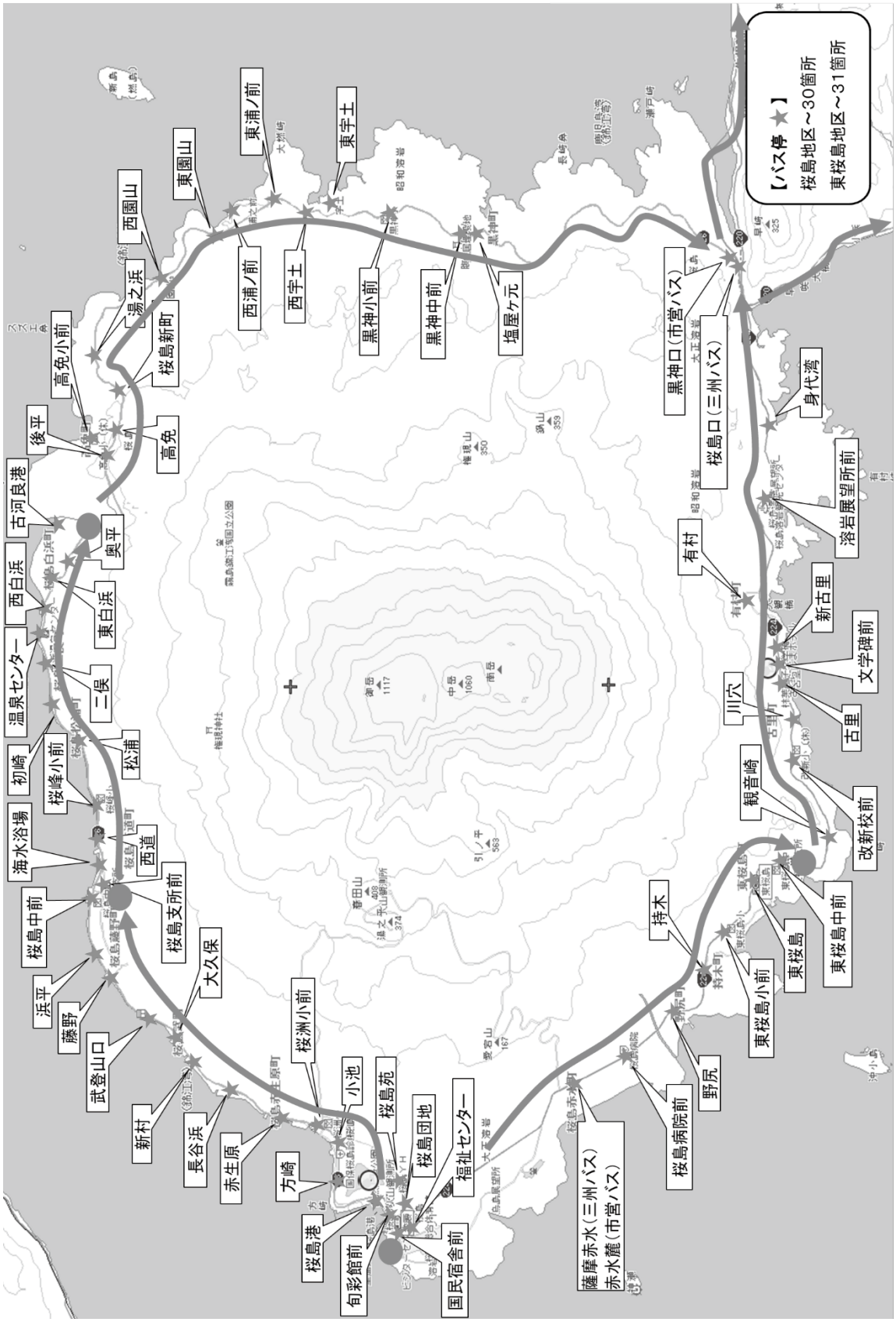

第５節　避難の誘導・避難状況の確認等

避難対象地域における住民避難の誘導方法や避難完了の確認方法については、次により行うものとする。

１　交通規制の確認等

災害対策本部は、避難誘導に当たり、船舶局や警察と避難先の対象となる地域を確認するとともに、フェリーターミナル規制や交通規制を実施する場所、時間帯等を調整する。

２　広報等

避難の広報は、【第２章第４節　１　情報の伝達・広報】に基づき対応する。

３　避難状況の確認

(1) 消防対策部

避難対象地域の戸別訪問を行い、残留者の状況確認に努める。

(2) 健康福祉対策部

避難所に受け入れた避難者の名簿を作成するとともに、避難状況の把握に努める。（住民一覧表の活用）

(3) 現地災害対策本部

ア　消防対策部と連携し、残留者の状況確認に努める。

イ　健康福祉対策部と連携し、指定避難所への避難状況を把握に努める。

ウ　災害対策本部と連携し、指定避難所以外への避難状況を把握に努める。

４　報告

現地災害対策本部・消防対策部・健康福祉対策部は、避難者と作成した名簿との確認を行い、避難が完了したと判断した場合は、その旨を原則毎正時災害対策本部に報告するものとする。

災害対策本部は、避難完了の報告を受けた場合は、その旨を速やかに県及び警察等に連絡するとともに、避難が完了しない地域の情報についても適宜報告する。

５　残留者の捜索

警察、消防、自衛隊等は、協力して残留者の捜索を行う。捜索にあたっては、土地勘のある消防を中心に、消防と警察、消防と自衛隊として班を編成し、各班が担当する範囲を定める、いわゆる地区割りを行うこととする。捜索では、職員自らの安全を確保し、もし残留者がいた場合には、市が指定する最寄の拠点港（桜島港、白浜港、湯之港）から、海上保安本部等の船艇により避難者を輸送する。なお、効果的な捜索手段として、ドローン等の活用の確立に努めることとする。

６　避難誘導責任者の業務

(1) 平時

集結地、乗船場所に加え避難経路の状況を熟知しておく。

(2) 避難指示等の発令時

住民等に指示し、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにする。

発令時の避難状況の把握及び報告は、【本編　火山災害対策編　第３章　第７節避難計画　10 島外避難　(1) 避難指示段階の避難　⑥避難状況の把握及び報告】に基づき対応する。

【避難状況把握の流れ】

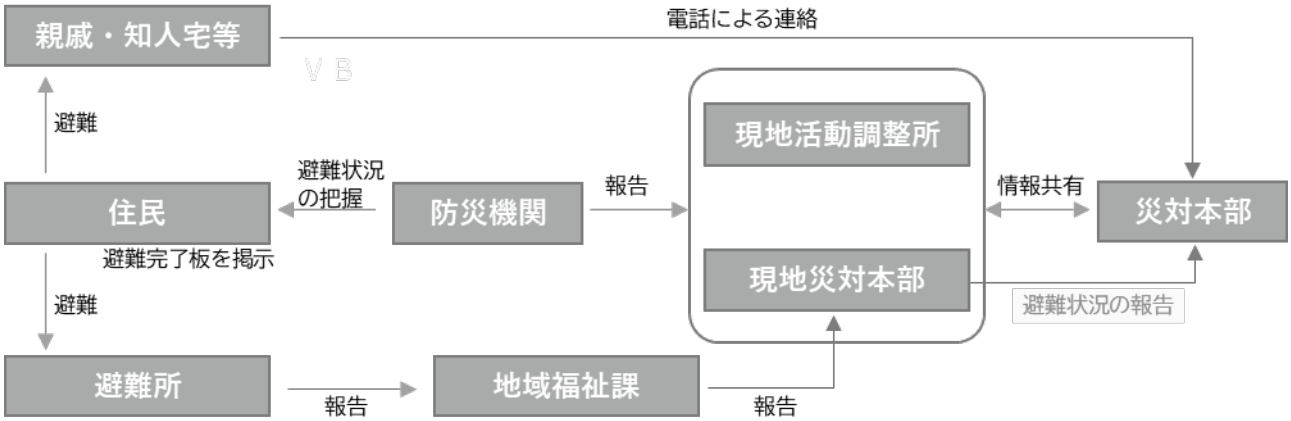

＜退避舎（避難誘導責任者：消防団）＞

○　各地域内の戸別訪問により避難状況の把握を行い、現地災害対策本部に報告する。

＜避難所（避難所班員）＞

○　避難所に避難をしてきた避難者の名簿を作成し、地域福祉課に報告する。（住民一覧表の活用）

＜現地災害対策本部（支所職員）＞

○　避難所や避難誘導責任者からの情報と災害対策本部からの自主避難者情報を併せて、避難状況を把握する。

○　避難状況を災害対策本部に報告するとともに、残留者については現地調整所にて捜索を指示する。

7　避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員、消防団員などは、短時間のうちに噴火が発生したり、海底噴火を含み、山頂火口以外の火口で噴火が発生したりするなどにより突然の脅威にさらされる場合があるため、避難時間及び手段を確保したうえで、避難誘導等を実施するものとする。なお、災害警戒本部が設置された場合は、桜島支所（桜島地区）に現地災害警戒本部を置くことを基本とするが、警戒範囲が主に東桜島地区内の居住地域の場合は、東桜島合同庁舎（桜島支所（東桜島地区））に現地災害対策本部を置くことができる。

ただし、噴火時等に形成される火口の位置が両支所に影響を及ぼすことが予想された場合等は、現地災害対策本部に必要な広さに加え通信機器等の設備を予め確認し、桜島港フェリーターミナル等への設置も影響度合いに応じ段階的に検討する。他に、関係機関の協力が得られる場合、現地災害対策本部を船上に設置することも検討する。

また、現地災害対策本部は、全ての住民が避難したことを確認した後に直ちに撤収し、本部員は避難する。ただし、噴火が切迫又は発生している場合は、本部員の安全確保のため住民とともに緊急避難する。なお、現地災害対策本部の撤収は、現地災害対策本部長が判断する。

第５章　島内の一部（居住区域付近）に影響を及ぼす火山活動への対応

市は、島内の一部（居住区域付近）に影響を及ぼす火山活動に対し、噴火警戒レベル及び警戒範囲に応じて次の対応を行う。

第１節　噴火警戒レベル3（警戒範囲2km以内）の対応

１　想定される火山活動状況

本節で想定する火山活動は、昭和火口及び南岳山頂火口から概ね2kmの範囲での噴石、火砕流、溶岩流のほか、火山ガスにも警戒の必要な、桜島では日常的な状況である。

２　体制

噴火警戒レベル3（警戒範囲2km以内）時には、危機管理局危機管理課及び消防局警防課職員による情報連絡体制で対応する。

情報収集にあたっては、 鹿児島地方気象台が発表する火山に関する情報や資料の解説、京大火山センターによる傾斜計、伸縮計、地震等の火山観測データ等の解説情報のほか、火山ガスの状況、住民等からの異変に関する情報、気象情報等、各種災害関連情報を総合的に把握し、必要な情報は所轄上司及び関係各課に連絡する。

危機管理課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、情報収集及び応急対策などの措置を講ずる必要があるときは、警防課長と協議のうえ、防災情報システムを起動する。

なお、火山ガス（二酸化硫黄）の濃度が2ppmに達した場合には、環境保全課は危機管理課に情報提供対象測定局（有村局、黒神局、桜島支所局、赤水局）の測定データを電子メール等により直ちに連絡する。

３　情報の伝達・広報

気象台が発表する情報のうち、火山活動に変化があった場合に出される臨時の火山の状況に関する解説情報や噴火速報が出された場合のほか、火山ガスの濃度が2ppmを超え、環境保全課から連絡があった場合は、市は気象台や京大火山センターに火山活動の状況について情報収集を行い、必要がある場合は、住民等に対し火山活動状況に関する情報提供を行うとともに、今後の活動の活発化への注意喚起を行う。

情報の伝達・広報については、【第３章第２節　1　情報の伝達・広報】による。

また、市が住民等に対して行う広報文（例）は次のとおりである。

【防災行政無線の場合】（危機管理課）

○噴火兆候（噴火警戒レベル3　注意喚起）

〇月〇〇日（〇）〇：〇〇　※レベル３　注意喚起 こちらは、防災鹿児島市役所　危機管理課です。 現在、桜島の火山活動が活発化しております。 桜島の噴火警戒レベルの引き上げも予想されますので、 住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。 また、避難に時間を要する方々は、避難の準備をしてください。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

○火山ガスへの注意喚起

こちらは、防災鹿児島市役所危機管理課です。 現在、〇〇地区の火山ガス測定局において、 二酸化硫黄の濃度が高い値となっております。 風向きに注意し、外出を控えるなど、注意をお願いします。

第２節　噴火警戒レベル3（警戒範囲2.4kmへの拡大）の対応

１　想定される火山活動状況

本節で想定される火山活動は、噴火により両火口から2～2.4kmに大きな噴石が到達した状況である。影響範囲は火口から2.4km以内の地域である。

２　体制

噴火警戒レベル3（警戒範囲2.4kmへの拡大）時には、警戒体制（災害警戒本部体制）で対応する。

(1) 災害警戒本部の組織

① 災害警戒本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は危機管理局長を、副本部長は危機管理局次長及び消防局次長をもって充てる。

② 災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

本　　部	本　部　員	災害対策要員
本部長 　危機管理局長 副本部長 　危機管理局次長 　消防局次長	総務部長 福祉部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 その他本部長が必要と認めるもの	所属長がその所属する職員のうちから指名する。

③ 災害警戒本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員の他、本部長が必要と認めるものをもって構成する。

本部会議は本部長が招集する。

④ 本部会議の所掌事務は次のとおりとする。

- 災害予防、災害応急対策の事前措置に関する事項
- 動員体制の準備に関する事項
- 情報収集その他災害警戒本部長が必要と認める事項

⑤ 災害対策要員は、災害警戒本部体制下においては、各部局で事務を行うものとする。

３　情報の伝達・広報

気象台が噴火警報を発表し、噴火警戒レベル3で警戒範囲を火口から2km以上に拡大した場合は、市は付近の居住区域の住民等に対し、火口から2.4km以内の立入を禁止することや、火山活動状況に関する情報提供を行うとともに、今後の火山活動の活発化への注意喚起を行う。

防災行政無線による注意喚起の広報文は【第５章第１節　3　情報の伝達・広報】による。

○噴石2～2.4㎞への飛散

> こちらは、防災鹿児島市役所です。
> 本日、南岳山頂火口で爆発が発生し、大きな噴石が2kmを超えて飛散したことから、噴火警戒レベルは3のまま、警戒範囲が火口から2.4kmに拡大されました。
> 今後、桜島の噴火活動は活発化する恐れがありますので、火口から2.4km付近の居住地域近くまでの範囲で、大きな噴石及び火砕流に注意してください。

4　防災対応

火口から2～2.4㎞への噴石飛散の場合、市（現地災害対策本部）は、警戒範囲内への立入を規制するため、有村地区の2.4㎞付近の市道に立入禁止の看板を設置し、通行止めを行う。また、火山活動状況に応じて警戒が予想される付近の居住区域（有村地区）の住民等に対して注意喚起を行うものとする。

噴火から72時間以内に同様の噴石飛散がない場合、気象台は警戒範囲を2㎞に縮小する。これを受けて、市は市道の通行止めを解除する。

【通行止め位置図】

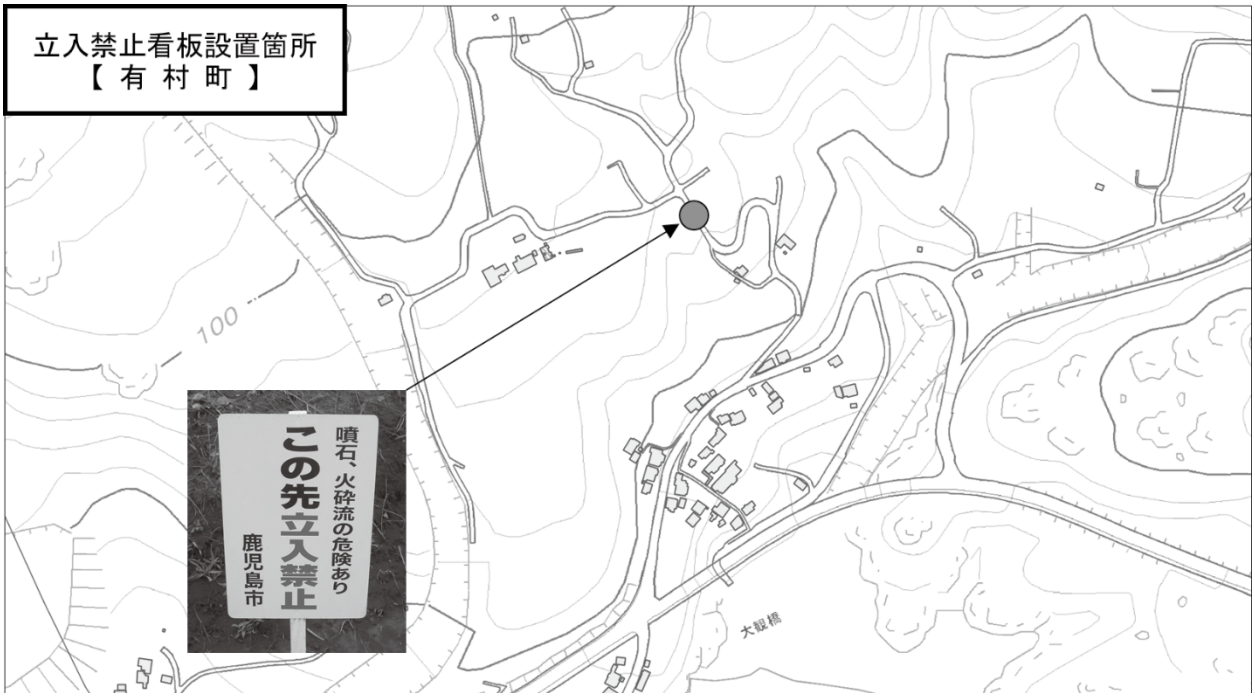

第３節　噴火警戒レベル4（警戒範囲3㎞への拡大）の対応

１　想定される火山活動状況

本節で想定する火山活動は、2015年8月15日のような顕著な地殻変動や地震が観測され、規模の大きな噴火の発生が予想される状況である。警戒範囲は概ね3㎞以内と部分的ではあるが、今後の火山活動の活発化（マグニチュード2以上の地震が10回以上発生）によっては、大規模噴火に備えて警戒範囲が広がる可能性のある状況である。

このほか、噴火による大きな噴石が両火口から2～2.4㎞に24時間以内に3回飛散した場合や、溶岩流や火砕流の先端が一部の居住地に到達すると予想される状況である。

２　体制

噴火警戒レベル4（警戒範囲3㎞への拡大）時には、非常体制（災害対策本部体制）で対応する。

(1) 災害対策本部の組織

①　本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

②　本部の組織は次のとおりとする。

本　　部	本　部　員	災害対策要員
本部長 　市長 副本部長 　副市長	市立病院長 各局長 危機管理局次長 福祉部長 建設管理部長 消防局次長 各支所長 その他本部長が 　必要と認めるもの	所属長がその所属する職員のうちから指名する

③　本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員の他、本部長が必要と認めるものをもって構成する。本部会議は本部長が招集する。

ただし、支部の災害対策上必要があると認めるときは支部長は除くことができる。

④　本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

・　災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項

・　その他本部長が必要と認める事項

⑤　本部長は、大規模な災害が発生し、現地にて特別な対策を必要とするときは、現地災害対策本部を設置することができるものとする。現地災害対策本部に責任者を置き、責任者は本部長が指名する。現地災害対策本部は、現地の応急対策を終了したとき廃止する。

⑥　本部長は、現地（又は「災害現場」）の応急対策を円滑に遂行するために、必要に応じて現地活動調整所を配置し、現地で活動する関係機関相互の活動調整を行うものとする。なお、現地災害対策本部が設置された場合は、活動調整所はこれに置くものとする。

⑦　本部に【資料編資料第13】に掲げる対策部及び対策班を置き、各対策部長及び各班長は同資料に掲げる者をもって充てる。各対策部は、原則として本部の設置と同時に設置されたものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した対策部は設置しないものとする。

本部の編成及び所掌事務は【資料編資料第13】のとおりとする。

⑧　本部に【資料編資料第14】に掲げる支部を置き、各支部長は同表に掲げる者をもって充てる。各支部の設置は、本部長が指示するものとする。ただし、緊急を要し指示を受けることができないときは、各支部長は支部を設置し、本部長へ報告するものとする。

支部の編成及び所掌事務は【資料編資料第14】のとおりとする。

※鹿児島市災害対策本部の組織編成及び所掌事務【資料編資料第13・Ⅰ-13】

※支部の組織と所掌事務【資料編資料第14・Ⅰ-32】

３　情報の伝達・広報

気象台が噴火警報を発表し、噴火警戒レベルを4に引上げ、警戒範囲を火口から3kmに拡大した場合、市は気象台及び京大火山センターに火山活動状況を確認し、警戒が予想される有村地区、古里東地区の一部（火口から3km以内の地域）のほか、火砕流到達のおそれがある場合は黒神町塩屋ヶ元地区を加えた3地区に高齢者等避難を発令する。

また、気象台及び京大火山センターに確認し、規模の大きな噴火の発生が切迫していると判断された場合は、同地区に避難指示を発令する。

情報の伝達・広報について3地区住民に対しては消防が各戸を訪問するほか、【第３章第２節　1 情報の伝達・広報】による。

また、市が住民等に対して行う高齢者等避難、警戒の広報文案は次のとおりである。

【防災行政無線の場合】（危機管理課）

○高齢者等避難の発令

緊急放送、緊急放送、こちらは防災鹿児島市役所です。

本日、桜島で爆発があり、大きな噴石が2kmを超えて複数飛散したため、噴火警戒レベル4に引き上げられ、午前●●時●●分に火口から3km以内の有村町、古里町の一部に高齢者等避難を発令しました。

避難対象地区の高齢者など避難に時間のかかる住民等は、ただちに避難してください。

同地区のその他の住民は避難の準備をしてください。

なお、現在大規模噴火の兆候は見られません。

○警戒広報（火口から3km超）

こちらは、防災鹿児島市役所です。

本日、〇:〇〇に、桜島の噴火警戒レベルが４に引上げられました。

有村町及び古里町では大きな噴石及び火砕流のおそれがありますので、

今後の情報に十分にご注意ください。

また、住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

なお、情報の伝達・広報に係る広報の概要等は次のとおりである。

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">噴火警戒レベル</td><td>3（入山規制）→4（高齢者等避難）【警戒範囲：火口から概ね3km】</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報発信の主な対象者</td><td>島内の住民全員　もしくは　警戒が必要な居住地域の住民</td></tr>
<tr><td colspan="2">広報の概要</td><td>・高齢者等の要配慮者は、速やかに警戒範囲外に避難するよう促す
・その他の住民は、避難の準備等をするよう促す</td></tr>
<tr><td colspan="2">整理が必要な情報
（右欄の【　】の担当課が情報を整理し、危機管理課が集約。その後、下欄の各広報担当課が所管の広報手段①～⑦で速やかに情報を発信）
※★印は、市街地側の住民にも広報が必要な情報</td><td>★桜島火山の状況【危機管理課】
○高齢者等避難（警戒すべき火山災害・範囲）【危機管理課】
○避難に必要な情報
・避難所（開設状況等）【地域福祉課】
・避難用バス等の輸送手段【危機管理課・バス事業課】
・道路状況（避難経路・交通規制）【道路部・道路管理者（国・県）】
・避難時の注意事項（避難用家族カード・携行品・ペット・家畜等）【消防局】
○住民の避難状況【現地災害対策本部】
○避難促進施設の避難状況、閉鎖状況
・教育施設【教育委員会】
・福祉施設・病院【健康福祉局】
・観光施設・スポーツ施設【観光交流局】
○高齢者等避難の解除【危機管理課】
○風評被害対策・安心宣言【観光交流局】
○その他、広報が必要な情報【関係各課】
など</td></tr>
<tr><td rowspan="4">広報手段②⑤広報課が実施する広報、対応等</td><td>市ホームページ、市公式ＳＮＳ、広報紙の配布</td><td>○市ホームページでは、上記の関係課からの各種情報を、地図情報などを用いわかりやすくタイムリーに発信
○市公式ＳＮＳでは、市ホームページで発信する情報の中から特に重要な情報を発信
○必要に応じて広報紙を発行</td></tr>
<tr><td>報道機関への情報提供（投げ込み）</td><td>○「災害時放送要請協定関係」の様式で、高齢者等避難を発令したことを各報道機関にＦＡＸやメールで通知（電話での着信確認も）
○危機管理課や各関係課は、広報課に広報が必要な情報を文書等で報告。広報課は各種情報を通常の様式で報道機関にＦＡＸ
○関係課との情報共有のため、報道機関への情報提供の内容を随時庁内掲示板に掲出　⇒　広報担当課は所管の媒体で広報</td></tr>
<tr><td>記者会見</td><td>○必要に応じて、広報課長・危機管理課長等による記者会見を実施
○発表内容は、災害対策本部での協議事項が基本</td></tr>
<tr><td>報道機関との対応</td><td>○災害対策本部体制のため、報道機関からの取材は基本的に広報課で対応
○プレスルームと記者会見場を設置。プレスルームに随時情報発信内容を掲示</td></tr>
<tr><td colspan="2">広報手段①
同報系防災行政無線
【危機管理課・桜島支所】</td><td>○噴火警報【危機管理課・自動起動】
○噴火警報をもとにした火山活動状況【桜島支所】
○高齢者等避難の発令（警戒範囲、避難所）4か国語【危機管理課】</td></tr>
<tr><td colspan="2">広報手段③
ＬＩＮＥ、安心ネットワーク119、緊急速報メール
【危機管理課・消防局情報管理課】</td><td>○噴火警報
○高齢者等避難の発令（警戒すべき火山災害・範囲、避難所）</td></tr>
</table>

広報手段④ 市広報車や消防車両による巡回広報 【桜島支所・消防局警防課・中央消防署】	○必要に応じ市公用車により巡回広報を行う【桜島支所】 ○消防車両による巡回広報【消防局警防課・中央消防署】
広報手段⑤ 市ホームページ・アプリ（5か国語）、消防局フェイスブック 【国際交流課・消防局警防課・情報管理課】	○市ホームページで発信する情報の中から特に重要な情報を発信
広報手段⑤⑥ ホームページ、ポスター等の掲示 【船舶局各課、観光プロモーション課等】	○「噴火警戒レベル4への引上げ」に係る広報開始 ・船舶局ホームページ・ＳＮＳへの掲載【総務課】 ・両港フェリーターミナル、料金所前への案内掲示【営業課】 ・船内アナウンス開始（鹿児島港発の便のみ）【船舶運航課】 ○よりみちクルーズ等運航に係る情報のホームページ等掲載【営業課】
広報手段⑦ サンサンコールかごしま等 【市民相談センター等】	○市ホームページや報道提供資料等各種情報をもとに「サンサンコールかごしま」においての情報提供 ○「サンサンコールかごしま」へ市民から寄せられる問い合わせ内容の集約を行い、所管課等へ情報提供し、不足する情報については資料提供等を依頼 ○災害時を想定して作成している災害時ＦＡＱの内容を所管課等に確認、更新依頼 ○サンサンコールかごしまの24時間体制の検討

4　防災対応

(1)　避難所の開設・運営

避難所の開設・運営は、各避難所班が対応する。運営については、健康福祉対策部は避難所運営マニュアルの作成し、町内会・自主防災組織など住民主体で行えるように努める。長期避難に対応するため、避難所班員の増員など人員の配置については、職員の健康状態や持続可能性を考慮し人事課が行う。

なお、自主避難の場合は、住民からの地域福祉課又は各支所への連絡状況に応じて対応する。

【避難所班長の業務】

①　避難所の開設及び閉鎖に関すること。

ア　本部長の命による避難所の開設及び閉鎖

イ　避難所の開設及び閉鎖に関する救助班長への通知

②　避難所の管理に関すること。

ア　避難状況の調査及び救助班長への通知

イ　避難所避難者台帳の作成（住民一覧表を活用）

ウ　避難所業務日誌の記録

エ　避難所施設の保全管理

オ　避難所施設管理者との連絡調整

カ　男女別のトイレ及び更衣場所の確保

キ　授乳場所の確保

ク　プライバシーの確保

③　避難所における救助活動に関すること。

ア　避難者に対する災害情報等の広報伝達

イ　被災者に対する給食、被服及び物資等の給与並びに給与状況の救助班長への通知

ウ　物資の受付（一時保管を含む）と受付記録の救援物資受付班長への通知

エ　その他必要な救助活動

④　避難所業務の引継ぎに関すること。

ア　重要引継事項の文書による引継ぎ

イ　避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

⑤　関係帳簿等の整備に関すること。

ア　避難所避難者台帳

イ　炊出し受給者名簿

ウ　物資給与及び受領簿

エ　その他必要な書類

表　対象地区と避難所（警戒範囲：火口から3km）

対象地区	避難所	収容人数
・有村町有村地区	高齢者福祉センター東桜島 （東桜島町720　℡221-2081）	55人程度
・古里町古里東地区の一部 （火口から3km以内の地域）		
・黒神町塩屋ヶ元地区	さくらじま白浜温泉センター （桜島白浜町1269　℡293-4126）	42人程度

(2) 住民等の避難誘導

要支援者の避難誘導は、消防が各戸を訪問し、避難所まで輸送する避難支援を行うほか、地域ぐるみで安全確保を図るため、自主防災組織、消防団、民生委員の協力を得るなどして事前に確立した個別支援計画に基づく対応とする。

避難所までの輸送にあたっては、市バスを用いるが、緊急を要する場合は消防車両等を用いることとし、輸送経路等は本避難計画　「参考資料　島内避難」を参照するものとする。

島内にある市バスのうちアイランドビューは、噴火警戒レベル4で運行を中止する。交通対策部は災害対策本部の要請に応じて現地災害対策本部にバスを運び、現地災害対策本部の指示により避難対応にあたる。

なお、そのほかの住民は、自主的な判断により速やかな避難を心がける。また自主避難の際には、各戸の玄関等の防災関係機関が確認しやすい箇所に「避難完了板」を掲示し避難する。指定避難所以外に避難する際は、「連絡先カード」に記載の連絡先に電話で避難先を連絡する。

各地区のバス避難集合場所と移動手段は次のとおりである。

表　各地区のバス避難集合場所と移動手段（警戒範囲：火口から3㎞）

対象地区	世帯数 人数 （要支援者）	避難所	バス避難集合場所	移動手段
有村町有村地区	31 世帯 48 人 （1 人）	高齢者福祉 センター東桜島	旧改新分団舎前 有村Ａ 有村Ｂ 有村Ｃ 有村Ｄ （有村溶岩展望所　※1便目のみ） 有村Ｅ 桜島シーサイドホテル前 旧古里観光ホテル前 川穴バス停	小型バス 1 台 （19 名乗り）
古里町古里東地区の一部 （火口から 3 ㎞以内の地域） ※古里東 1 班の一部、2・3 班				
黒神町塩屋ヶ元地区	17 世帯 26 人 （1 人）	さくらじま白浜 温泉センター	塩屋ヶ元地区集落内 （黒神町 690 付近）	大型バス 1 台 （32 名乗り）

※世帯数・人数は、令和4年7月現在

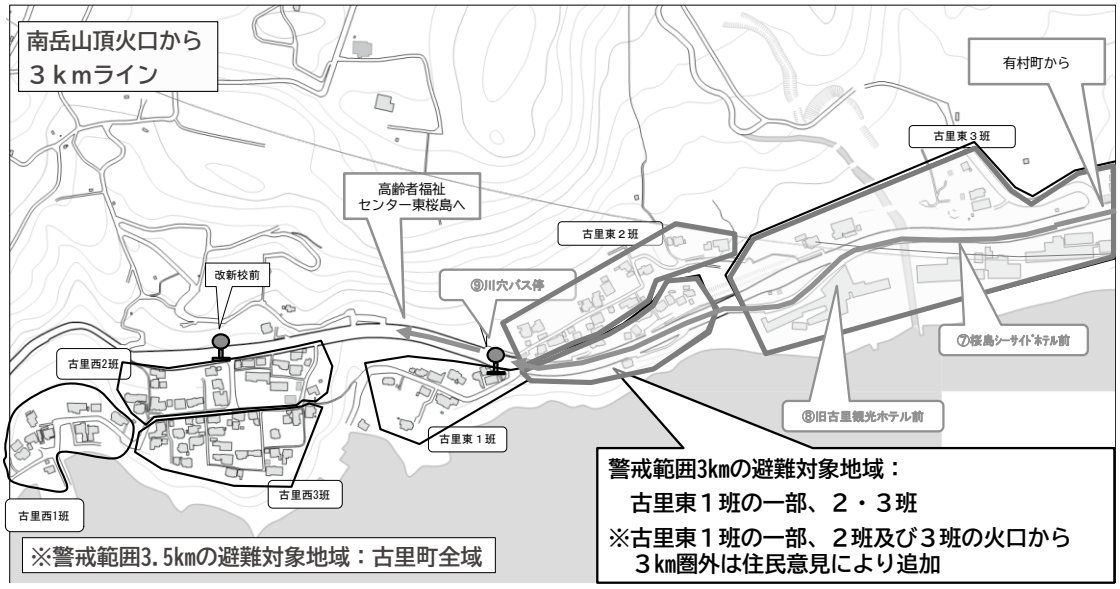

図　古里町古里東地区の一部（火口から３km以内の地域）の避難対象地域
（島内避難：警戒範囲火口から 3km）

図　避難所・バス避難時集合場所位置図（島内避難：警戒範囲火口から 3km）

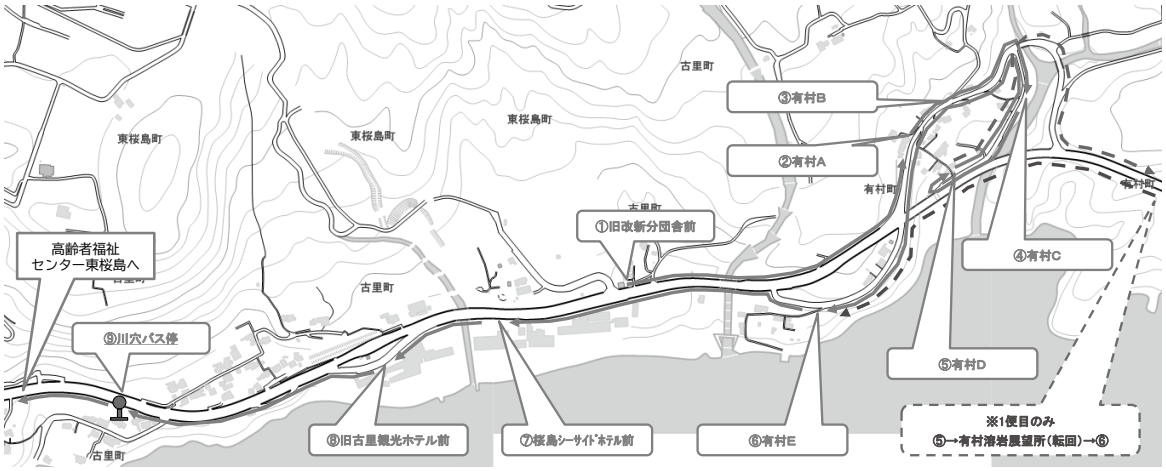

図　有村町有村地区・古里町古里東地区の一部（火口から 3 km以内の地域）の
バス避難時集合場所位置図（島内避難：警戒範囲火口から 3km）

図　黒神町塩屋ヶ元地区のバス避難時集合場所位置図（島内避難）

(3) 避難促進施設の対応

警戒範囲内に所在する施設は、避難確保計画に基づき施設利用者を警戒範囲外へ避難誘導する。その後、施設の利用を制限するため、施設の出入口を閉鎖するとともに、立入り禁止の表示を行うほか、市関係課に施設利用者の避難状況及び施設の閉鎖状況について連絡する。連絡手段は、【第３章第２節　１　情報の伝達・広報】を参照する。

【警戒範囲が概ね3km圏内の施設】

有村溶岩展望所、さくらじまホテル、桜島シーサイドホテル、湯之平展望所、
黒神中学校（火砕流の危険性がある場合のみ）

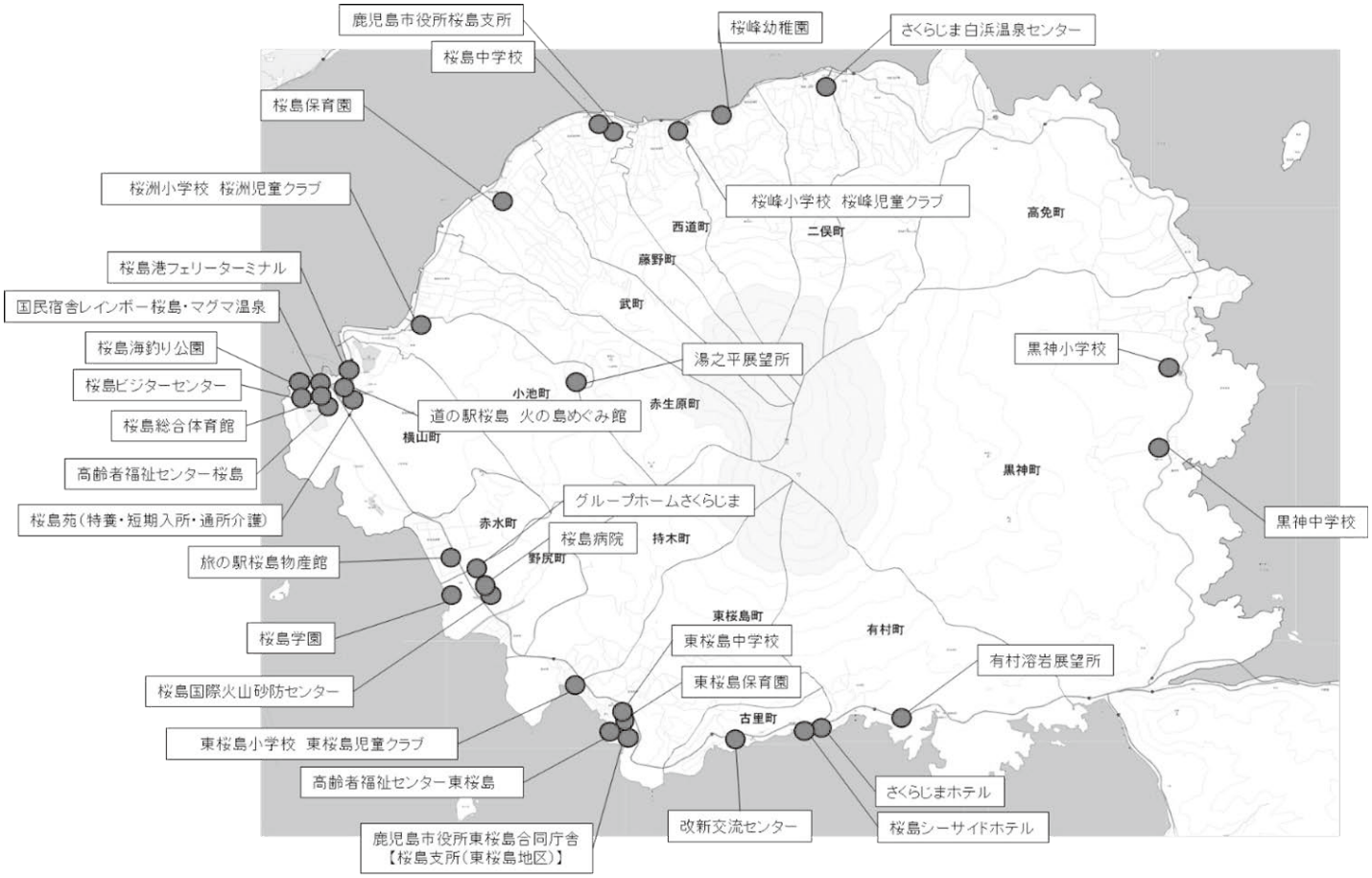

図　島内の避難促進施設位置図

(4) 市関連観光施設へのバリケード・看板設置対応】

① 設置場所・設置物

設置場所	設置物
a 有村溶岩展望所	バリケード・看板Ⅰ・立入禁止表示（外国語）
b 黒神埋没鳥居（駐車場含む） （火砕流の危険性がある場合のみ）	バリケード・立入禁止表示（外国語）
c 湯之平展望所	バリケード・看板Ⅱ・立入禁止表示（外国語）
d 桜洲小学校～湯之平展望所間	看板Ⅲ
e 赤水湯之平口～湯之平展望所間	看板Ⅱ・看板Ⅲ

② 市街地への設置

観光客が集まる、駅、フェリーターミナル、市営の各種観光施設等にも、看板（外国語）を設置する。

③ 設置（撤去）の流れ

観光振興課から桜島建設防災対策協議会に電話等で依頼し、同協議会の指示を受けた会員が設置（撤去）を行う。

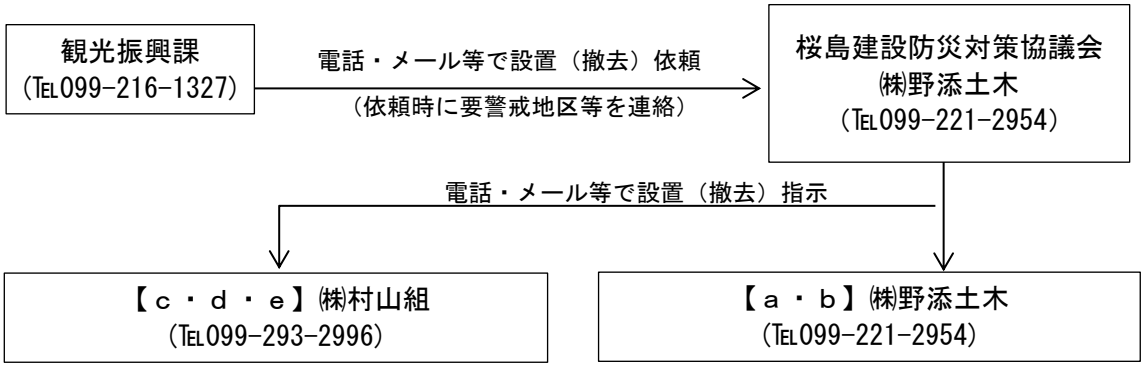

図　設置（撤去）の流れフロー

④　設置方法

事前に観光振興課が配布した資材を用いて、設置物に応じて次のとおり設置する。

設置物	設置方法	設置イメージ
バリケード	コーンとバーで道路を閉鎖 a 有村溶岩展望所 （コーン 8 個、バー7 本）× 2 箇所 b －1 黒神埋没鳥居 （火砕流の危険性がある場合のみ） （コーン 2 個、バー1 本）× 1 箇所 b －2 黒神埋没鳥居前駐車場 （火砕流の危険性がある場合のみ） （コーン 5 個、バー4 本）× 2 箇所 （コーン 3 個、バー2 本）× 1 箇所 c 湯之平展望所 （コーン 5 個、バー4 本）展望所下入口 （コーン 3 個、バー2 本）歩行者階段前	a 有村溶岩展望所 b －2 黒神埋没鳥居前駐車場
看　板	所定の看板を別紙「位置図」を参考に設置 a 看板Ⅰ（サインキーパー一体型） 内容：『有村展望所閉鎖中につき立入禁止』 c ・ e 看板Ⅱ（サインキーパー一体型） 内容：『桜島の火山活動への警戒のため、現在、「湯之平展望所」は閉館しています。この先、通行止めを実施していますのでご協力をお願いします。』 d・e 看板Ⅲ（コンクリート製ウェイト固定型） 内容：『湯之平展望所閉鎖中』	看板Ⅰ　看板Ⅱ 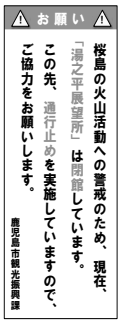 ⚠お願い⚠ 桜島の火山活動への警戒のため、現在、「湯之平展望所」は閉館しています。この先、通行止めを実施していますので、ご協力をお願いします。 鹿児島市観光振興課 看板Ⅲ
立入禁止表示 （外国語）	A3 縦、ラミネート加工された用紙を、バリケードに使用する「バー」にガムテープで設置 ・バー1～2 本で閉鎖→「1 枚」設置 ・バー3～4 本で閉鎖→「2 枚」設置 ・バー5～7 本で閉鎖→「3 枚」設置	

⑤　撤去の流れ

設置と同様に、観光振興課から桜島建設防災対策協議会に電話等で依頼し、同協議会の指示を受けた会員が撤去を行う。

撤去した資材は、撤去した会員が保管する。

(5) 道路通行規制の準備

大隅河川国道事務所は、規模の大きな噴火に備え、国道 220 号・224 号の交通規制の準備を行う。

鹿児島地域振興局は、火砕流到達のおそれがある場合、黒神町塩屋ヶ元地区を通る県道桜島港黒神線の交通規制の準備を行う。規制範囲は、【第５章第４節　4　防災対応】を参照。

第４節　噴火警戒レベル5（警戒範囲3kmへの拡大）の対応

１　想定される火山活動状況

本節で想定する火山活動は、これまで見られたような噴火（ブルカノ式噴火）の激化により、火口から2.4km超3km以内へ大きな噴石が飛散した場合や、火砕流が居住地近く（居住地域まで数百ｍ）に到達している状況である。

２　体制

【第５章第３節　２　体制】の非常体制（災害対策本部体制）で対応する。

３　情報の伝達・広報

気象台が噴火警報を発表し、噴火警戒レベル5に引上げ、警戒範囲を火口から3kmに拡大した場合、市は鹿児島地方気象台及び京大火山センターに火山活動状況を確認し、警戒が予想される有村地区、古里東地区の一部（火口から3km以内の地域）のほか、火砕流到達のおそれがある場合は黒神町塩屋ヶ元地区を加えた3地区に避難指示を発令する。

情報の伝達・広報については、【第３章第２節　１　情報の伝達・広報】による。

また、市が住民等に対して行う避難指示の広報文は次のとおりである。

【防災行政無線の場合】（危機管理課）

○避難指示の発令（島内・大きな噴石飛散に伴う発令）

> 緊急放送、緊急放送、こちらは、防災鹿児島市役所です。
>
> 本日、桜島で爆発が発生し、大きな噴石が 2.4kmを超えて飛散したことから、噴火警戒レベルが５に引き上げられ、午前●●時●●分に火口から 3km以内の有村町、古里町の一部に避難指示を発令しました。
>
> 避難対象地区の住民等は、ただちに避難してください。
>
> なお、現在のところ大規模噴火の兆候は見られません。

○避難指示の発令（島内・火砕流のおそれに伴う発令）

> 緊急放送、緊急放送、こちらは防災鹿児島市役所です。
>
> 本日、午前●●時●●分に噴火警戒レベルが5に引き上げられ、火砕流が発生することも予想されるため、午前●●時●●分に黒神町塩屋ヶ元地区に避難指示を発令しました。
>
> 避難対象地区の住民等は、ただちに避難してください。
>
> なお、現在のところ大規模噴火の兆候は見られません。

なお、情報の伝達・広報に係る広報の概要等については、【第３章第２節　１　情報の伝達・広報】を参照し、必要な部分を避難指示の対応に読み替える。

４　防災対応

(1) 避難所の開設・運営

【第５章第３節　４　防災対応】に基づき対応する。

対象地区の世帯数・人数は、本避難計画「第４章第１節」を参照するものとする。

(2) 住民等の避難誘導

【第５章第３節　4　防災対応】に基づき対応し、必要な部分を避難指示の対応に読み替える。

避難指示段階では、避難もれのないよう巡視広報を強化し、残留希望者については、現地災害対策本部員や防災関係者の安全を確保することの重要性を説くなど、強く避難を指示する。

(3) 避難促進施設の対応

【第５章第３節　4　防災対応】に基づき対応する。

(4) 道路交通規制

大隅河川国道事務所は、安全な道路交通を確保するため噴石の飛散方向等を考慮して交通規制を実施する。

鹿児島地域振興局は、規模の大きな噴火に備え、火砕流到達のおそれがある場合、黒神町塩屋ヶ元地区を通る県道桜島港黒神線の交通規制を実施する。

市は、国県道の交通規制と連携して、市道の交通規制を実施する。

この際、国道・県道・市道の交通規制については、鹿児島地方気象台・京大火山センターに火山活動状況を確認し、市と道路管理者・警察等が協議のうえ、決定する。

また、交通規制後に、島内全域に影響を及ぼす大規模噴火が発生又は発生の可能性が高まった場合、市は鹿児島地方気象台、京大火山センターに火山活動状況を確認し、道路管理者・警察等と避難車両等の規制区間通行の可否について協議を行うこととする。

国県道及び市道の規制箇所等は次のとおりとする。

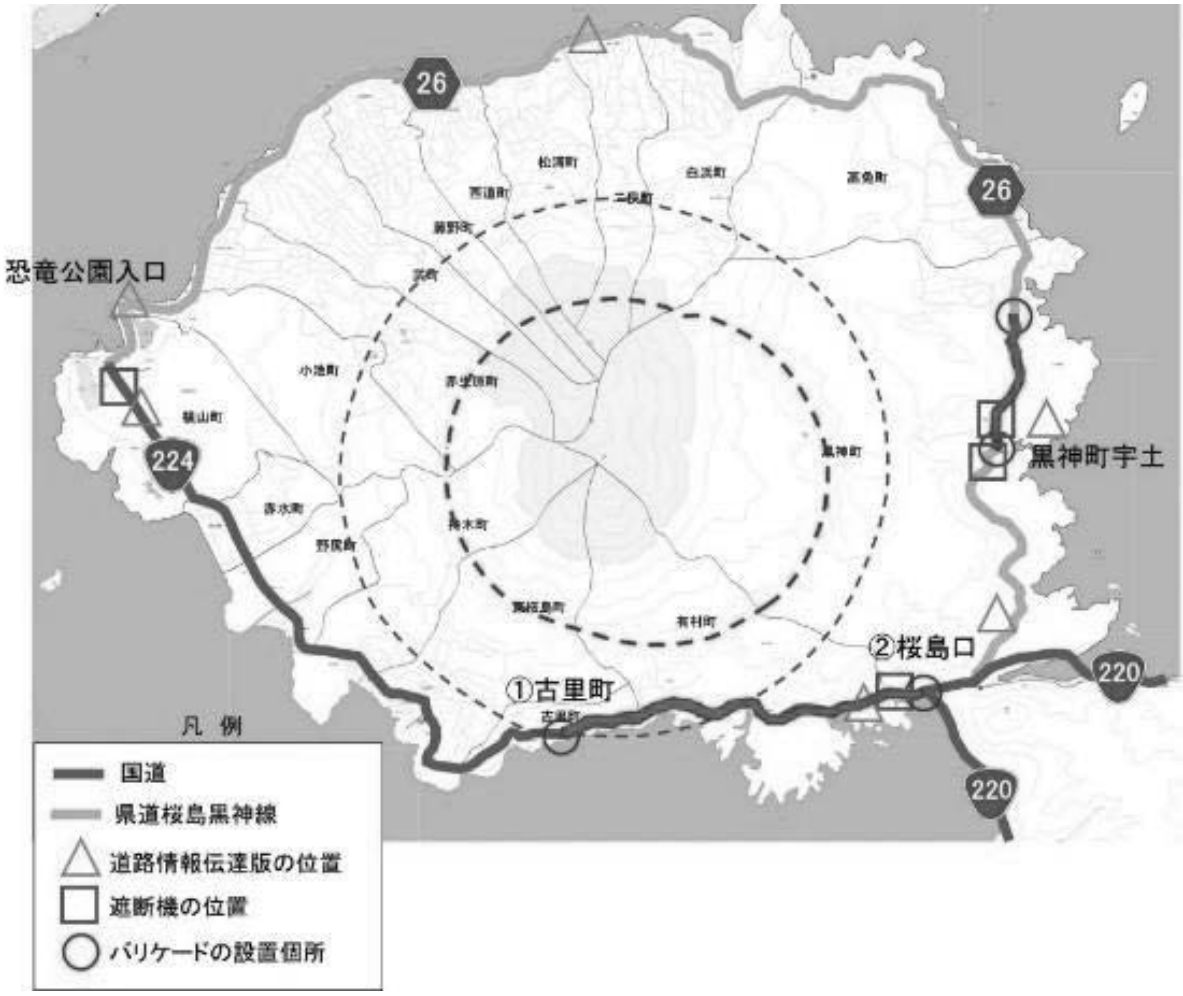

図　道路交通規制区間（国県道：警戒範囲火口から 3km）

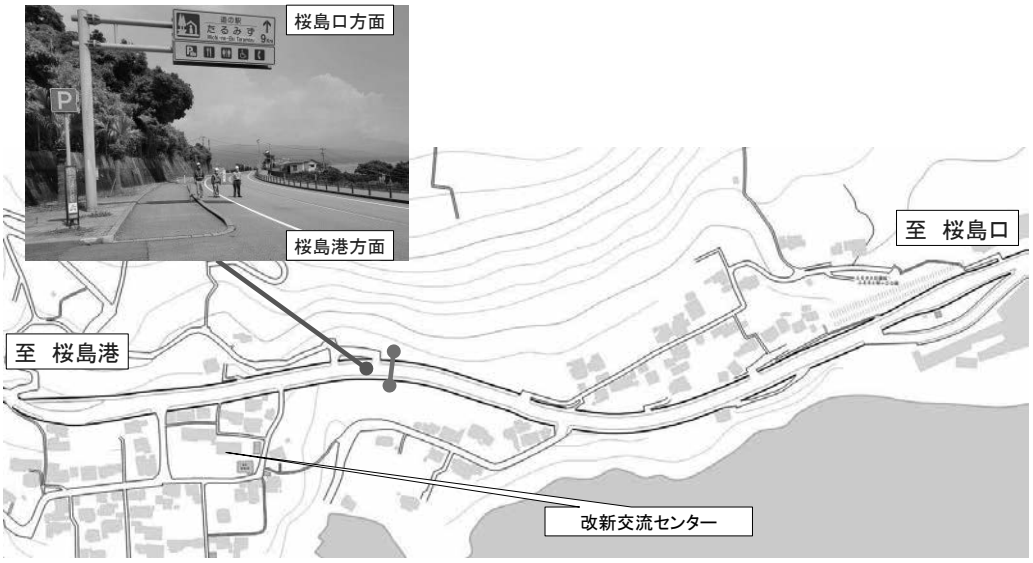

図　道路交通規制イメージ①（国道：警戒範囲火口から 3km・古里町）

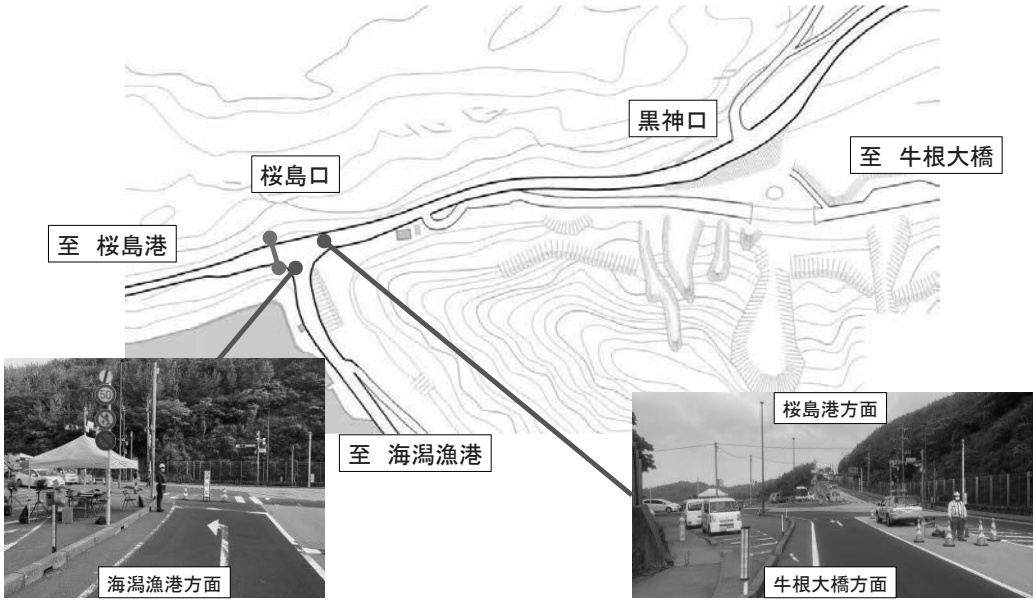

図　道路交通規制イメージ②（国道：警戒範囲火口から 3km・桜島口）

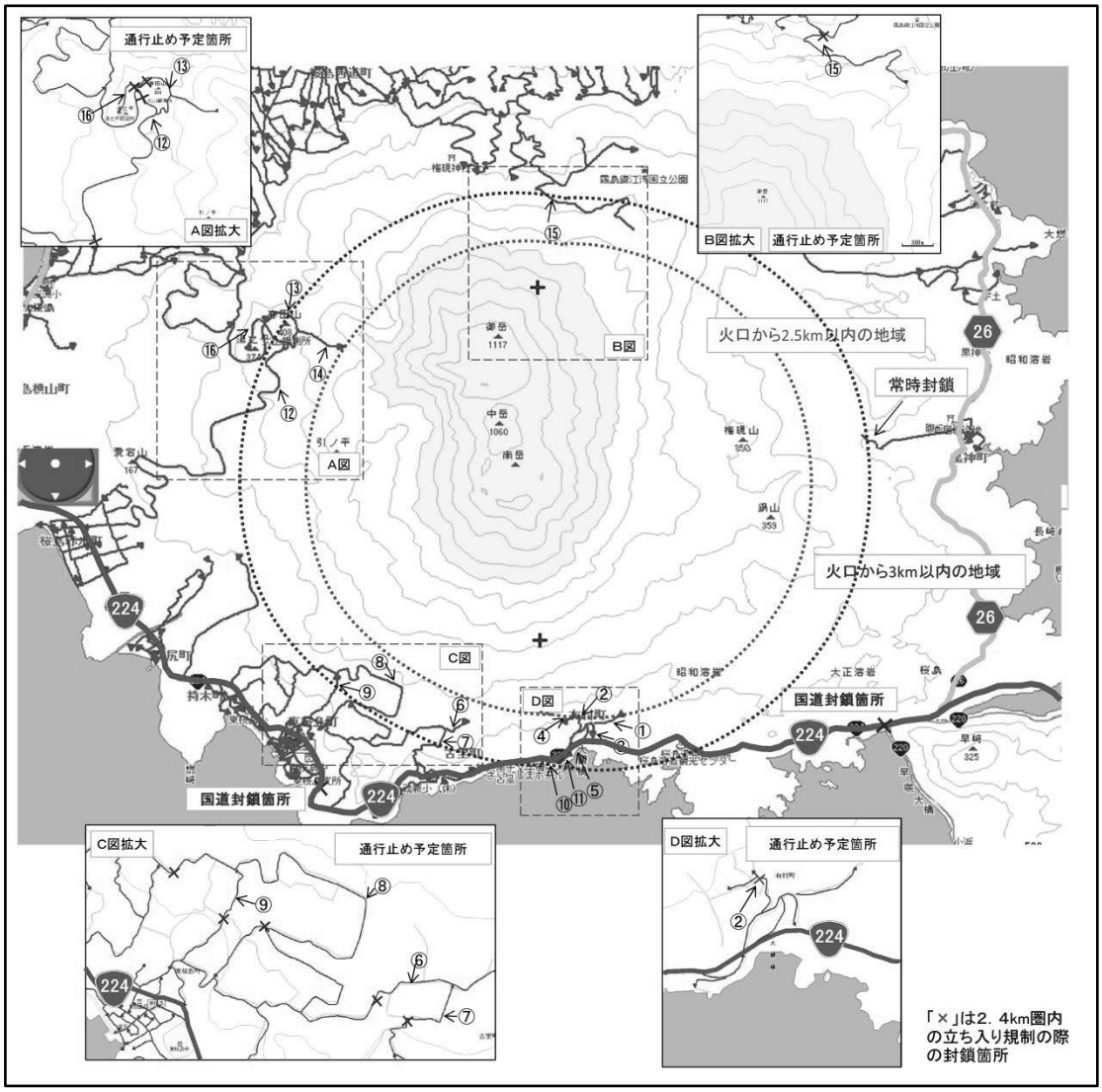

図　道路交通規制区間（市道：警戒範囲 3km）

火口から3km以内に含まれる鹿児島市道リスト

番号	市道名	番号	市道名
①	中島線	⑪	有村3号線
②	有村2号線	⑫	小池登山線
③	有村4号線	⑬	春田山線
④	有村1号線	⑭	赤生原引ノ平線
⑤	有村海岸線	⑮	深道線
⑥	湯之古里山手線	⑯	湯之平線
⑦	上村線	封鎖延長	約11km
⑧	持木湯之上線		
⑨	出口線		
⑩	有村港線		

※ ⑯湯之平線については火口3km以上は離れているが、
ハザードマップで通行止めを行う路線に含まれる。

通行止めが必要な市道及び封鎖箇所

番号	市道名	封鎖箇所数	管理者
⑥	湯之古里山手線	1ヶ所	道路建設課（10ヶ所）
⑦	上村線	1ヶ所	
⑧	持木湯之上線	2ヶ所	
⑨	出口線	1ヶ所	
⑫	小池登山線	2ヶ所	
⑬	春田山線	1ヶ所	
⑮	深道線	1ヶ所	
⑯	湯之平線	1ヶ所	
	合計	10ヶ所	

※国道224号の封鎖に伴い、物理的に通行できない
市道については封鎖は行わない。

第５節　噴火警戒レベル5（警戒範囲火口から3.5㎞への拡大）の対応

１　想定される火山活動状況

本節で想定する火山活動は、これまで見られたような噴火（ブルカノ式噴火）の激化により、火口から3㎞超3.5㎞未満へ大きな噴石が飛散した場合や、火砕流が居住地近く（居住地域まで数百ｍ）に到達している状況である。

２　体制

【第５章第３節　2　体制】の非常体制（災害対策本部体制）で対応する。

３　情報の伝達・広報

気象台が噴火警報を発表し、噴火警戒レベル5に引上げ、警戒範囲を火口から3.5㎞に拡大した場合、市は鹿児島地方気象台及び京大火山センターに火山活動状況を確認し、警戒が予想される有村地区、古里東地区、古里西地区、東桜島町の一部（火口から3.5㎞以内の地域）のほか、火砕流到達のおそれがある場合は黒神町塩屋ヶ元地区を加えた5地区に避難指示を発令する。

情報の伝達・広報については、【第３章第２節　1　情報の伝達・広報】による。

また、市が住民等に対して行う避難指示の広報文は次のとおりである。

【防災行政無線の場合】（危機管理課）

○避難指示の発令（島内・大きな噴石飛散に伴う発令）

> 緊急放送、緊急放送、こちらは、防災鹿児島市役所です。
>
> 本日、桜島で爆発が発生し、大きな噴石が３ｋｍを超えて飛散したことから、噴火警戒レベルが５に引き上げられ、午前●●時●●分に火口から 3.5ｋｍ以内の有村町、古里町、東桜島町の一部に避難指示を発令しました。
>
> 避難対象地区の住民等は、ただちに避難してください。
>
> なお、現在のところ大規模噴火の兆候は見られません。

○避難指示の発令（島内・火砕流のおそれに伴う発令）

> 緊急放送、緊急放送、こちらは防災鹿児島市役所です。
>
> 本日、午前●●時●●分に噴火警戒レベルが５に引き上げられ、火砕流が発生することも予想されるため、午前●●時●●分に黒神町塩屋ヶ元地区に避難指示を発令しました。
>
> 避難対象地区の住民等は、ただちに避難してください。
>
> なお、現在のところ大規模噴火の兆候は見られません。

４　防災対応

(1) 避難所の開設・運営

【第５章第３節　4　防災対応】に基づき対応する。

表　対象地区と避難所（警戒範囲火口から3.5km）

対象地区	避難所	収容人数
・有村町有村地区	高齢者福祉センター東桜島 （東桜島町720　℡221-2081）	55人程度
・古里町古里東地区		
・古里町古里西地区	高齢者福祉センター桜島 （桜島横山町1722-17　℡293-2951） 桜島公民館 （桜島横山町1722-17　℡293-2725）	49人程度 117人程度
・東桜島町の一部（火口から3.5km以内の地域）		
・黒神町塩屋ヶ元地区	さくらじま白浜温泉センター （桜島白浜町1269　℡293-4126）	42人程度

(2) 住民等の避難誘導

【第５章第３節　4　防災対応】に基づき対応する。

避難もれのないよう巡視広報を強化し、残留希望者については、現地災害対策本部員や防災関係者の安全を確保することの重要性を説くなど、強く避難を指示する。

表　各地区のバス避難集合場所と移動手段（警戒範囲火口から3.5km）

対象地区	世帯数 人数 （要支援者）	避難所	バス避難集合場所	移動手段
有村町有村地区	38 世帯 58 人 （1 人）	高齢者福祉 センター東桜島	旧改新分団舎前 有村Ａ 有村Ｂ 有村Ｃ 有村Ｄ （有村溶岩展望所　※1便目のみ） 有村Ｅ 桜島シーサイドホテル前 旧古里観光ホテル前 川穴バス停	小型バス１台 （19 名乗り）
古里町古里東地区				
古里町古里西地区	29 世帯 49 人 （1 人）	高齢者福祉センター桜島 桜島公民館	改新校前バス停	大型バス１台 （33 名乗り）
東桜島町の一部 （南岳山頂火口から3.5km 以内の地域） ※坂下 1～6 班 宮元 6 班	38 世帯 60 人 （1 人）		東桜島バス停	
黒神町塩屋ヶ元地区	17 世帯 26 人 （1 人）	さくらじま白浜 温泉センター	塩屋ヶ元地区集落内 （黒神町 690 付近）	大型バス１台 （32 名乗り）

※世帯数・人数は、令和4年7月現在

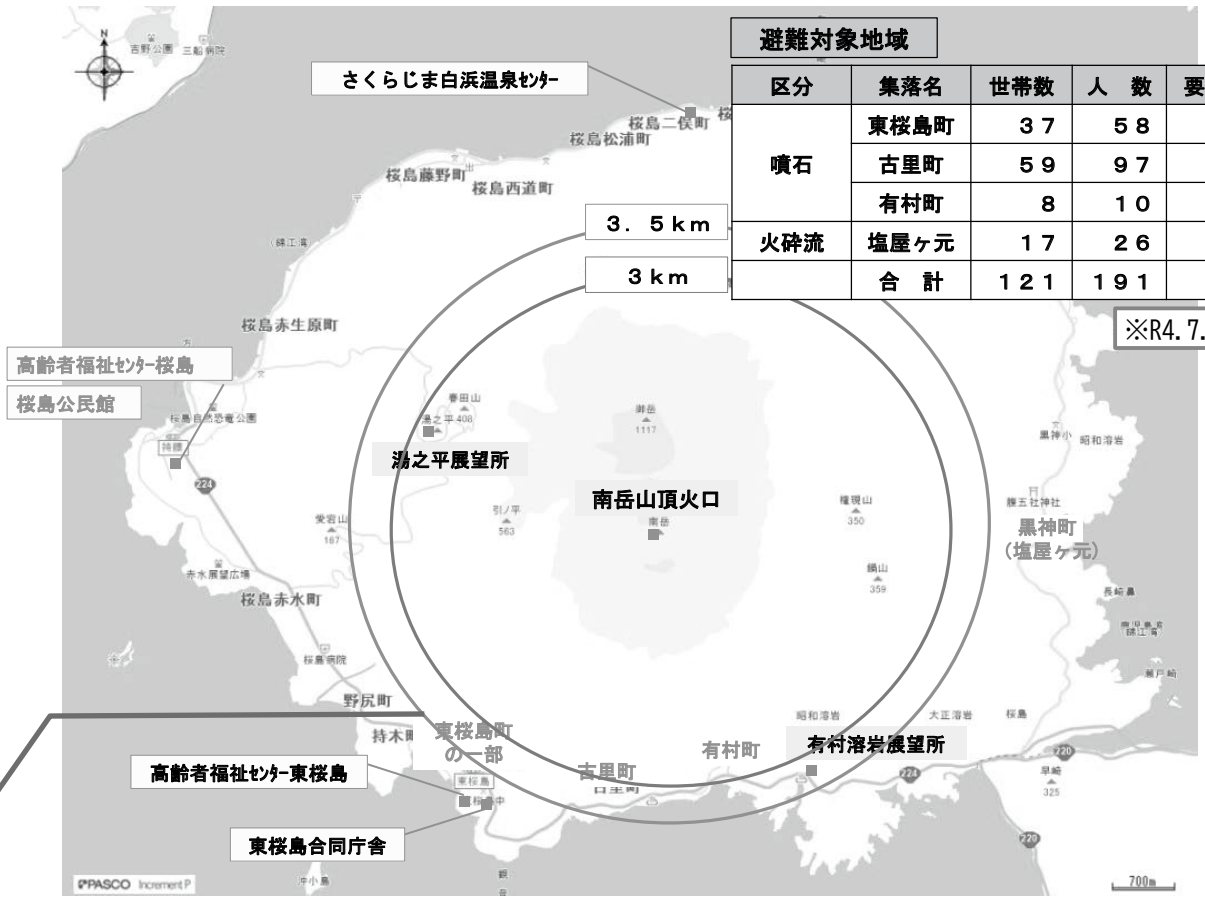

避難対象地域

区分	集落名	世帯数	人　数	要支援者
噴石	東桜島町	３７	５８	１
	古里町	５９	９７	２
	有村町	８	１０	１
火砕流	塩屋ヶ元	１７	２６	１
	合　計	１２１	１９１	５

※R4.7.1現在

図　避難対象地域（島内避難：警戒範囲火口から3.5km）

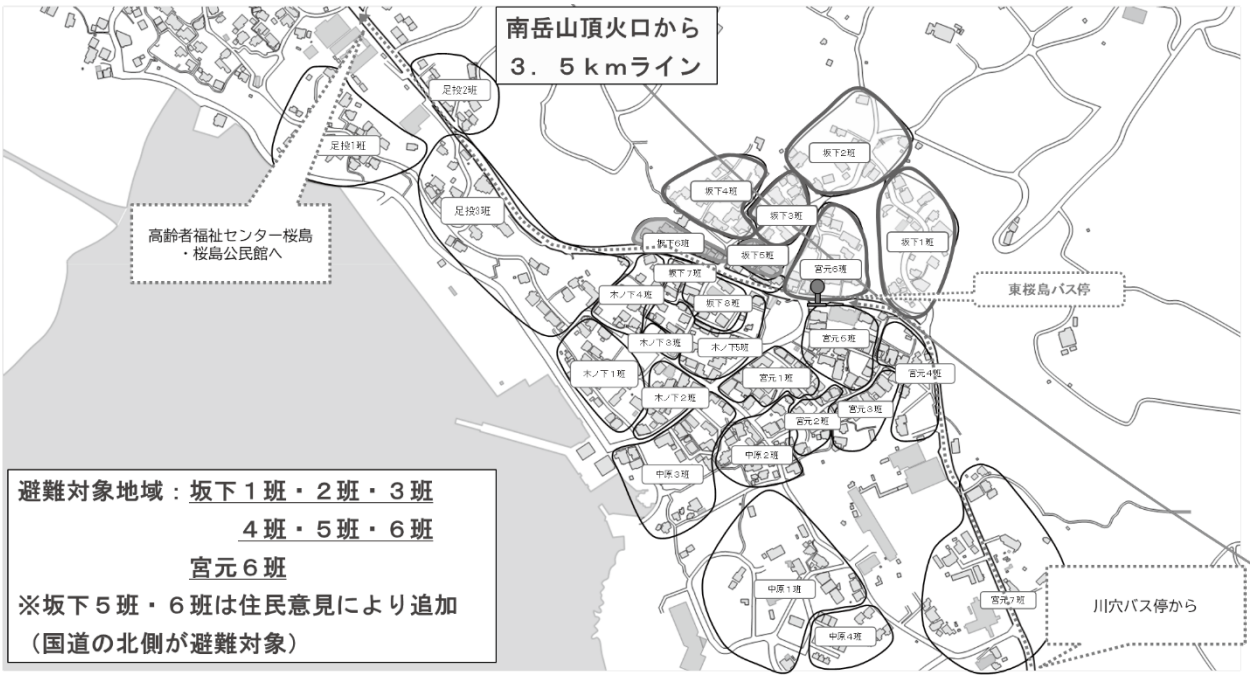

避難対象地域：坂下１班・２班・３班
４班・５班・６班
宮元６班
※坂下５班・６班は住民意見により追加
（国道の北側が避難対象）

図　東桜島町の一部（南岳山頂火口から3.5km以内の地域）の避難対象地域
（島内避難：警戒範囲火口から3.5km）

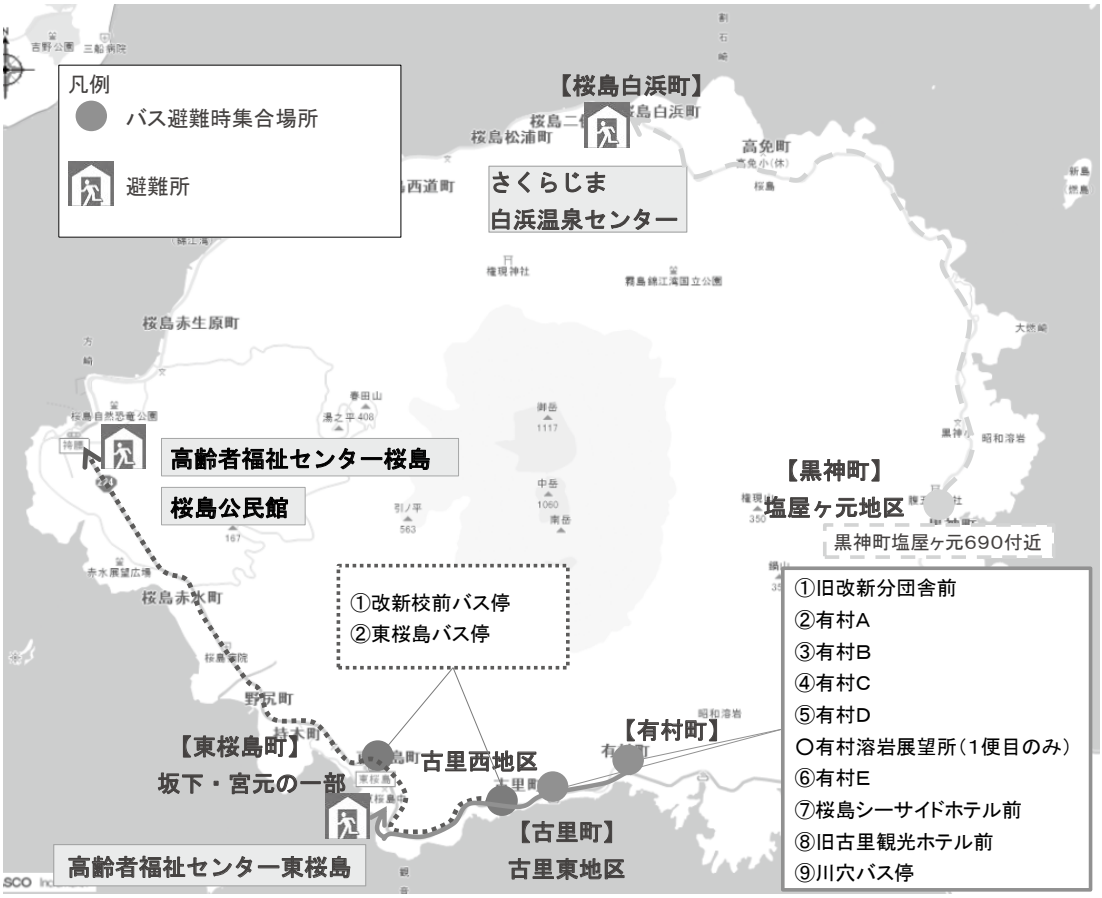

図　避難所・バス避難時集合場所位置図（島内避難：警戒範囲火口から3.5km）

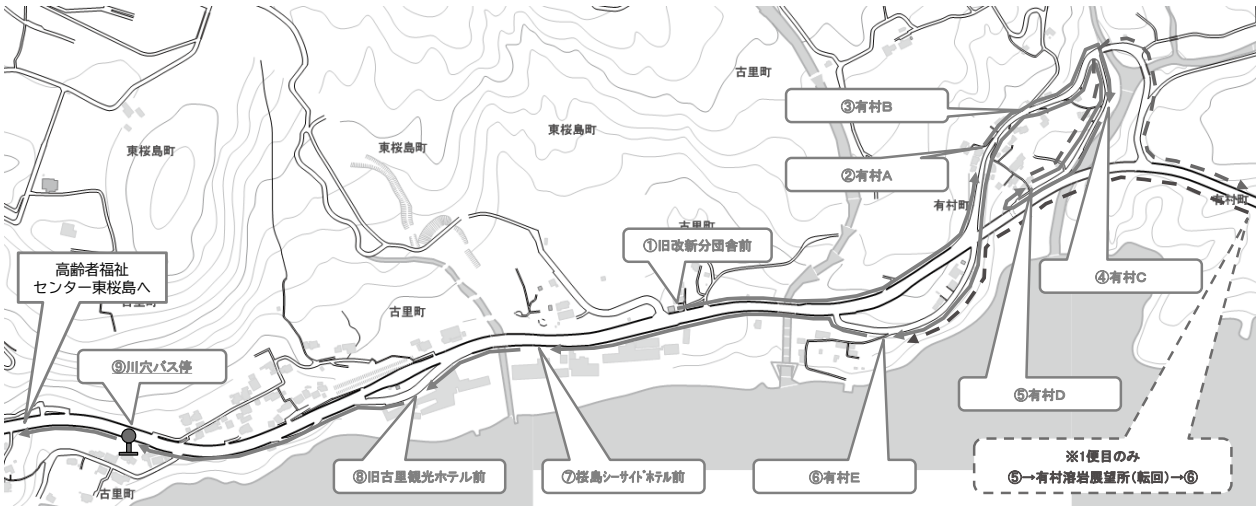

図　有村町有村地区・古里町古里東地区のバス避難時集合場所位置図
（島内避難：警戒範囲火口から 3.5km）

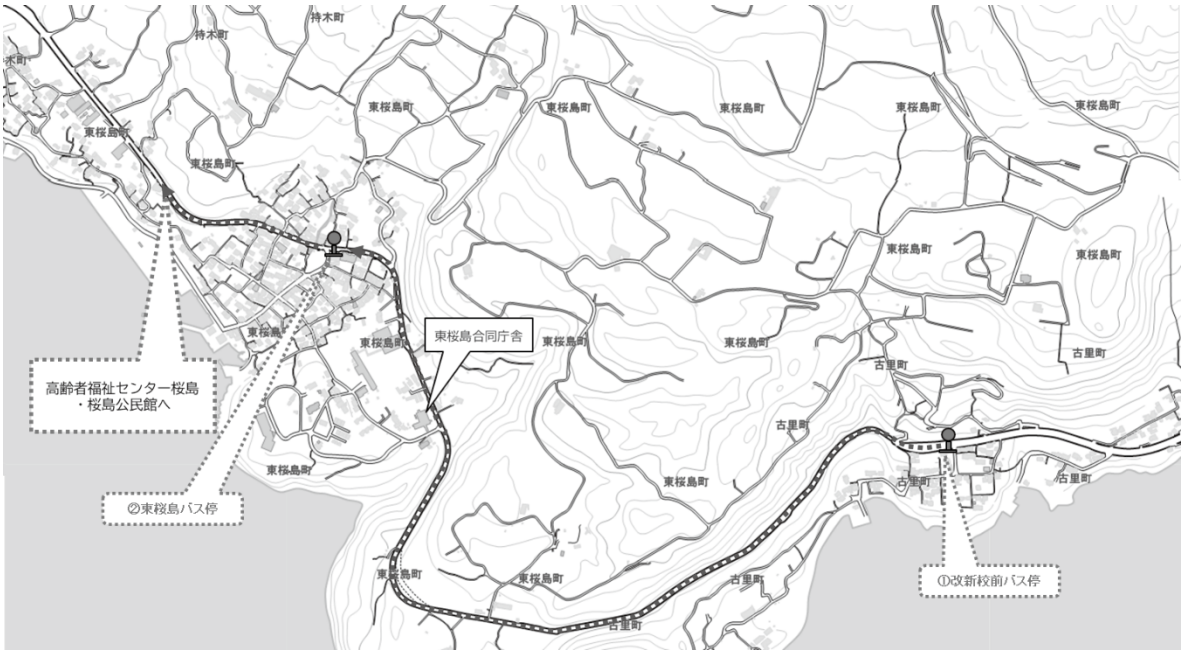

図　古里西地区・東桜島町の一部のバス避難時集合場所位置図
（島内避難：警戒範囲火口から 3.5km）

図　黒神町塩屋ヶ元地区のバス避難時集合場所位置図（島内避難：火砕流のおそれ）

(3) 避難促進施設の対応

【第５章第３節　4　防災対応】に基づき対応する。

【警戒範囲が概ね3.5km圏内の施設】

有村溶岩展望所、さくらじまホテル、桜島シーサイドホテル、湯之平展望所、改新交流センター
黒神中学校（火砕流の危険性がある場合のみ）

(4) 道路交通規制

大隅河川国道事務所は、安全な道路交通を確保するため噴石の飛散方向等を考慮して交通規制を実施する。

鹿児島地域振興局は、規模の大きな噴火に備え、火砕流到達のおそれがある場合、黒神町塩屋ヶ元地区を通る県道桜島港黒神線の交通規制を実施する。

市は、国県道の交通規制と連携して、市道の交通規制を実施する。

この際、国道・県道・市道の交通規制については、鹿児島地方気象台・京大火山センターに火山活動状況を確認し、市・道路管理者・警察等が協議のうえ、決定する。

また、交通規制後に、島内全域に影響を及ぼす大規模噴火が発生又は発生の可能性が高まった場合、市は鹿児島地方気象台、京大火山センターに活動状況を確認し、道路管理者・警察等と避難車両等の規制区間通行の可否について協議を行うこととする。

国県道及び市道の規制箇所等は、次のとおりとする。

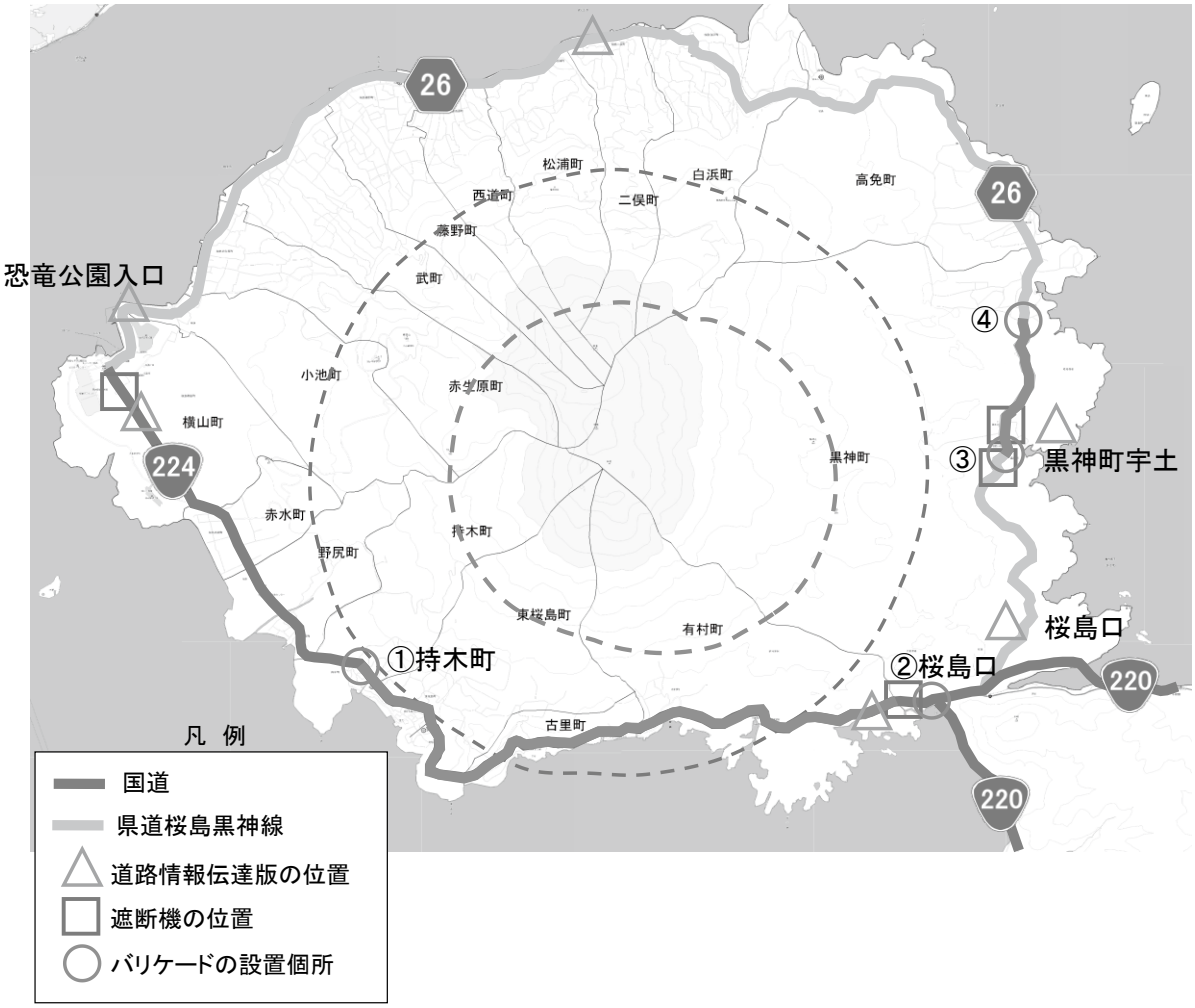

図　道路交通規制区間（国県道：警戒範囲火口から 3.5km）

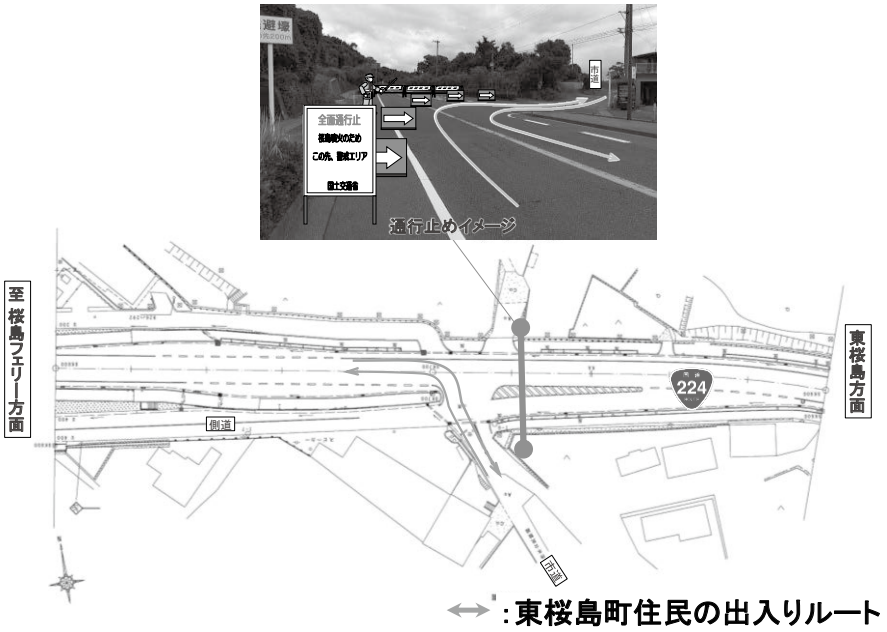

図　道路交通規制イメージ①（国道：警戒範囲火口から 3.5km・持木町）

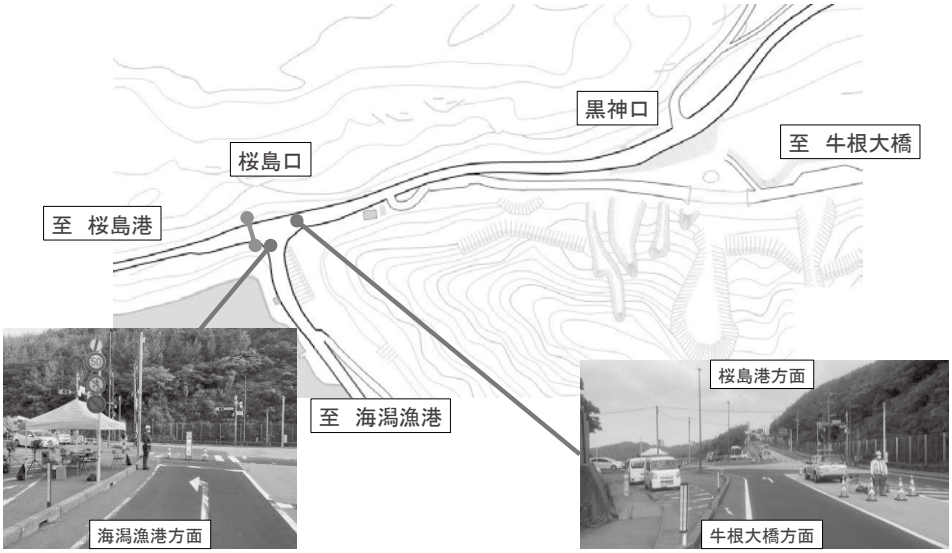

図　道路交通規制イメージ②（国道：警戒範囲火口から 3.5km・桜島口）

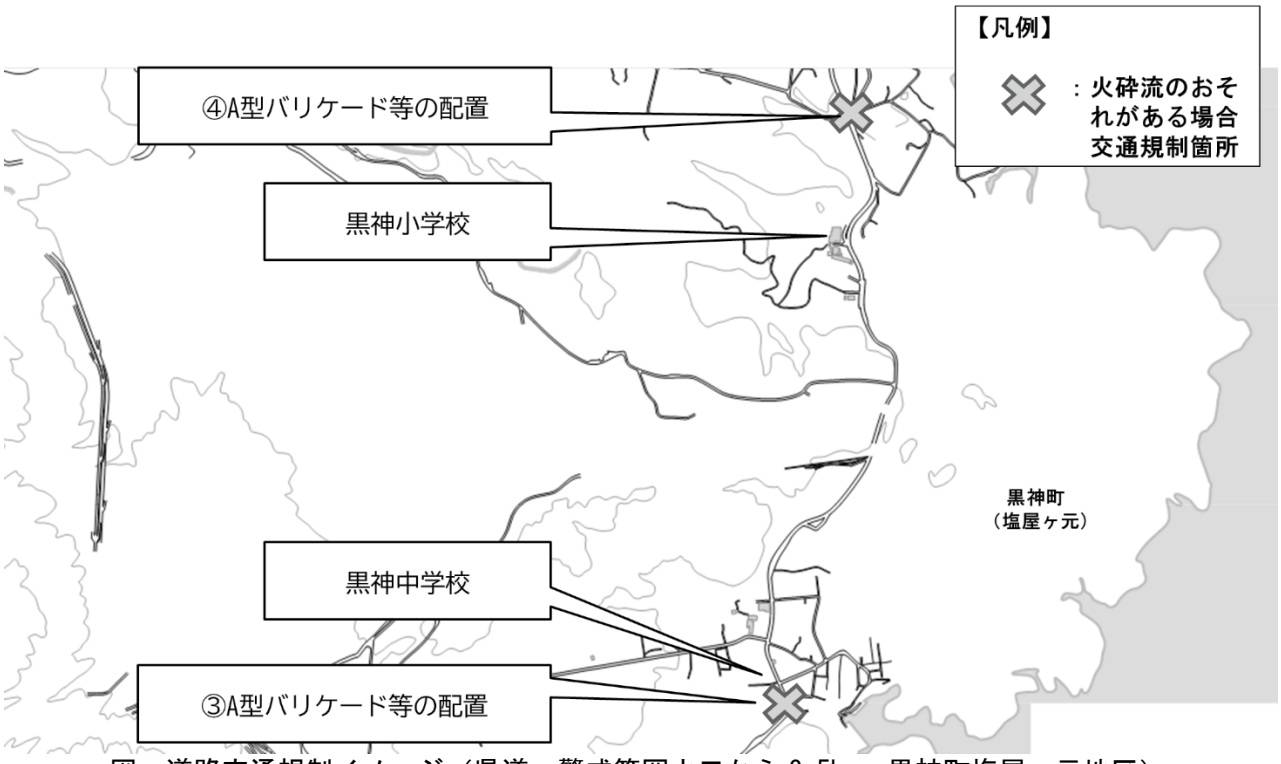

図　道路交通規制イメージ（県道：警戒範囲火口から 3.5km・黒神町塩屋ヶ元地区）

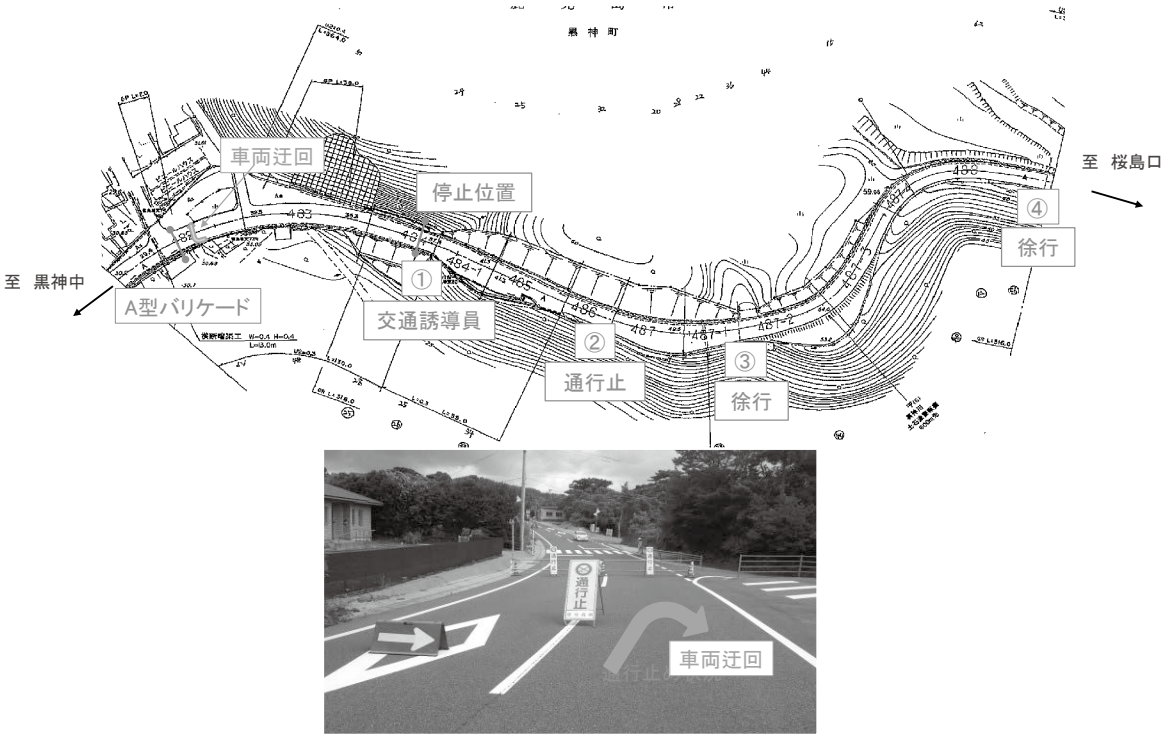

図　道路交通規制イメージ③（県道：警戒範囲火口から 3.5km・黒神町塩屋ヶ元地区（南側））

火口（桜島）から3．5km以内に含まれる鹿児島市道・農道及び通行止措置の有無

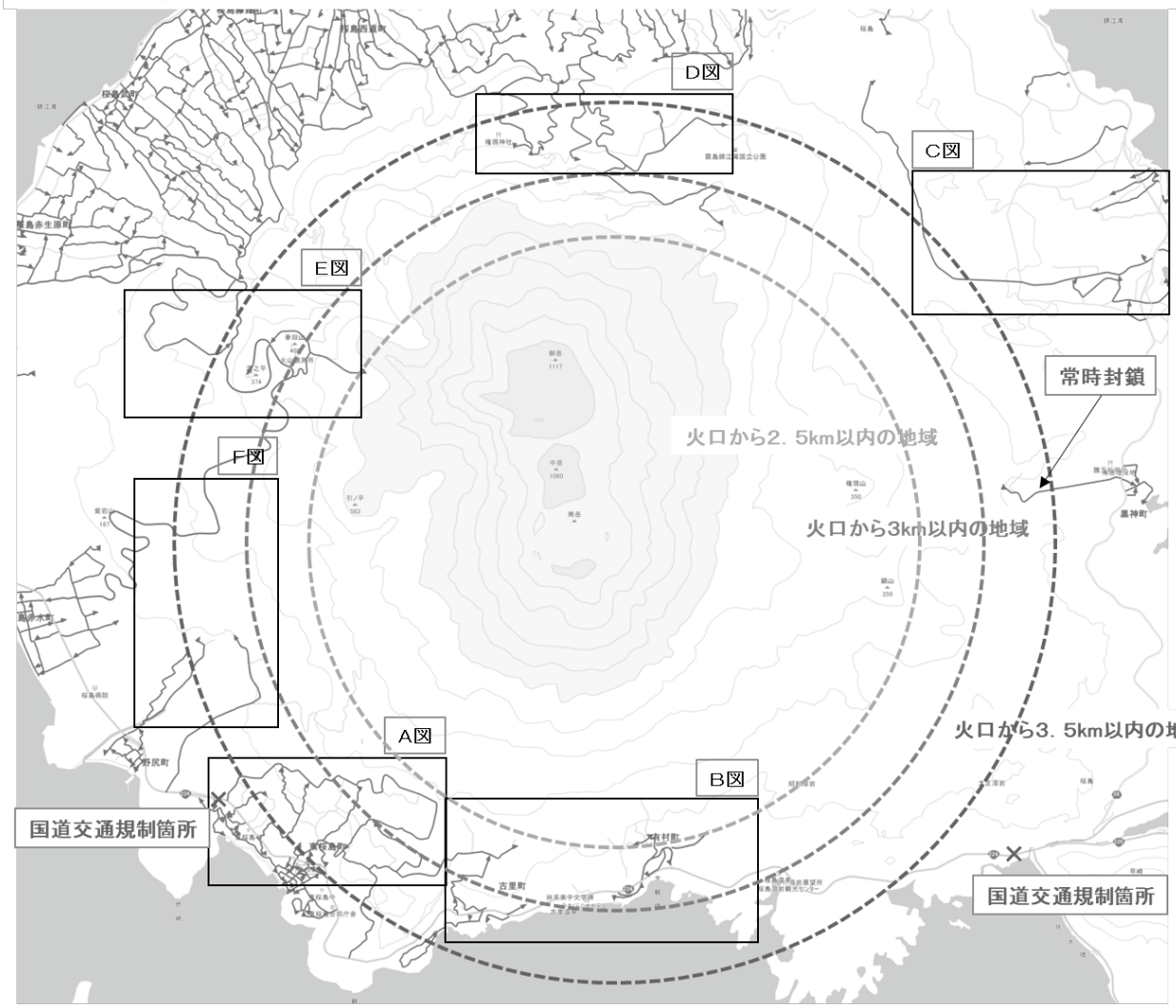

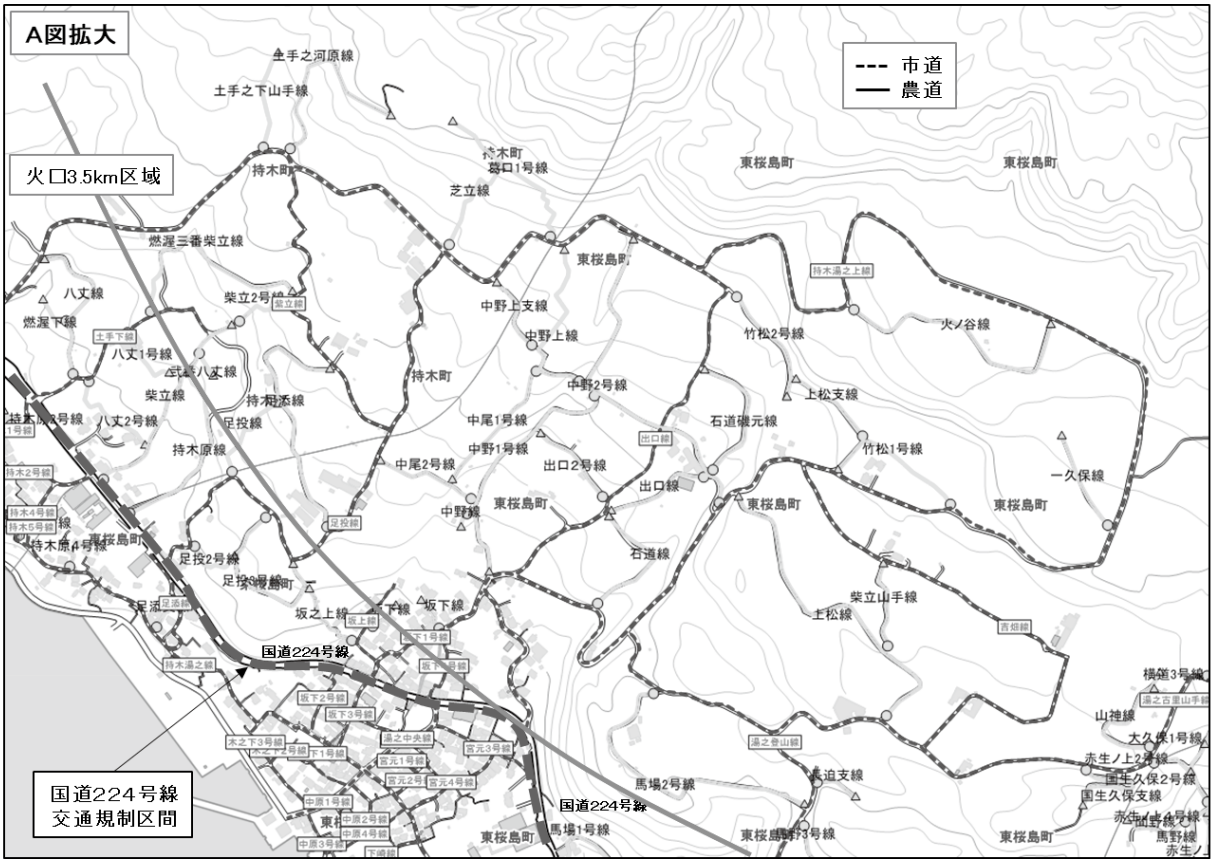

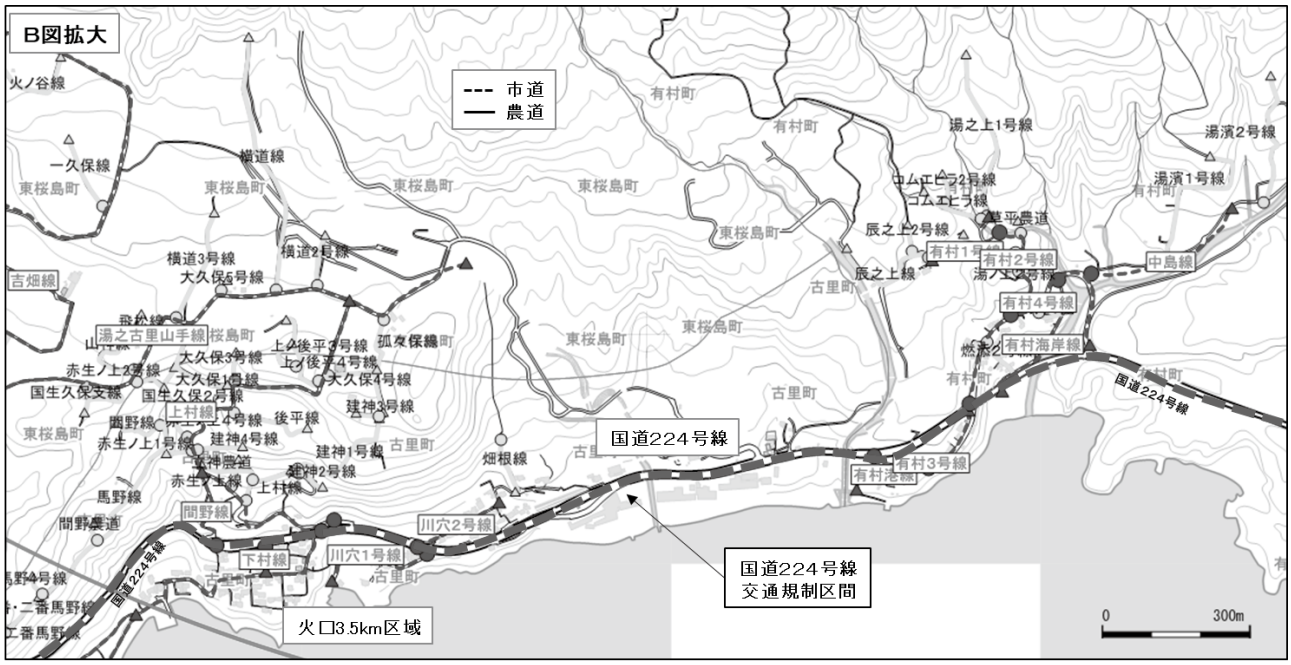
B図拡大
--- 市道
── 農道
国道224号線
国道224号線
交通規制区間
火口3.5km区域
0
300m

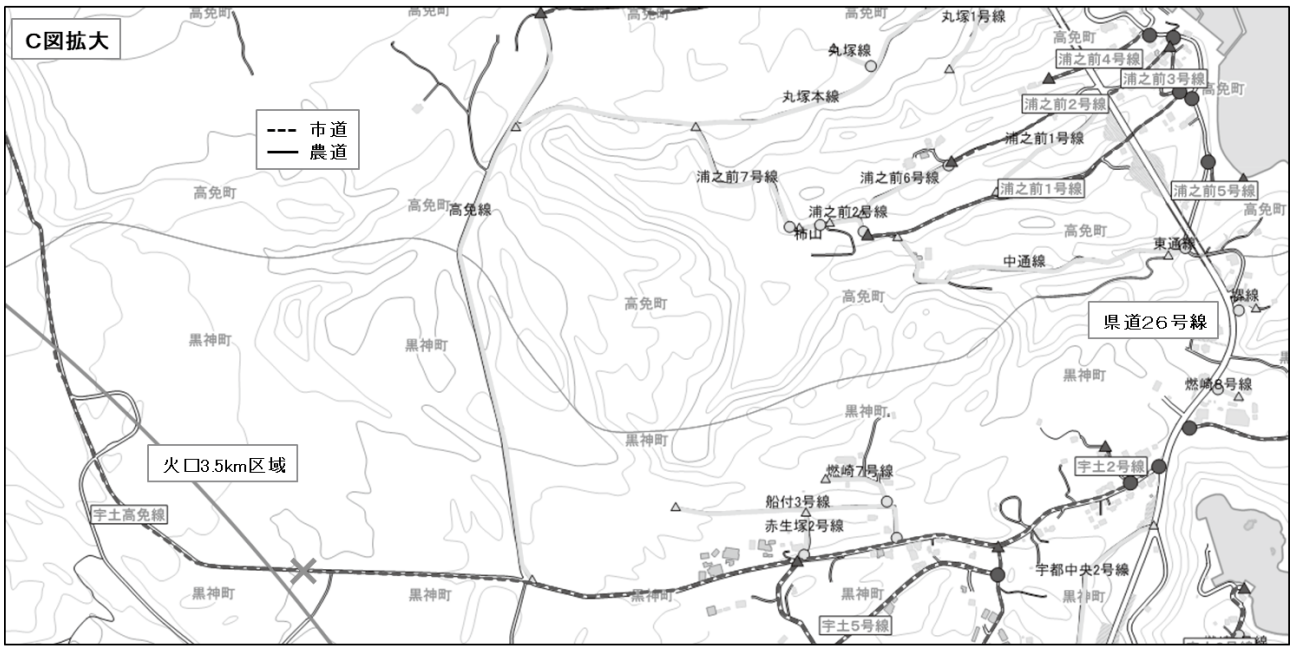
C図拡大
--- 市道
── 農道
県道26号線
火口3.5km区域

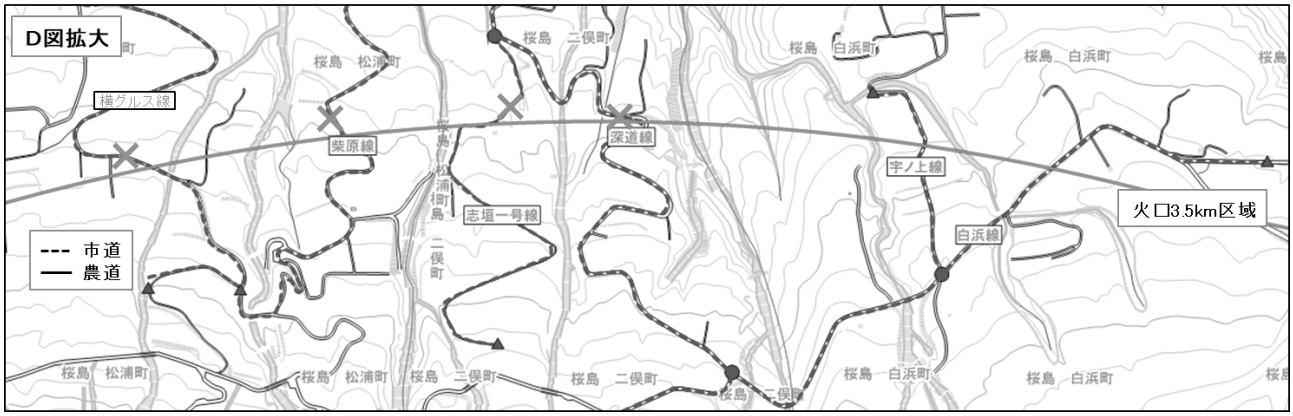
D図拡大
--- 市道
── 農道
火口3.5km区域

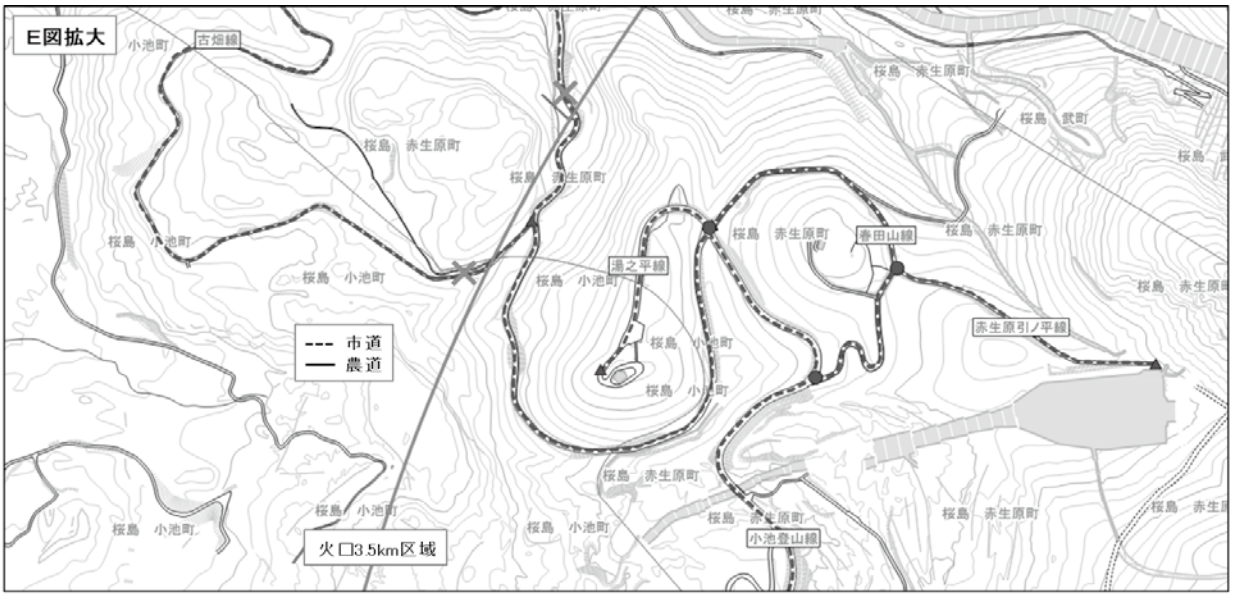

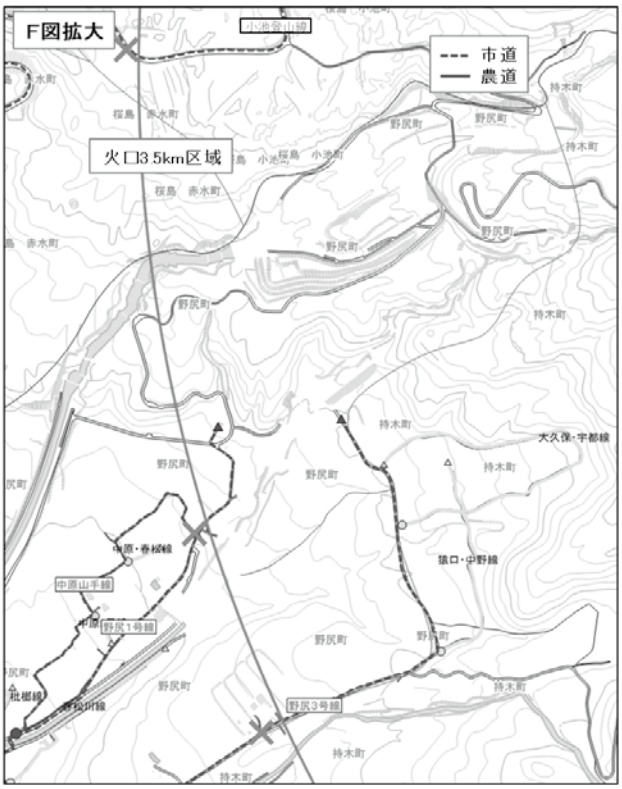

No	農道名	通行止の有無	拡大図	No	農道名	通行止の有無	拡大図
51	山神線	無	B	62	湯ノ上2号線	無	B
52	中尾1号線			63	辰之上2号線		
53	馬野3号線			64	コムエヒラ2号線		
54	横道3号線			65	湯之上1号線		
55	中尾2号線			66	草平農道		
56	馬場2号線			67	辰之上線		
57	出口2号線			68	コムエヒラ線		
58	飛松線			69	湯濱1号線		
59	燃添7号線			70	燃添2号線		
60	赤石線			71	大久保・宇都線		F
61	湯濱2号線			72	猿口・中野線		

※火口から3.5km以内に含まれる農道路線数 72路線
※国道244号線及び市道の封鎖に伴い、物理的に通行できない農道については封鎖は行わない。

火口から3．5km以内に含まれる市道リスト及び通行止の有無

No	市道名	通行止の有無	拡大図	No	市道名	通行止の有無	拡大図
1	柴立線	無	A	19	宇土高免線	有	C
2	出口線			20	白浜線	無	D
3	持木湯之上線			21	宇ノ上線		
4	吉畑線			22	深道線	有	
5	湯之登山線			23	志垣一号線		
6	湯之古里山手線			24	柴原線		
7	上村線	無	B	25	横グルス線		
8	間野線			26	古畑線		E
9	下村線			27	湯之平線	無	
10	川穴1号線			28	春田山線		
11	川穴2号線			29	赤生原引ノ平線		
12	有村港線			30	小池登山線	有	
13	有村1号線			31	野路1号線		F
14	有村2号線			32	野尻3号線		
15	有村3号線						
16	有村4号線						
17	有村海岸線						
18	中島線						

※火口から3.5km以内に含まれる
市道路線数　32路線
※市道通行止看板設置箇所数　10箇所
※国道244号線の封鎖に伴い、物理的に通行できない市道については封鎖は行わない。

火口から3．5km以内に含まれる農道リスト及び通行止の有無

No	農道名	通行止の有無	拡大図	No	農道名	通行止の有無	拡大図
1	土手之下山手線	無	A	26	赤生ノ上4号線	無	B
2	柴立線			27	上村線		
3	土手之河原線			28	大久保4号線		
4	燃渥三番柴立線			29	間野線		
5	柴立2号線			30	建神1号線		
6	竹松2号線			31	赤生ノ上線		
7	出口線			32	孤々保線		
8	芝立線			33	後平線		
9	上松支線			34	赤生ノ上1号線		
10	中野上線			35	国生久保2号線		
11	竹松1号線			36	馬野線		
12	火ノ谷線			37	赤生ノ上2号線		
13	中野1号線			38	大久保1号線		
14	中野2号線			39	横道2号線		
15	上松線			40	横道線		
16	葛口1号線			41	畑根線		
17	一久保線			42	大久保3号線		
18	中野線			43	建神2号線		
19	国生久保支線			44	建神3号線		
20	柴立山手線			45	大久保5号線		
21	長迫支線			46	建神4号線		
22	中野上支線			47	間野農道		
23	足添線			48	上ノ後平3号線		
24	石道線			49	上ノ後平4号線		
25	石道磯元線			50	立神農道		

第６章　島内全域に影響を及ぼす大規模噴火への対応

市は、島内全域に影響を及ぼす大規模噴火が発生又は発生の可能性が高まった場合に、噴火警戒レベルに応じて次の対応を行う。

第１節　噴火警戒レベル4（警戒範囲全島への拡大）の対応

１　想定される火山活動状況

本節で想定する火山活動は、2015年8月のような顕著な地殻変動に加えて、桜島付近を震源とするマグニチュード2以上の地震が10回以上発生するなど、噴火口の特定できない山腹噴火の可能性が高まった状況が予想され、桜島全域で警戒が必要な状況である。島内の要配慮者は島外への避難が、全住民は島外への避難の準備が必要な状況である。

２　体制

【第５章第３節　2　体制】の非常体制（災害対策本部体制）で対応する。

３　情報の伝達・広報

気象台が噴火警報を発表し、噴火警戒レベルを4に引上げ、警戒範囲を全島に拡大した場合、市は鹿児島地方気象台及び京大火山センターに火山活動状況を確認し、桜島全域に高齢者等避難（島外避難）を発令し、要配慮者に避難を呼びかけるとともに、全住民に避難準備及び自主避難を促す。

また、台風の接近が予想されるなど住民等の避難行動を妨げる自然現象が同時期に発生する場合や、気象台及び京大火山センターに確認し、規模の大きな噴火の発生が切迫していると判断された場合は、全島に避難指示を発令する。

情報の伝達・広報については、【第３章第２節　1　情報の伝達・広報】による。

また、市が住民等に対して行う高齢者等避難の広報文は次のとおりである。

(1) 全島拡大（レベル4　高齢者等避難）

緊急放送、緊急放送、こちらは、防災鹿児島市役所です。

現在、桜島で顕著な地殻変動が観測され、大規模噴火の可能性が高まっていることから、噴火警戒レベル４の対象地域が全島に拡大され、午前●●時●●分に桜島の全域に高齢者等避難を発令しました。

桜島地域の高齢者など避難に時間のかかる住民等は、ただちに避難してください。

その他の住民は避難の準備をしてください。

なお、情報の伝達・広報に係る広報の概要等については、次のとおりである。

項　目		内　容
噴火警戒レベル		3（入山規制）→4（高齢者等避難）【警戒範囲：島内全域】
情報発信の主な対象者		島内の全住民
広報の概要		・高齢者等の要配慮者は、速やかに島外に避難するよう促す ・その他の住民は、避難の準備等をするよう促す
整理が必要な情報 （右欄の【　】の担当課が情報を整理し、危機管理課が集約。その後、下欄の各広報担当課が所管の広報手段①～⑦で速やかに情報を発信） ※★印は、市街地側の住民にも広報が必要な情報		★桜島火山の状況【危機管理課】 ★噴火に伴う大量軽石・降灰、地震、津波の注意喚起【危機管理課】 ○高齢者等避難、避難指示（警戒すべき火山災害・範囲）【危機管理課】 ○避難に必要な情報 ・気象情報【危機管理課】 ・避難港の状況（フェリー接岸可能性）【河川港湾課】 ・避難所（風向きによる代替避難所、広域一時避難所）【地域福祉課】 ・輸送手段（フェリー、バス）【危機管理課・船舶局・交通局】 ・道路状況（避難経路、交通規制）【道路部・道路管理者（国・県）】 ・避難時の注意事項（避難用家族カード、携行品、ペット、家畜等）【消防局警防課・中央消防署・生活衛生課・生産流通課】 ○住民の避難状況【現地災害対策本部】 ○家畜の避難状況【生産流通課】 ○避難促進施設の避難状況、閉鎖状況 ・教育施設【教育委員会】 ・福祉施設・病院【健康福祉局】 ・観光施設・スポーツ施設【観光交流局】 ○高齢者等避難、避難指示の解除【危機管理課】 ○風評被害対策・安心宣言【観光交流局】 ○その他、広報が必要な情報【関係各課】
広報手段②⑤広報課が実施する広報、対応等	市ホームページ、市公式ＳＮＳ、広報紙の配布	○市ホームページでは、上記の関係課からの各種情報を、地図情報などを用いてわかりやすくタイムリーに発信 ・島内の住民全員が対象の場合はアクセス集中が想定されるため、「大規模災害モード」へ切り替え ○市公式ＳＮＳでは、市ホームページで発信する情報の中から特に重要な情報を発信 ○必要に応じて広報紙を発行
	報道機関への情報提供（投げ込み）	○「災害時放送要請協定関係」の様式で、高齢者等避難を発令したことを各報道機関にＦＡＸやメールで通知（電話での着信確認も） ○危機管理課や各関係課は、広報課に広報が必要な情報を文書等で報告。広報課は各種情報を通常の様式で報道機関にＦＡＸ ○関係課との情報共有のため、報道機関への情報提供の内容を随時庁内掲示板に掲出　⇒　広報担当課は所管の媒体で広報
	記者会見	○島内の住民全員が対象の場合など必要に応じて、広報課長・危機管理課長等による記者会見を実施 ○発表内容は、災害対策本部での協議事項が基本
	報道機関との対応	○災害対策本部体制のため、報道機関からの取材は基本的に広報課で対応 ○プレスルームと記者会見場を設置。プレスルームに随時情報発信内容を掲示
広報手段① 同報系防災行政無線 【危機管理課・桜島支所】		○噴火警報【危機管理課・自動起動】 ○噴火警報をもとにした火山活動状況【桜島支所】 ○高齢者等避難の発令（警戒すべき火山災害・範囲、避難所）4か国語

項　目	内　容
	【危機管理課】 ○避難指示の発令（警戒すべき火山災害・範囲、避難所、避難手段）4か国語【危機管理課】
広報手段③ ＬＩＮＥ、安心ネットワーク119、緊急速報メール 【危機管理課・消防局情報管理課】	○噴火警報 ○高齢者等避難の発令（警戒すべき火山災害・範囲、避難所） ○避難指示の発令（警戒すべき火山災害・範囲、避難所）
広報手段④ 市広報車や消防車両による巡回広報 【桜島支所・消防局警防課・中央消防署】	○消防車両による巡回広報【消防局警防課・中央消防署】 ○必要に応じ市公用車により巡回広報を行う【現地災害対策本部】
広報手段⑤ 市ホームページ・アプリ（5か国語）、消防局フェイスブック 【国際交流課・消防局警防課・情報管理課】	○市ホームページで発信する情報の中から特に重要な情報を発信
広報手段⑤⑥ ホームページ、ポスター等の掲示 【船舶局各課・観光プロモーション課等】	○「噴火警戒レベル4への引上げ」に係る広報開始 ・船舶局ホームページ・ＳＮＳへの掲載【総務課】 ・両港フェリーターミナル、料金所前への案内掲示【営業課】 ・船内アナウンス開始（鹿児島港発の便のみ）【船舶運航課】 ○高齢者等避難時は、観光客等要配慮者の桜島への渡航を制限することの広報 ○避難指示時は通常運航せず、避難港から人員のみ乗船可能であることの広報 ○よりみちクルーズ等運航に係る情報のホームページ等掲載【営業課】
広報手段⑦ サンサンコールかごしま等 【市民相談センター等】	○市ホームページや報道提供資料等各種情報をもとに「サンサンコールかごしま」においての情報提供 ○「サンサンコールかごしま」へ市民から寄せられる問い合わせ内容の集約を行い、所管課等へ情報提供し、不足する情報については資料提供等を依頼 ○災害時を想定して作成している災害時ＦＡＱの内容を所管課等に確認、更新依頼 ○サンサンコールかごしまの24時間体制の検討

(2) 台風との複合災害

① 噴火警戒レベル4　高齢者等避難発令中に台風接近により避難指示の発令

緊急放送、緊急放送　こちらは、防災鹿児島市役所危機管理課です。
現在、台風が接近中です。
大規模噴火に備え、桜島全域に避難指示を発令します。
桜島の全住民は、ただちに島外に避難してください。
フェリーの運航休止が予想されます。
大隅方面に避難してください。
（垂水市役所・霧島市役所に向かって避難してください。）
できるだけ乗り合わせて自家用車で避難するか、最寄りのバス停にお集まりください。

② 台風接近中に、噴火警戒レベル4　高齢者等避難発令

緊急放送、緊急放送、こちらは、防災鹿児島市役所危機管理課です。
桜島の火山活動が活発化し、本日、〇:〇〇に、噴火警戒レベル 4 の対象地域が、
桜島全域に拡大されました。
現在、台風の接近により、フェリーが運航休止になっていますので、
桜島口から避難してください。（垂水市役所・霧島市役所に向かって避難してください。）
できるだけ乗り合わせて自家用車で避難するか、最寄りのバス停にお集まりください。

４　防災対応

(1) 避難所の設置・運営

避難所の設置箇所、収容人数は、本避難計画「第４章第１節」を参照するものとする。避難所の設置にあたっては、気象台等に風向きによる大量軽石火山灰が影響する想定範囲を確認し、影響を受けにくい方向を選んで決定する。大量軽石火山灰の影響等により市だけでは避難所を確保できない場合は、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」（以下、「相互応援協定」と言う）に基づき近隣市町に一時避難施設提供の協力を求めるほか、県危機管理課に広域避難の調整を要請する。

また、台風等の影響によりフェリーが使用できない場合は、相互応援協定に基づき、垂水市又は霧島市に連絡し、広域一時避難所として垂水市中央運動公園又は霧島市運動公園の提供を求める。どちらの市に提供を求めるかについては、風向きによる軽石火山灰の影響等を勘案して決定する。なお、広域一時避難所の開設は垂水市又は霧島市が行い、運営は現地災害対策本部の職員が避難用バスに同乗し行うこととする。

このほかの事項については、【第５章第３節　４　防災対応】に基づき対応する。

(2) 住民等の避難誘導

①　高齢者等避難発令時の対応

避難行動要支援者等の避難誘導は、3者調整会議により調整した支援者によって避難所まで避難支援を行うほか、地域ぐるみで安全確保を図るため、自主防災組織、消防団、民生委員の協力を得るなどして事前に確立した個別避難計画に基づく対応とする。

避難所までの輸送にあたっては、市バス及び桜島フェリーを用いることを基本とする。

島内にある市バスのうちアイランドビューは、噴火警戒レベル4で運行を中止するほか、市街地側の市バスについては可能な限り、災害対策本部の要請に応じて現地災害対策本部にバスを運び、現地災害対策本部の指示により避難対応にあたる。

そのほかの住民等は、自主的な判断により速やかな避難を心がける。なお、自主避難の際には、各戸の玄関等の防災関係機関が確認しやすい箇所に「避難完了板」を掲示し避難する。指定避難所以外に避難する際は、「連絡先カード」に記載の連絡先に電話で避難先を連絡する。

また、観光客等要配慮者については、桜島への渡航や進入を制限し、積極的な広報を実施する。

②　避難指示発令時の対応

本避難計画「第４章第１節」に基づき、各町内で避難誘導責任者及び誘導担当者が誘導にあたる。避難誘導・避難状況の確認等については、「第４章第５節」を参照する。

既に本避難計画「第５章第３、４、５節」に基づき島内避難を実施している場合、当該地区においては、避難所である高齢者福祉センター東桜島、高齢者福祉センター桜島、桜島公民館及びさくらじま白浜温泉センターから島外避難を行う。その際の避難手段は、バス乗車フェリー避難（桜島白浜町から西側及び東桜島町から西側）とバス乗車陸路避難（高免町から東側）を基本とする。なお、一気に警戒範囲が全島となった場合、有村・古里地区については、バス乗車陸路避難を実施するものとする。

このほか、土砂災害等の発生で道路が使用できない場合には、桜島フェリー等の救難船舶による海上輸送による避難を行う。また台風等でフェリー等が使用できない場合は市バス等の避

難用バスによる陸上輸送による避難を行う。

ア　基本的避難方法（避難用バス及び救難船舶による避難）

バス乗車フェリー避難は、桜島港1港からの救難船舶による避難とする。各地区から桜島港までの避難者輸送は市バス等の避難用バスで行うものとし、避難者は最寄りのバス停で乗車し、指定の避難所に避難する。最寄りのバス停及び避難所は、本避難計画「第４章第１節」を参照するものとする。

バス乗車陸路避難は、最寄りのバス停から避難用バスに乗車し、広域一時避難所（垂水市中央公園、霧島市運動公園）に移動し、その後指定の避難所に避難する。最寄りのバス停及び避難所は、本避難計画「第４章第１節」を参照するものとする。

イ　海上避難方法（救難船舶による避難）

救難船舶による避難では、避難港を次の5つのブロックに分けて避難者救助にあたる。

災害対策本部は、可能な限り避難指示発令前に船舶局、鹿児島県水難救済会鹿児島市救難所及び鹿児島海上保安部に救難船舶の出動要請を行う。災害対策本部は、船舶局等と調整し、各避難港へのおよその到着時間を現地災害対策本部及び避難誘導責任者に伝達する。

鹿児島海上保安部は、災害対策本部の要請に基づき、避難者の輸送支援等にあたる。

表　各救難船舶が担当する避難港と順路

No.	名称	避難港と順路
1	第十六櫻島丸	野尻港→赤水港→桜島港→小池港
2	桜島丸	有村港→宮下港→下村港→湯之港→持木港
3	第二桜島丸	浦之前港（新島港）→園山港→高免港→白浜港→二俣港
4	第十八櫻島丸	松浦港→西道港→藤野港→武港→赤生原港
5	鹿児島県水難救済会鹿児島市救難所船舶	宇土港、塩屋ヶ元港

※海上保安部船艇も避難者の輸送をするものとする

ウ　陸上避難方法（避難用バスによる避難）

避難用バスによる避難では、最寄りのバス停から避難用バスに乗車し、広域一時避難所（垂水市中央公園、霧島市運動公園）に移動し、その後指定の避難所に避難する。最寄りのバス停及び避難所は、本避難計画「第４章第１節」を参照するものとする。

(3) 避難促進施設の対応

島内全ての避難促進施設は、避難確保計画に基づき施設利用者を島外へ避難誘導する。その後、施設の利用を制限するため、施設の出入口を閉鎖するとともに、立入り禁止の表示を行うほか、市関係課に施設利用者の避難状況及び施設の閉鎖状況について連絡する。連絡手段は、【第３章第２節　1　情報の伝達・広報】を参照する。

(4) 桜島港周辺及び桜島口での車両誘導と道路交通規制

① 高齢者等避難発令時の対応

【桜島港周辺の車両誘導要領】

ア 国道224号からの車両

・ 赤水三叉路で市道224号線（展望広場方面）へ誘導し、ビジターセンター前を市道224号線の左車線を進行し、フェリーターミナルへ進入する。

イ 県道26号線からの車両

・ 袴腰交差点を直進させ、溶岩グラウンドへ誘導、車両を滞留させたのち、市道224号線の2車線のうち、対向車線である右車線を進行し、フェリーターミナルへ進入する。

ウ 誘導員の配置

・ 警察や道路管理者、船舶局、鹿児島市各対策部による誘導員を配置し、上記ア、イに沿って車両誘導を実施する。

エ その他

・ 乗船待機中の車両には、避難指示が発令された場合、車両の乗船は出来ないということを案内する。

※ 1時間後に避難指示を発令するというケースなど、1時間以内の乗船が難しそうな待機車両に、溶岩グラウンド等桜島港周辺に車両を置いて人のみ乗船する可能性が高い旨、伝達する。どうしても、車での避難を希望する場合は、この時点で、桜島口から陸路による避難を促す。

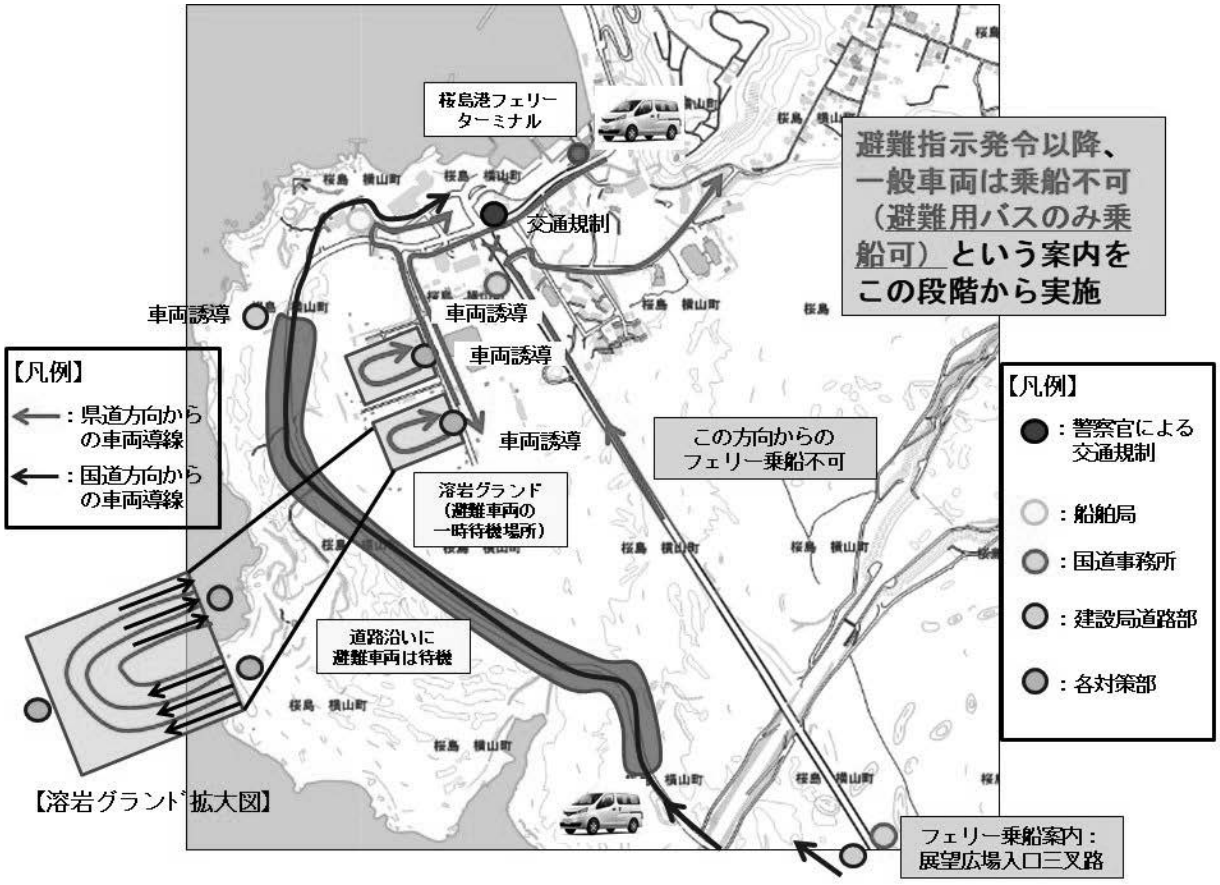

図 桜島港周辺における車両誘導イメージ（高齢者等避難時点）

【桜島口周辺の車両誘導要領】

ア　誘導員の配置

・　桜島口・黒神口交差点それぞれで、警察及び大隅河川国道事務所により交通規制を実施し、観光客等要配慮者の桜島への進入を抑制する。

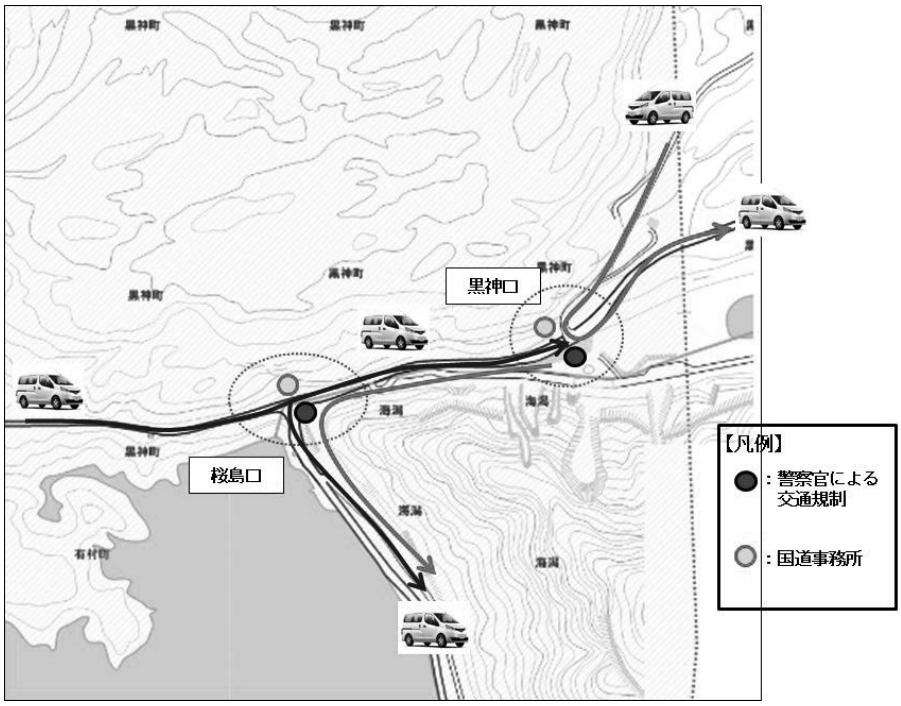

図　桜島口周辺における車両誘導イメージ（高齢者等避難時点）

②　避難指示発令時の対応

【桜島港周辺の車両誘導要領】

一般車両の乗船を原則として禁止し、乗船待ち車両がある場合は、車両を置いて人員のみ乗船するように促す（噴火が迫った状況における人命優先措置）。車両での避難を希望する場合は、原則として桜島口方面への陸路による避難を促す。

ただし、避難指示時点でこの事案が極力生じないよう、高齢者等避難段階から避難指示が発令された場合、車両の乗船は出来ないということを案内し、早めの陸路による避難を促す。

誘導員等も避難支援が完了し次第、直ちに乗船し、桜島島外へ避難する。

ア　市道 224 号線に沿った待機車両

・　ビジターセンター通過後、市道横山線に移り、再度、市道 224 号線を通って国道 224 号にて桜島口方面へ

イ　溶岩グラウンドでの待機車両

・　市道横山線から袴腰交差点で右折し、国道 224 号にて桜島口方面へ

ウ　置いていく車両

・　活用可能な周辺駐車場や溶岩グラウンドを活用する。

エ　誘導員の配置

・　警察や道路管理者、船舶局、鹿児島市各対策部による誘導員を配置し、上記ア、イ、　ウに沿って車両誘導を実施する。

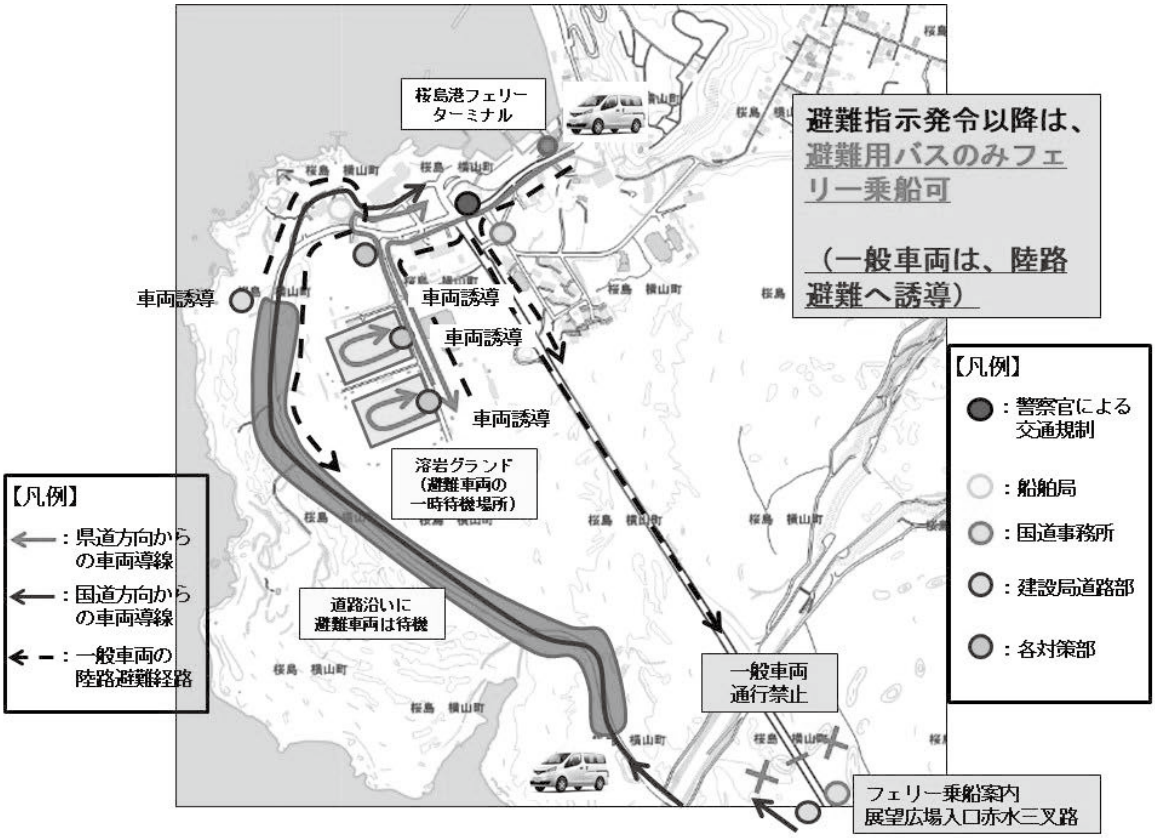

図　桜島港周辺における車両誘導イメージ（避難指示時点）

【桜島口周辺の車両誘導要領】

大隅河川国道事務所により、海潟漁港と道の駅たるみずの2箇所で通行止めを実施し、車両の桜島への流入を禁止する。

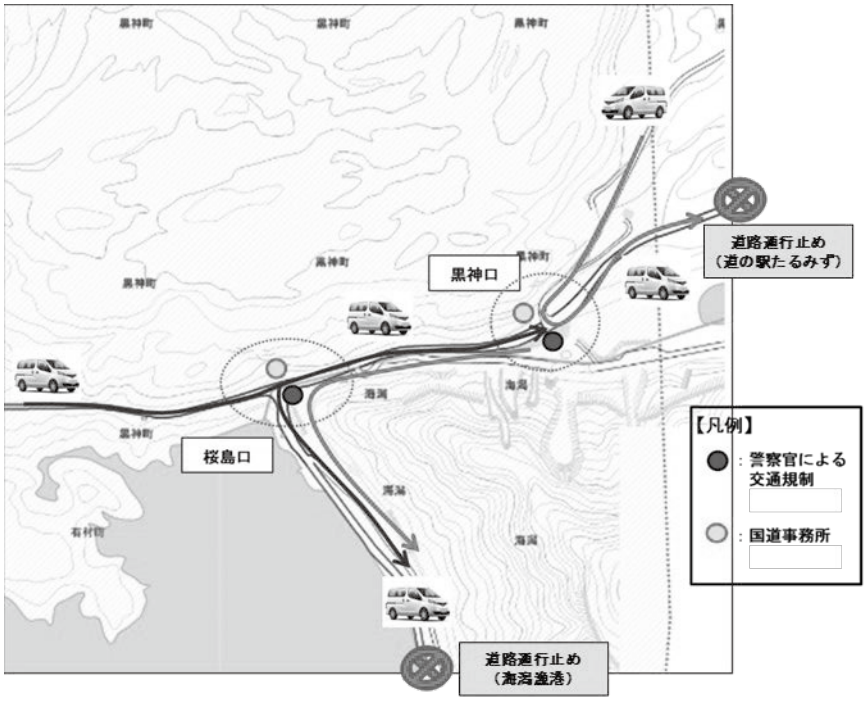

図　桜島口周辺における車両誘導イメージ（避難指示時点）

第２節　噴火警戒レベル5（警戒範囲全島への拡大）の対応

１　想定される火山活動状況

本節で想定する火山活動は、噴火口の特定できない山腹噴火の発生又は切迫している状況が予想され、島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石等の到達が予想される状況である。また桜島全住民は、島外への避難が必要な状況である。

２　体制

【第５章第３節　２　体制】の非常体制（災害対策本部体制）で対応する。

３　情報の伝達・広報

市は、火山活動の活発化によって警戒範囲が全島に拡大した場合に、桜島全域に避難指示（島外避難）を発令し、全住民の避難を促す。

情報の伝達・広報については、【第３章第２節　１　情報の伝達・広報】による。

なお、情報の伝達・広報に係る広報の概要等は次のとおりである。

項　目	内　容
噴火警戒レベル	5（避難）
情報発信の主な対象者	市民全員（避難所等に避難している島内の住民を含む）
広報の概要	・島外に避難するよう指示する ・差し迫った大規模噴火だけでなく、地震・津波に備えるよう周知する ・大量軽石・降灰に備えて、桜島上空の風向きに留意
整理が必要な情報 （右欄の【　】の担当課が情報を整理し、危機管理課が集約。その後、下欄の各広報担当課が所管の広報手段①～⑦で速やかに情報を発信） ※★印は、市街地側の住民にも広報が必要な情報	★桜島の火山活動の状況【危機管理課】 ○避難指示（警戒すべき火山災害・範囲）【危機管理課】 ○避難に必要な情報 ・気象情報【危機管理課】 ・避難港の状況（フェリー接岸可能性）【河川港湾課】 ・避難所（風向きによる代替避難所、広域一時避難所）【地域福祉課】 ・輸送手段（フェリー、バス）【危機管理課・船舶局・交通局】 ・道路状況（避難経路、交通規制）【道路部・道路管理者（国・県）】 ・避難時の注意事項（避難用家族カード、携行品、ペット、家畜等）【消防局警防課・中央消防署・生活衛生課・生産流通課】 ○住民の避難状況【現地災害対策本部】 ○家畜の避難状況【生産流通課】 ○避難促進施設の避難状況、閉鎖状況 ・教育施設【教育委員会】 ・福祉施設・病院【健康福祉局】 ・観光施設・スポーツ施設【観光交流局】 ★噴火に伴う大量軽石・降灰（範囲・量）、地震、津波の注意喚起【危機管理課】 ★大量軽石・降灰の影響範囲への屋内退避の呼びかけ【危機管理課】 ★島内への渡航制限・禁止の情報【危機管理課】 ★混乱防止の注意喚起、デマの防止【危機管理課】 ★避難所に関する情報【地域福祉課】 ★生活関連情報 ・ライフライン【危機管理課・水道局各課等】 ・交通機関　【船舶局各課・交通局各課等】

項　目		内　容
		★市長からのメッセージ（噴火への備えのお願い） 【危機管理課・秘書課・広報課】 ★その他、広報が必要な情報【関係各課】
広報手段②⑤ 広報課が実施する広報、対応等	市ホームページ、市公式ＳＮＳ、広報紙の配布	○市ホームページでは、上記の関係課からの各種情報を、地図情報などを用いてわかりやすくタイムリーに発信 ・相当のアクセス集中が想定されるため「大規模災害モード」を継続 ○市公式ＳＮＳでは、市ホームページで発信する情報の中から特に重要な情報を発信 ○必要に応じて広報紙を発行
	報道機関への情報提供（投げ込み）	○危機管理課や各関係課は、広報課に広報が必要な情報を文書等で報告。広報課は各種情報を通常の様式で報道機関に提供 ○関係課との情報共有のため、報道機関への情報提供の内容を庁内掲示板に掲出　⇒　広報担当課は所管の媒体で広報
	記者会見	○市長と気象庁職員による記者会見の実施を検討（随時、広報課長・危機管理課長等による記者会見を実施）
	報道機関との対応	○報道機関からの個別取材は基本的に行わない ○避難所への取材に関するルールの遵守依頼 ○プレスルームに随時情報発信内容を掲示
	その他	○適宜、避難所の様子等の記録写真を撮影
広報手段① 同報系防災行政無線 【危機管理課】		○市全域への注意喚起（大量軽石・降灰の範囲（風向き）、地震・津波警戒） 4か国語
広報手段③ ＬＩＮＥ、安心ネットワーク119、緊急速報メール 【危機管理課・消防局情報管理課】		○市全域への注意喚起（大量軽石・降灰の範囲（風向き）、地震・津波警戒）
広報手段④ 市広報車や消防車両による巡回広報 【桜島支所・消防局警防課・中央消防署】		○必要に応じ市公用車により巡回広報を行う【現地災害対策本部】 ○消防車両による巡回広報【消防局警防課・中央消防署】
広報手段⑤ 市ホームページ・アプリ（5か国語）、【国際交流課】		○市ホームページで発信する情報の中から特に重要な情報を発信
広報手段⑤ 防災情報システム、消防局フェイスブック 【消防局総務課・警防課】		○鹿児島港側での必要な情報の掲示 ※桜島港側では全職員が誘導等従事につき、可能な範囲での必要な広報対応の実施に留める
広報手段⑦ サンサンコールかごしま等 【市民相談センター等】		○市ホームページや報道提供資料等各種情報をもとに「サンサンコールかごしま」においての情報提供 ○「サンサンコールかごしま」へ市民から寄せられる問い合わせ内容の集約を行い、所管課等へ情報提供し、不足する情報については資料提供等を依頼 ○災害時を想定して作成している災害時ＦＡＱの内容を所管課等に確認、更新依頼

4　防災対応

(1) 避難所の設営・運営

【第６章第１節　4　防災対応】に基づき対応する。

(2) 住民等の避難誘導

【第６章第１節　4　防災対応】に基づき対応する。

残留希望者については、現地災害対策本部や防災関係者の安全を確保することの重要性を説くなど、強く避難を指示する。

(3) 避難促進施設の対応

【第６章第１節　4　防災対応】に基づき対応する。

(4) 桜島港周辺及び桜島口での車両誘導と道路交通規制

【第６章第１節　4　防災対応】に基づき対応する。

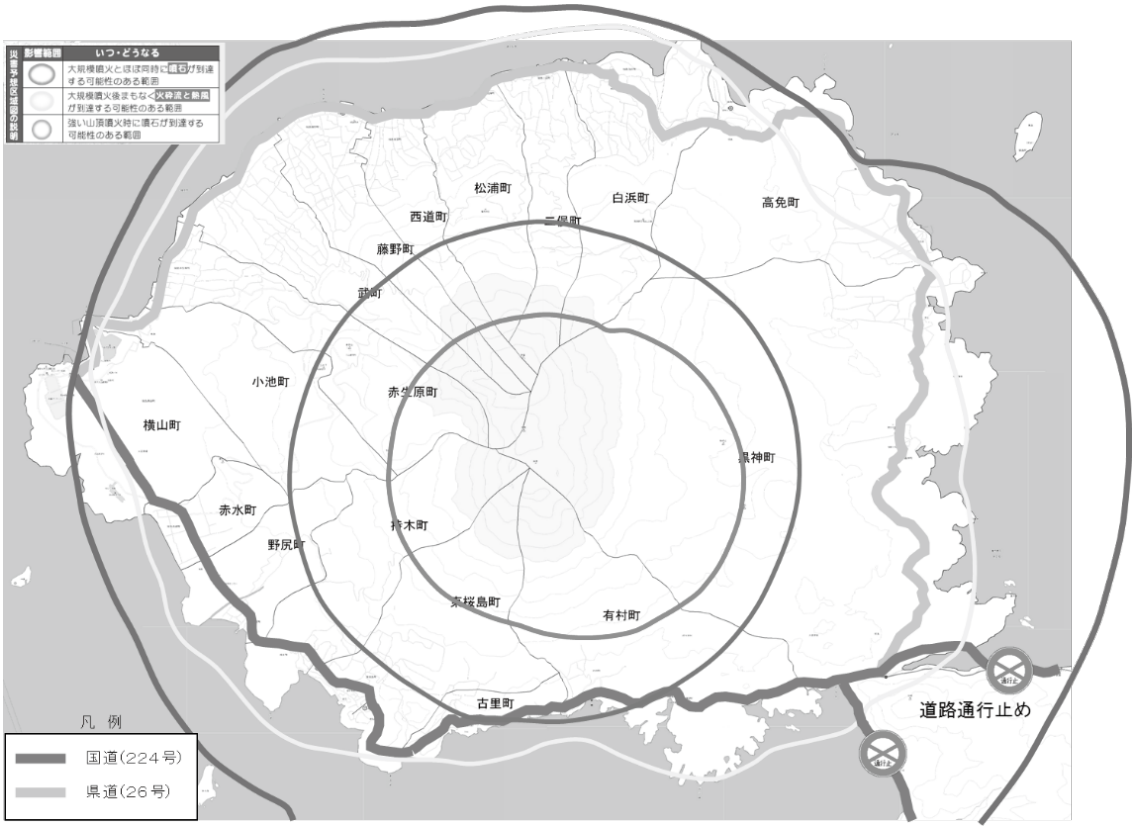

図　道路交通規制区間（国道）

第７章　避難行動要支援者等への対応

１　福祉施設等入所者への対応

活動火山対策特別措置法の改正を受け避難確保計画の策定が必要とされる、観光客が集まる施設や、防災上の配慮を必要とする方が利用される避難促進施設における避難措置は次のように定める。

市は、平時から当該施設と協議を進め、避難確保計画の策定に努める。なお、避難確保計画を策定した施設における避難対応は、その計画に基づき避難を実施することを基本とする。

※園児・患者の集団避難計画【Ⅶ-5-48】

２　在宅の避難行動要支援者への対応

鹿児島市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、自治会長、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等の協力を得ながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。また避難行動要支援者の避難状況を確認するための消防分団員による戸別訪問を行う。

３　外国人に対する避難支援

日本語が十分理解できない外国人の避難誘導については、同報系防災行政無線による 4 か国語の放送に加え、指さし確認カードや身ぶり手ぶりなど、様々な手段を講じてコミュニケーション等を図るなど、孤立させないよう配慮する必要がある。

※指差し確認カード【Ⅶ-5-105】

４　一時滞在者に対する避難支援

観光客等の一時滞在者については、避難促進施設等の協力のもと、的確な情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、避難所等への避難を促すものとする。

５　学校等施設における対応

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に火山災害が発生し、避難指示等が発せられた場合は、あらかじめ定めたルールに基づき、生徒等を保護者へ引き渡すものとする。

また、引き渡した場合は、市災害対策本部に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

※児童生徒等の集団避難計画【Ⅶ-5-47】

※園児・患者の集団避難計画【Ⅶ-5-48】

指差し確認カード

Watashi wa Sakurajima bousai staff desu.
私は桜島防災スタッフ（避難をさせる係の者）です。
I am part of the Sakurajima Emergency Staff (a person in charge of assisting evacuees).
저는 사쿠라지마 방재 담당자 (대피를 시키는 직원) 입니다.
我是樱岛**防灾**员**（避难科室工作人**员**）。**
我是櫻島防災員（避難科室工作人員）。

akurajima no dai_bakuhatsu ga yosou saremasu.
桜島の大爆発が予想されます。
A large explosion is predicted to occur in Sakurajima.
사쿠라지마 대폭발이 예상됩니다.
预计樱岛**会**发**生大**规**模火山爆**发**。**
預計櫻島會發生大規模火山爆發。

Sakurajima ga dai_bakuhatsu shisou desu.
桜島が大爆発しそうです。
It appears that there will be a large explosion in Sakurajima.
사쿠라지마가 대폭발할 것으로 보입니다.
樱岛好像要发**生大**规**模火山爆**发**。**
櫻島好像要發生大規模火山爆發。

Kokowa abunai node hinan shinakereba naranai
ここは危ないので 避難しなければなりません。
It is dangerous here so you must evacuate.
이곳은 위험하므로 대피해야합니다.
这里有危险**必**须**避**难
這裡有危險必須避難

Kokowa abunai node nigenakereba naranai.
ここは危ないので 逃げなければなりません。
It is dangerous here so you must escape.
이곳은 위험하므로 도망가야합니다.
这里有危险**必**须**撤**离
這裡有危險必須撤離

Syoubou ni renraku shimashita.
消防に連絡しました。
I have notified the emergency department.
소방서에 연락했습니다.
已经联**系消防。　已經聯繫消防。**

Syoubou ga tasuke ni kimasu.
消防が 助けにきます
The emergency department is on their way to help.
소방서에서 구조를 위해 출동할겁니다.
消防会来营**救。**
消防會來營救。

Kokode matte ite kudasai.
ここで待っていてください
Please wait here.
이곳에서 기다리시기 바랍니다.
在这里等
在這裡等

Ittsyo ni matima syou.
一緒に待ちましょう
I will wait with you.
함께 기다립시다.
一起等
一起等

Ittsyo ni notte iki masyou.
一緒に乗っていきましょう
Let's go together.
함께 탑시다.
一起乘坐
一起乘坐

Kuruma ga arimasu ka?
車がありますか？
Do you have a car?
차량을 갖고 있습니까?
有车吗？
有車嗎？

Ato wo tsuite kite kudasai.
後をついてきてください。
Please follow me.
뒤따라 오시기 바랍니다.
请随我来
請隨我來

Funseki kara atama wo mamotte kudasai.
噴石から頭を守ってください。
Please protect your head from volcanic material.
화산 분출물로부터 머리를 보호해주세요.
保护好头部防止被飞石击中。
保護好頭部防止被飛石擊中。

Lobby ni atsumatte kudasai.
ロビーに集まってください。
Please gather in the lobby.
로비에 집결해주세요.
在大厅集合。
在大廳集合。

Kono basyo wa abunai node anzen na basyo ni idou shimasu.
この場所は 危ないので 安全な場所に 移動します。
This place is dangerous so we will move to a safe area.
이곳은 위험하므로 안전한 장소로 이동하겠습니다.
这里有危险，要向安全地点转移。
這裡有危險，要向安全地點轉移。

Kokoni wa modore masen.
ここには戻れません。
We will not return here.
이곳에 다시 돌아올 수 없습니다.
无法返回这里
無法返回這裡

Nimotsu wa subete motte kudasai.
荷物は全て持ってください。
Please take all of your belongings.
짐을 모두 소지하기 바랍니다.
带好全部行李
帶好全部行李

Wasure-mono wa nai desuka
忘れ物はないですか?
Have you forgotten anything ?
두고 가는 물건은 없습니까 ?
没有遗忘的东西吗
沒有遺忘的東西嗎

Anzen na basyo ni hinan (idou) shimasyou.
安全な場所に避難（移動）しましょう
Let's move to a safe area.
안전한 장소로 대피(이동)합시다.
让我们转移到安全的地方
讓我們轉移到安全的地方

Genzai Hinan Kunren chuu desu.
現在、避難訓練中です。
We are currently in the process of an evacuation drill.
현재 대피훈련중입니다.
正在进行避难训练。
正在進行避難訓練。

桜島からの噴石や火砕流のおそれがあるので
直ちに島外又はフェリー乗り場方面に避難してください。
Because there is a possibility that volcanic materials and
a pyroclastic flow will erupt from Sakurajima,
please evacuate to the ferry boarding gate immediately .
사쿠라지마에서 분석과 화쇄류가 분출될 우려가 있으니
즉시 사쿠라지마 밖 또는 페리터미널 방면으로 대피하십시오.
樱岛有喷发碎石和火山碎屑流的危险
请立刻往岛外或轮渡乘船地方向避难。
櫻島有噴發碎石和火山碎屑流的危險
請立刻往島外或輪渡乘船地方向避難。

被害(ひがい)が予想(よそう)されているの（危険(きけん)な場所(ばしょ)）は、火口(かこう)から
「　　」km(ｋｍ)以内(いない)です。
Injury could occur (It is dangerous) in areas
within　　km of the crater.
피해가 예상되고 있는 곳(위험한 장소)는 화구에서
「　　」km 이내 지역입니다.
受灾地区（危险场所）预设为火山口（　）公里以内。

ここから先(さき)は、進入(しんにゅう)できません。
You cannot proceed beyond here.
여기부터는 진입금지입니다.
前方不能通行。

指示(しじ)に従って(したがって)ください。
Please follow our orders.
지시에 따라 주세요.
请按指示行动

第８章　ペット・家畜等の対応

避難対象地域におけるペット・家畜等への対応については、次により行うものとする。

１　ペットへの対応

避難時は、飼養者の責任において携行品（首輪、ケージ、餌等）とともに同行避難を行う。

避難所では、避難所班長が自主防災組織と連携しながら、避難所管理のなかでペットの受け入れ体制を整えるとともに、飼養者に対する適正な飼養の指導を行う。また、必要に応じて、獣医師の派遣を要請する。

なお、島内のペット頭数は犬 264 匹、ねこ 327 匹である。（平成 28 年度桜島大規模噴火時の全島避難に関する調査結果）

避難所でのペット置き場は、以下の点に配慮し設置するものとする。

・避難所敷地内の屋外
・ケージが設置できる場所
・雨や日射をしのぐための屋根を有する場所

【参考　地域防災計画に基づく平時から準備事項】
- 避難所におけるペットの受入れ体制の整備
- 動物の愛護及び環境衛生の確保
- 獣医師会との連携
- ペットと同行避難することや携行品を準備しておくことの周知啓発

２　家畜等への対応

家畜等への対応は、避難情報等の伝達、家畜の輸送、家畜の避難受入れ先の開設等からなる。

(1) 避難情報等の伝達

①　高齢者等避難発令時には、農家への意向確認を行う。

②　避難指示発令時には、家畜の避難を開始する。

③　連絡方法は、次のとおりとする。

生産流通課・農林事務所・農協 → 農家

(2) 家畜の輸送

①　家畜頭数　（令和 5 年 2 月）

東桜島地区（肥育 176、生産 451、子牛 251　合計 878）

桜島地区　（肥育 66、 生産 243、子牛 96　 合計 405）　合計 1,283

②　輸送方法

家畜の輸送は、家畜農家の車両及び家畜輸送事業者の車両で行う。全島避難の際の車両必要台数は、10t 車延べ約 94 台である。

なお、家畜輸送事業者は、「桜島大規模噴火時等における家畜輸送に関する覚書」を締結した次の一覧のとおりである。

（令和５年２月現在）（単位：台）

事業者名	住所	連絡先	大型	中型
㈱坂元運送	鹿児島市谷山港 3-1-30	099-262-0636	7	2
牧迫運輸㈱	鹿児島市南栄 3-6-2	099-267-5111	8	2
㈲玉利産業	指宿市東方 142	0993-24-4666	4	2
㈲尾嶋運送	出水市高尾野町江内 3234-1	0996-85-5201	3	1
㈲みかさ運送	阿久根市脇本 7853-1	0996-75-2651	8	2
弘竜家畜輸送㈱	鹿屋市串良町有里 5404-9	0994-31-0139	2	1
北進運輸㈱	姶良郡湧水町米永 1910-1	0995-74-2261	10	2
			42	12

③　積込場所

9 か所

家畜の積込場所は次のとおりである。

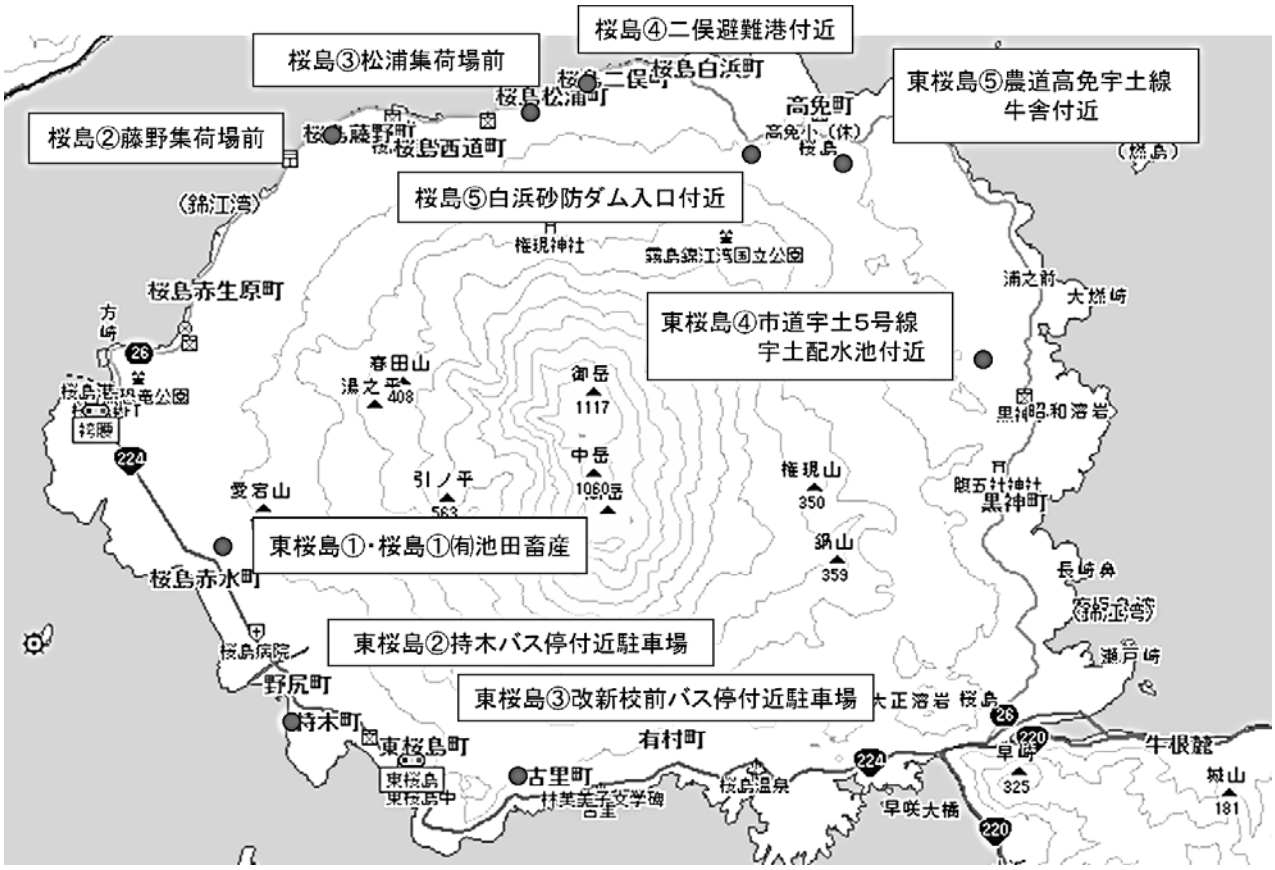

図　積込場所

④　避難経路

避難は陸路とし、桜島口を経由する経路とする。

(3) 一時避難施設

島内からの避難時間を短縮するほか、家畜避難場所への係留テント等の設置等の受入体制が整うまでの間の避難場所を確保するため、一時避難施設を設定する。

なお、一時避難施設は、「桜島大規模噴火時等における家畜一時避難施設としての施設利用に関する覚書」を締結した次の一覧のとおりである。

施設名	住所	連絡先
姶良中央家畜市場	霧島市隼人町西光寺 496	TEL 0995-42-6570 / FAX 0995-43-0581

(4) 家畜避難場所（収容可能頭数(成牛)）

施設名	仮設テント（張）	係留所（頭）	備考
都市農業センター	62	903	
郡山畜産センター	5	134	
皆与志農村広場	25	350	
計	90	1,387	

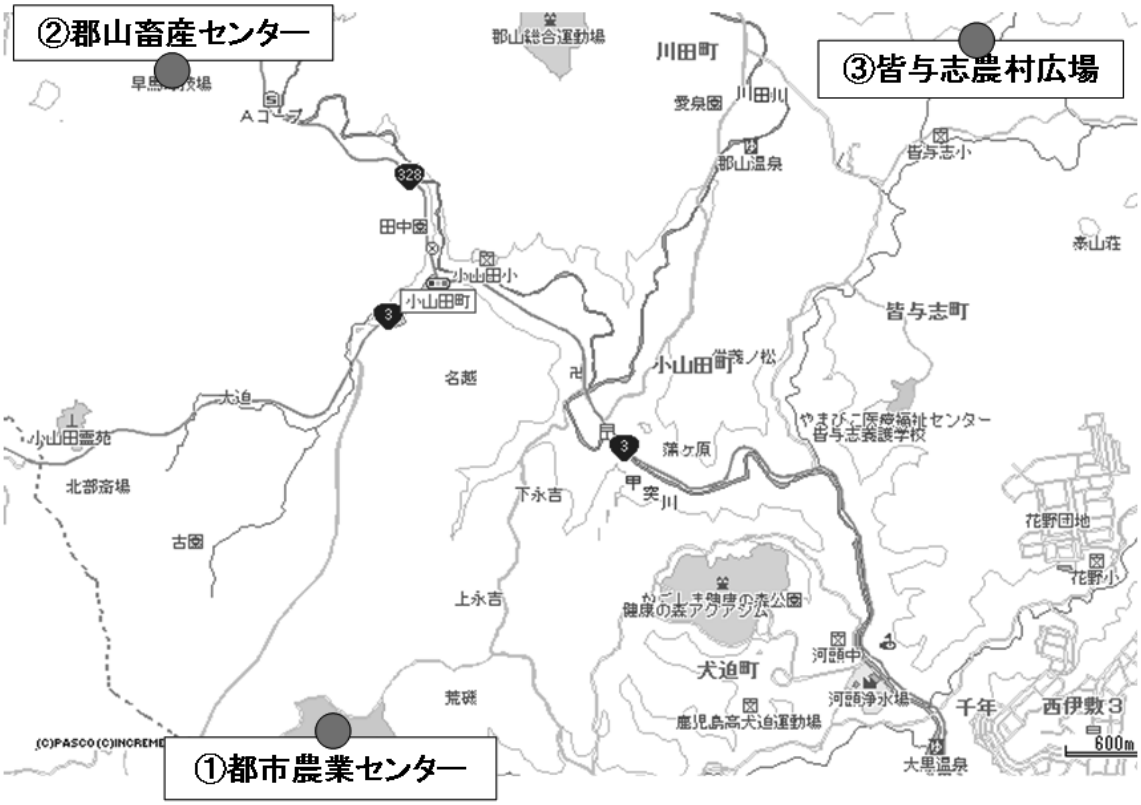

図　家畜避難場所

①　桜島支所管内（東桜島地区）

地区	農家数	家畜飼養頭数				台数	積込場所	避難場所
		肥育	生産	子牛	計			
桜島赤水	1	11	43	20	74	5	東桜島①	都市農
持木・東桜島	11	165	354	166	685	50	東桜島②	都市農
古里	1		32	10	42	3	東桜島③	都市農
黒神	1		20	53	73	4	東桜島④	所有牛舎
高免	1		2	2	4	1	東桜島⑤	都市農
東桜島地域計	15	176	451	251	878	63		

②　桜島支所管内（桜島地区）

地区	農家数	家畜飼養頭数				台数	積込場所	避難場所
		肥育	生産	子牛	計			
桜島赤水	1		25	11	36	3	桜島①	皆与志農村広場
桜島藤野・桜島西道	2		80	54	134	9	桜島②	皆与志農村広場
桜島松浦	1	12			12	1	桜島③	皆与志農村広場
桜島二俣	2		68	23	91	7	桜島④	皆与志農村広場
桜島白浜	2	54	70	8	132	11	桜島⑤	皆与志農村広場
桜島地域計	8	66	243	96	405	31		

(4) 家畜避難場所における係留施設設置

家畜避難場所への係留施設の設置を要請する事業者は、「災害時におけるテント等資機材の供給等の協力に関する協定」を締結した次の一覧のとおりである。

事業者名	住所	連絡先
㈱ニシムラ	鹿児島市田上 7 丁目 9 番 20 号	099-282-9111
㈱フタバ	鹿児島市下荒田 1 丁目 43 番 34 号	099-251-2828
平和リース㈱	鹿児島市南栄 2 丁目 10 番地	099-260-1717

(1) バス避難時集合場所・避難所

島内避難時には、各地区のバス避難時集合場所に集合し、市のバスにて指定の避難所に避難する。

対象地区	世帯数 人数 （要支援者）	避難所	バス避難集合場所	移動手段
有村町有村地区	38 世帯 58 人 （1 人）	高齢者福祉センター東桜島	旧改新分団舎前 有村Ａ 有村Ｂ 有村Ｃ 有村Ｄ （有村溶岩展望所　※1 便目のみ） 有村Ｅ 桜島シーサイドホテル前 旧古里観光ホテル前 川穴バス停	小型バス 1 台 （19 名乗り）
古里町古里東地区				
古里町古里西地区	29 世帯 49 人 （1 人）	高齢者福祉センター桜島 桜島公民館	改新校前バス停	大型バス 1 台 （33 名乗り）
東桜島町の一部 （南岳山頂火口から 3.5km 以内の地域） ※坂下 1～6 班 宮元 6 班	38 世帯 60 人 （1 人）		東桜島バス停	
黒神町塩屋ヶ元地区	17 世帯 26 人 （1 人）	さくらじま白浜温泉センター	塩屋ヶ元地区集落内 （黒神町 690 付近）	大型バス 1 台 （32 名乗り）

※世帯数・人数は、令和 4 年 7 月現在

図　避難所・バス避難時集合場所位置図（島内避難：警戒範囲火口から3.5km）

(2) 避難経路

図　有村町有村地区・古里町古里東地区のバス避難時集合場所位置図
（島内避難：警戒範囲火口から3.5km）

図　古里西地区・東桜島町の一部のバス避難時集合場所位置図
（島内避難：警戒範囲火口から 3.5km）

図　黒神町塩屋ヶ元地区のバス避難時集合場所位置図（島内避難：火砕流のおそれ）

島外避難：基本的避難方法～避難用バス及び救難船舶による避難～

(1) 基本的避難方法（避難用バス及び救難船舶による避難）

① バス乗車フェリー避難（桜島白浜町から西側及び東桜島町から西側）

・避難用バス乗車後、桜島港からフェリーによる避難を基本とする。

・避難用バスは、指定の出発点から通常のバス停留所を経由しながら、桜島フェリー乗り場に向かい、避難用バスをそのままフェリーに乗船させ避難させる。ただし、避難用バスが不足する場合、住民等のみフェリーに乗船させ、避難用バスは、出発点と桜島フェリー間を往復輸送することとする。

② バス乗車陸路避難（高免町から東側）

・避難用バス乗車後、桜島口方面からの陸路による避難を基本とする。

・避難用バスは、指定の出発点から通常のバス停留所を経由しながら、桜島口方面経由の陸路で避難する。

※ 有村・古里町に関しては、噴火警戒レベル4（警戒範囲：3km）が発表された時点で東桜島町の高齢者福祉センター東桜島へ避難しているものと考え、桜島港からフェリーで避難するものとする。
一気に警戒範囲が全島となった場合は、バス乗車陸路避難を実施。

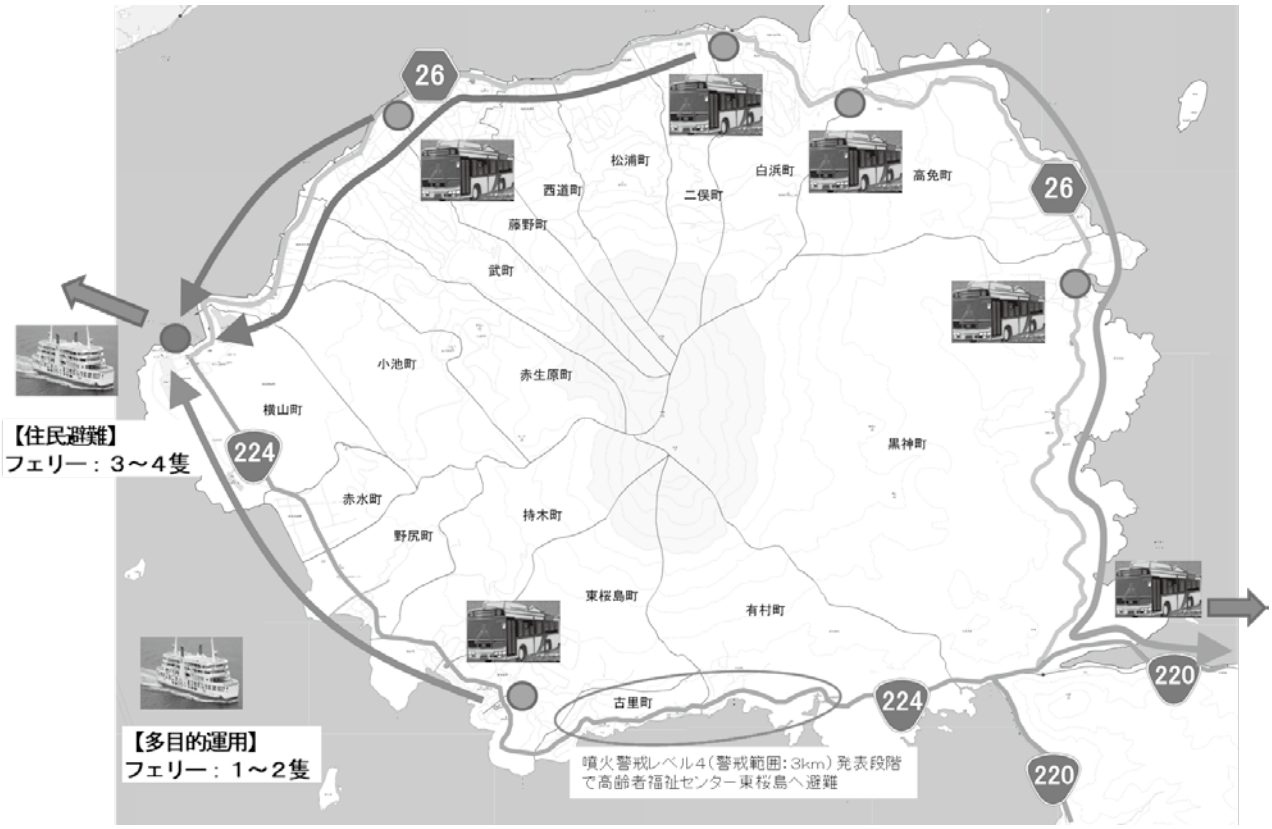

図　陸上及び海上輸送併用による避難

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

＜各地区の避難経路と所要時間＞

●桜島赤水町

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
赤水麓	桜島港	2.9	6	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	鹿児島玉龍高校	1.9	4	市街地側
	大明丘小学校 吉野小学校	5.5	11	代替北部
	谷山小学校 谷山中学校	11.0	22	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●桜島横山町

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離(km)	移動時間（分）	備　考
桜島苑	桜島港	0.9	2	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離(km)	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	城西中学校	3.4	7	市街地側
	吉野東小学校、吉野中学校	7.9	16	代替北部
	市民体育館	12.3	25	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●桜島小池町

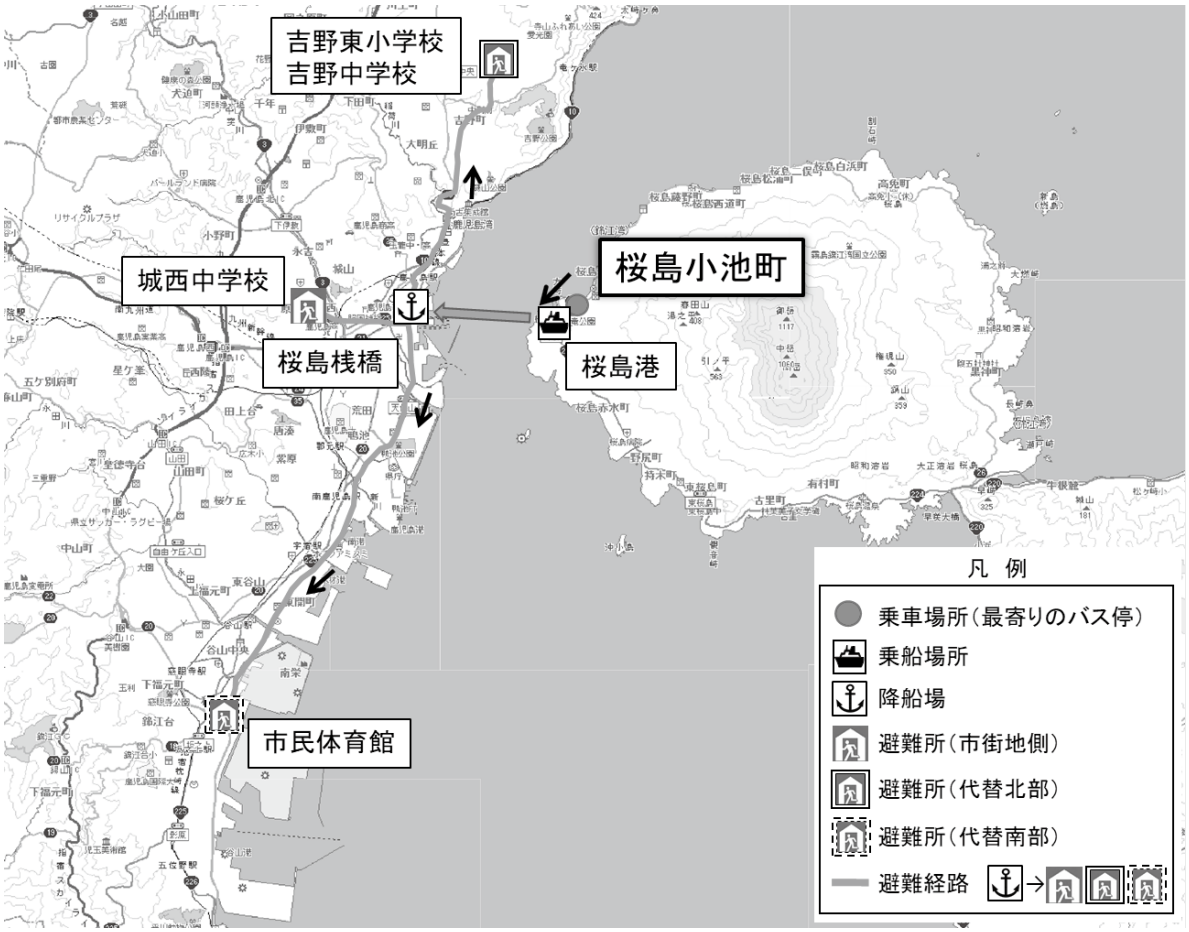

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
小池	桜島港	1.9	4	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	城西中学校	3.4	7	市街地側
	吉野東小学校 吉野中学校	7.9	16	代替北部
	市民体育館	12.3	25	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●桜島赤生原町

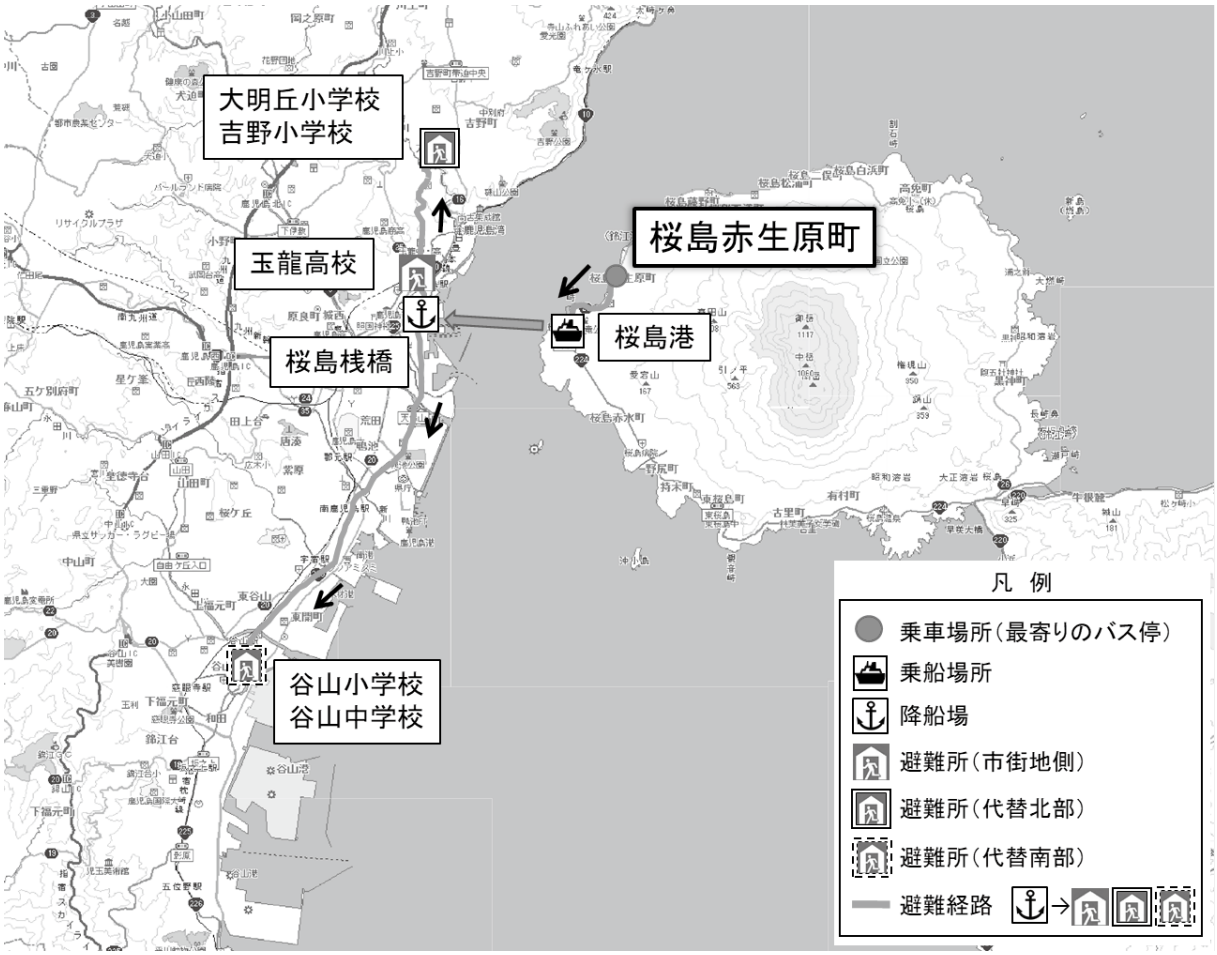

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
長谷浜	桜島港	3.1	7	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	鹿児島玉龍高校	1.9	4	市街地側
	大明丘小学校 吉野小学校	5.5	11	代替北部
	谷山小学校 谷山中学校	11.0	22	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●桜島武町

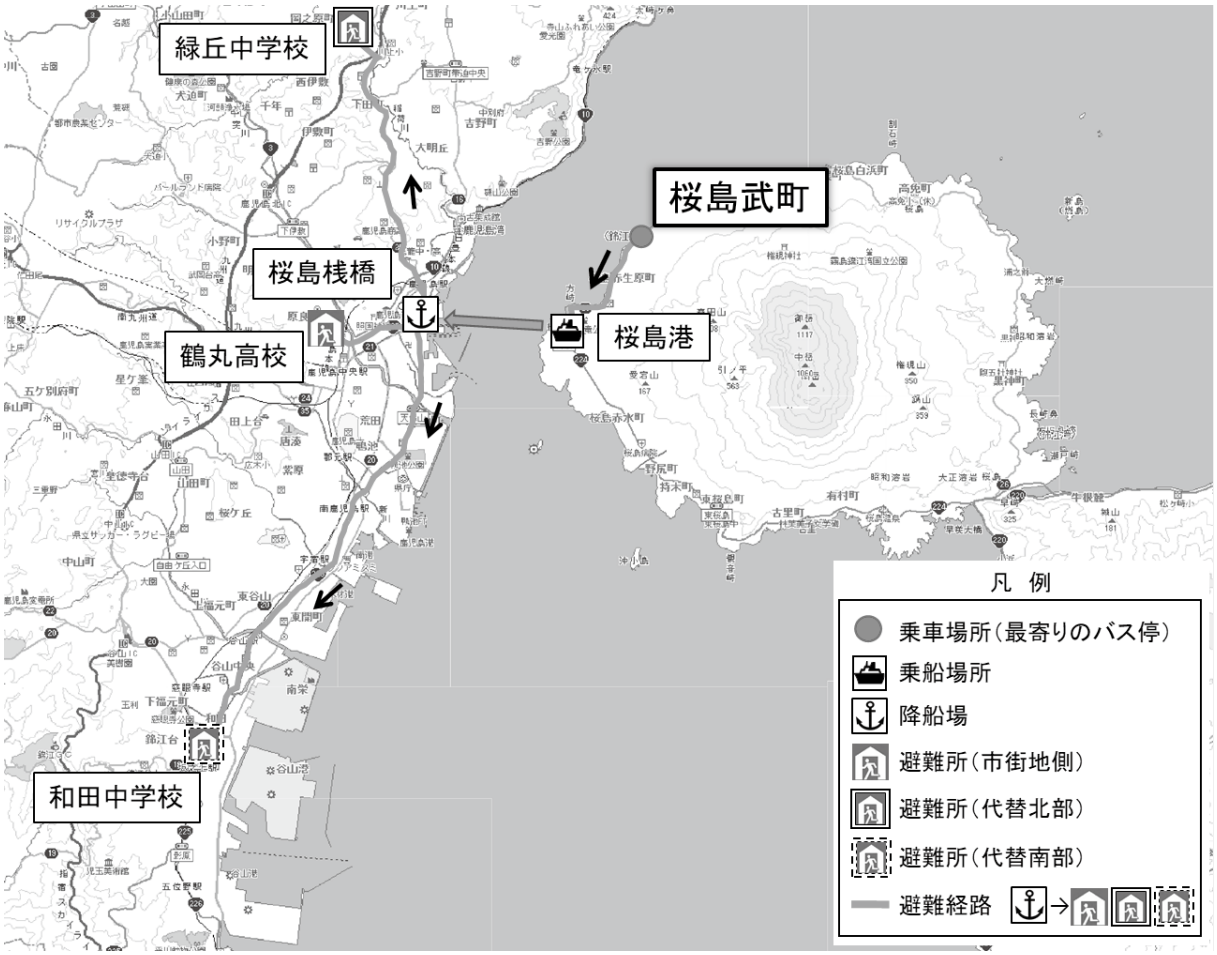

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備 考
武登山口	桜島港	4.4	9	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	鶴丸高校	3.3	7	市街地側
	緑丘中学校	9.2	19	代替北部
	和田中学校	12.4	25	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●桜島藤野町

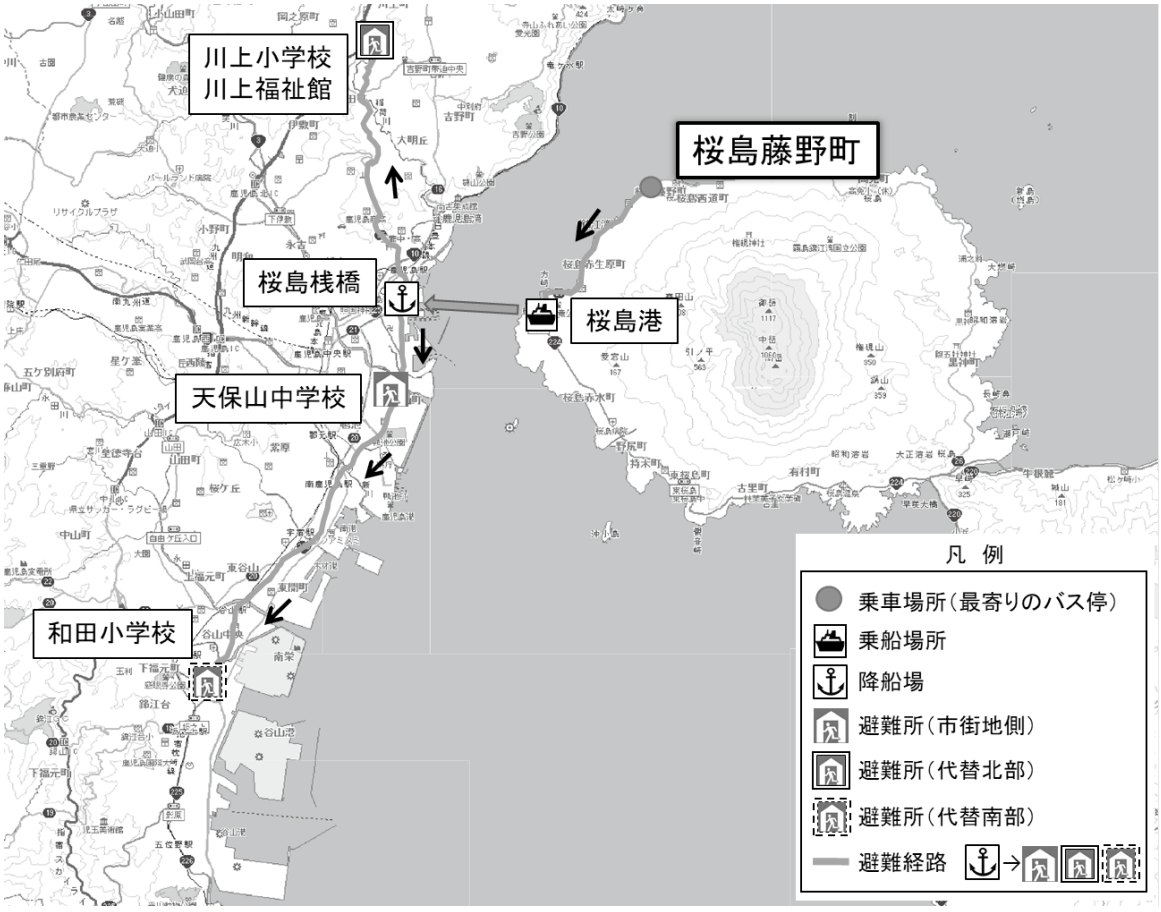

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
桜島中前	桜島港	5.8	12	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	天保山中学校	3.0	6	市街地側
	川上小学校 川上福祉館	7.9	16	代替北部
	和田小学校	11.8	24	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●桜島西道町

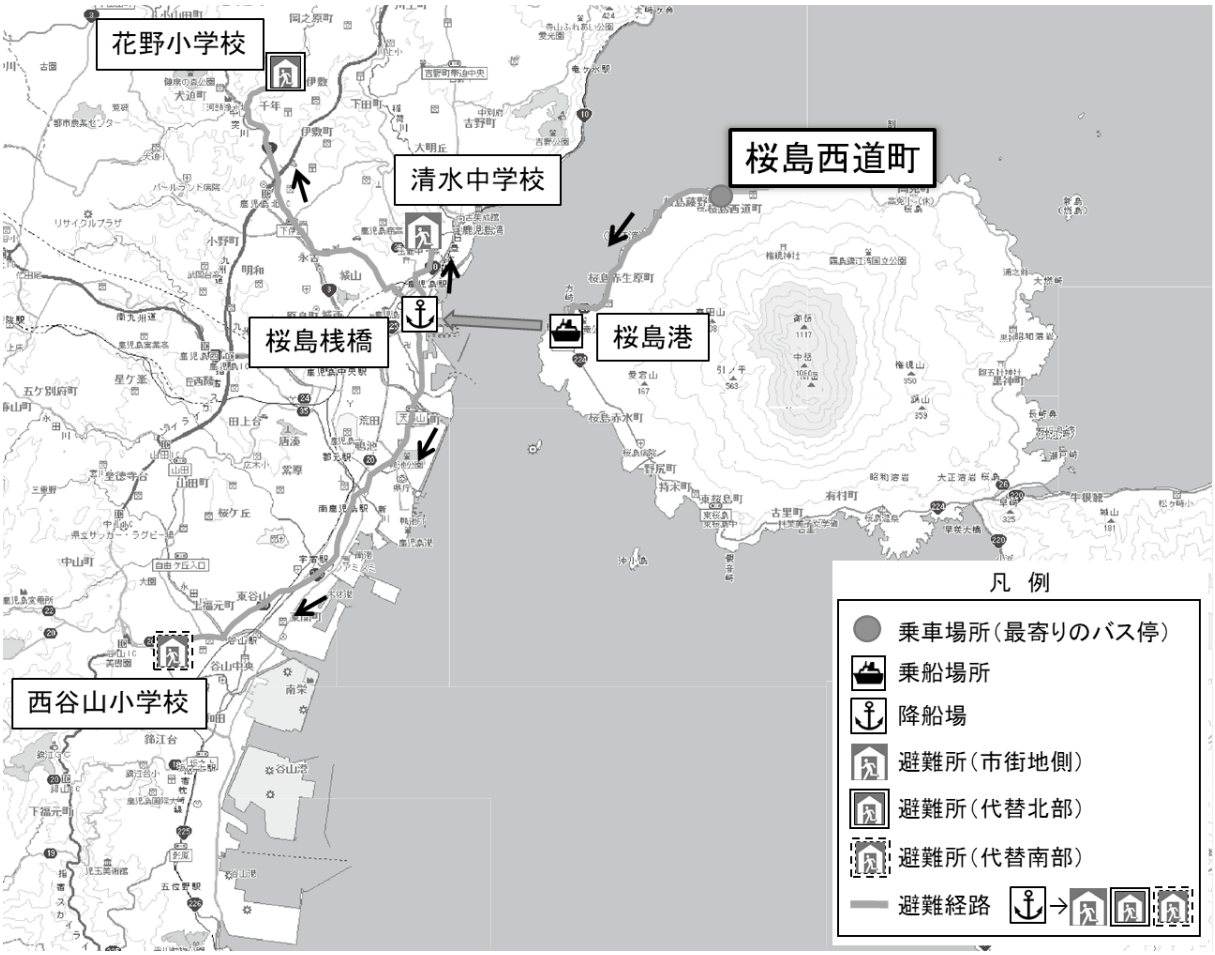

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
西道	桜島港	6.5	13	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	清水中学校	2.2	5	市街地側
	花野小学校	9.5	19	代替北部
	西谷山小学校	11.6	24	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●桜島松浦町

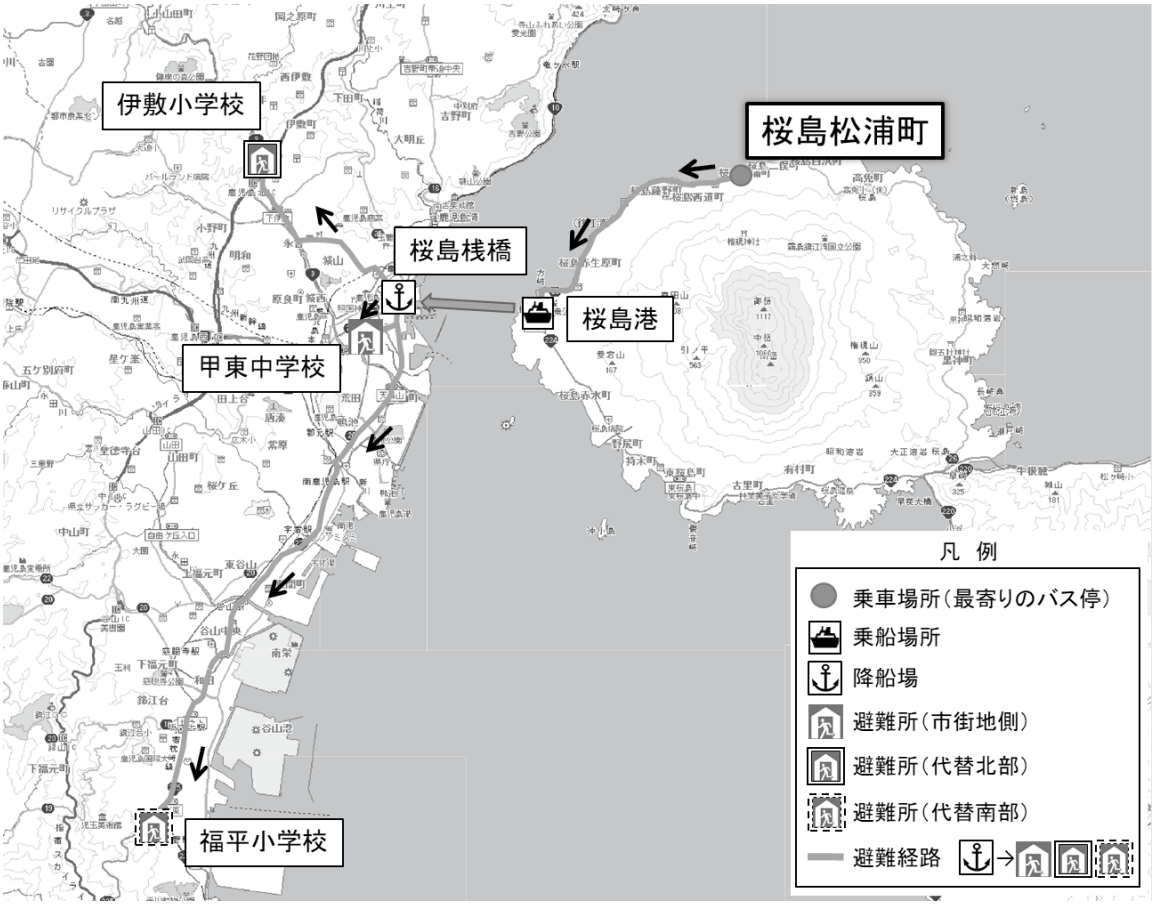

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離(km)	移動時間(分)	備 考
松浦	桜島港	7.6	16	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離(km)	バスでの移動時間(分)	備考
桜島桟橋	甲東中学校	2.0	4	市街地側
	伊敷小学校	5.9	12	代替北部
	福平小学校	15.5	31	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●桜島二俣町

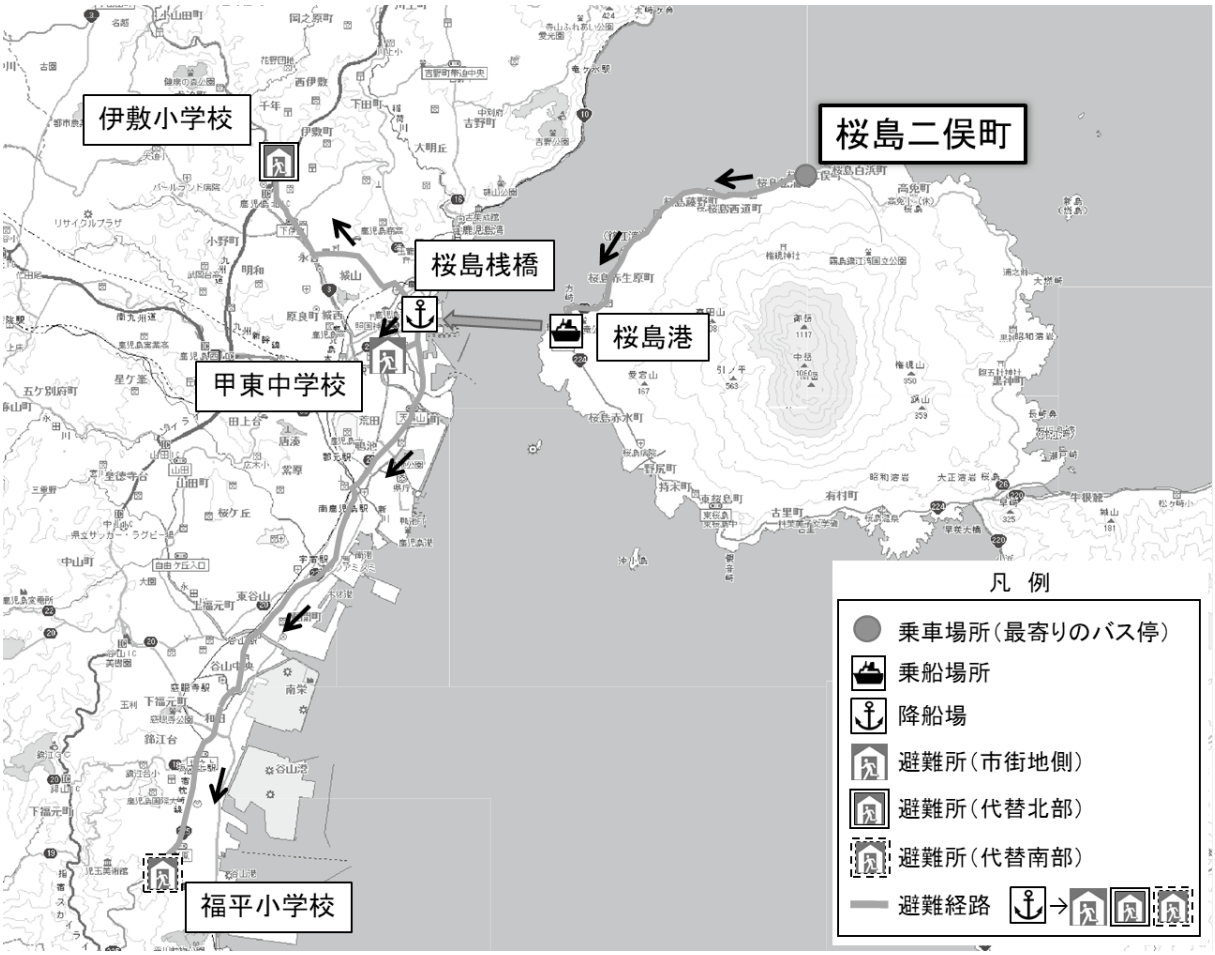

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
二俣	桜島港	8.5	17	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	甲東中学校	2.0	4	市街地側
	伊敷小学校	5.9	12	代替北部
	福平小学校	15.5	31	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●桜島白浜町

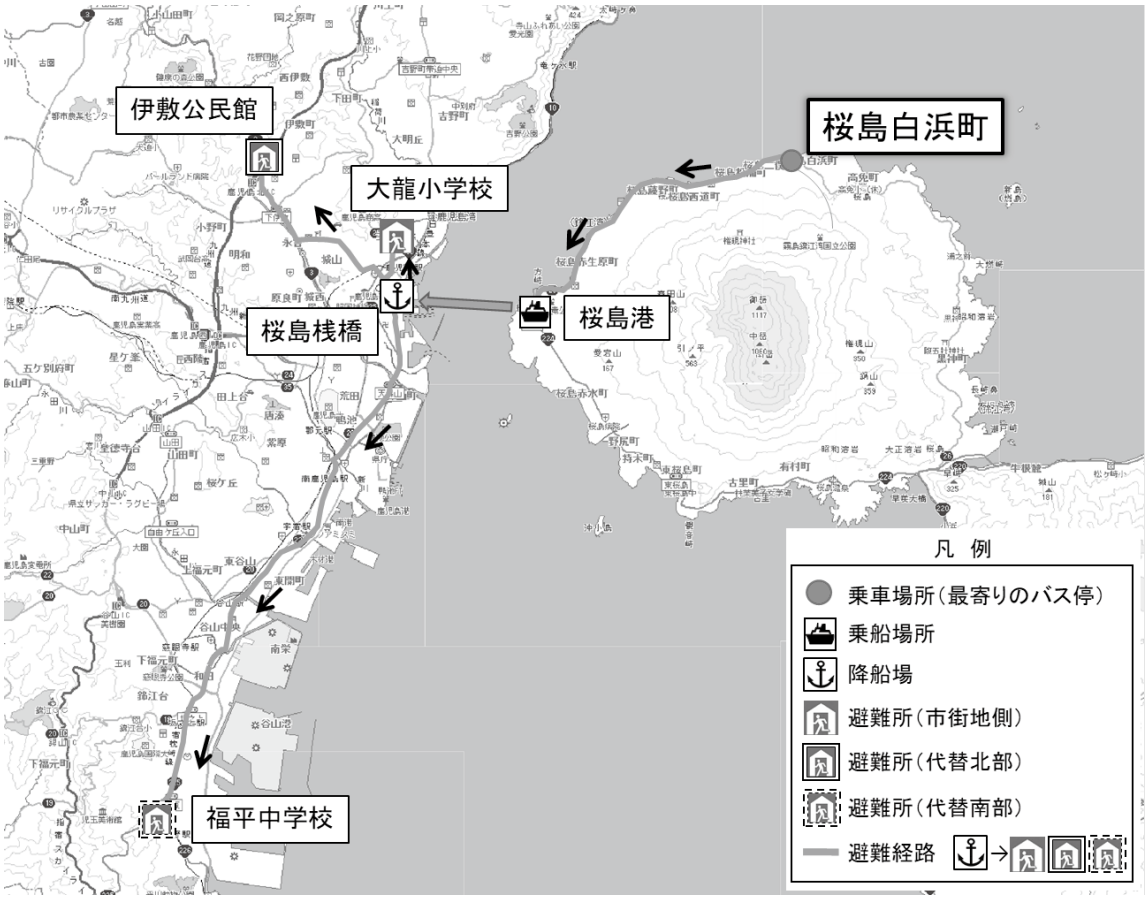

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
古河良	桜島港	9.7	20	バス出発点

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備　考
桜島桟橋	大龍小学校	1.5	3	市街地側
	伊敷公民館	5.9	12	代替北部
	福平中学校	15.9	32	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●野尻町

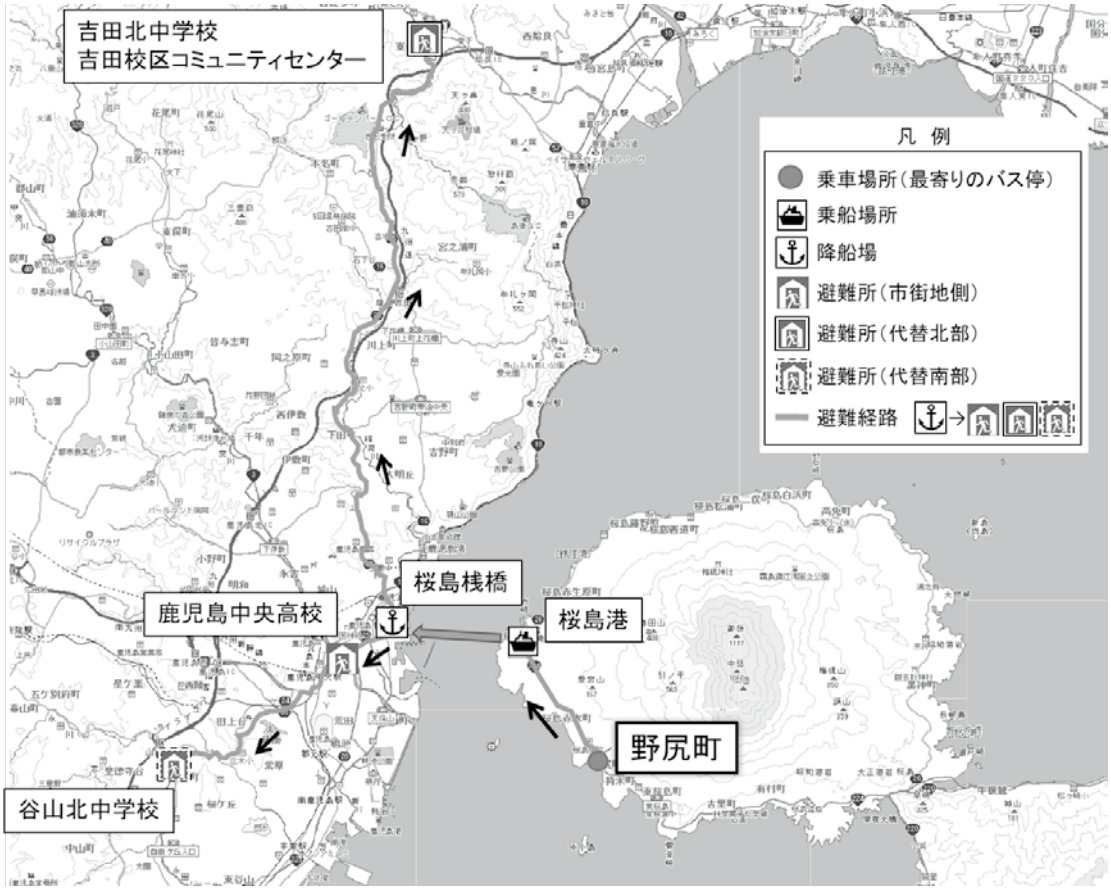

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
野尻	桜島港	4.1	9	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	鹿児島中央高校	2.2	5	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	19.4	39	代替北部
	谷山北中学校	8.6	18	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●持木町

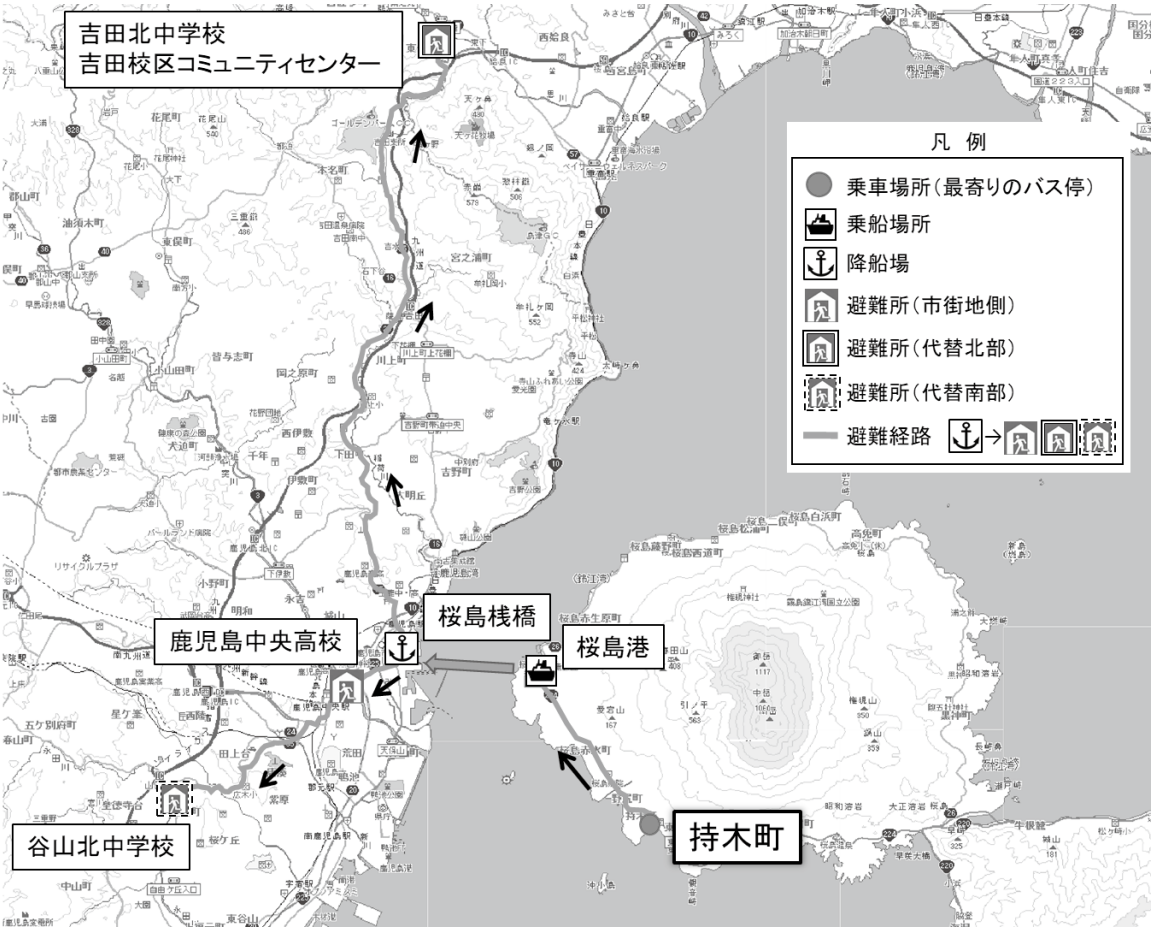

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
持木	桜島港	4.9	10	

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	鹿児島中央高校	2.2	5	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	19.4	39	代替北部
	谷山北中学校	8.6	18	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車フェリー避難～

●東桜島町

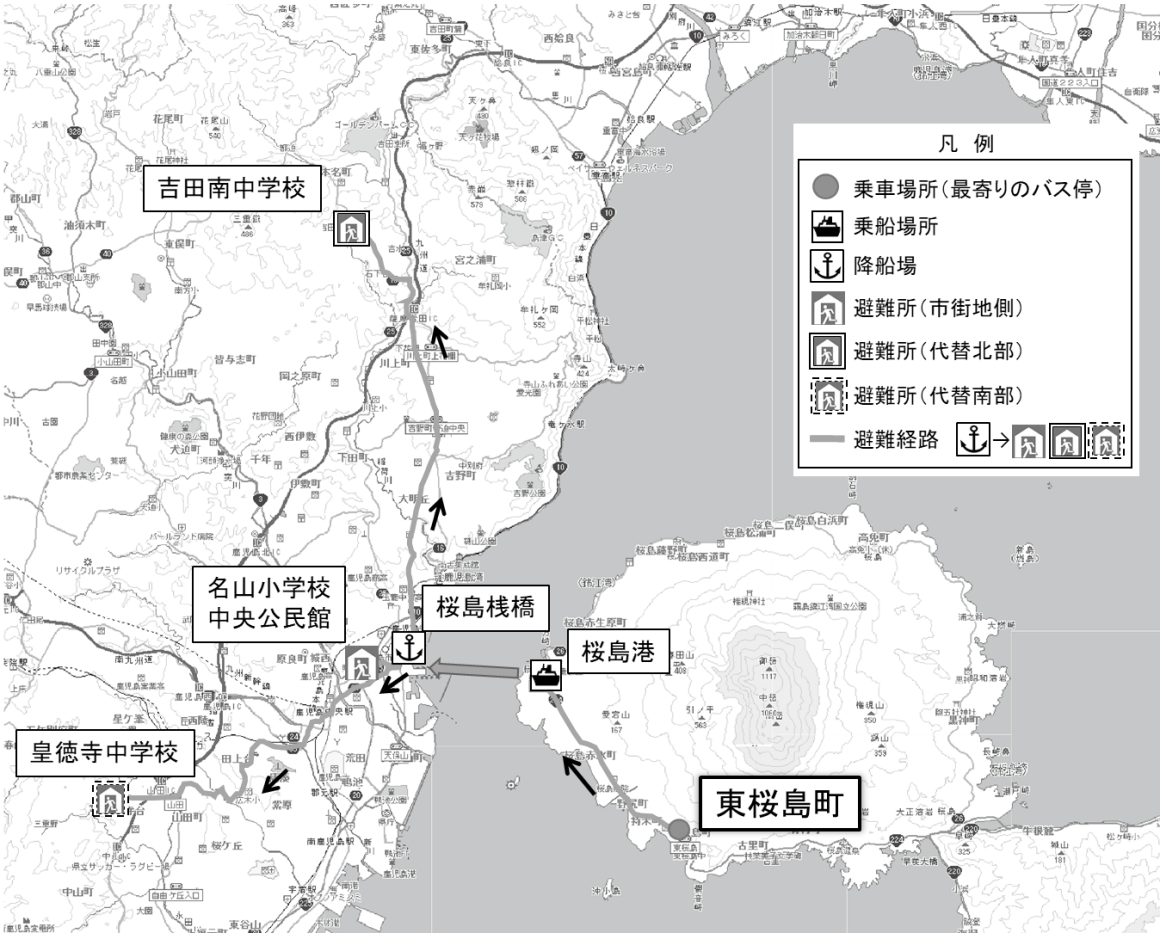

最寄りのバス停からフェリー乗船場所までの距離と時間

バス停	フェリー乗船場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
東桜島中	桜島港	6.2	13	バス出発点

※距離・移動時間は、桜島港から最も遠いバス停で算出

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	名山小学校 中央公民館	1.3	3	市街地側
	吉田南中学校	12.8	6	代替北部
	皇徳寺中学校	10.9	22	代替南部

※桜島港から桜島桟橋までの乗船時間は 25 分

島外避難：基本的避難方法～バス乗車陸路避難～

●高免町（高免）

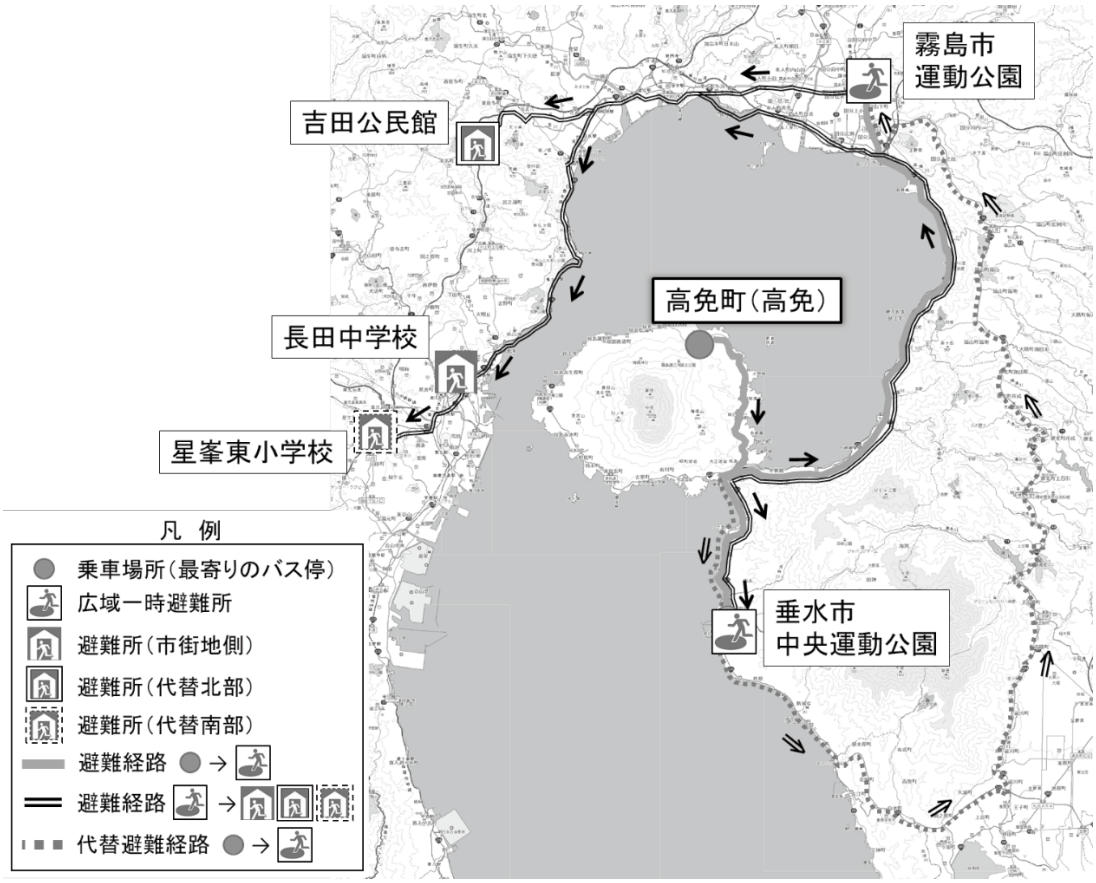

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

バス停	広域一時避難場所	距離(km)	移動時間(分)	備 考
桜島新町	垂水市中央運動公園	19	38	
	霧島市運動公園	41.3	83	

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離(km)	移動時間(分)	備考
垂水市中央運動公園	長田中学校	71.6	144	市街地側
	吉田公民館	62.9	126	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	長田中学校	34.4	69	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

島外避難：基本的避難方法～バス乗車陸路避難～

●高免町（園山）

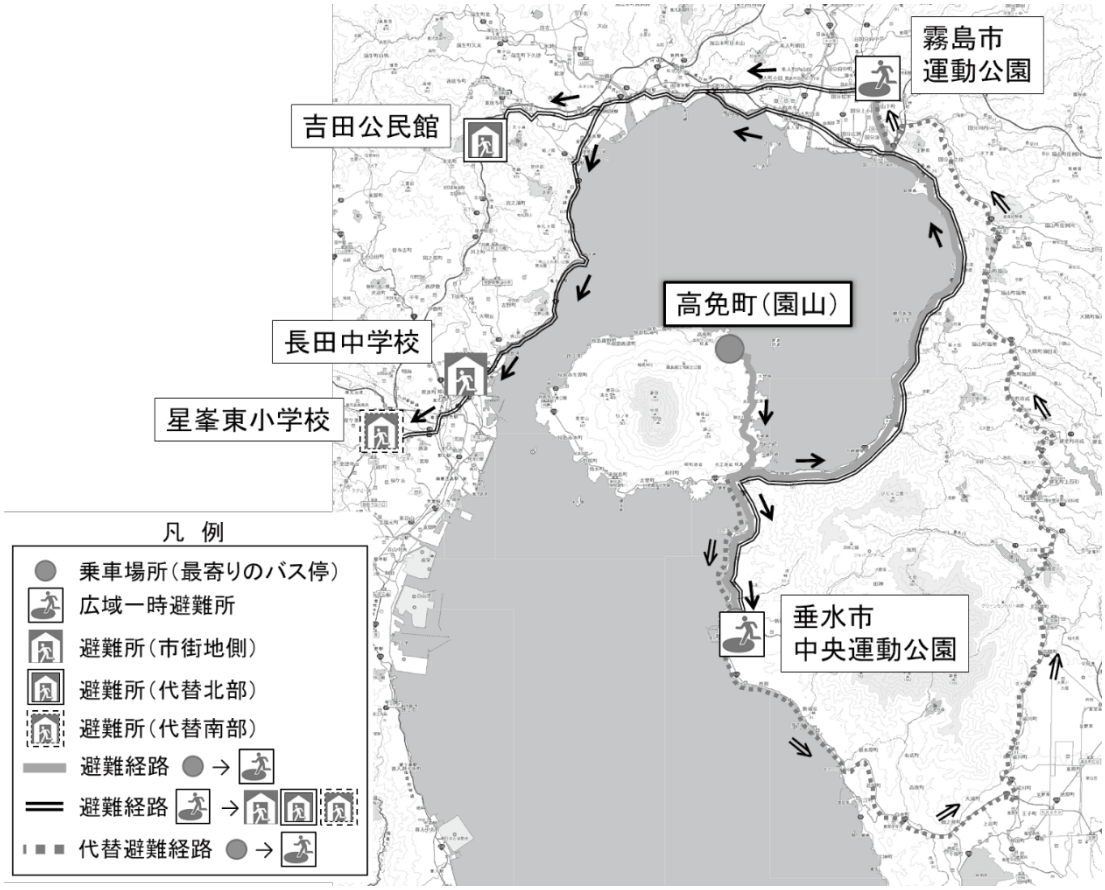

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

バス停	広域一時避難場所	距離(km)	移動時間(分)	備 考
西園山	垂水市中央運動公園	17.2	35	
	霧島市運動公園	39.5	79	

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離(km)	移動時間(分)	備考
垂水市中央運動公園	長田中学校	71.6	144	市街地側
	吉田公民館	62.9	126	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	長田中学校	34.4	69	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

島外避難：基本的避難方法～バス乗車陸路避難～

●高免町（浦之前）

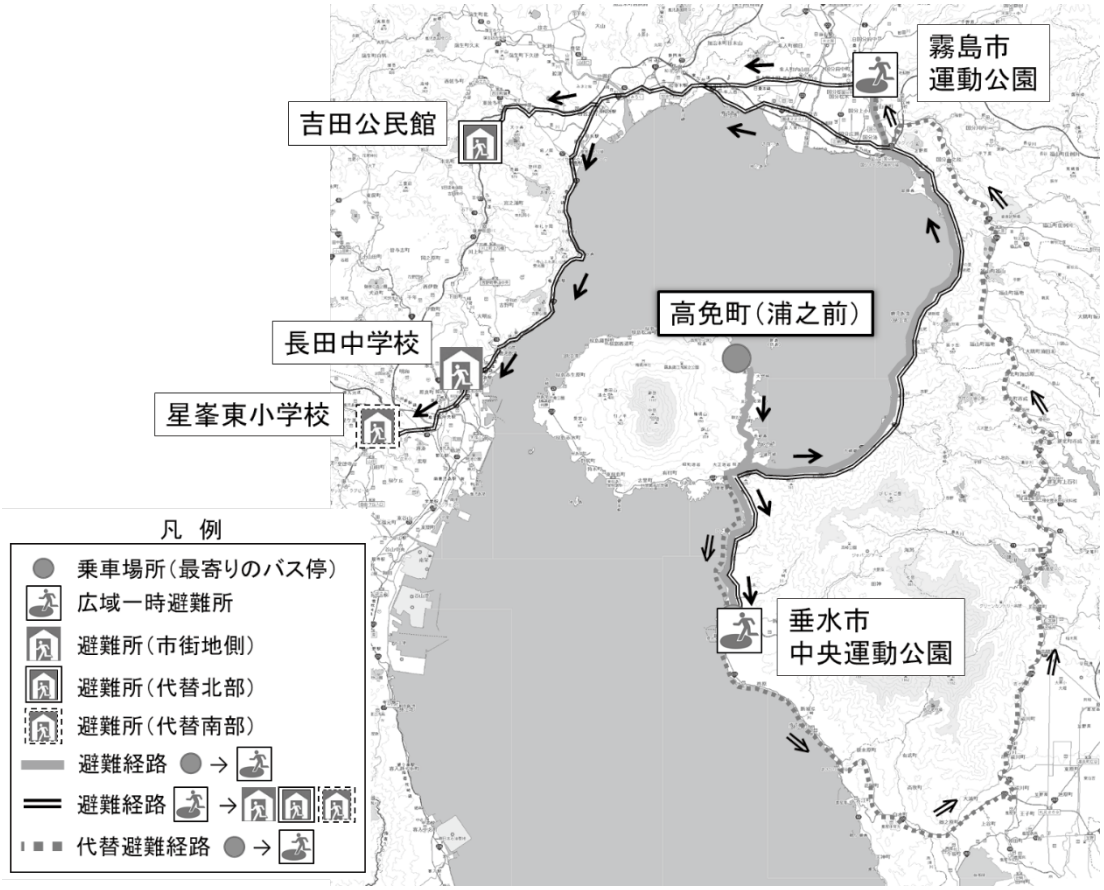

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

バス停	広域一時避難場所	距離（km）	移動時間（分）	備 考
西浦ノ前	垂水市中央運動公園	16.4	33	
	霧島市運動公園	38.7	78	

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	長田中学校	71.6	144	市街地側
	吉田公民館	62.9	126	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	長田中学校	34.4	69	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

島外避難：基本的避難方法～バス乗車陸路避難～

●古里町（古里西）

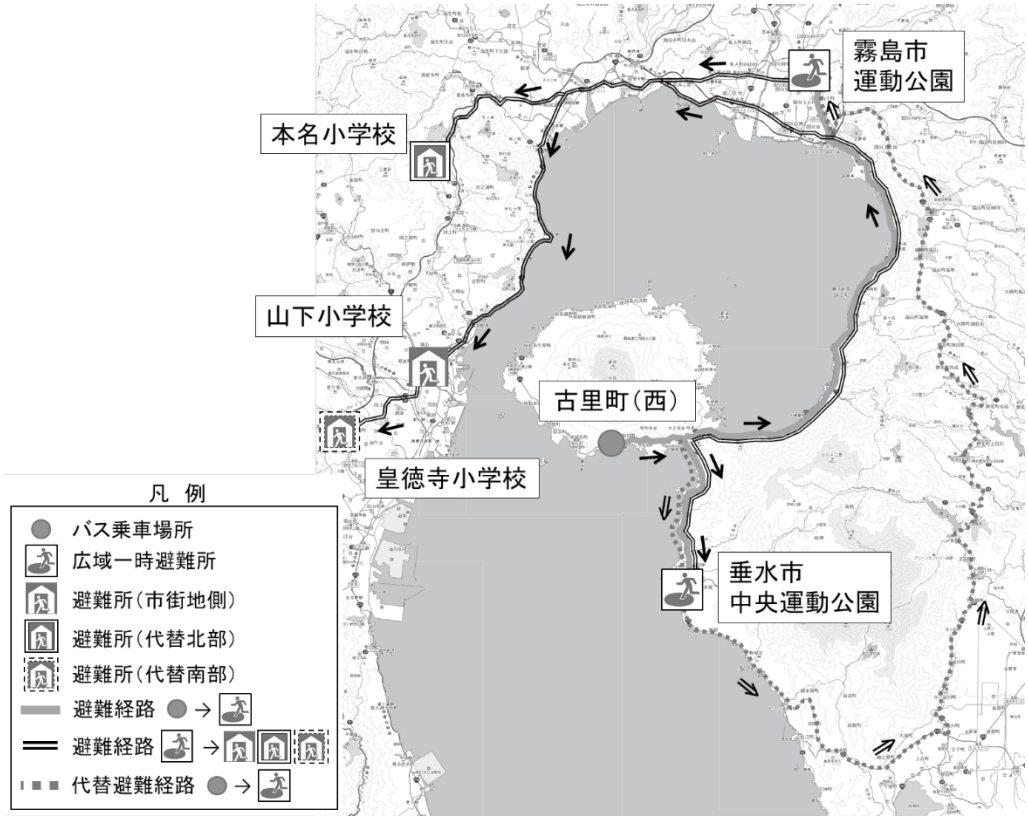

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

バス停	広域一時避難場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
改新校前	垂水市中央運動公園	13.9	28	
	霧島市運動公園	38.1	77	市街地側

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
垂水市中央運動公園	山下小学校	73.1	147	市街地側
	本名小学校	65.4	131	代替北部
	皇徳寺小学校	82.2	165	代替南部
霧島市運動公園	山下小学校	35.8	72	市街地側
	本名小学校	28.1	57	代替北部
	皇徳寺小学校	44.9	90	代替南部

島外避難：基本的避難方法～バス乗車陸路避難～

●古里町（古里東）、有村町（新古里）

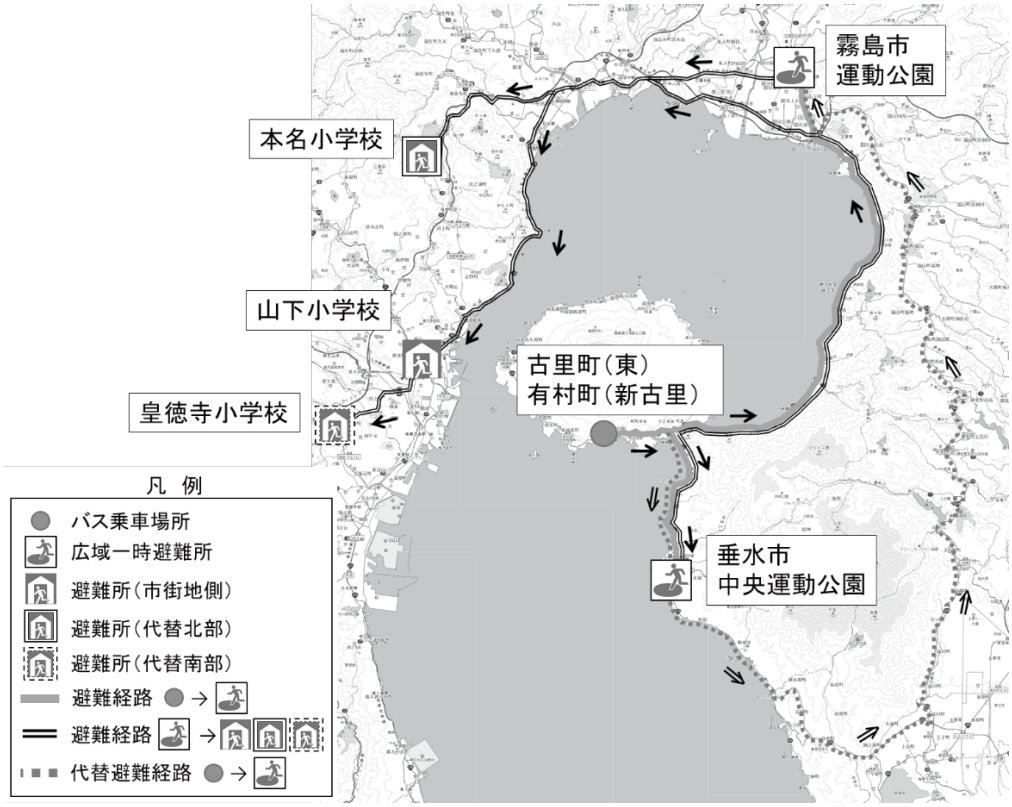

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

バス停	広域一時避難場所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
古里	垂水市中央運動公園	13.0	26	
	霧島市運動公園	37.1	75	市街地側

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備　考
垂水市中央運動公園	山下小学校	73.1	147	市街地側
	本名小学校	65.4	131	代替北部
	皇徳寺小学校	82.2	165	代替南部
霧島市運動公園	山下小学校	35.8	72	市街地側
	本名小学校	28.1	57	代替北部
	皇徳寺小学校	44.9	90	代替南部

島外避難：基本的避難方法～バス乗車陸路避難～

●有村町

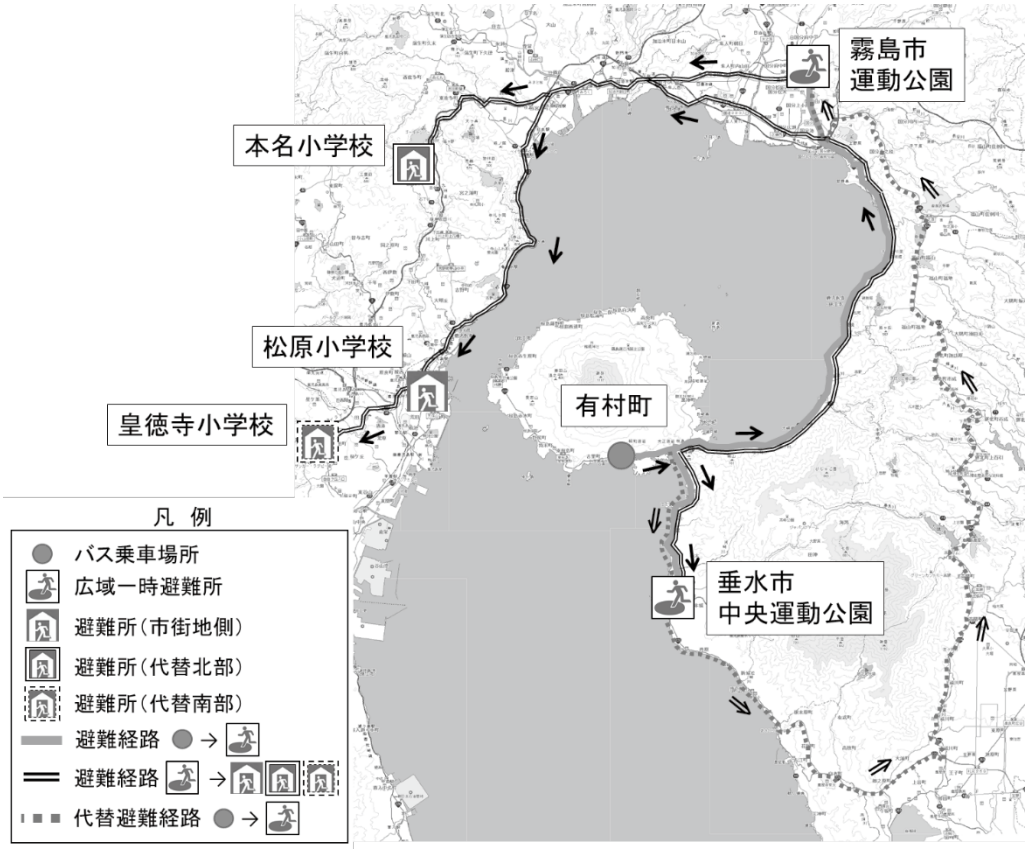

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

バス停	広域一時避難場所	距離(km)	移動時間(分)	備 考
有村	垂水市中央運動公園	12.4	25	
	霧島市運動公園	36.6	74	市街地側

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離(km)	移動時間(分)	備考
垂水市中央運動公園	松原小学校	73.1	147	市街地側
	本名小学校	65.4	131	代替北部
	皇徳寺小学校	82.2	165	代替南部
霧島市運動公園	松原小学校	36.3	73	市街地側
	本名小学校	28.1	57	代替北部
	皇徳寺小学校	44.9	90	代替南部

島外避難：基本的避難方法～バス乗車陸路避難～

●黒神町（塩屋ヶ元）

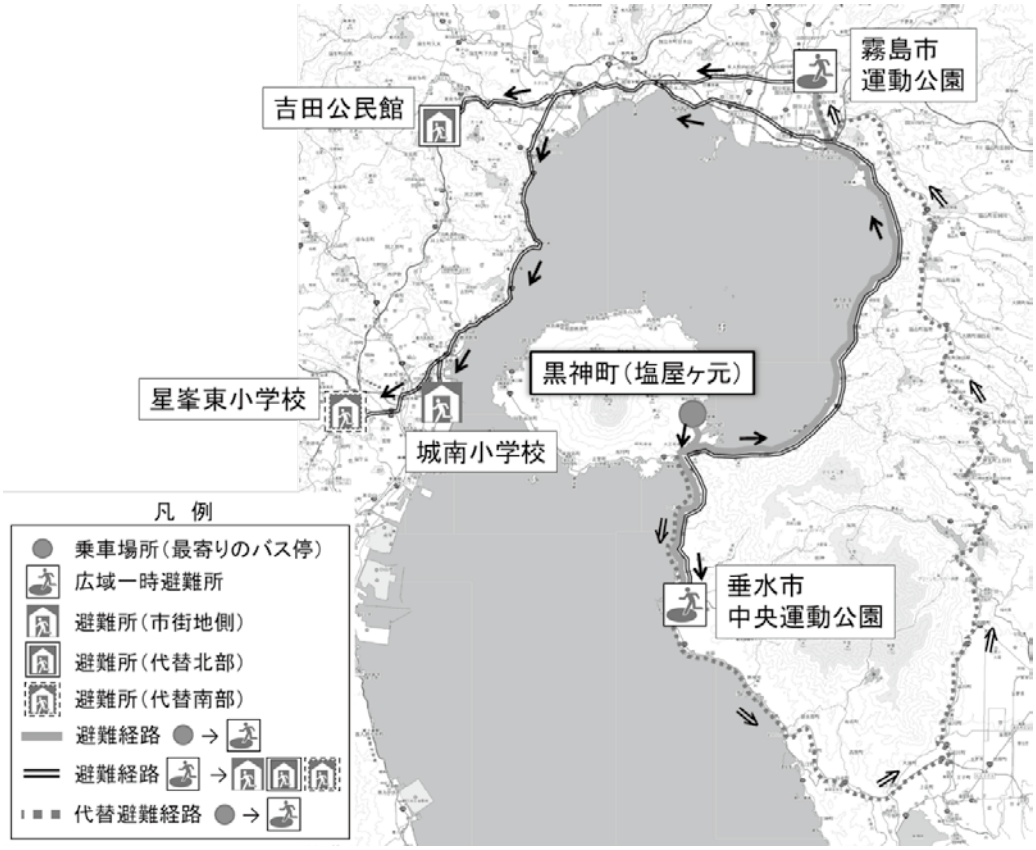

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

バス停	広域一時避難場所	距離（km）	移動時間（分）	備 考
黒神小前	垂水市中央運動公園	14.3	29	
	霧島市運動公園	36.6	74	

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	城南小学校	73.8	148	市街地側
	吉田公民館	62.9	126	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	城南小学校	36.5	73	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

島外避難：基本的避難方法～バス乗車陸路避難～

●黒神町（宇土）

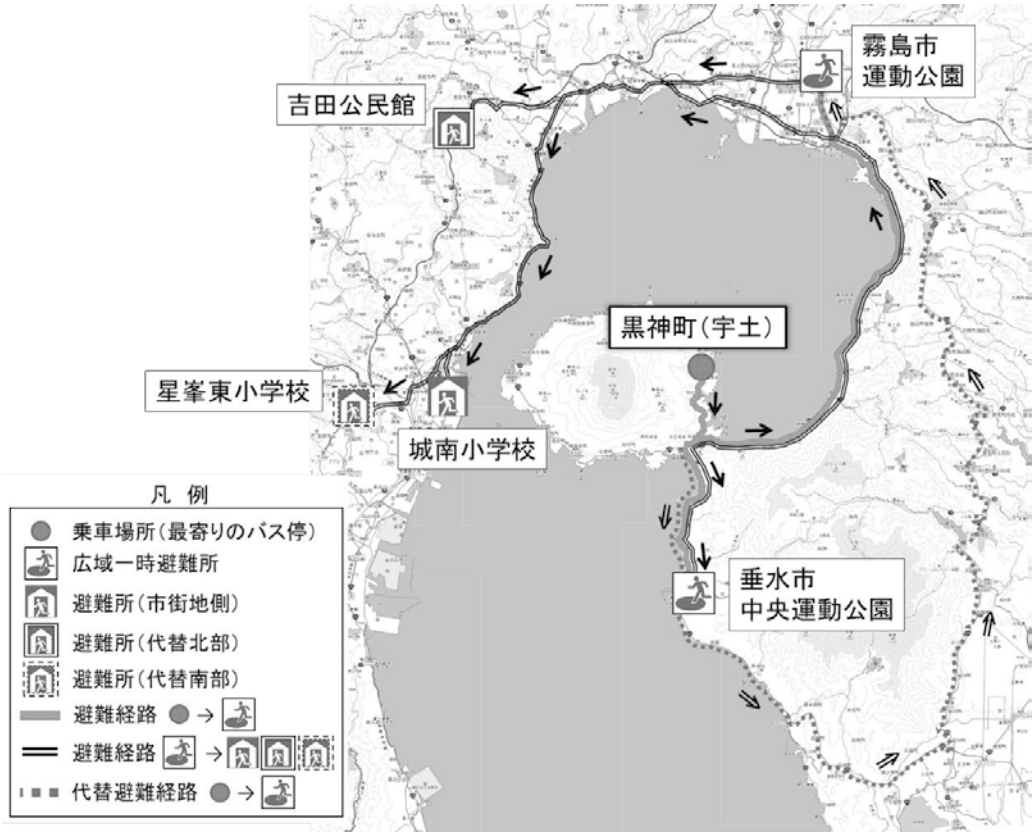

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

バス停	広域一時避難場所	距離(km)	移動時間(分)	備　考
西宇土	垂水市中央運動公園	15.2	31	
	霧島市運動公園	37.5	75	

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離(km)	移動時間(分)	備考
垂水市中央運動公園	城南小学校	73.8	148	市街地側
	吉田公民館	62.9	129	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	城南小学校	36.5	73	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

島外避難：海上避難方法～救難船舶による避難～

(1) 海上輸送（フェリー等での避難）

海上避難は、避難港を5つのブロックに分けて避難者救助にあたる。

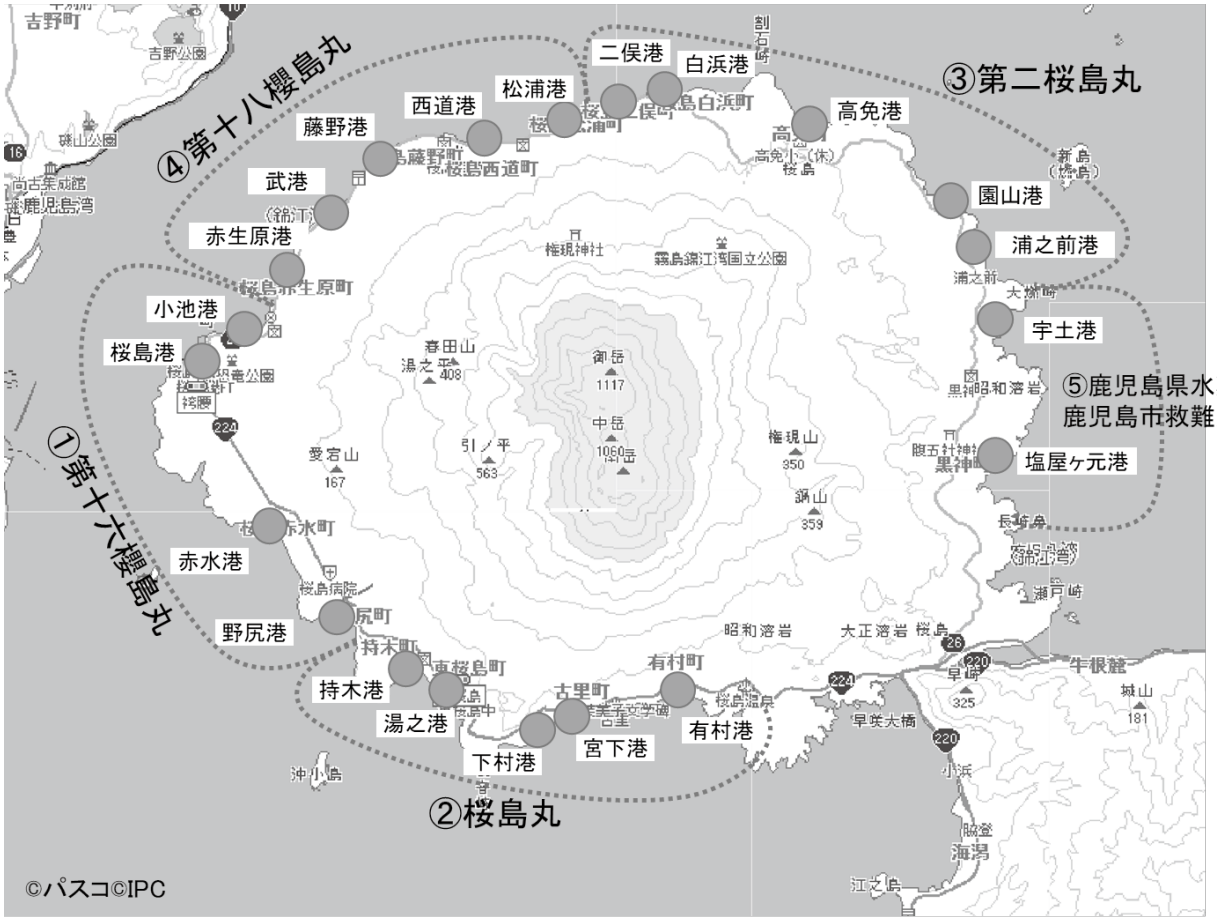

各港で避難者の救助にあたる「救難船舶」と「救難順路」

	救難船舶	救難順路
①	第十六櫻島丸	野尻港→赤水港→桜島港→小池港
②	桜島丸	有村港→宮下港→下村港→湯之港→持木港
③	第二桜島丸	浦之前港(新島港)→園山港→高免港→白浜港→二俣港
④	第十八櫻島丸	松浦港→西道港→藤野港→武港→赤生原港
⑤	鹿児島県水難救済会 鹿児島市救難所船舶	宇土港・塩屋ヶ元港

島外避難：海上避難方法～救難船舶による避難～

＜島内残留者への対応＞

以下の3港を拠点港に設定し、残留者対応にあたる。

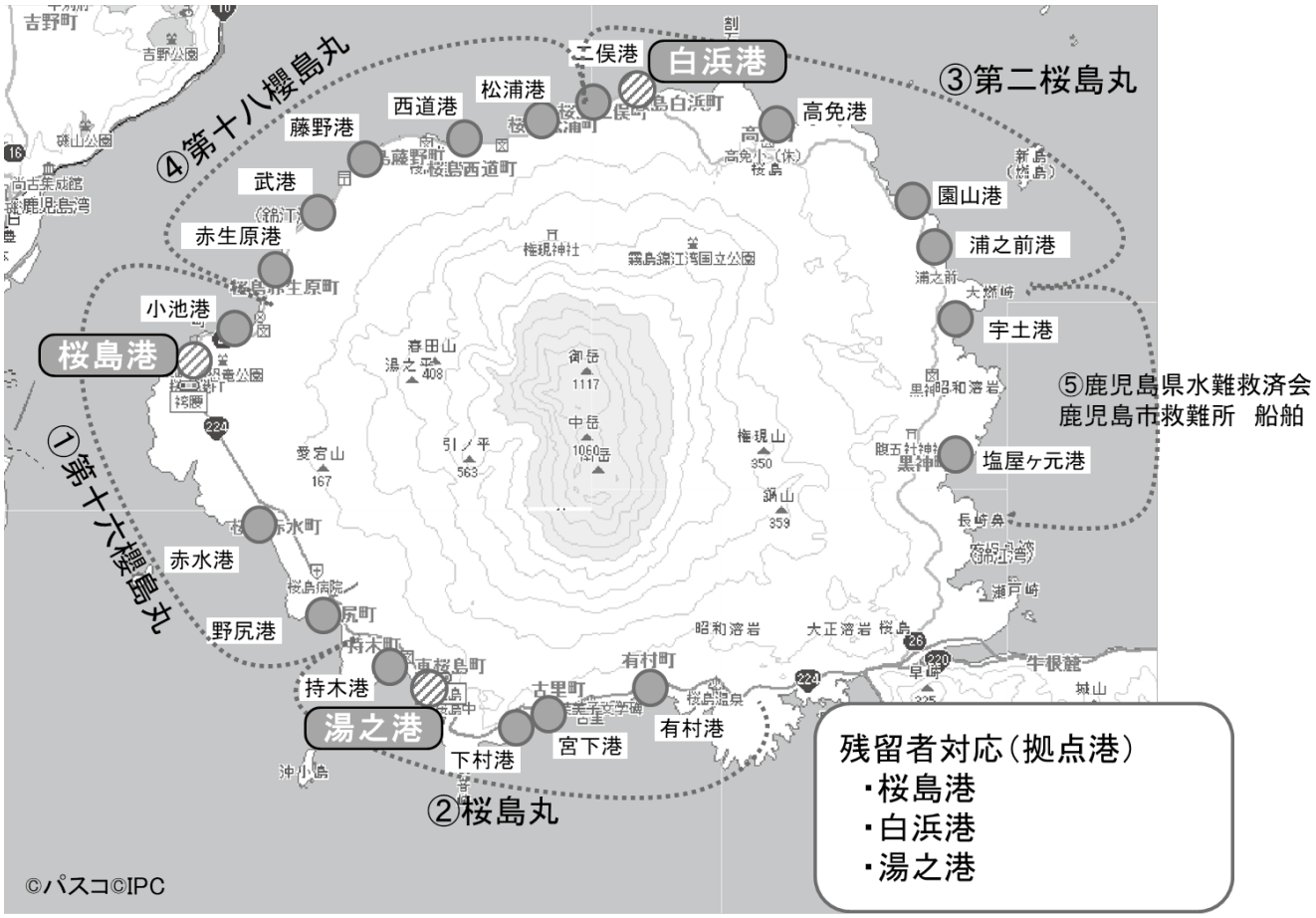

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

＜各地区の避難経路と所要時間＞

①第十六櫻島丸：野尻港、赤水港、桜島港、小池港

1) フェリー救難順路

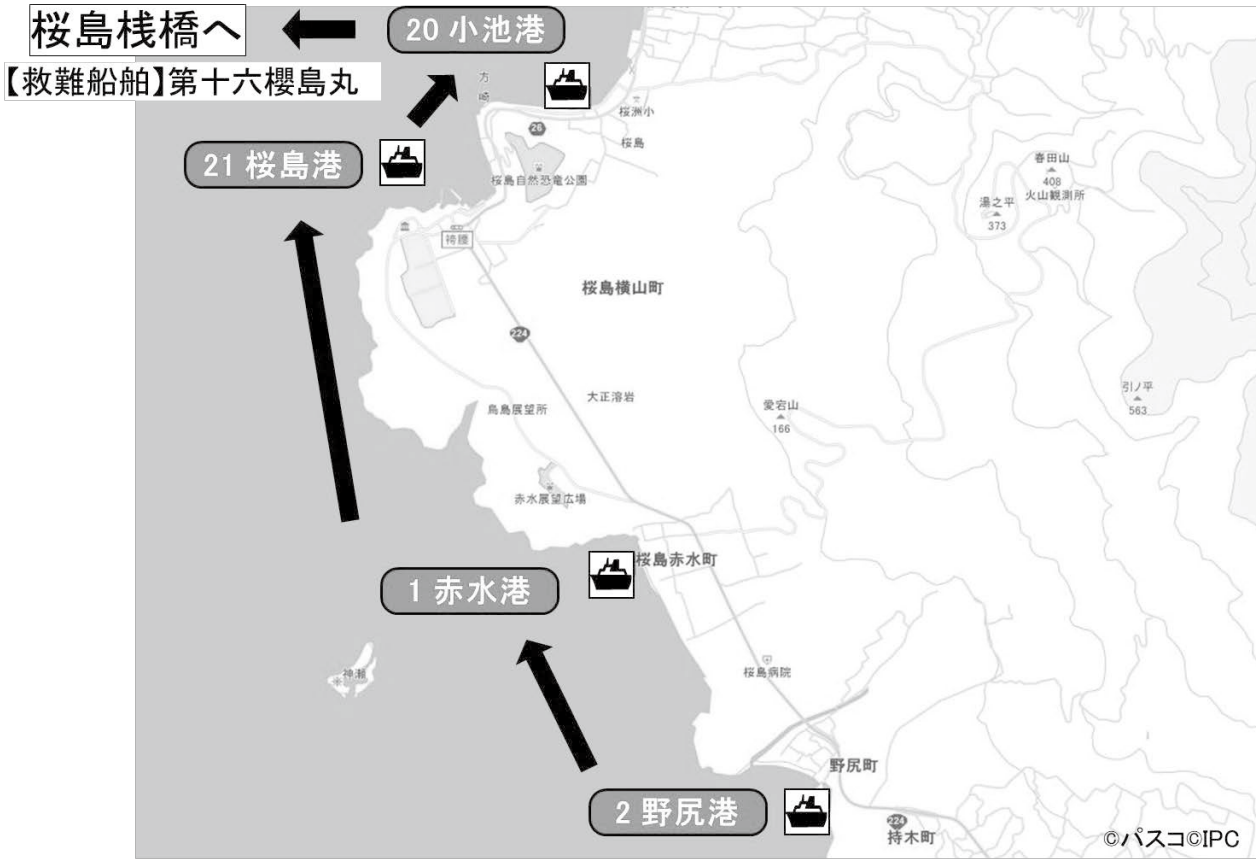

救難船舶が救難に要する時間の目安

地区名	人数	救難船舶	集結乗船場所	上陸地	救難船舶出航から上陸地到着までの所要時間（分）					
					最初の避難港までの時間	最初の避難港に到着してから各避難港を出発するまでの時間			最後の避難港から上陸地までの時間	合計時間
						乗込時間	前の避難港からの移動時間	小計		
野尻町	40	第十六桜島丸	野尻港	桜島桟橋	27	4	－	31	－	138
野尻町（桜島病院）	140				－	－	－	31	－	
桜　島 赤水町	90		赤水港		－	10	10	51	－	
桜　島 横山町	130		桜島港		－	7	20	78	－	
桜　島 小池町	130		小池港		－	7	12	97	14	

※人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(2) どの方法で避難するか」で「1 フェリー、6 決まっていない」を選択した方の人数

2)上陸地からの避難経路と所要時間

●野尻町

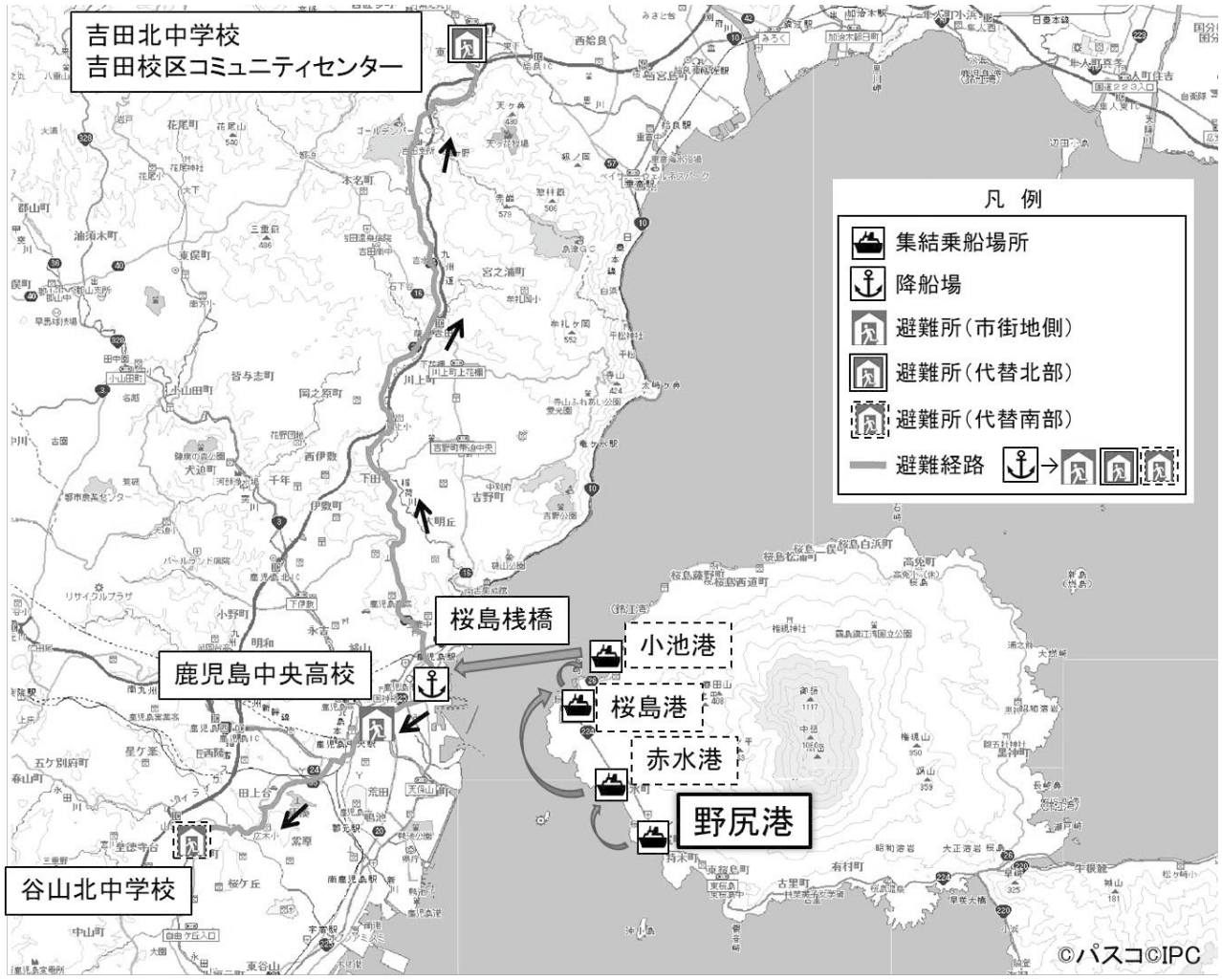

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離(km)	バスでの移動時間(分)	備考
桜島桟橋	鹿児島中央高校	2.2	5	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	19.4	39	代替北部
	谷山北中学校	8.6	18	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●桜島赤水町

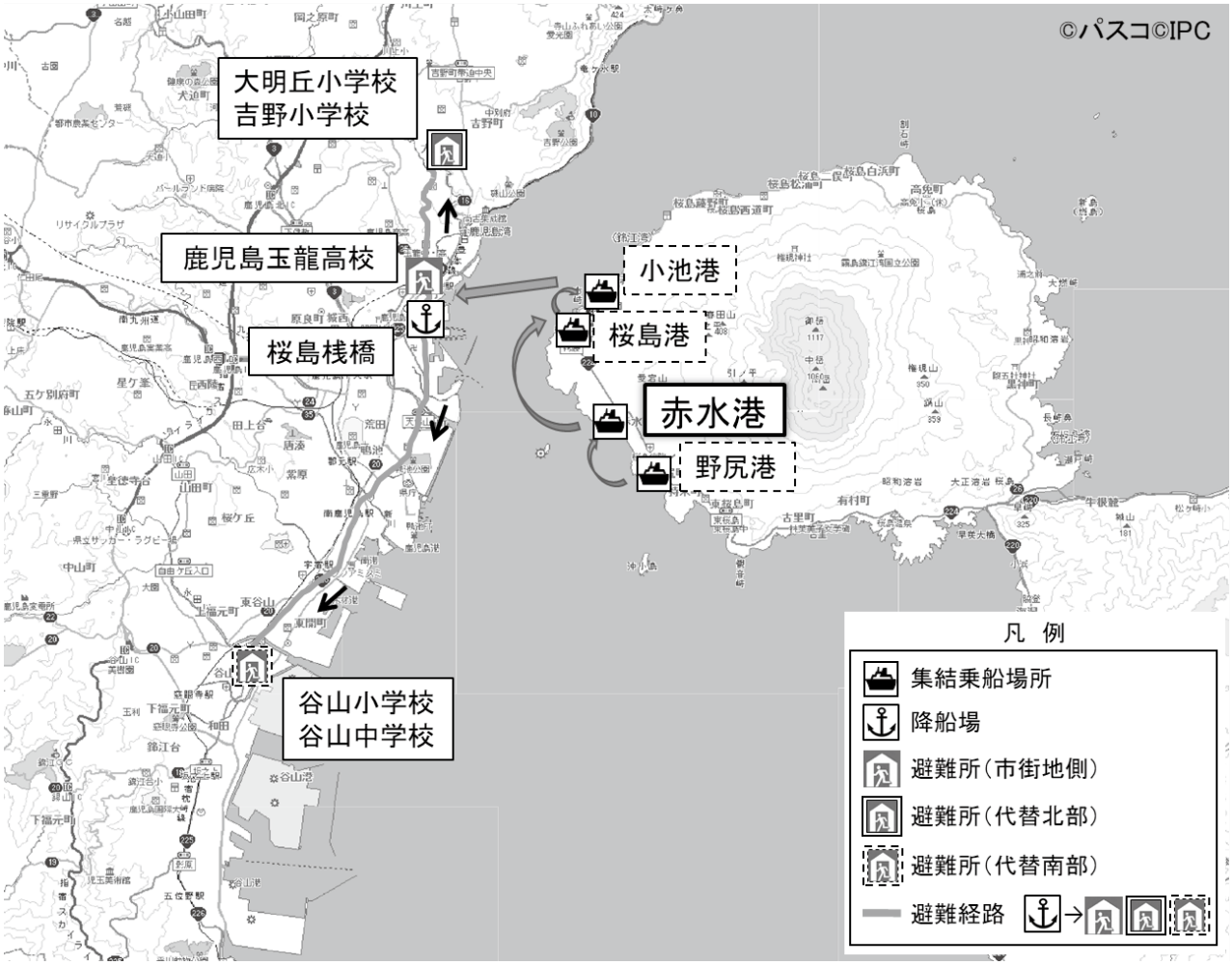

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	鹿児島玉龍高校	1.9	4	市街地側
	大明丘小学校 吉野小学校	5.5	11	代替北部
	谷山小学校 谷山中学校	11.0	22	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●桜島横山町

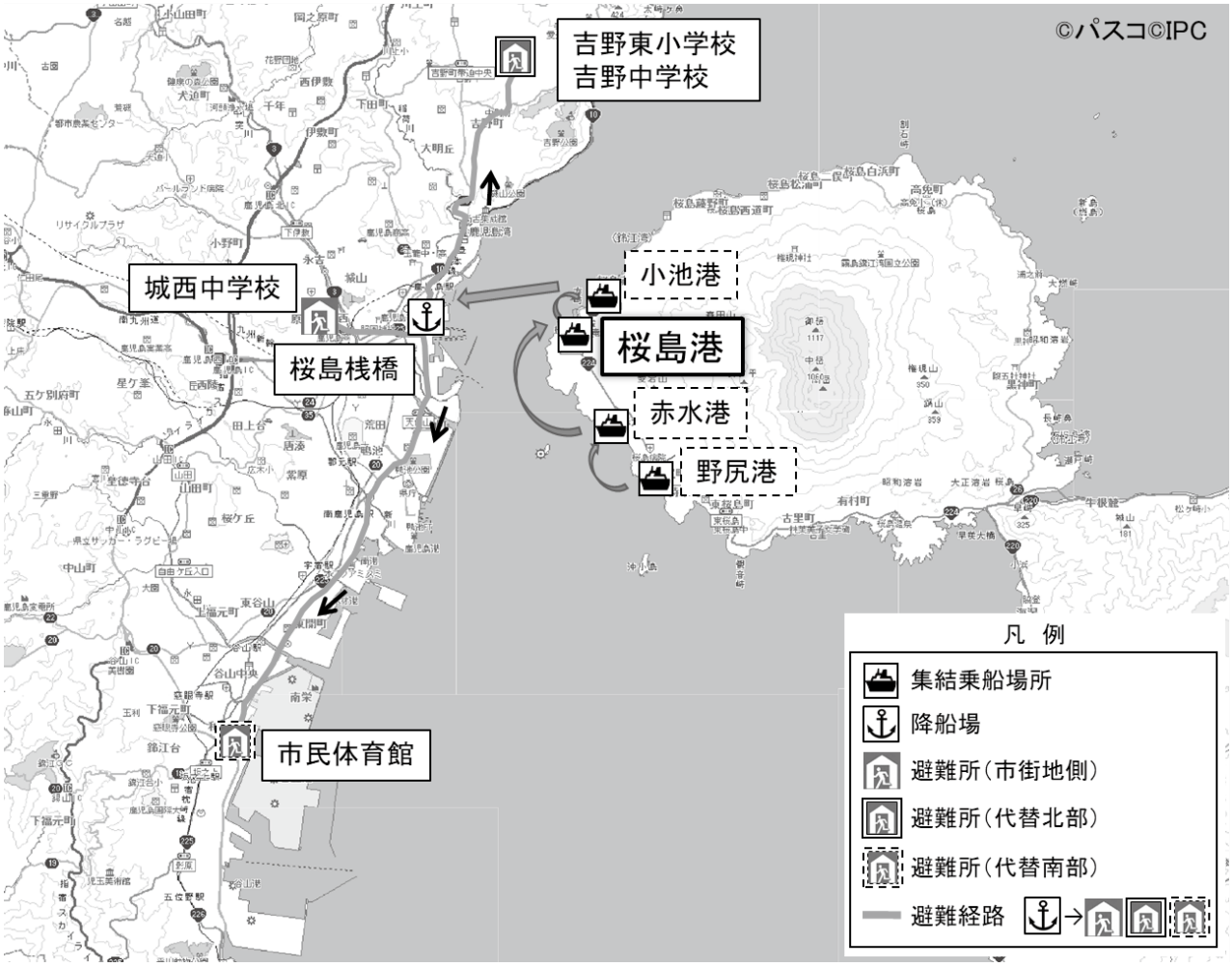

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	城西中学校	3.4	7	市街地側
	吉野東小学校、吉野中学校	7.9	16	代替北部
	市民体育館	12.3	25	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●桜島小池町

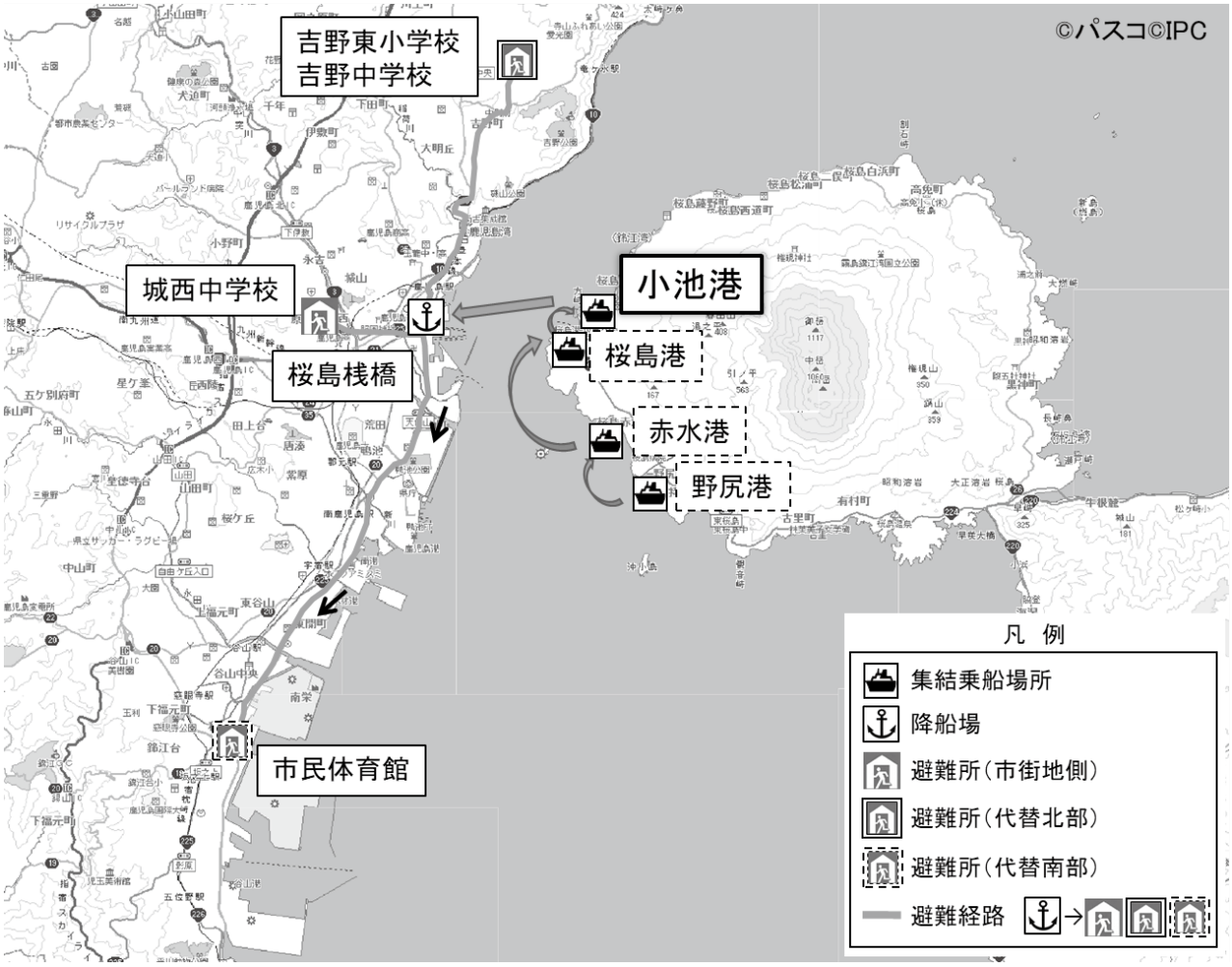

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	城西中学校	3.4	7	市街地側
	吉野東小学校 吉野中学校	7.9	16	代替北部
	市民体育館	12.3	25	代替南部

②桜島丸：有村港、宮下港、下村港、湯之港、持木港

1) フェリー救難順路

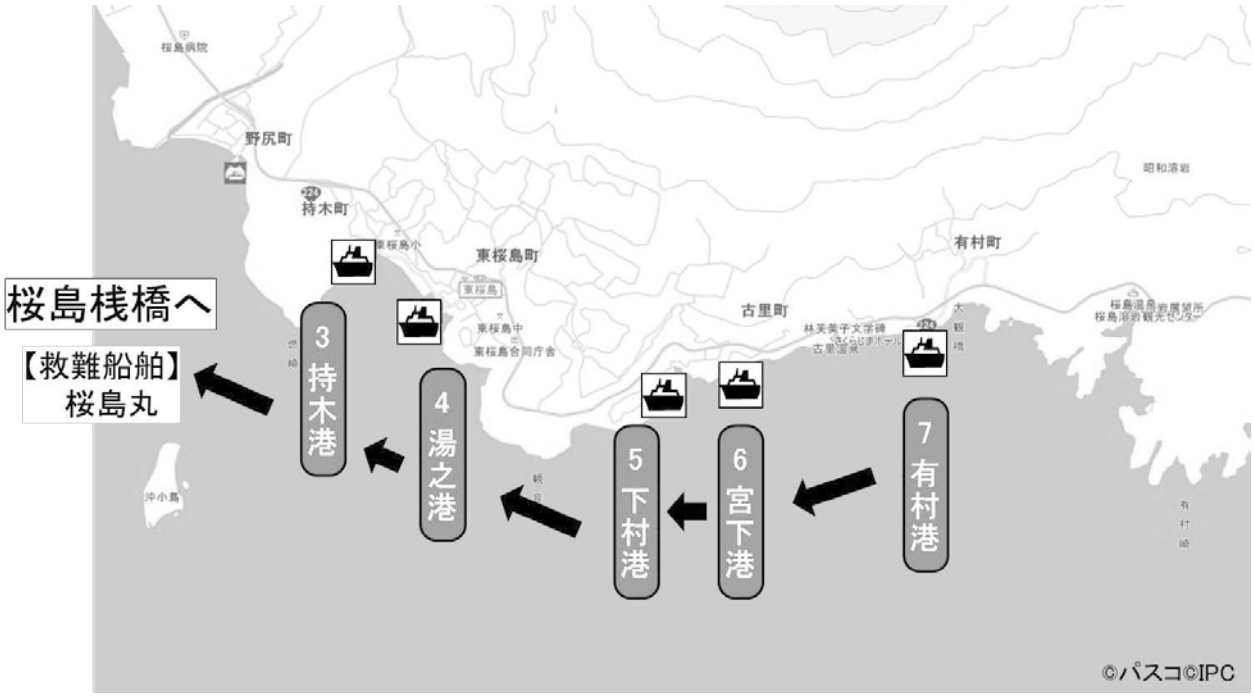

救難船舶が救難に要する時間の目安

地区名	人数	救難船舶	集結乗船場所	上陸地	救難船舶出航から上陸地到着までの所要時間（分）					
					最初の避難港までの時間	最初の避難港に到着してから各避難港を出発するまでの時間			最後の避難港から上陸地までの時間	合計時間
						乗込時間	前の避難港からの移動時間	小計		
有村町	10	桜島丸	有村港	桜島桟橋	37	3	－	40	－	175
古里町（古里東）	60		宮下港		－	3	15	58	－	
有村町（新古里）	0				－	0	0	58	－	
古里町（古里西）	0		下村港		－	3	10	71	－	
東桜島町	170		湯之港		－	9	19	99		
持木町	30		持木港		－	3	10	112	26	

※人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(2) どの方法で避難するか」で「1 フェリー、6 決まっていない」を選択した方の人数

2)上陸地からの避難経路と所要時間

●有村町

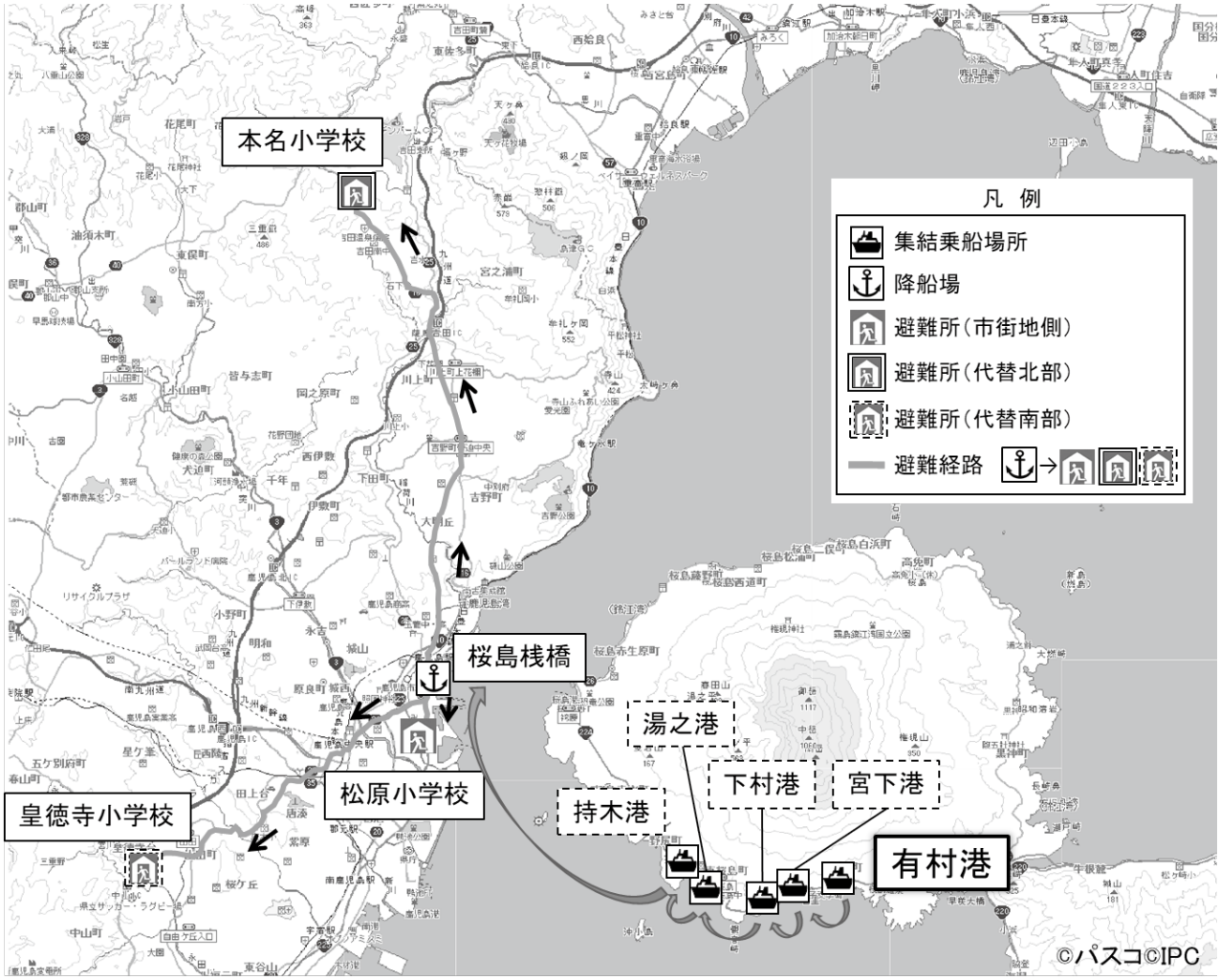

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離(km)	バスでの移動時間(分)	備考
桜島桟橋	松原小学校	1.8	4	市街地側
	本名小学校	14.1	29	代替北部
	皇徳寺小学校	10.6	22	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●古里町（古里東）、有村町（新古里）

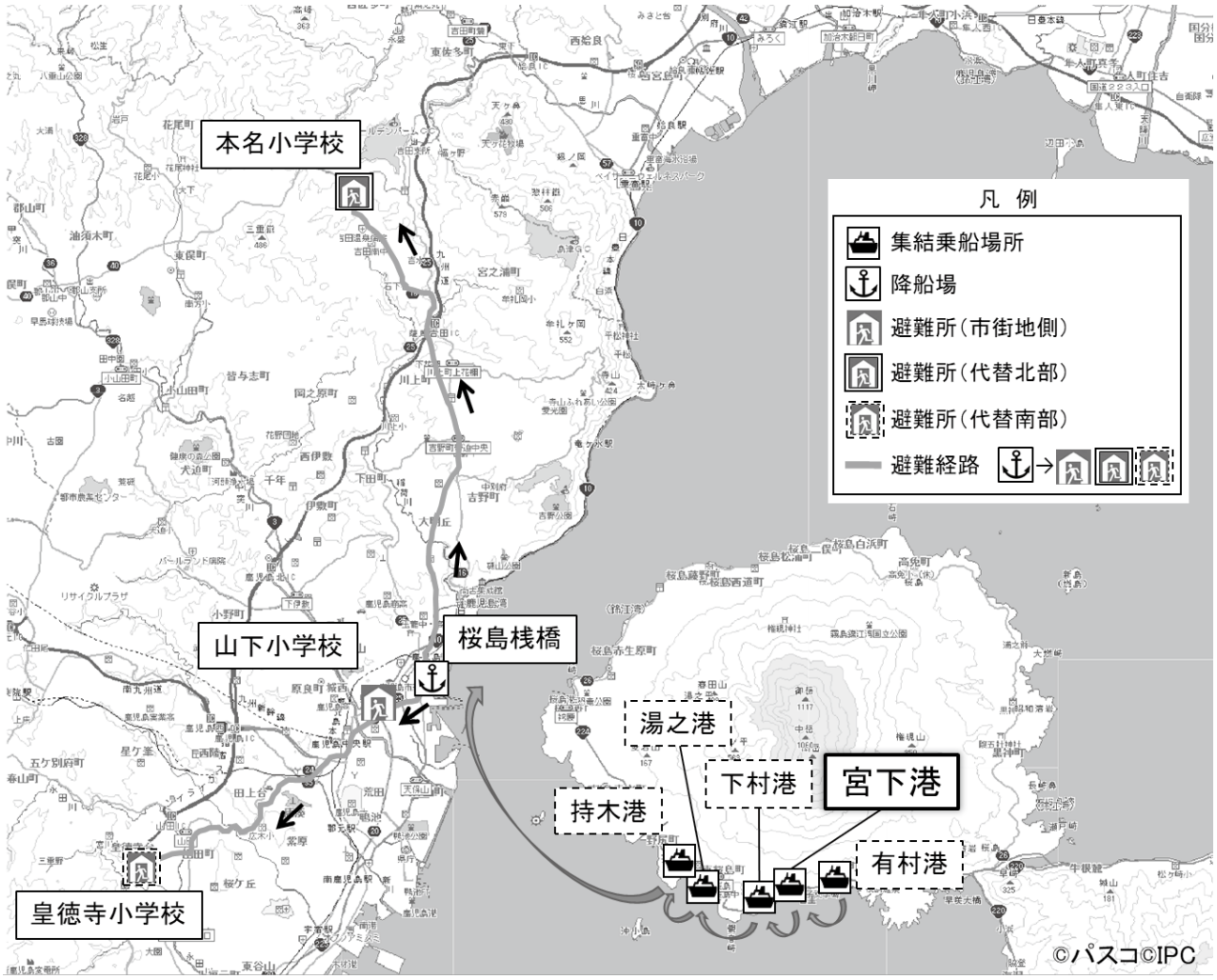

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備　考
桜島桟橋	山下小学校	1.9	4	市街地側
	本名小学校	14.1	29	代替北部
	皇徳寺小学校	10.6	22	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●古里町（古里西）

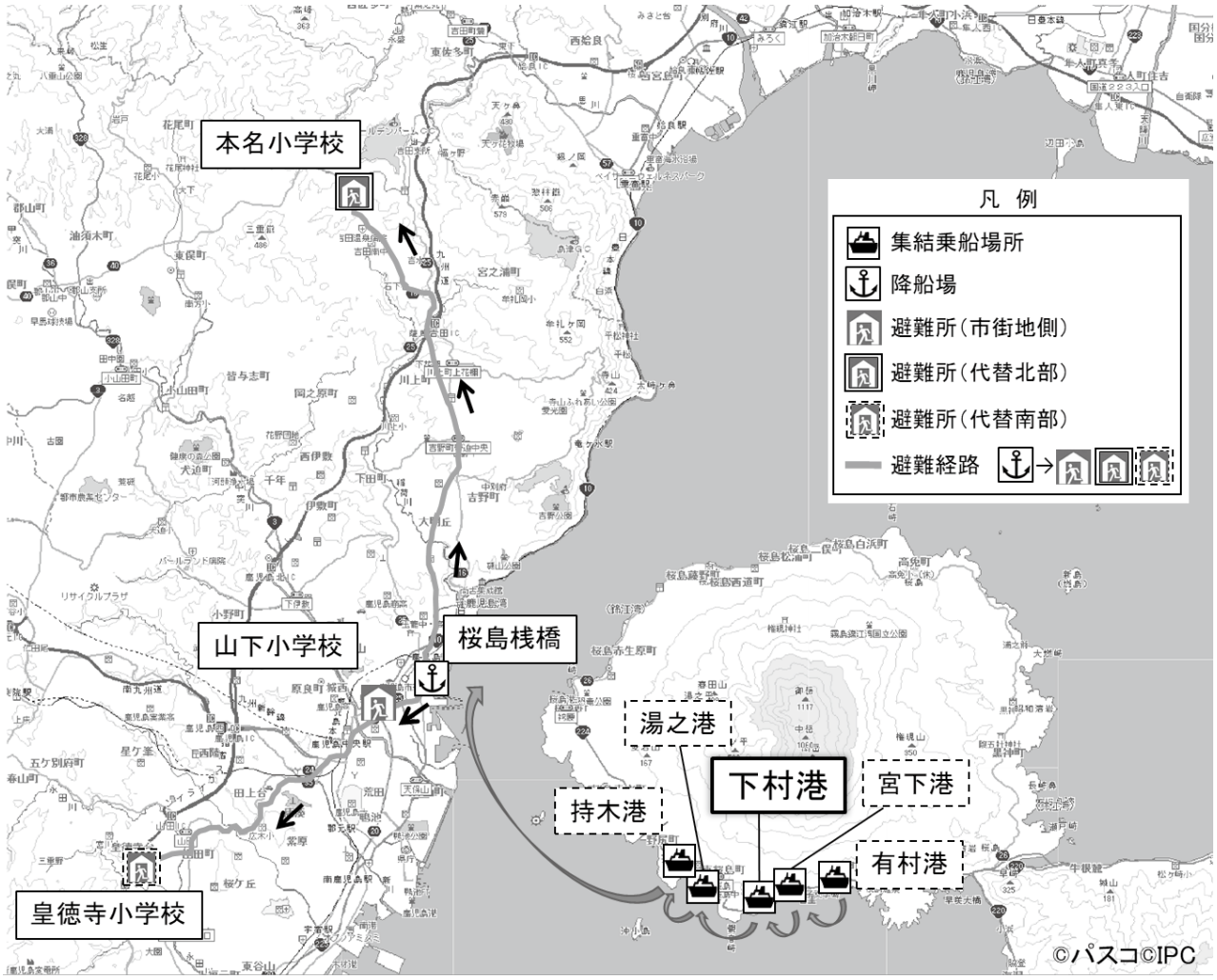

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備　考
桜島桟橋	山下小学校	1.9	4	市街地側
	本名小学校	14.1	29	代替北部
	皇徳寺小学校	10.6	22	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●東桜島町

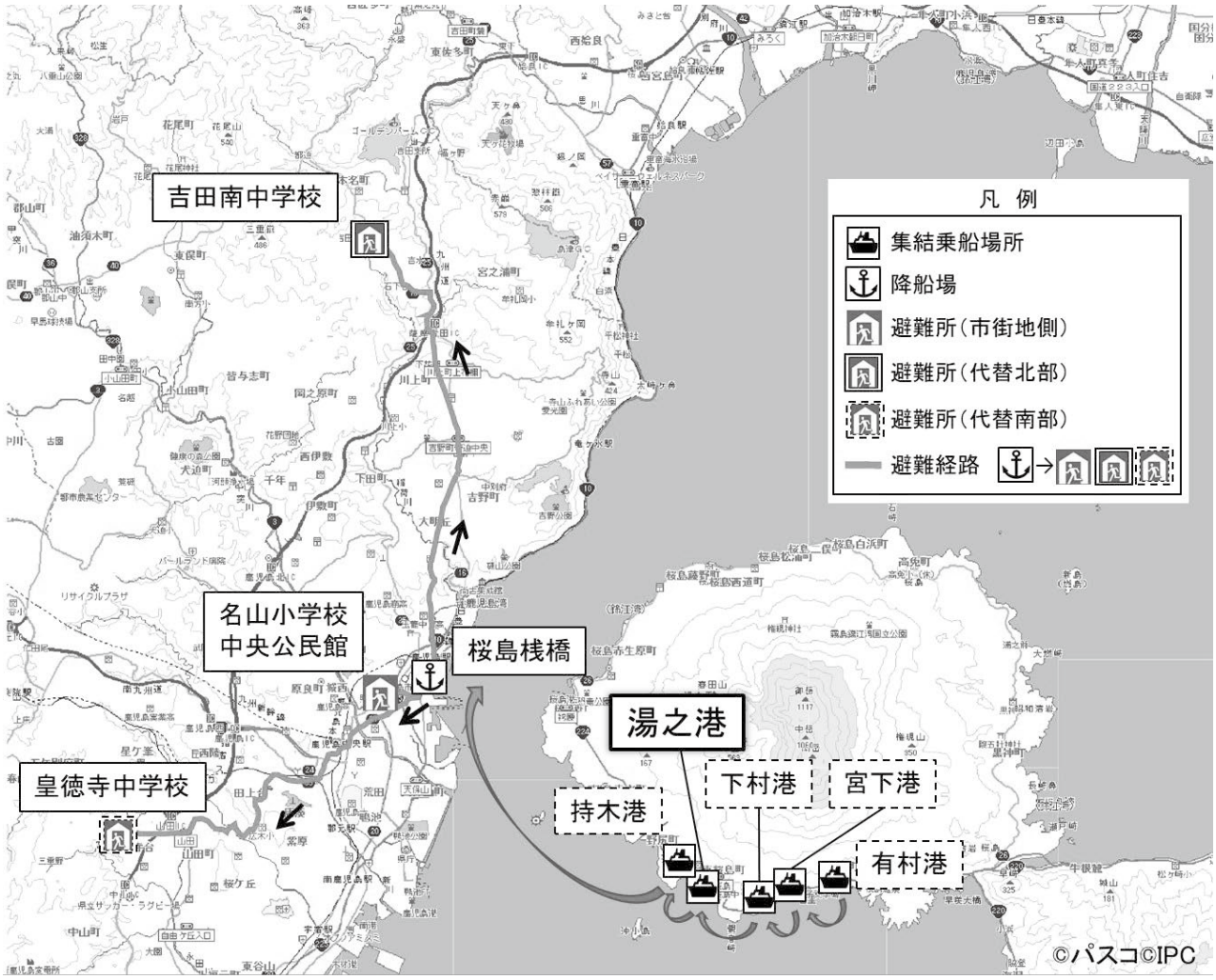

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	名山小学校 中央公民館	1.3	3	市街地側
	吉田南中学校	12.8	6	代替北部
	皇徳寺中学校	10.9	22	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●持木町

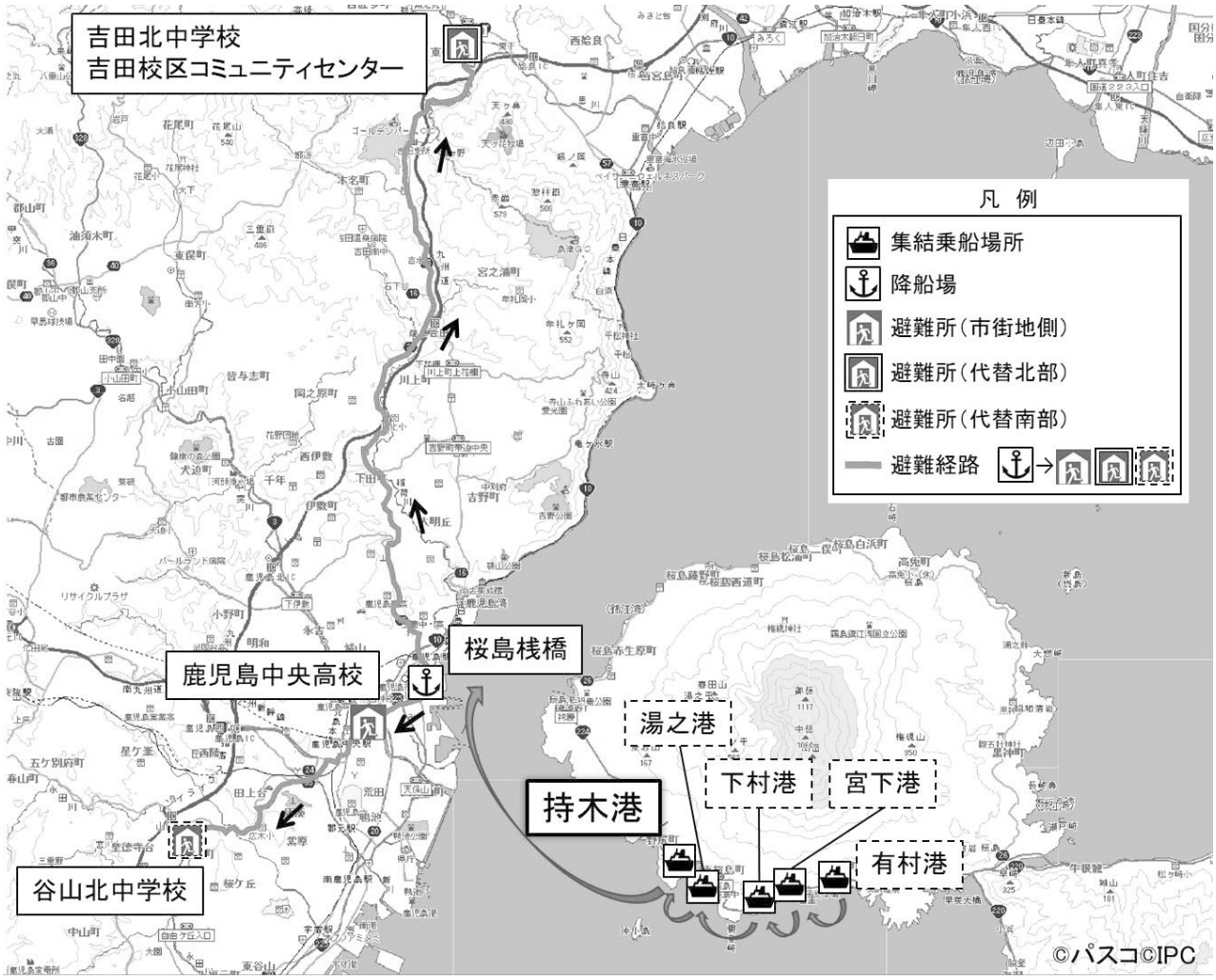

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	鹿児島中央高校	2.2	5	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	19.4	39	代替北部
	谷山北中学校	8.6	18	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

③第二桜島丸：浦之前港、園山港、高免港、白浜港、二俣港

1) フェリー救難順路

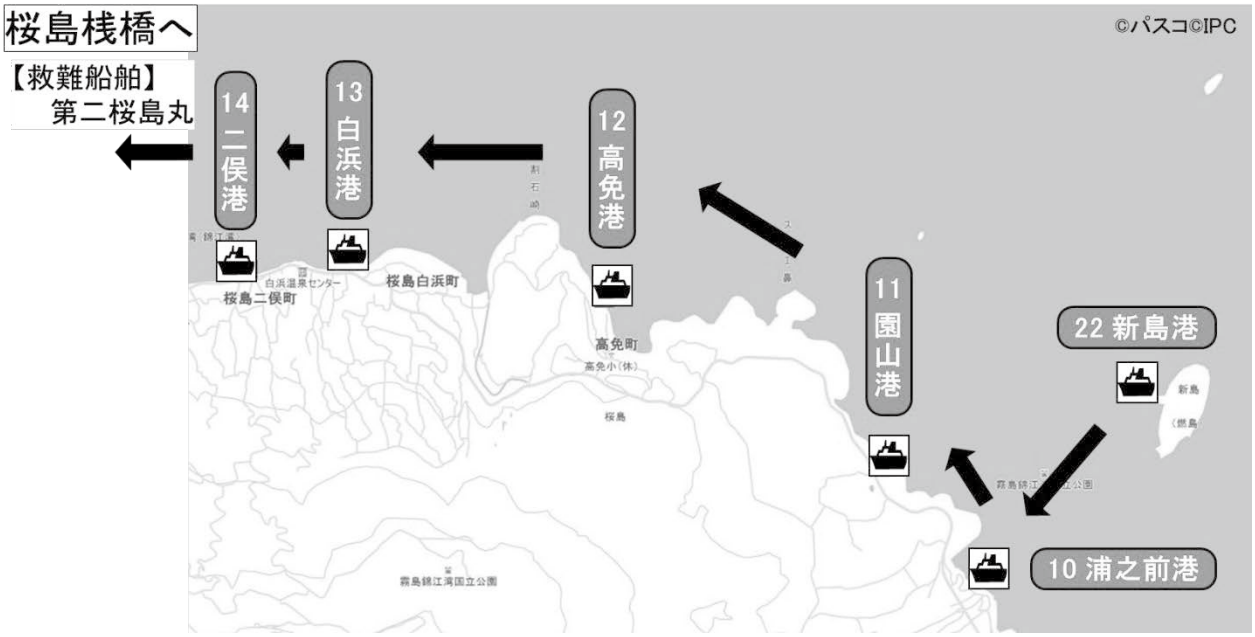

救難船舶が救難に要する時間の目安

地区名	人数	救難船舶	集結乗船場所	上陸地	救難船舶出航から上陸地到着までの所要時間（分）					
					最初の避難港までの時間	最初の避難港に到着してから各避難港を出発するまでの時間			最後の避難港から上陸地までの時間	合計時間
						乗込時間	前の避難港からの移動時間	小計		
高免町（浦之前）	20	第　二桜島丸	浦之前港	桜島桟橋	47	3	－	50	－	197
高免町（園山）	20		園山港		－	3	10	63	－	
高免町（高免）	40		高免港		－	4	10	77	－	
桜　島白浜町	170		白浜港		－	9	15	101	－	
桜　島二俣町	40		二俣港		－	4	10	115	35	

※人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(2) どの方法で避難するか」で「1 フェリー、6 決まっていない」を選択した方の人数

2)上陸地からの避難経路と所要時間

●高免町（浦之前）

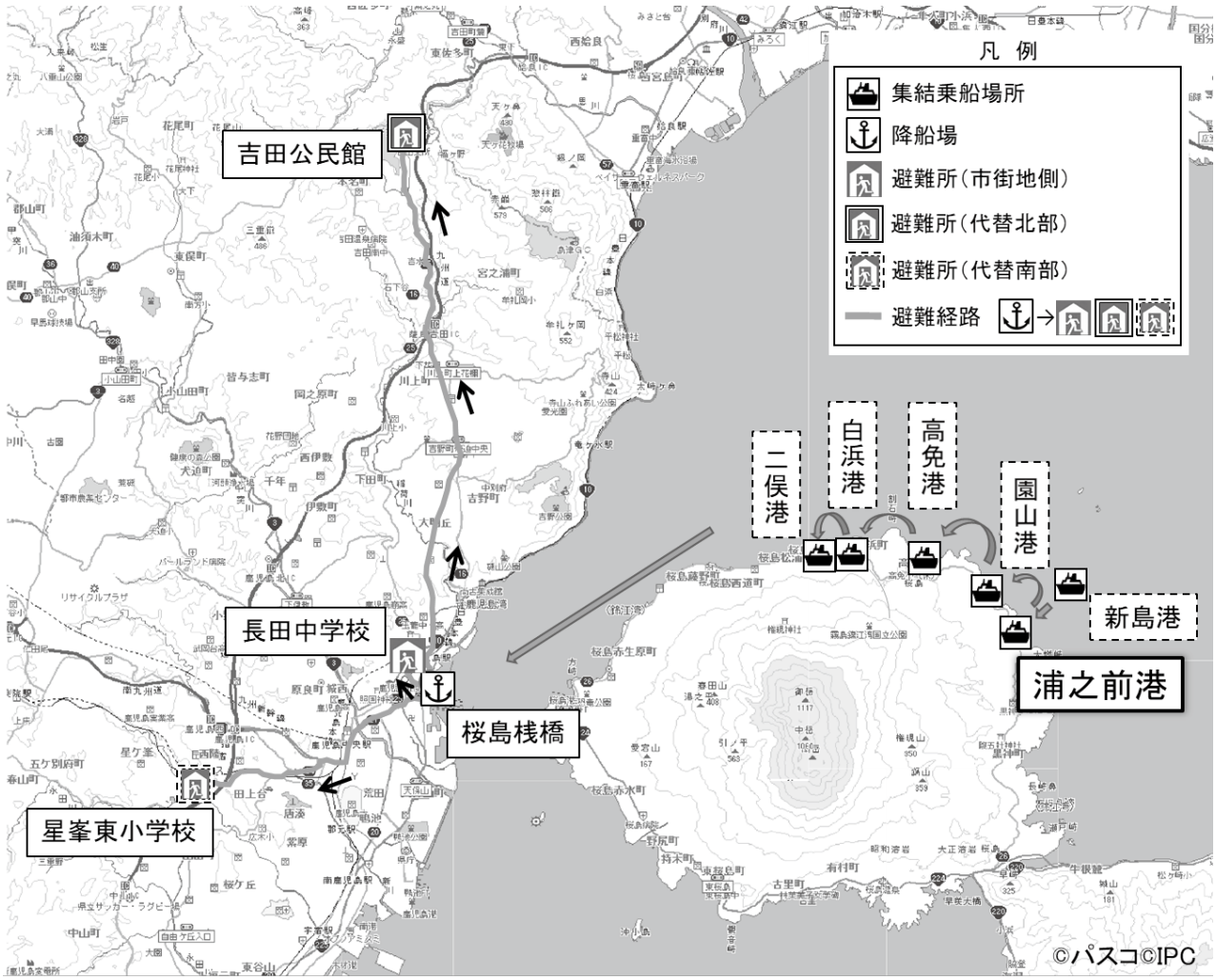

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離(km)	バスでの移動時間(分)	備考
桜島桟橋	長田中学校	1.0	2	市街地側
	吉田公民館	14.8	30	代替北部
	星峯東小学校	8.3	17	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●高免町（園山）

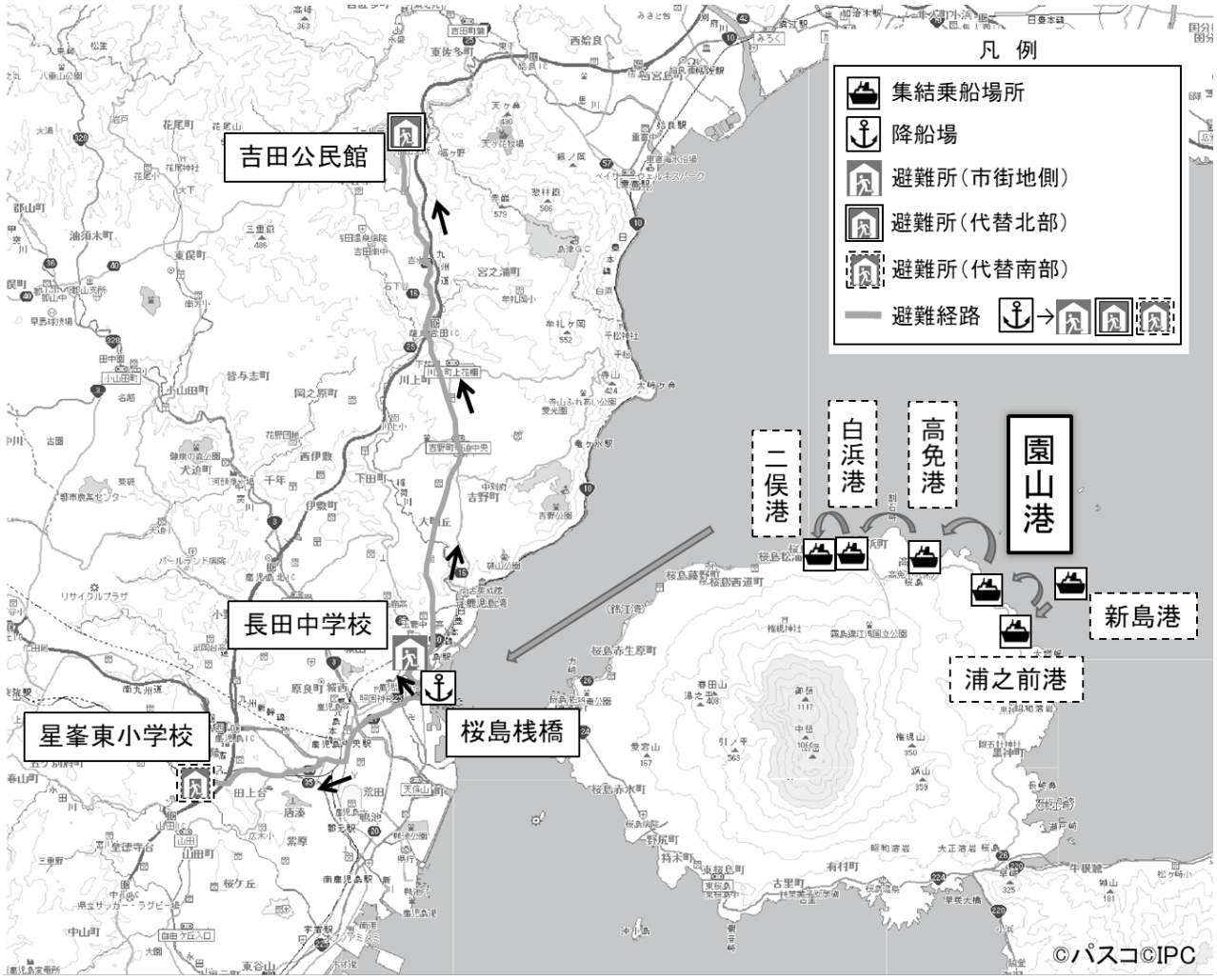

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	長田中学校	1.0	2	市街地側
	吉田公民館	14.8	30	代替北部
	星峯東小学校	8.3	17	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●高免町（高免）

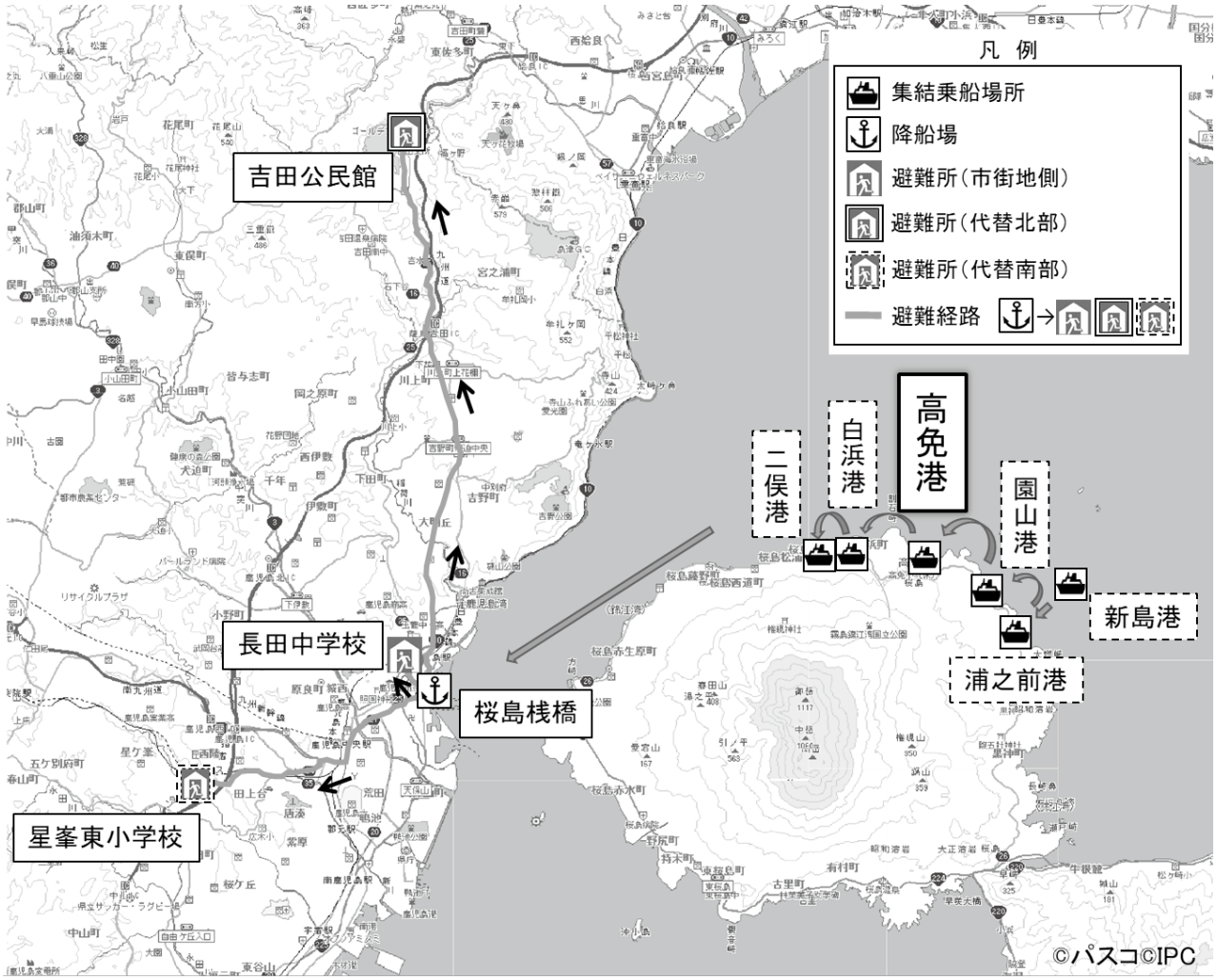

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	長田中学校	1.0	2	市街地側
	吉田公民館	14.8	30	代替北部
	星峯東小学校	8.3	17	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●桜島白浜町

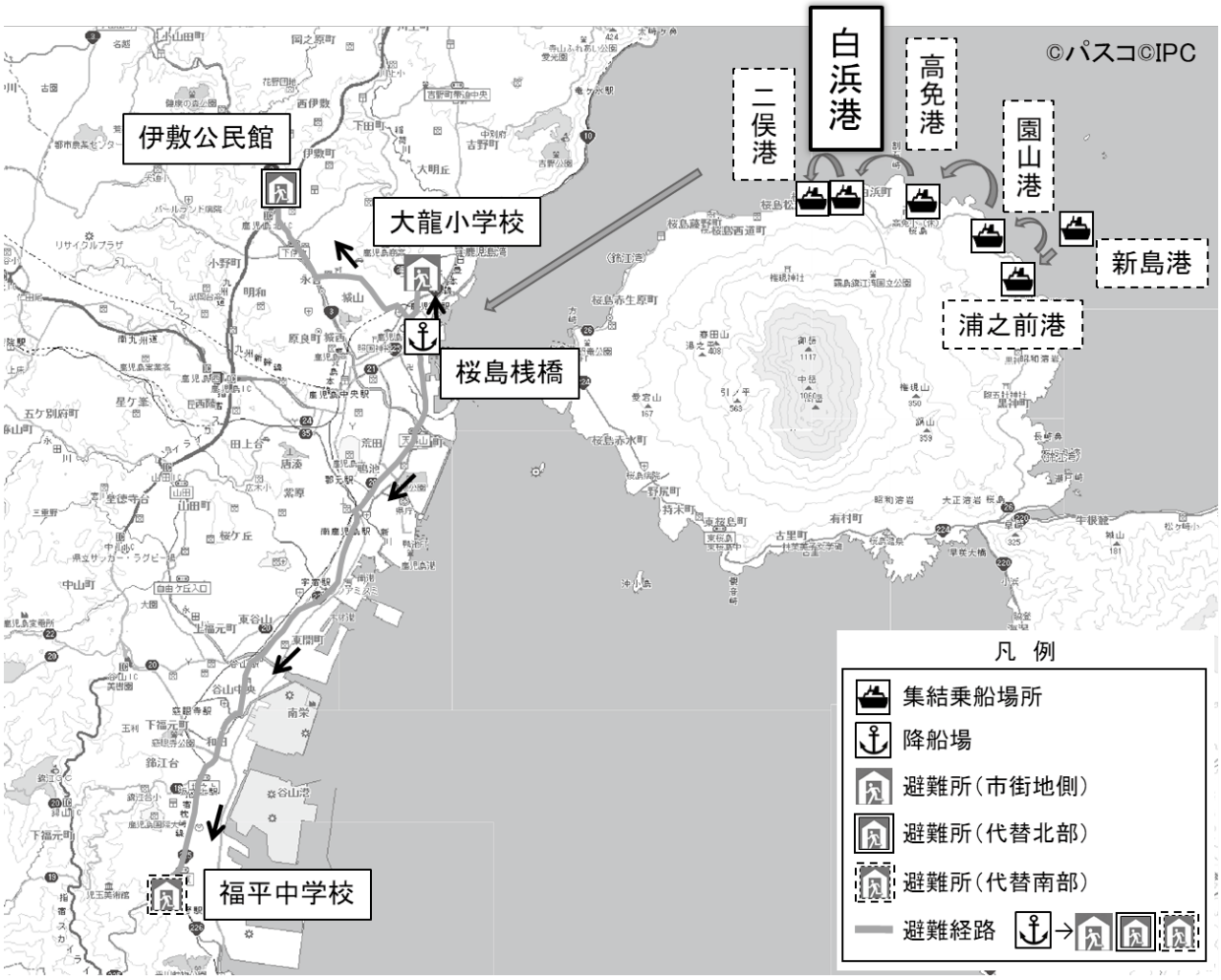

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備 考
桜島桟橋	大龍小学校	1.5	3	市街地側
	伊敷公民館	5.9	12	代替北部
	福平中学校	15.9	32	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●桜島二俣町

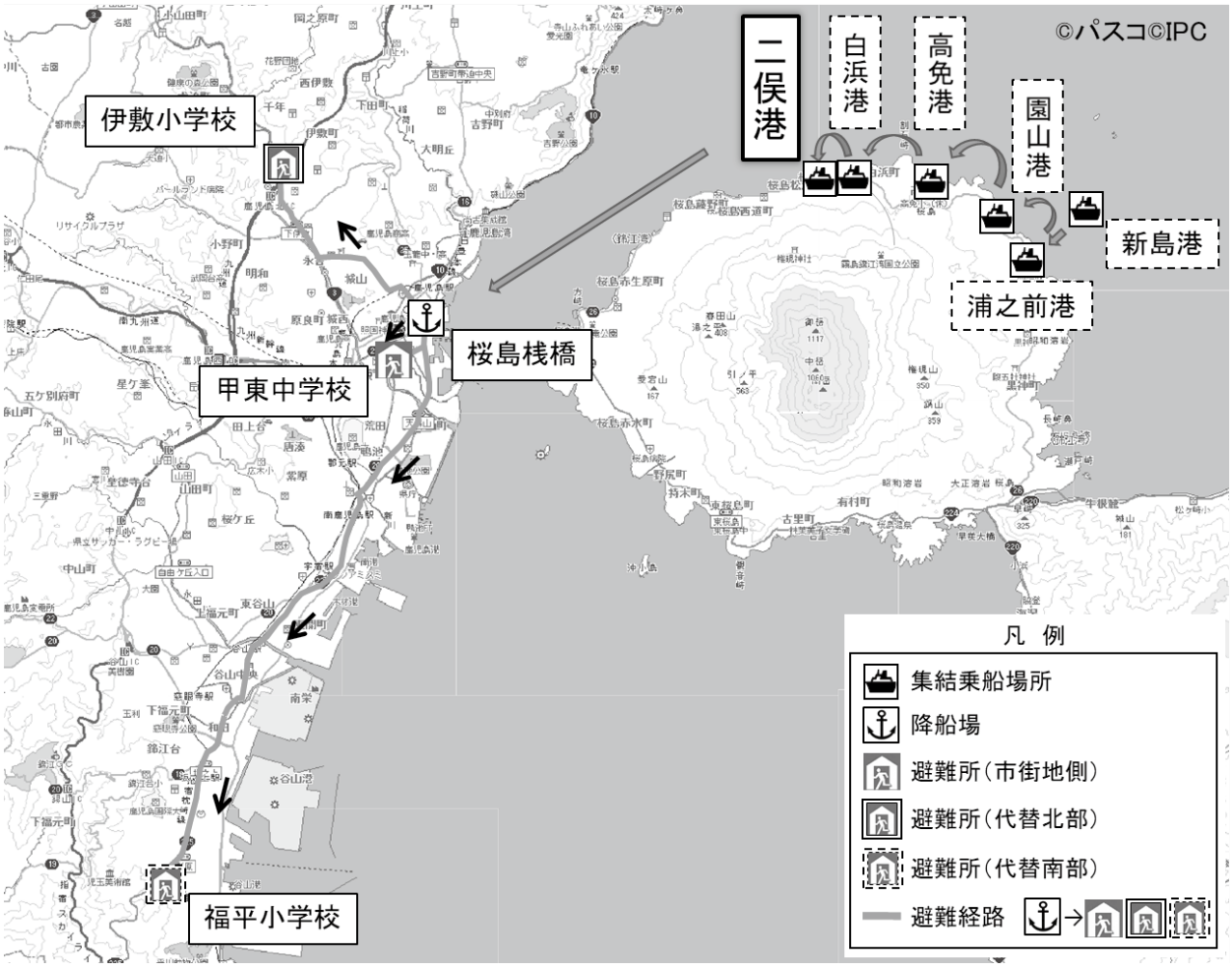

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	甲東中学校	2.0	4	市街地側
	伊敷小学校	5.9	12	代替北部
	福平小学校	15.5	31	代替南部

④第十八櫻島丸：松浦港、西道港、藤野港、武港、赤生原港

1) フェリー救難順路

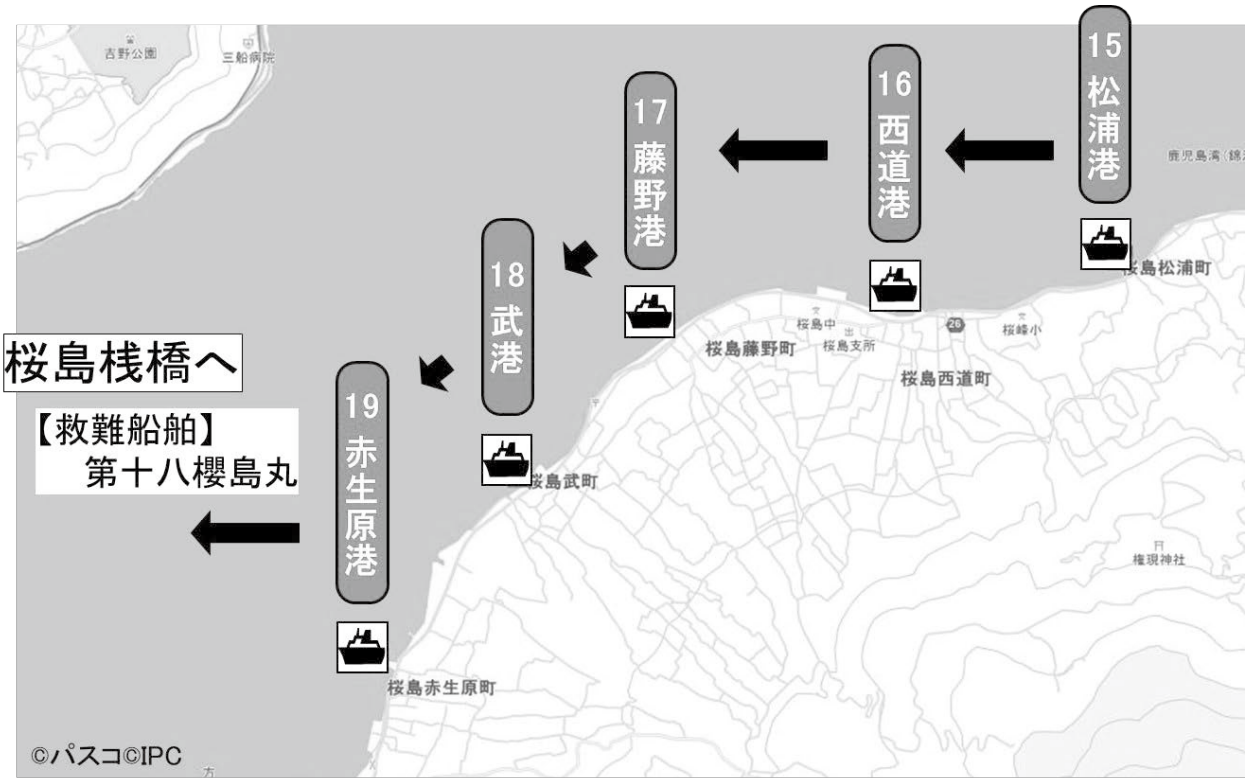

救難船舶が救難に要する時間の目安

地区名	人数	救難船舶	集結乗船場所	上陸地	救難船舶出航から上陸地到着までの所要時間（分）					
					最初の避難港までの時間	最初の避難港に到着してから各避難港を出発するまでの時間			最後の避難港から上陸地までの時間	合計時間
						乗込時間	前の避難港からの移動時間	小計		
桜　島 松浦町	80	第十八 桜島丸	松浦港	桜島桟橋	28	5	－	33	－	146
桜　島 西道町	70		西道港		－	5	10	48	－	
桜　島 藤野町	100		藤野港		－	6	10	64	－	
桜　島 武　町	180		武港		－	9	10	83	－	
桜　島 赤生原町	130		赤生原港		－	7	15	105	13	

※人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(2) どの方法で避難するか」で「1 フェリー、6 決まっていない」を選択した方の人数

2)上陸地からの避難経路と所要時間

●桜島松浦町

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離(km)	バスでの移動時間(分)	備考
桜島桟橋	甲東中学校	2.0	4	市街地側
	伊敷小学校	5.9	12	代替北部
	福平小学校	15.5	31	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●桜島西道町

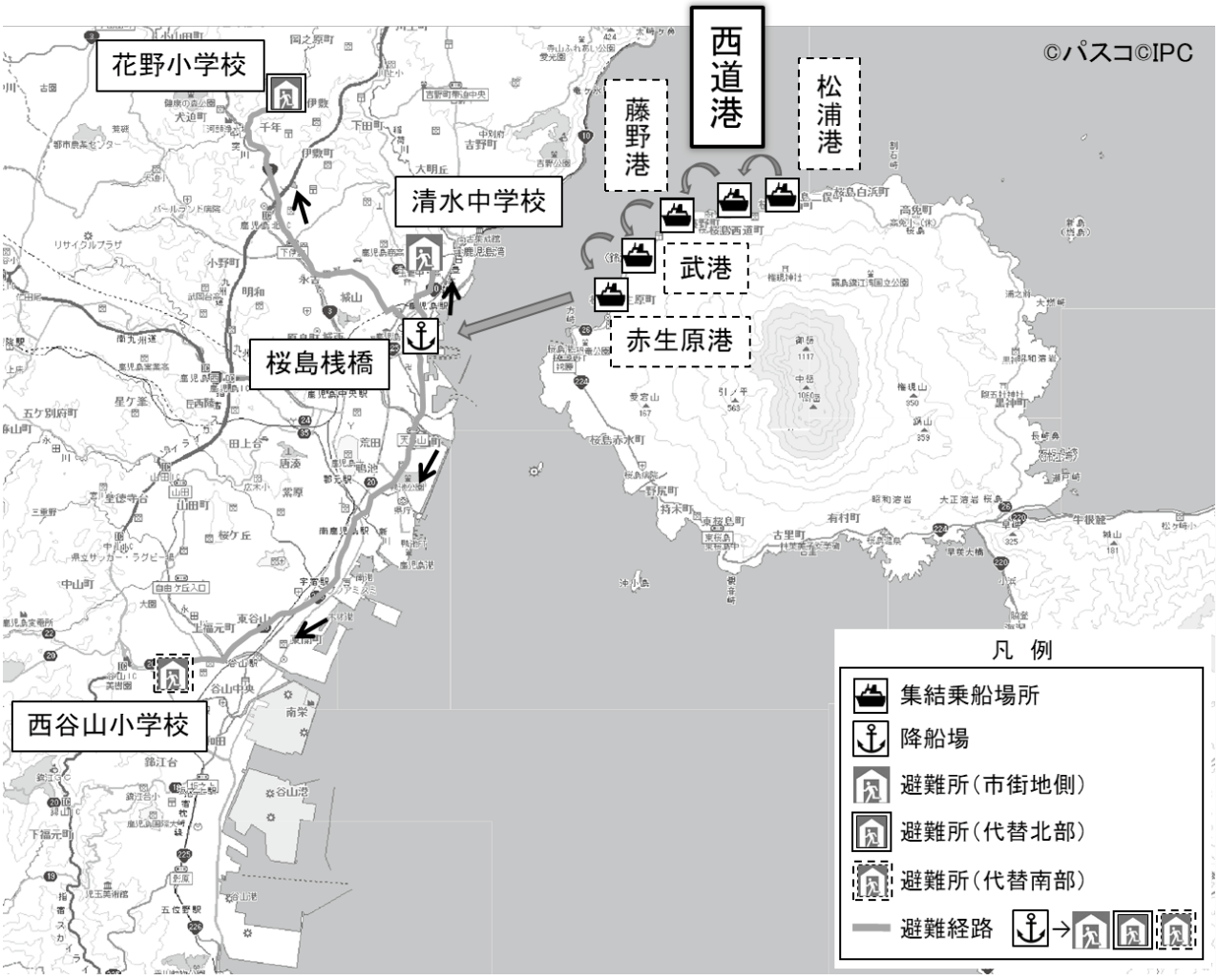

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離(km)	バスでの移動時間(分)	備考
桜島桟橋	清水中学校	2.2	5	市街地側
	花野小学校	9.5	19	代替北部
	西谷山小学校	11.6	24	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●桜島藤野町

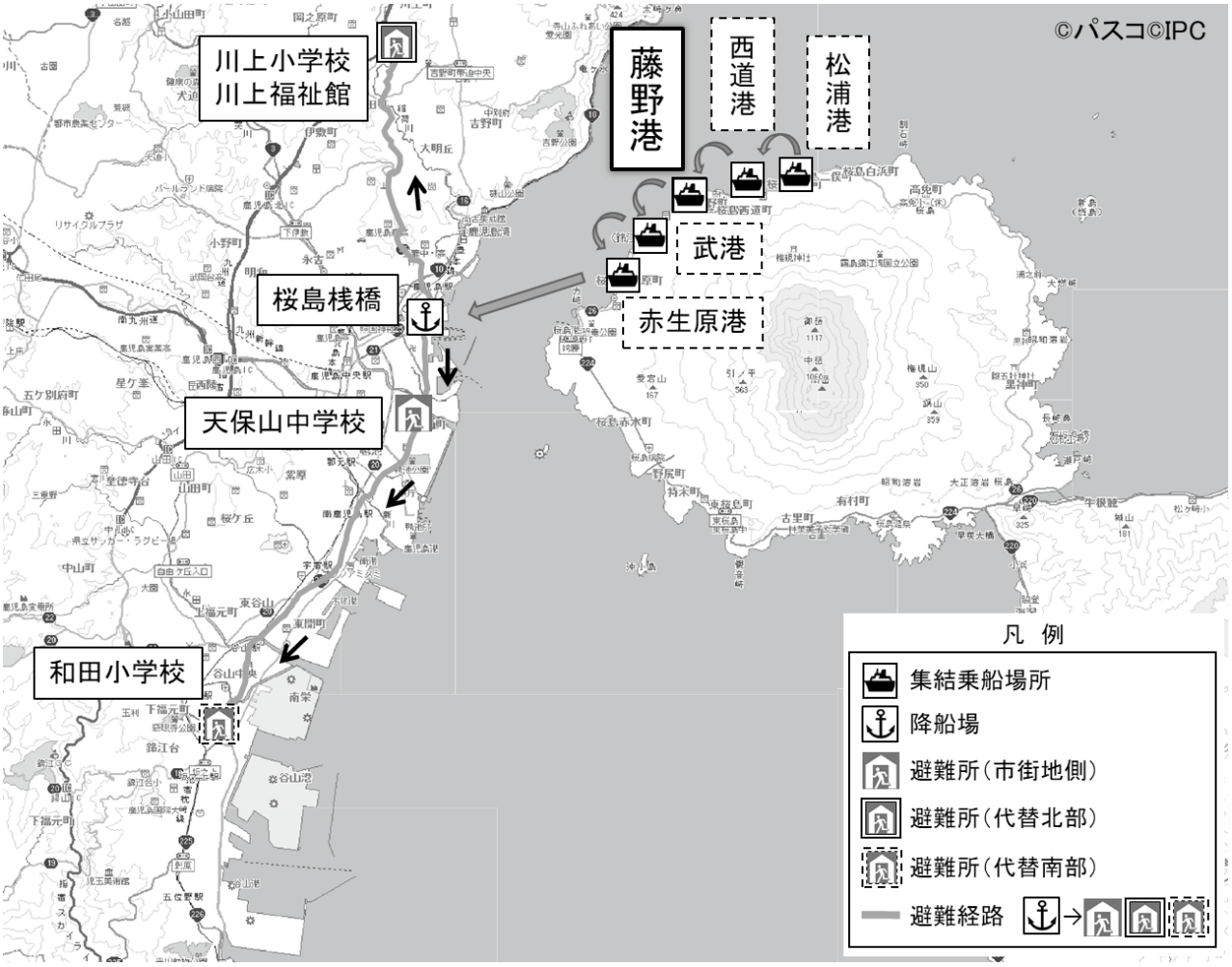

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	天保山中学校	3.0	6	市街地側
	川上小学校 川上福祉館	7.9	16	代替北部
	和田小学校	11.8	24	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●桜島武町

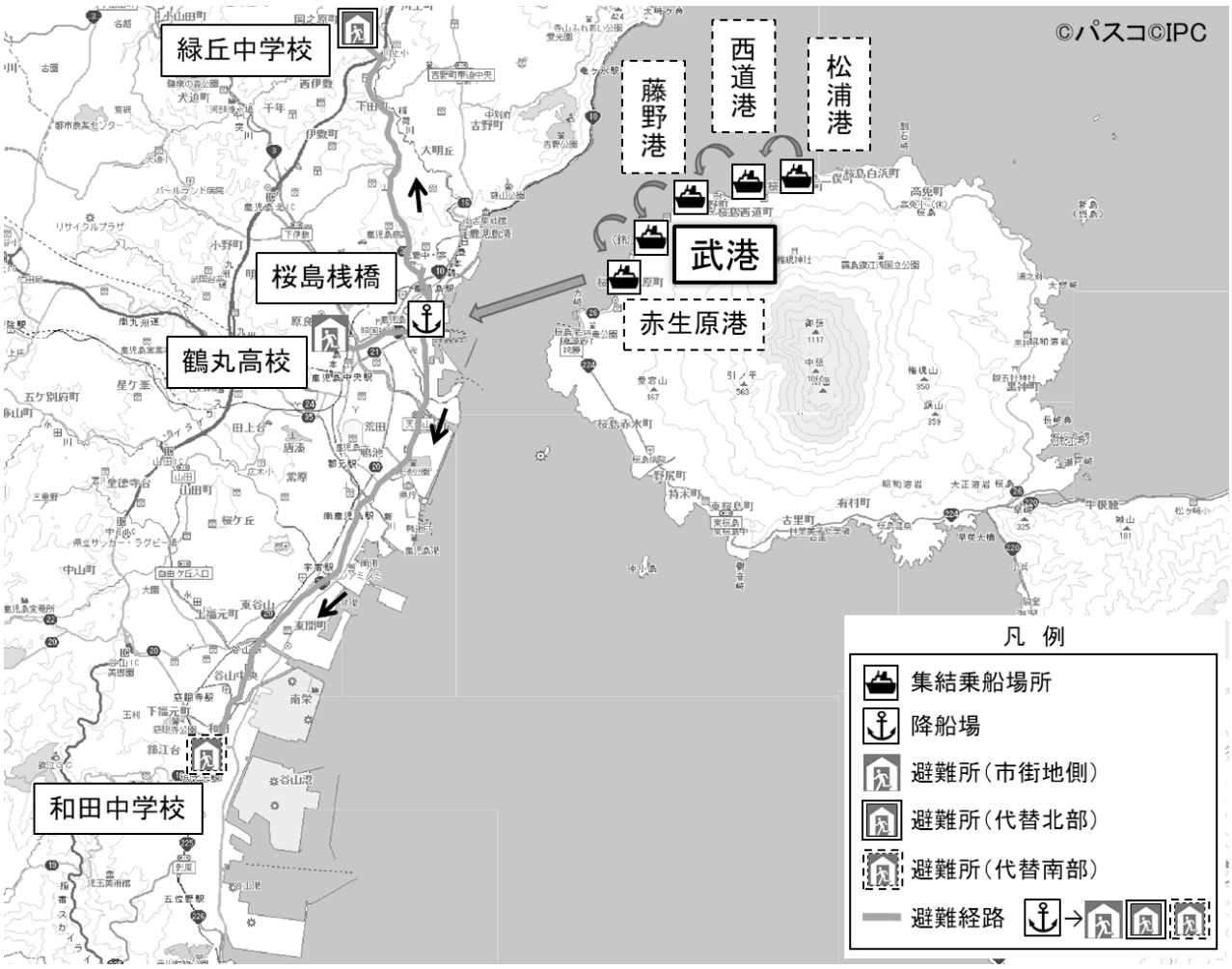

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	鶴丸高校	3.3	7	市街地側
	緑丘中学校	9.2	19	代替北部
	和田中学校	12.4	25	代替南部

島外避難：海上避難方法～フェリーによる避難～

●桜島赤生原町

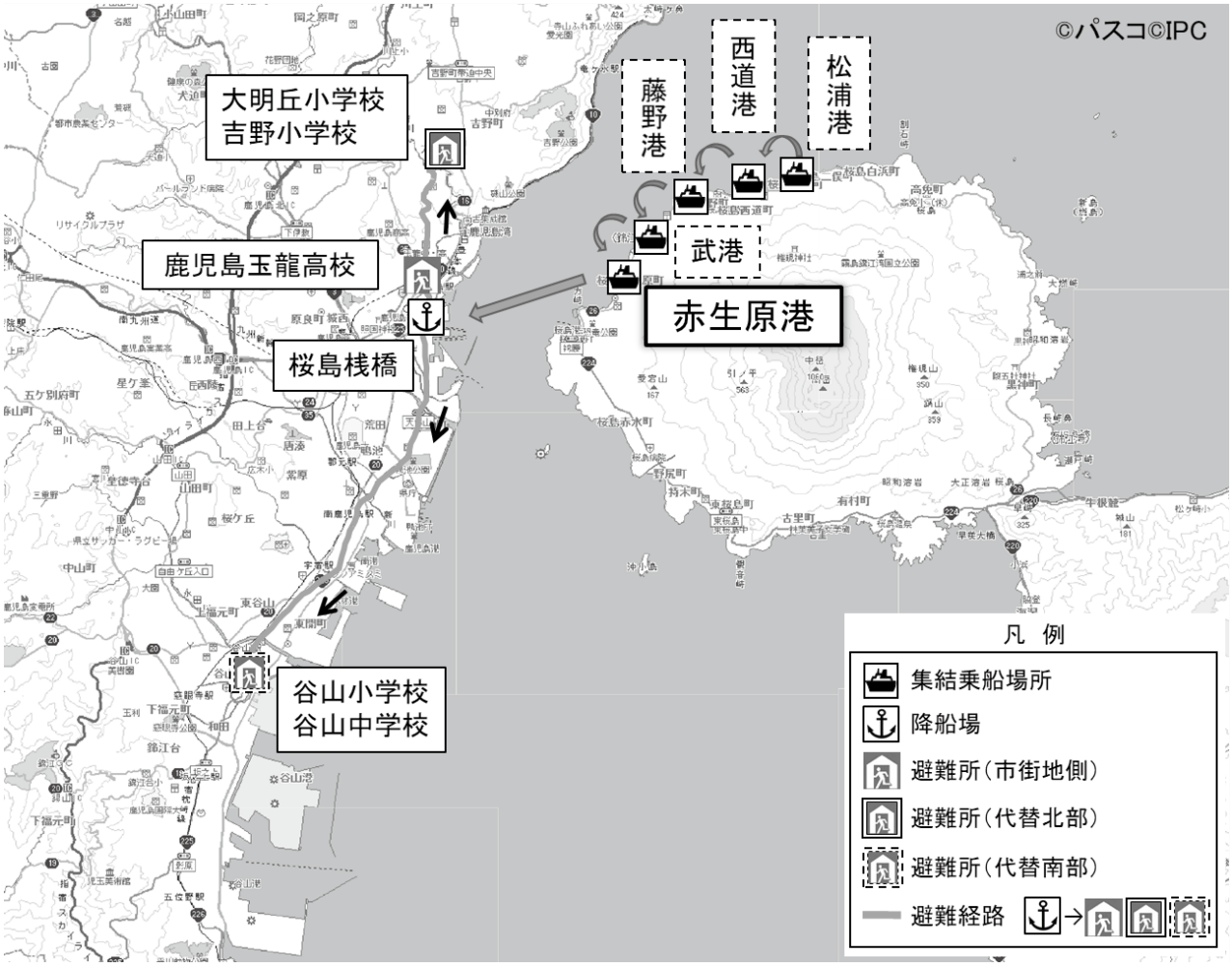

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備考
桜島桟橋	鹿児島玉龍高校	1.9	4	市街地側
	大明丘小学校 吉野小学校	5.5	11	代替北部
	谷山小学校 谷山中学校	11.0	22	代替南部

⑤鹿児島県水難救済会鹿児島市救難所船舶：塩屋ヶ元港、宇土港

1）救難順路

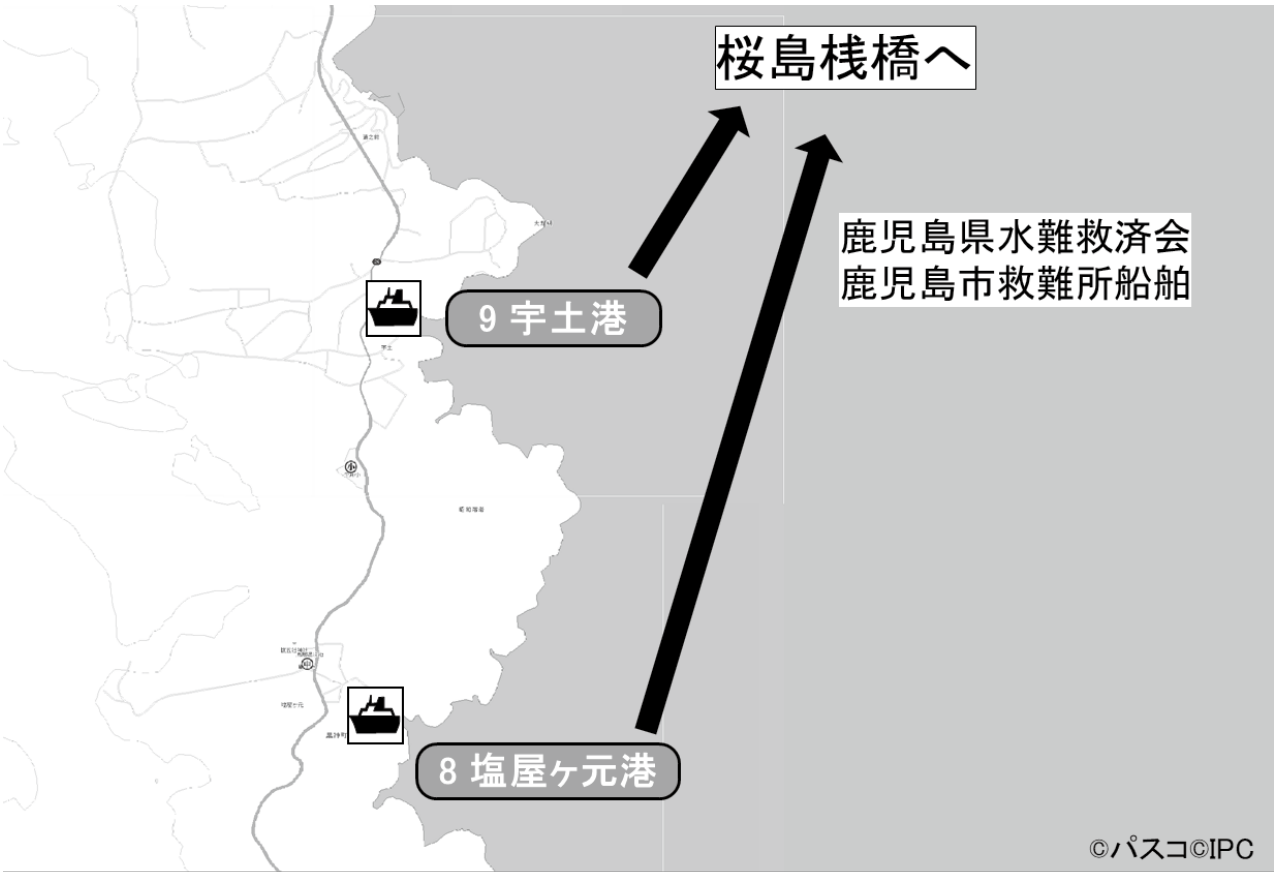

救難船舶が救難に要する時間の目安

地区名	人数	救難船舶	集結乗船場所	上陸地	救難船舶出航から上陸地到着までの所要時間（分）					
					最初の避難港までの時間	最初の避難港に到着してから各避難港を出発するまでの時間			最後の避難港から上陸地までの時間	合計時間
						乗込時間	前の避難港からの移動時間	小計		
黒神町（宇土）	30	鹿児島市救難所船舶	宇土港	桜島桟橋	－	－	－	－	－	－
黒神町（塩屋ヶ元）	20		塩屋ヶ元港		－	－	－	－	－	－

※人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「（２）どの方法で避難するか」で「1 フェリー、6 決まっていない」を選択した方の人数

島外避難：海上避難方法～救難所船による避難～

●黒神町（塩屋ヶ元、宇土）

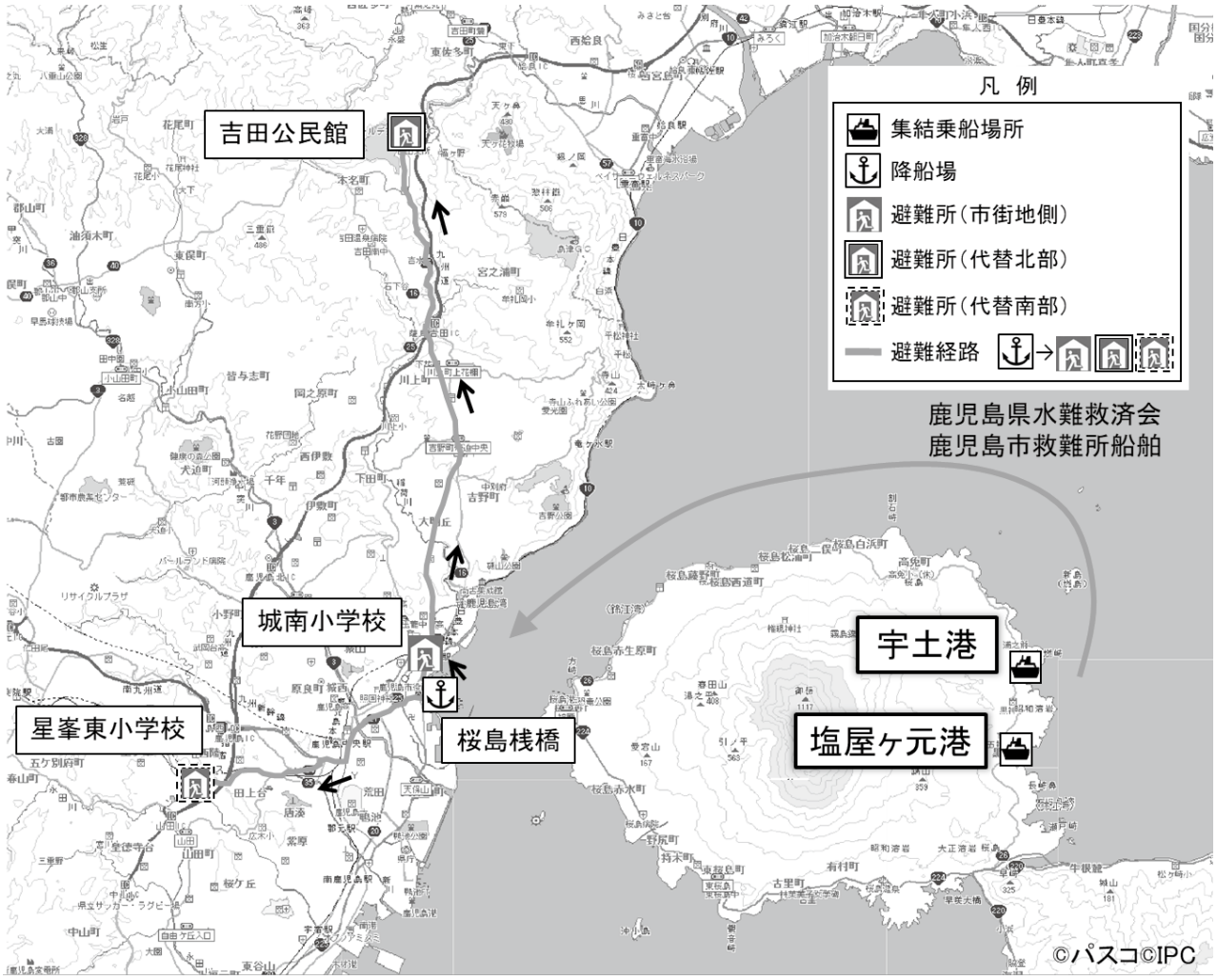

フェリー降船場から避難所までの距離と時間

フェリー降船場	避難所	距離（km）	バスでの移動時間（分）	備　考
桜島桟橋	城南小学校	2.1	5	市街地側
	吉田公民館	14.8	30	代替北部
	星峯東小学校	8.3	17	代替南部

(2) 陸上輸送（バスでの避難）

陸上での避難では、最寄りのバス停から市バスに乗車し、広域一時避難所（垂水市中央公園、霧島市運動公園）に移動する。その後指定の避難所に避難する。

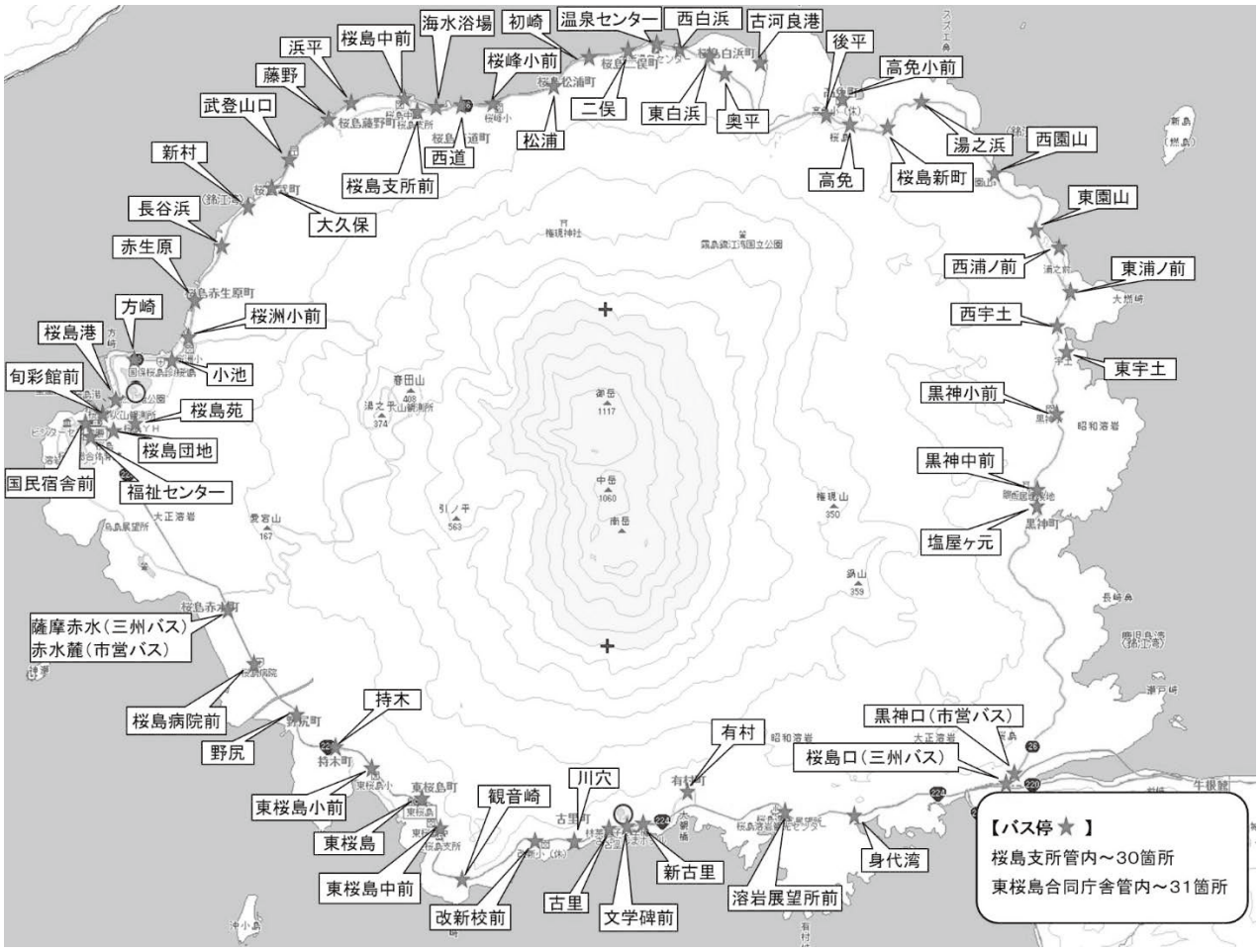

図　最寄りのバス停

島外避難：陸上避難方法～避難用バスによる避難～

①桜島赤水町

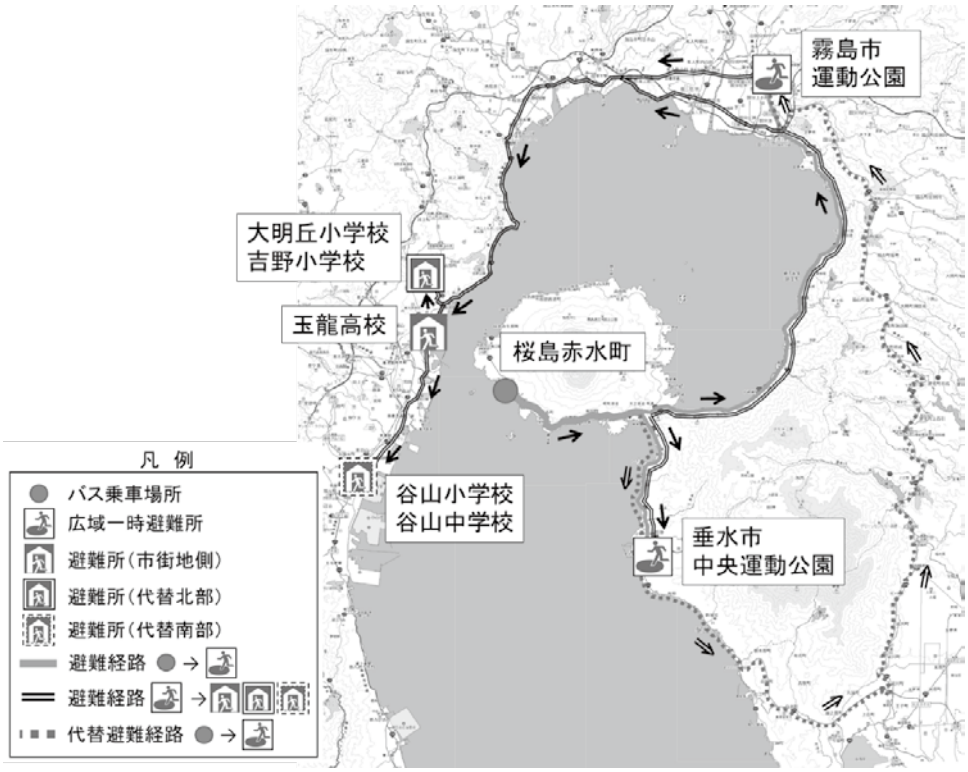

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
桜島 赤水町	67 (303)	赤水麓	バス	2	19.1	39	垂水市中央運動公園
					42.7	86	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	鹿児島玉龍高校	70.7	142	市街地側
	大明丘小学校 吉野小学校	72.8	146	代替北部
	谷山小学校 谷山中学校	82.2	165	代替南部
霧島市運動公園	鹿児島玉龍高校	33.8	68	市街地側
	大明丘小学校 吉野小学校	35.7	72	代替北部
	谷山小学校 谷山中学校	45.1	91	代替南部

②桜島横山町

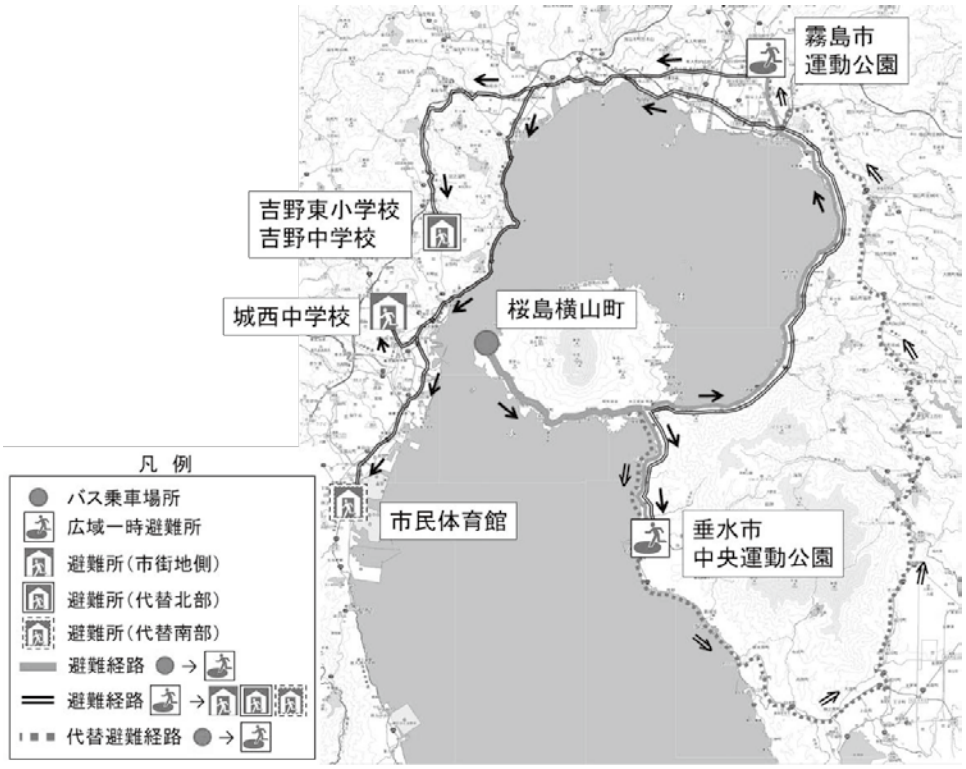

最寄りのバス停からから広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離(km)	所要時間(分)	
桜島横山町	145 (391)	桜島苑	バス	7	22.2	45	垂水市中央運動公園
					45.6	92	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数（桜島小池町との合算値)。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、桜島小池町、桜島横山町、桜島赤生原町との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離(km)	移動時間(分)	備考
垂水市中央運動公園	城西中学校	73.9	148	市街地側
	吉野東小学校、吉野中学校	71.9	144	代替北部
	市民体育館	83.4	167	代替南部
霧島市運動公園	城西中学校	37.1	75	市街地側
	吉野東小学校、吉野中学校	35.1	71	代替北部
	市民体育館	46.6	94	代替南部

③桜島小池町

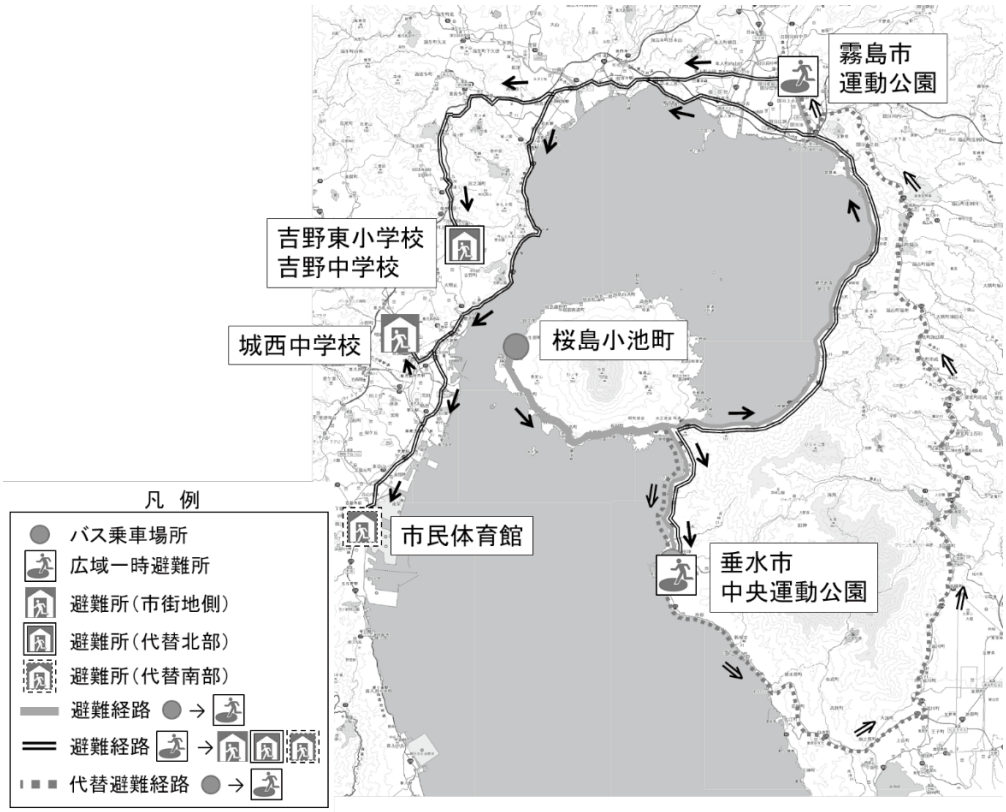

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
桜島小池町	145（389）	小池	バス	7	23.2	47	垂水市中央運動公園
					46.6	94	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数（桜島横山町との合算値）。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、桜島小池町、桜島横山町、桜島赤生原町との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	城西中学校	73.9	148	市街地側
	吉野東小学校 吉野中学校	71.9	144	代替北部
	市民体育館	83.4	167	代替南部
霧島市運動公園	城西中学校	37.1	75	市街地側
	吉野東小学校 吉野中学校	35.1	71	代替北部
	市民体育館	46.6	94	代替南部

④桜島赤生原町

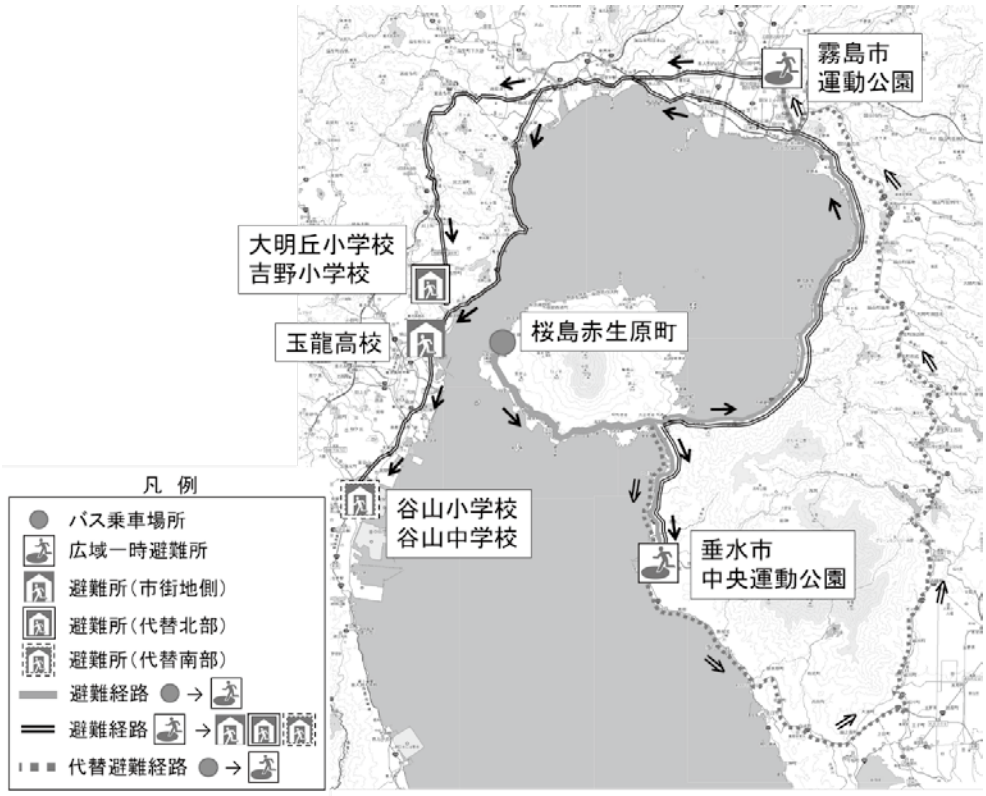

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
桜島 赤生原町	105 (429)	長谷浜	バス	7	24.5	49	垂水市中央運動公園
					47.9	96	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、桜島小池町、桜島横山町、桜島赤生原町との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	鹿児島玉龍高校	70.7	142	市街地側
	大明丘小学校 吉野小学校	72.8	146	代替北部
	谷山小学校 谷山中学校	82.1	165	代替南部
霧島市運動公園	鹿児島玉龍高校	33.8	68	市街地側
	大明丘小学校 吉野小学校	35.7	72	代替北部
	谷山小学校 谷山中学校	45.1	91	代替南部

⑤桜島武町

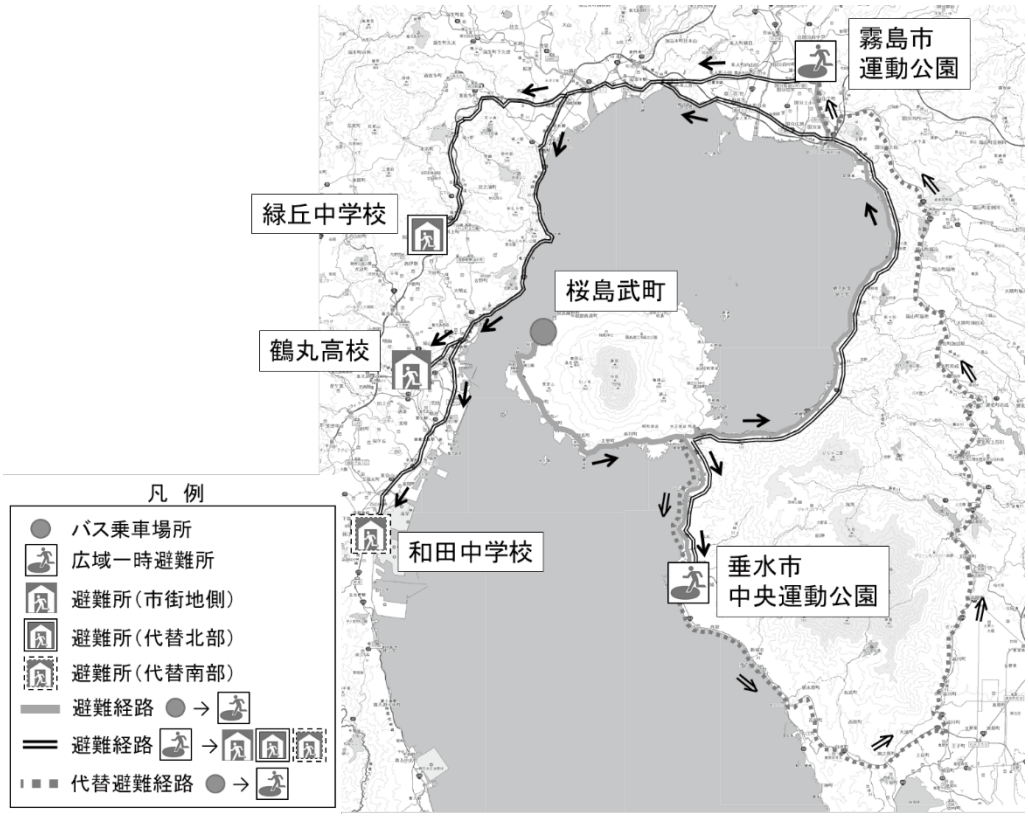

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
桜島武町	118（511）	武登山口	バス	5	17.2	35	垂水市中央運動公園
					49.1	99	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、桜島藤野町との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	鶴丸高校	74.2	149	市街地側
	緑丘中学校	70.9	142	代替北部
	和田中学校	83.8	168	代替南部
霧島市運動公園	鶴丸高校	36.9	74	市街地側
	緑丘中学校	33.7	68	代替北部
	和田中学校	46.6	94	代替南部

⑥桜島藤野町

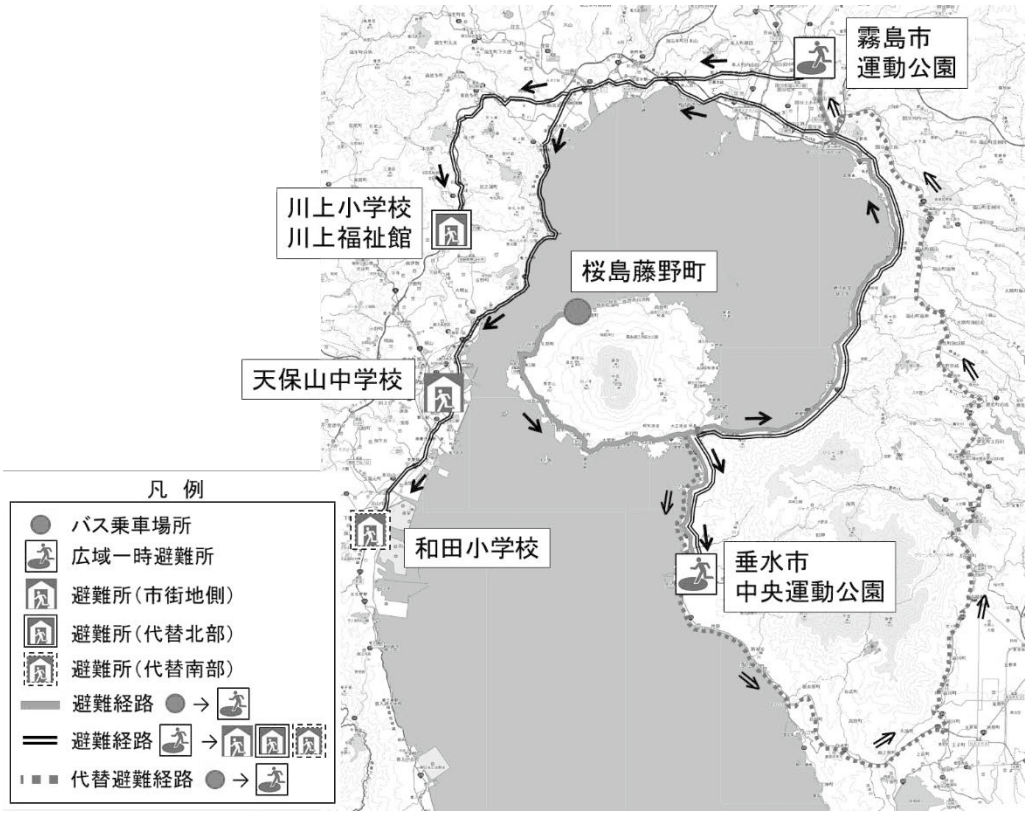

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
桜島藤野町	59（376）	藤野	バス	5	26.4	53	垂水市中央運動公園
					48.1	97	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、桜島武町との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	天保山中学校	74.4	149	市街地側
	川上小学校 川上福祉館	70.6	142	代替北部
	和田小学校	83.2	167	代替南部
霧島市運動公園	天保山中学校	37.3	75	市街地側
	川上小学校 川上福祉館	33.4	67	代替北部
	和田小学校	46.0	92	代替南部

⑦桜島西道町

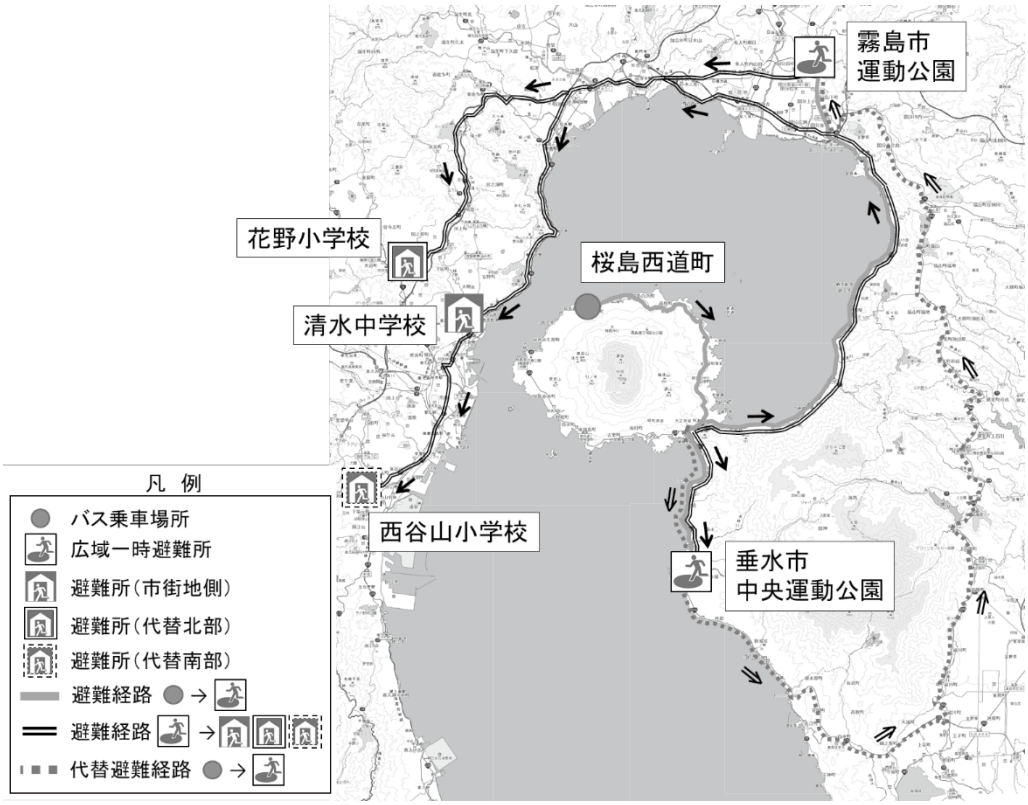

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
桜島西道町	60（195）	桜島支所前	バス	2	24.8	50	垂水市中央運動公園
					47.1	95	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	清水中学校	70.5	141	市街地側
	花野小学校	73.4	147	代替北部
	西谷山小学校	83.2	167	代替南部
霧島市運動公園	清水中学校	33.3	67	市街地側
	花野小学校	36.1	73	代替北部
	西谷山小学校	46.0	92	代替南部

⑧桜島松浦町

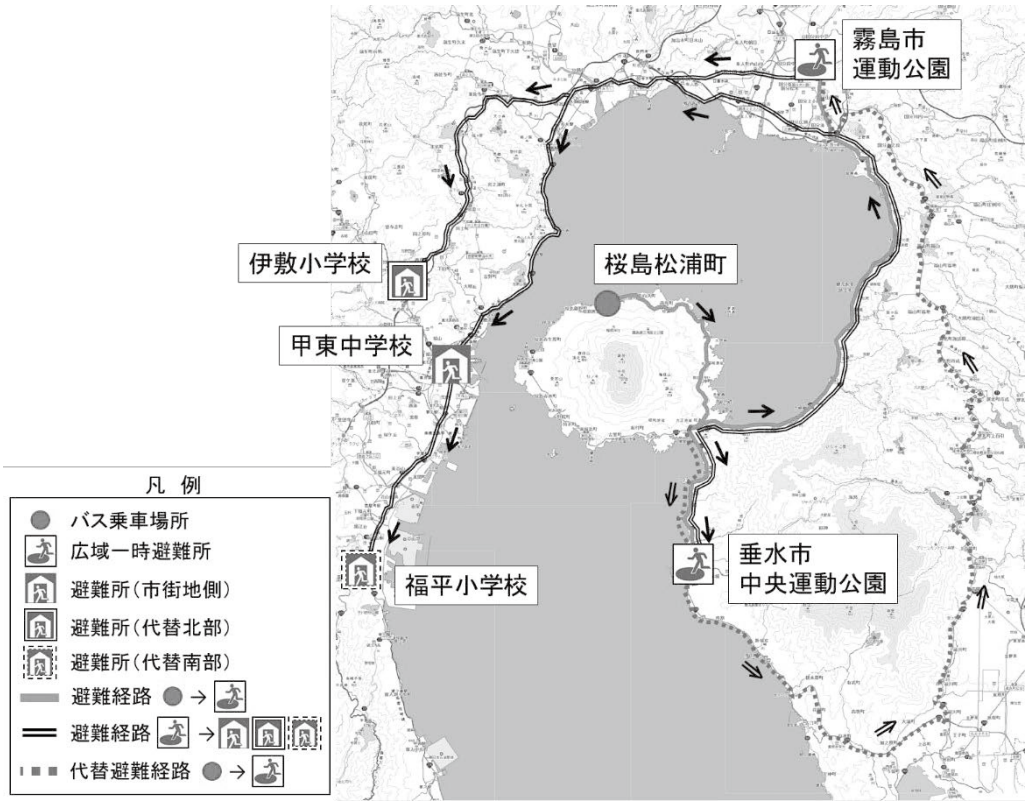

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
桜島松浦町	28（171）	桜峰小前	バス	2	23.0	46	垂水市中央運動公園
					45.6	92	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、桜島二俣町との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	甲東中学校	73.5	147	市街地側
	伊敷小学校	74.8	150	代替北部
	福平小学校	87.0	174	代替南部
霧島市運動公園	甲東中学校	36.3	73	市街地側
	伊敷小学校	37.6	76	代替北部
	福平小学校	49.8	100	代替南部

⑨桜島二俣町

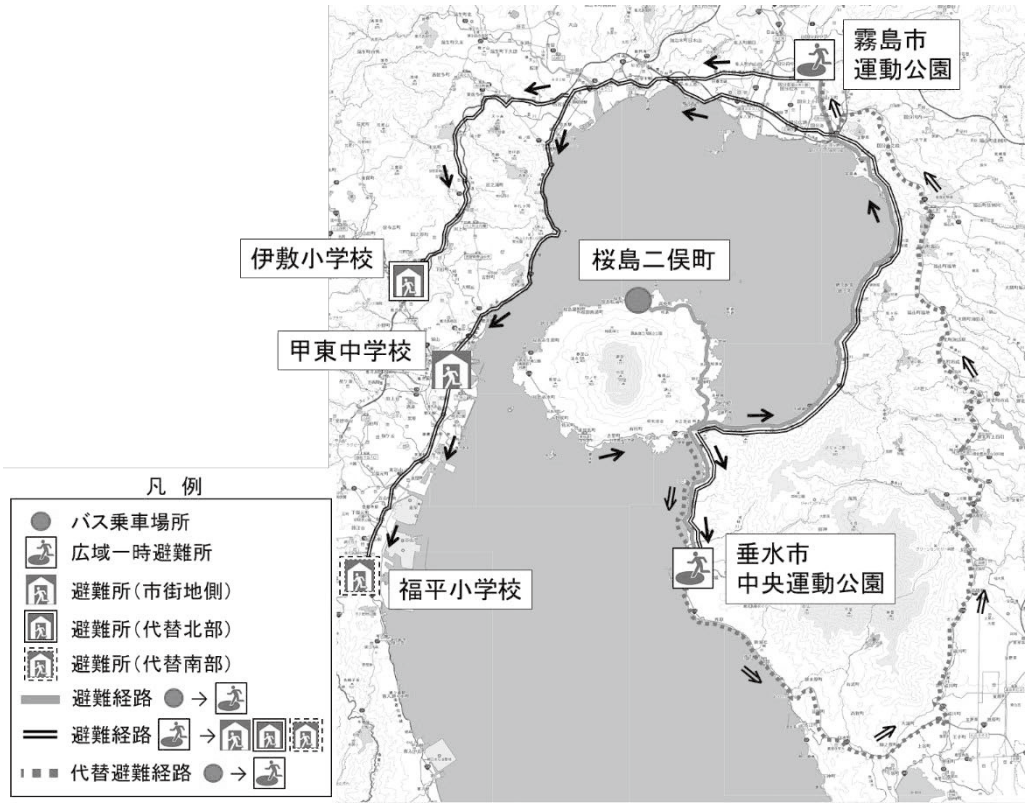

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
桜島二俣町	44（158）	初崎	バス	2	22	44	垂水市中央運動公園
					45.1	91	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、桜島松浦町との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	甲東中学校	73.2	147	市街地側
	伊敷小学校	74.8	150	代替北部
	福平小学校	87.0	174	代替南部
霧島市運動公園	甲東中学校	36.3	73	市街地側
	伊敷小学校	37.6	76	代替北部
	福平小学校	49.8	100	代替南部

⑩桜島白浜町

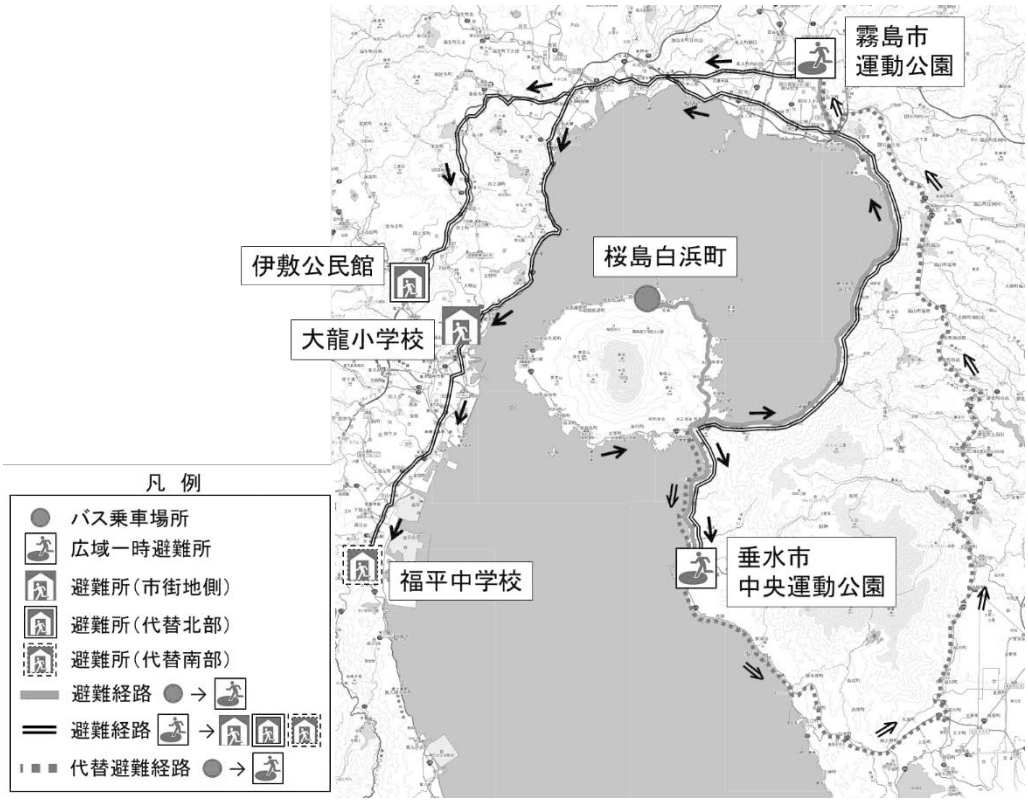

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
桜島白浜町	136（438）	温泉センター	バス	4	22	44	垂水市中央運動公園
					44.3	89	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備 考
垂水市中央運動公園	大龍小学校	71.1	143	市街地側
	伊敷公民館	74.9	150	代替北部
	福平中学校	87.5	175	代替南部
霧島市運動公園	大龍小学校	33.9	68	市街地側
	伊敷公民館	37.7	76	代替北部
	福平中学校	50.2	101	代替南部

⑪野尻町

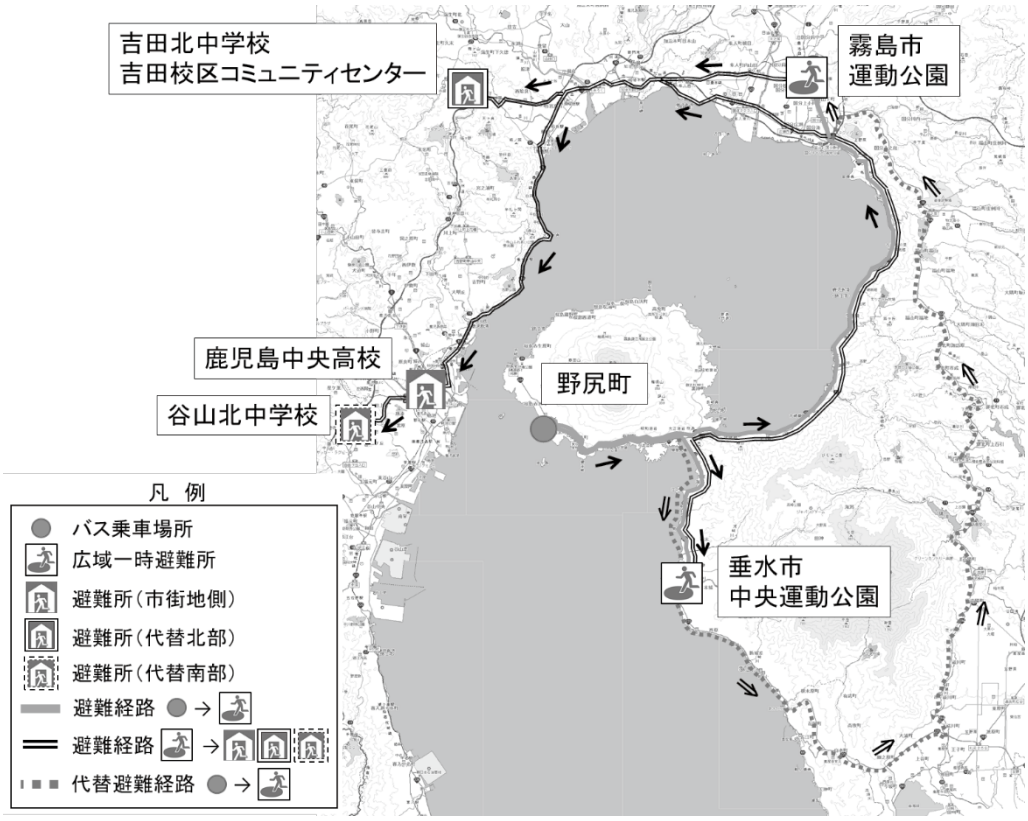

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
野尻町	20（198）	桜島病院前	バス	1	18.6	38	垂水市中央運動公園
					42.0	84	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、東桜島町足投との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	鹿児島中央高校	73.3	147	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	59.9	120	代替北部
	谷山北中学校	79.5	159	代替南部
霧島市運動公園	鹿児島中央高校	36.4	73	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	23.0	46	代替北部
	谷山北中学校	42.6	86	代替南部

⑫持木町

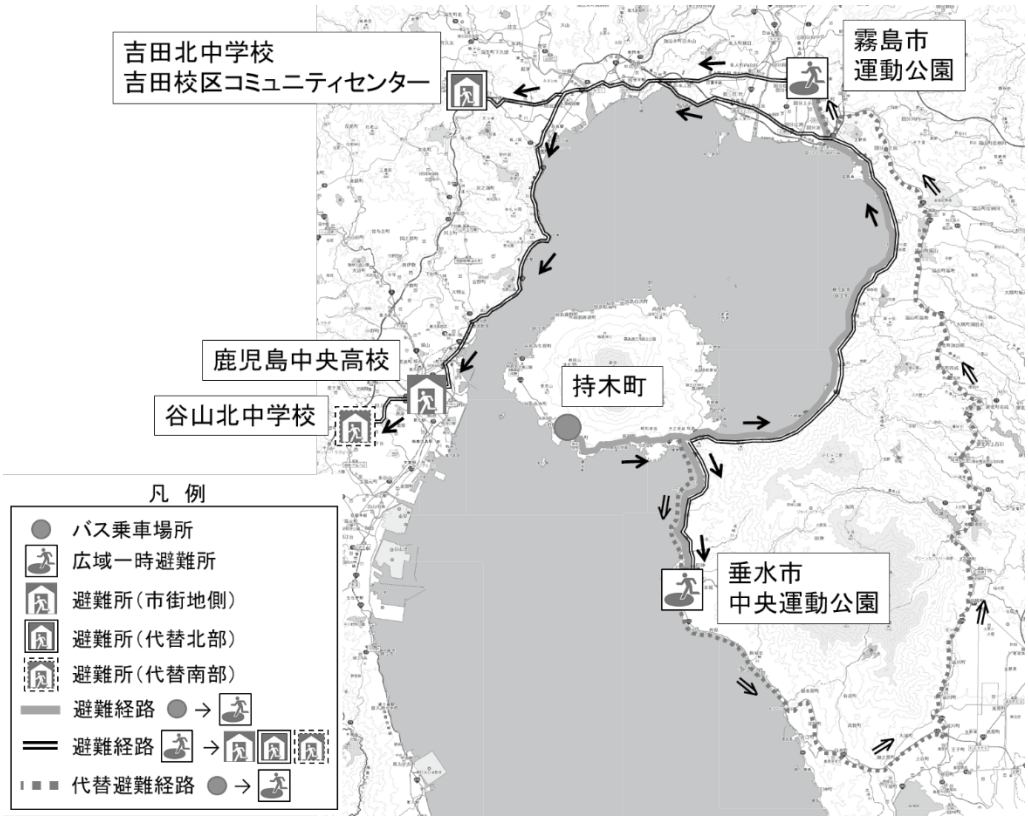

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
持木町	23（107）	持木	バス	1	17.1	35	垂水市中央運動公園
					40.4	81	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、黒神町塩屋ヶ元、高免町（園山）との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	鹿児島中央高校	73.3	147	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	59.9	120	代替北部
	谷山北中学校	79.5	159	代替南部
霧島市運動公園	鹿児島中央高校	36.4	73	市街地側
	吉田北中学校 吉田校区コミュニティセンター	23.0	46	代替北部
	谷山北中学校	42.6	86	代替南部

⑬東桜島町

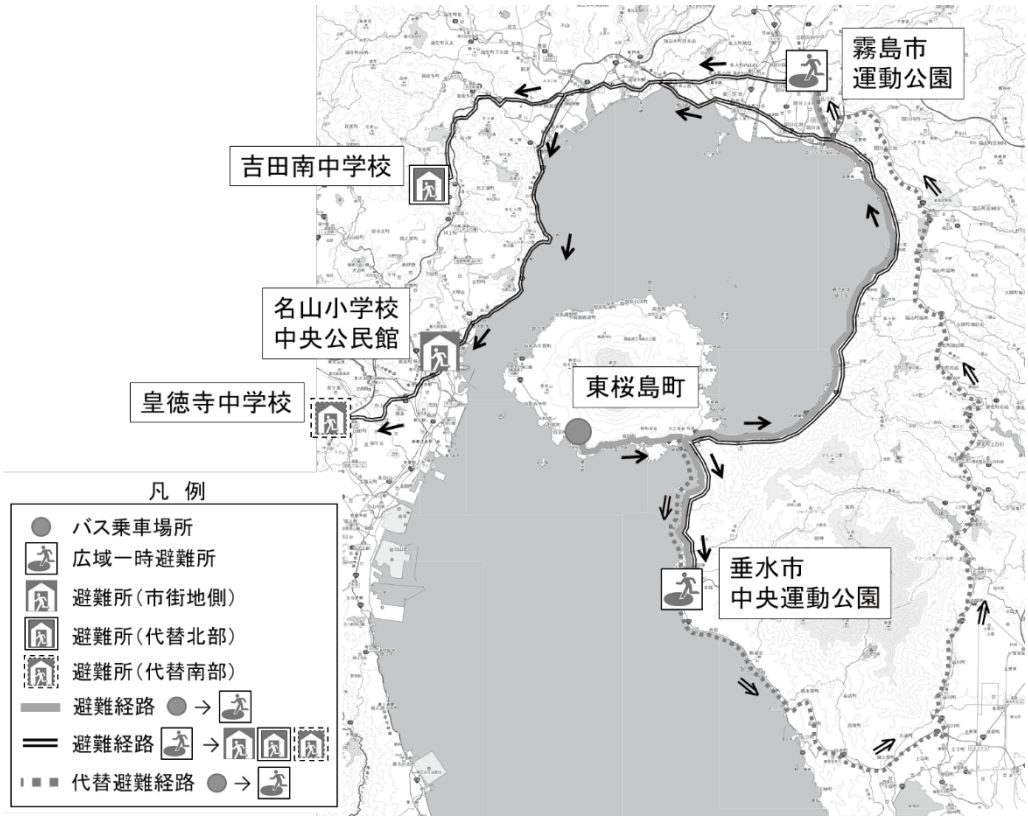

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
東桜島町	164（432）	東桜島小前	バス	－	16.0	32	垂水市中央運動公園
					40.0	80	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、東桜島町集落ごとに他町に合算
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備 考
垂水市中央運動公園	名山小学校 中央公民館	72.2	145	市街地側
	吉田南中学校	66.4	133	代替北部
	皇徳寺中学校	82.2	165	代替南部
霧島市運動公園	名山小学校 中央公民館	34.9	70	市街地側
	吉田南中学校	29.1	59	代替北部
	皇徳寺中学校	45.0	90	代替南部

⑭古里町（古里西）

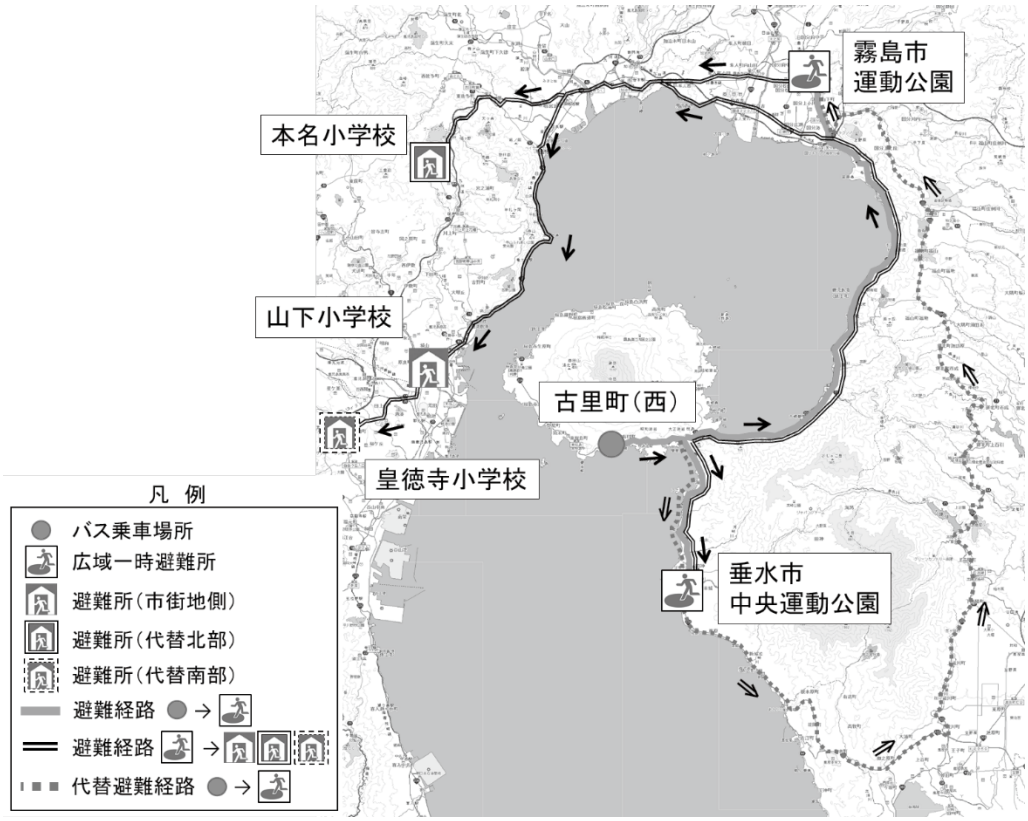

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離(km)	所要時間(分)	
古里町西	47※1 (58)	改新校前	バス	3	13.8	28	垂水市中央運動公園
					37.2	75	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、有村町、東桜島町宮元との合算値
※1 古里西、東、新古里の合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離(km)	移動時間(分)	備 考
垂水市中央運動公園	山下小学校	73.1	147	市街地側
	本名小学校	65.4	131	代替北部
	皇徳寺小学校	82.2	165	代替南部
霧島市運動公園	山下小学校	35.8	72	市街地側
	本名小学校	28.1	57	代替北部
	皇徳寺小学校	44.9	90	代替南部

⑮古里町（古里東）、有村町（新古里）

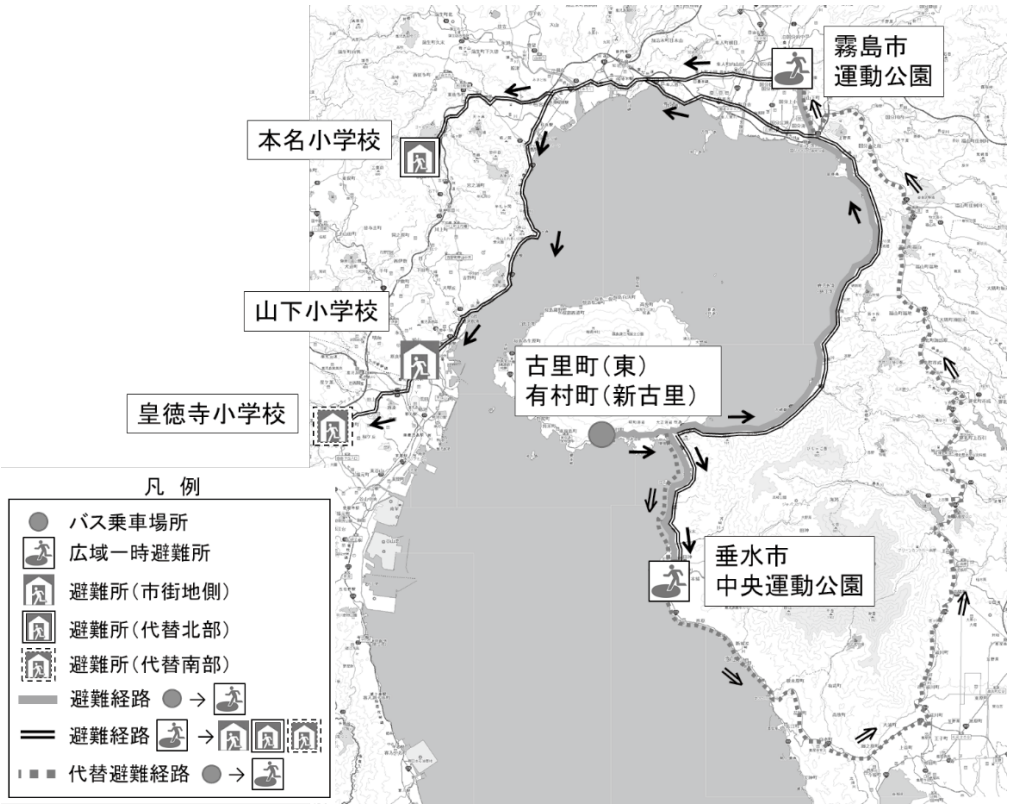

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
古里町（東）	47※1（57）	古里	バス	3	13.2	27	垂水市中央運動公園
					36.5	73	霧島市運動公園
有村町（新古里）	47※1（2）	古里	バス	3	13.2	27	垂水市中央運動公園
					36.5	73	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、有村町、東桜島町宮元との合算値
※1 古里西、東、新古里の合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備 考
垂水市中央運動公園	山下小学校	73.1	147	市街地側
	本名小学校	65.4	131	代替北部
	皇徳寺小学校	82.2	165	代替南部
霧島市運動公園	山下小学校	35.8	72	市街地側
	本名小学校	28.1	57	代替北部
	皇徳寺小学校	44.9	90	代替南部

⑯有村町

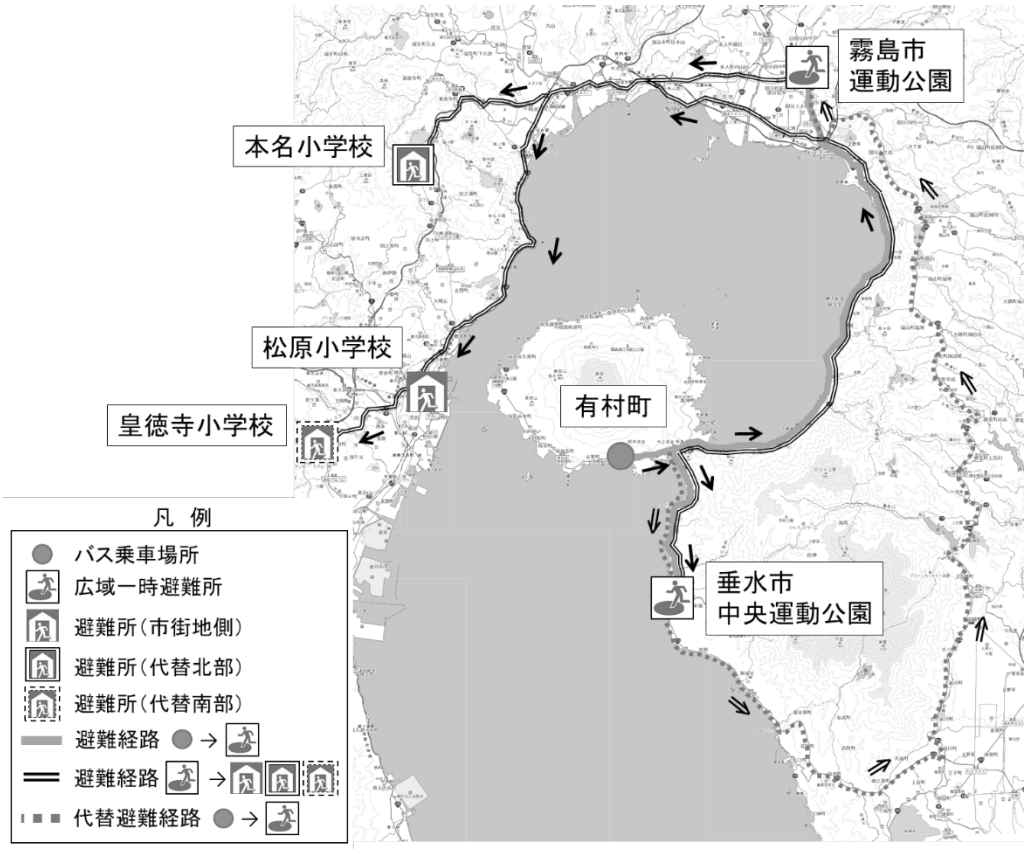

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
有村町	8 (14)	有村	バス	3	12.5	25	垂水市中央運動公園
					35.8	72	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、有村町、東桜島町宮元との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	松原小学校	73.1	147	市街地側
	本名小学校	65.4	131	代替北部
	皇徳寺小学校	82.2	165	代替南部
霧島市運動公園	松原小学校	36.3	73	市街地側
	本名小学校	28.1	57	代替北部
	皇徳寺小学校	44.9	90	代替南部

⑰黒神町（塩屋ヶ元）

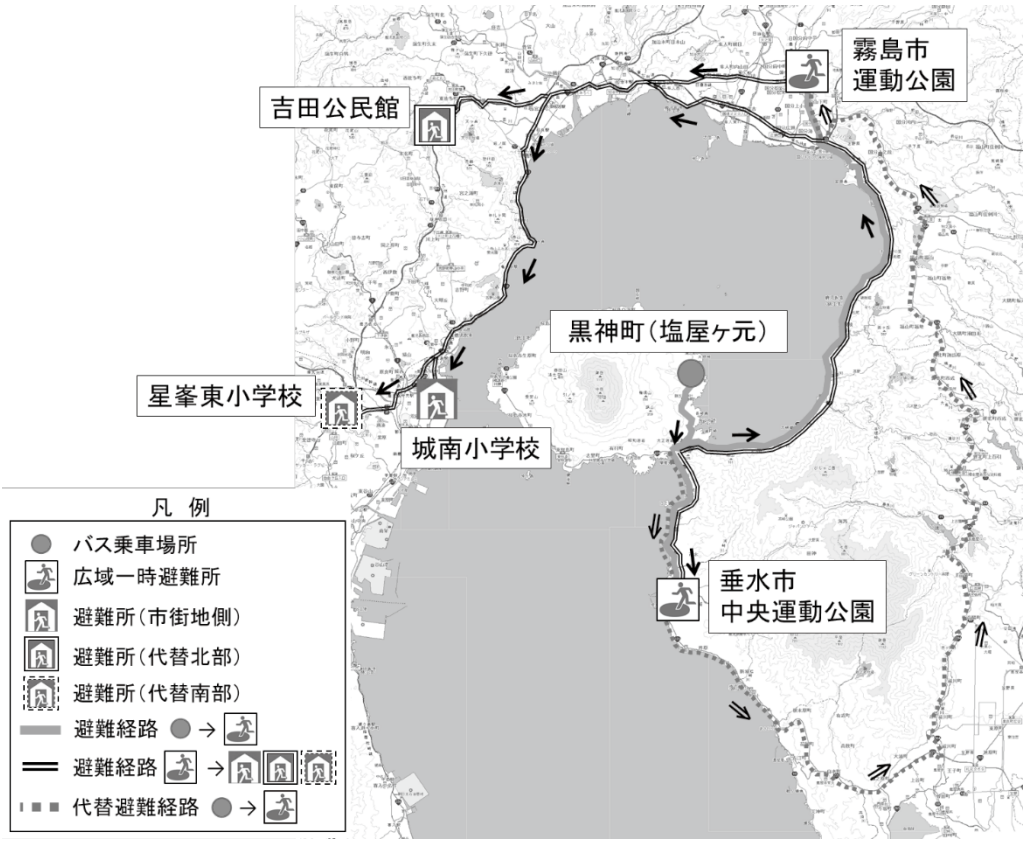

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
黒神町（塩屋ヶ元）	12（29）	黒神小前	バス	1	14.3	29	垂水市中央運動公園
					36.6	74	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、持木町、高免町（園山）との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	城南小学校	73.8	148	市街地側
	吉田公民館	62.9	126	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	城南小学校	36.5	73	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

⑱黒神町（宇土）

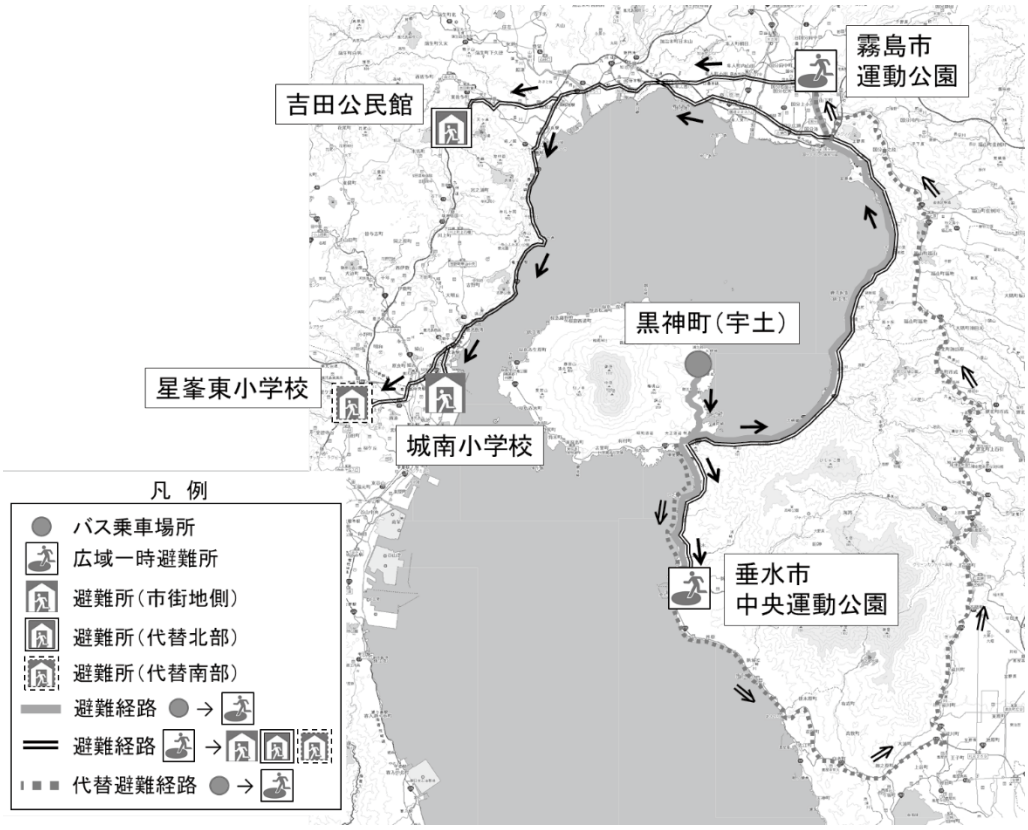

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
黒神町（宇土）	23（69）	西宇土	バス	2	15.2	31	垂水市中央運動公園
					37.5	75	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、高免町（高免）との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	城南小学校	73.8	148	市街地側
	吉田公民館	62.9	129	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	城南小学校	36.5	73	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

⑲高免町（浦之前）

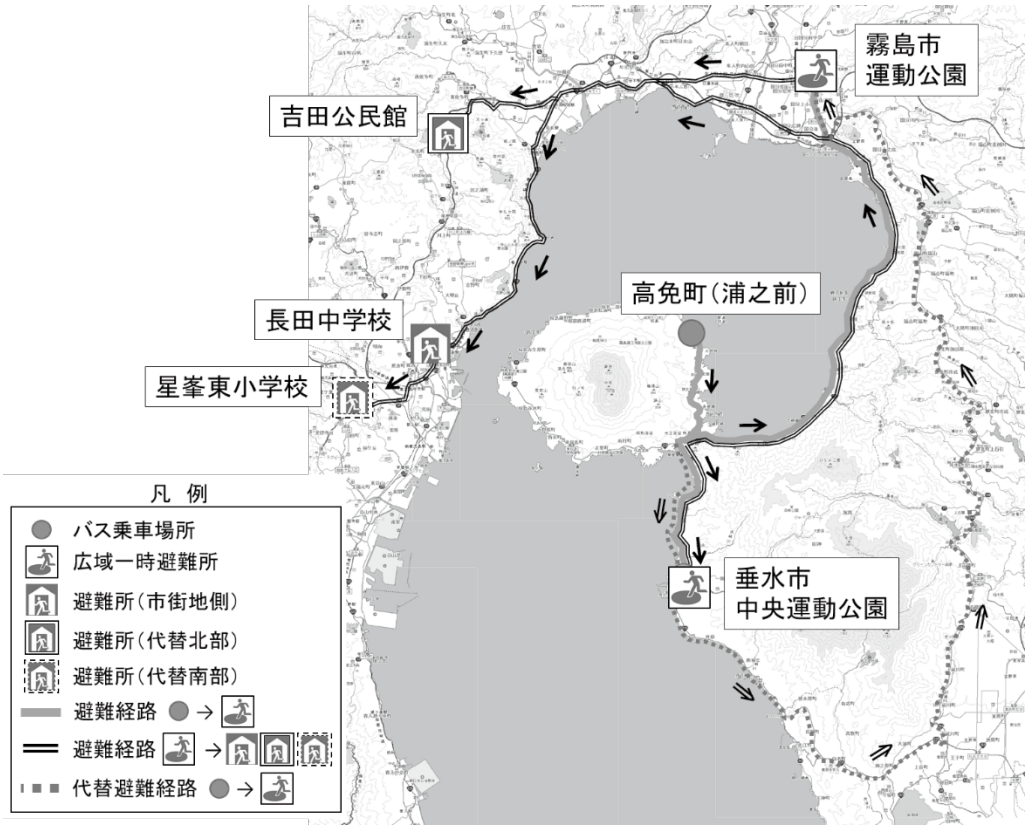

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
高免町（浦之前）	5（42）	浦ノ前	バス	1	16.4	33	垂水市中央運動公園
					38.7	78	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、東桜島町坂下との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	長田中学校	71.6	144	市街地側
	吉田公民館	62.9	126	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	長田中学校	34.4	69	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

⑳高免町（園山）

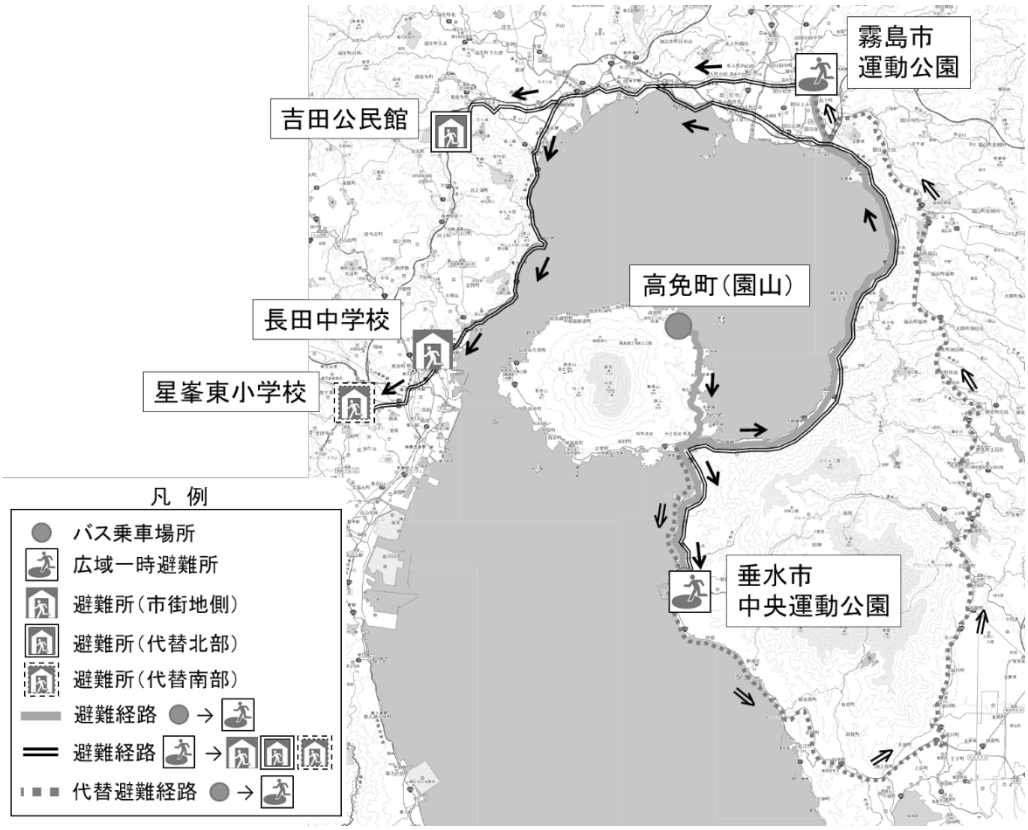

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離(km)	所要時間(分)	
高免町(園山)	3(41)	西園山	バス	1	17.2	35	垂水市中央運動公園
					39.5	79	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、持木町、黒神町塩屋ヶ元との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時間

広域一時避難所	避難所	距離(km)	移動時間(分)	備考
垂水市中央運動公園	長田中学校	71.6	144	市街地側
	吉田公民館	62.9	126	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	長田中学校	34.4	69	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

㉑高免町（高免）

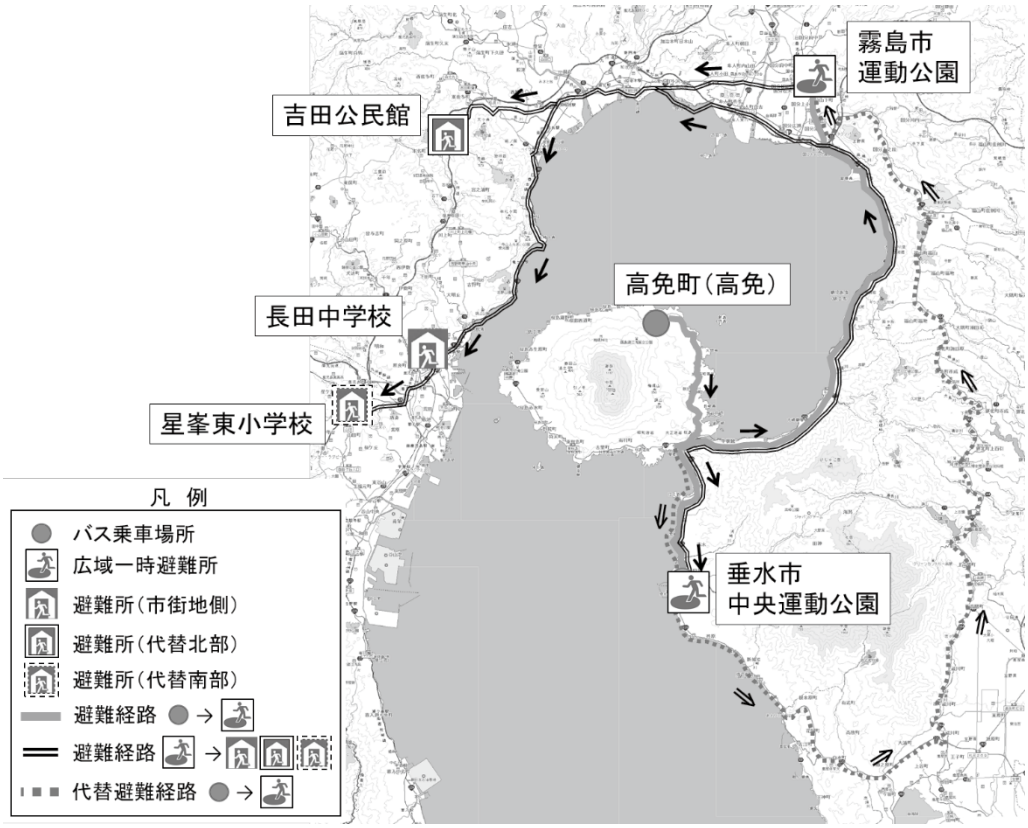

最寄りのバス停から広域一時避難所までの距離と時間

地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難所
			救難車両	必要台数	距離（km）	所要時間（分）	
高免町（高免）	24（79）	後平	バス	2	19	38	垂水市中央運動公園
					41.3	83	霧島市運動公園

※総人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※バス必要台数は、黒神町宇土との合算値
※バス乗車場所、距離及び所要時間は、桜島口から最も遠いバス停について記載

広域一時避難所から避難所までの距離と時

広域一時避難所	避難所	距離（km）	移動時間（分）	備考
垂水市中央運動公園	長田中学校	71.6	144	市街地側
	吉田公民館	62.9	126	代替北部
	星峯東小学校	79.6	160	代替南部
霧島市運動公園	長田中学校	34.4	69	市街地側
	吉田公民館	25.6	52	代替北部
	星峯東小学校	42.3	85	代替南部

住民アンケート調査に基づくフェリー避難での避難者数

対象地区	世帯数・人数	避難所	避難港 （一時集合場所）	船名
持木町	30 人（44 世帯・93 人）	鹿児島中央高校	持木港	桜島丸 （定員約 1,200 名）
野尻町	40 人（49 世帯・186 人）	鹿児島中央高校	野尻港	
桜島 赤水町	90 人（136 世帯・282 人）	鹿児島玉龍高校	赤水港	
桜島横山町	130 人（121 世帯・377 人）	城西中学校	桜島港	
有村町	10 人（11 世帯・14 人）	松原小学校	有村港	第十六櫻島丸 （定員約 1,200 名）
古里町（古里東）	60 人（30 世帯・52 人）	山下小学校	宮下港	
有村町（新古里）	古里東に合算 （1 世帯・2 人）		宮下港	
古里町（古里西）	古里東に合算 （31 世帯・53 人）		下村港	
東桜島町	170 人（222 世帯・419 人）	名山小学校、中央公民館	湯之港	
黒神町（塩屋ヶ元）	20 人（18 世帯・30 人）	城南小学校	塩屋ヶ元港	鹿児島県水難救済会 鹿児島市救難所船舶
黒神町（宇土）	30 人（39 世帯・64 人）		宇土港	
新島町	0 人（0 世帯・0 人）	長田中学校	新島港	第十八櫻島丸 （定員約 1,200 名）
高免町（浦之前）	20 人（18 世帯・38 人）		浦之前港	
高免町（園山）	20 人（18 世帯・37 人）		園山港	
高免町（高免）	40 人（42 世帯・79 人）	長田中学校	高免港	
桜島白浜町	170 人（234 世帯・423 人）	甲東中学校	白浜港	第十五櫻島丸 （定員約 1,200 名）
桜島二俣町	40 人（66 世帯・148 人）	大龍小学校	二俣港	
桜島松浦町	80 人（84 世帯・170 人）	甲東中学校	松浦港	
桜島西道町	70 人（91 世帯・179 人）	清水中学校	西道港	
桜島藤野町	100 人（174 世帯・372 人）	天保山中学校	藤野港	第二桜島丸 （定員約 1200 名）
桜島武町	180 人（234 世帯・501 人）	鶴丸高校	武港	
桜島赤生原町	130 人（175 世帯・424 人）	鹿児島玉龍高校	長谷港	
桜島小池町	130 人（178 世帯・376 人）	城西中学校	赤生原港	

※世帯数・人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果(平成 28 年 9 月)」による設問「(2)どの方法で避難するか」で「1 フェリー、6 決まっていない」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数

住民アンケート調査に基づくバス避難での避難者数

対象地区	世帯数・人数	避難所	広域一時避難場所	一時集合場所
持木町	23 人（44 世帯・93 人）	鹿児島中央高校	垂水市中央運動公園	東桜島小学校
野尻町	20 人（49 世帯・186 人）	鹿児島中央高校		国際火山砂防センター
野尻町（桜島病院）	0 人（0 世帯・132 人）	市街地医療機関		
桜島赤水町	67 人（136 世帯・282 人）	鹿児島玉龍高校		旅の駅「桜島物産館」
有村町	8 人（11 世帯・14 人）	松原小学校		有村退避舎
古里町（東、西、新古里）	47 人（62 世帯・107 人）	山下小学校		改新交流センター
東桜島町	164 人（222 世帯・419 人）	名山小学校、中央公民館		東桜島合同庁舎（桜島支所（東桜島地区））
高免町（浦之前）	5 人（18 世帯・38 人）	長田中学校		浦之前退避舎
高免町（園山）	3 人（18 世帯・37 人）			園山退避舎
黒神町（塩屋ヶ元）	12 人（18 世帯・30 人）	城南小学校		黒神中学校 塩屋ヶ元退避舎
黒神町（宇土）	23 人（39 世帯・64 人）			宇土公民館
新島町	0 人（0 世帯・0 人）	―		―
高免町（高免）	24 人（42 世帯・79 人）	長田中学校		高免集会所
桜島二俣町	44 人（66 世帯・148 人）	大龍小学校		さくらじま白浜温泉センター・東白浜公民館
桜島白浜町	136 人（234 世帯・423 人）	甲東中学校		
桜島松浦町	28 人（84 世帯・170 人）			桜峰小学校
桜島西道町	60 人（91 世帯・179 人）	清水中学校	霧島市運動公園	桜島中学校
桜島藤野町	59 人（174 世帯・372 人）	天保山中学校		
桜島武町	118 人（234 世帯・501 人）	鶴丸高校		武公民館
桜島赤生原町	105 人（175 世帯・424 人）	鹿児島玉龍高校		桜洲小学校
桜島小池町	145 人（178 世帯・376 人）	城西中学校		
桜島横山町	小池町に合算（121 世帯･377 人）			桜島港フェリーターミナル
合計	1,091 人・(4,451 人)			

※世帯数・人数欄は「H28 年度桜島住民避難意向調査結果」による設問「(4)台風フェリー運休時にどの方法で避難するか」で「1 避難用バス」を選択した方の人数。また( )内は、各地区の総人数
※避難用バスの定員は 35 名とする。

住民アンケート調査に基づくバス避難での必要バス台数

対象地区	バス台数	備　考
桜島赤水町	2	
桜島小池町、桜島横山町、桜島赤生原町	7	
桜島藤野町、桜島武町	5	
桜島西道町	2	
桜島松浦町、桜島二俣町	2	
桜島白浜町	4	
有村町、古里町（東、西、新古里）、東桜島町宮元	3	
黒神町（宇土）、高免町（高免）	2	
東桜島町坂下、高免町（浦之前）	1	
持木町、黒神町（塩屋ヶ元）、高免町（園山）	1	
野尻町、東桜島町足投	1	
東桜島町中原、東桜島町木ノ下	2	
合計	32	

参考資料　避難用マニュアル

桜島大規模噴火の際の島外避難マニュアル

令和４年３月発行

このマニュアルは、桜島の大規模噴火にかかる避難について、住民の皆様に地域ごとの避難手順等を説明するものです。
桜島火山ハザードマップ（令和４年３月発行）と合わせて、いつでも見返すことができるように保管してください。

①　異常を感じたら　　噴火警戒レベル３（通常）

- □　異常（前兆現象）を感じたら、桜島総務市民課（293-2346）、危機管理課（216-1489）や消防（119番）等に連絡する。

大規模噴火の前兆現象の例

①地震が一日に何度も発生する　②地鳴りがする　③井戸水、温泉の水位や温度などがいつもと違う　④新しい噴気、地温の上昇、地割れ　⑤草木の立ち枯れなど

【普段からの準備】

- □　普段から避難に備えて非常持出品などを準備しておく。
  （避難生活の長期化も想定して備える。）
- □　家族との連絡方法について確認する。

●貴重品　●食料、水
●着替え　●眼鏡
●服用薬　●ヘルメット
●懐中電灯　など

②　「高齢者等避難」が出たら　　噴火警戒レベル４

- □　高齢者等（避難に時間がかかる高齢者や観光客など）は、避難する。
- □　避難方法は裏面を参照
  （原則は【基本的避難方法】のとおり）
- □　その他の住民は避難の準備をする。
- □　避難所以外に避難した場合は、危機管理課（216-1489）に連絡する。（既に避難した方も、電話で連絡）

行政からの情報

防災行政無線、消防車両、テレビ・ラジオ、メール、SNS等でお知らせ

③　「避難指示」が出たら　　噴火警戒レベル５

- □　すべての住民は、速やかに避難する。
- □　避難方法は裏面を参照
  （原則は【基本的避難方法】のとおり）
- □　身の危険が切迫しているときは、コンクリート製の頑丈な建物等に一時避難する。
- □　ペットも一緒に避難する。
- □　隣近所に声をかけながら、お互い協力して全員が安全に避難する。
- □　避難所以外に避難した場合は、危機管理課（216-1489）に連絡する。
  （既に避難した方も、電話で連絡）

※　避難指示が発令されたら、桜島フェリーは人・ペットのみ乗船可能（自動車の乗船はできません）

避難経路図（桜島赤水町）

【基本的避難方法】車（バス・自家用車）とフェリーによる避難

自宅・職場など
徒歩　各自確認
最寄りのバス停
バス　6分
桜島港
フェリー　25分　フェリー※1
桜島桟橋
バス　4分
避難所　※2
鹿児島玉龍高校

自家用車

※1　避難指示が発令されたら、フェリーは人・ペットのみ乗船可能

※2　避難所は、風向き等をもとに大量軽石火山灰の影響を考慮し、代替避難所となる場合もある。

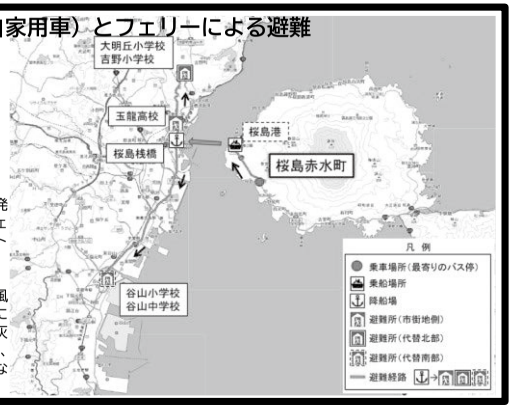

【フェリーが使用できない場合】車（バス・自家用車）での避難

※台風などでフェリーが使用できない場合

自宅・職場など
徒歩　各自確認
最寄りのバス停
バス　A 41分　B 86分
広域一時避難場所
A　垂水市中央運動公園
B　霧島市運動公園
バス　A 142分　B 68分
避難所　※2
鹿児島玉龍高校

自家用車

【車が使用できない等の場合】船（フェリー・救難所船）での避難

※道路不通などで車（バス・自家用車）が使用できない且つ避難指示（噴火警戒レベル５）段階の場合
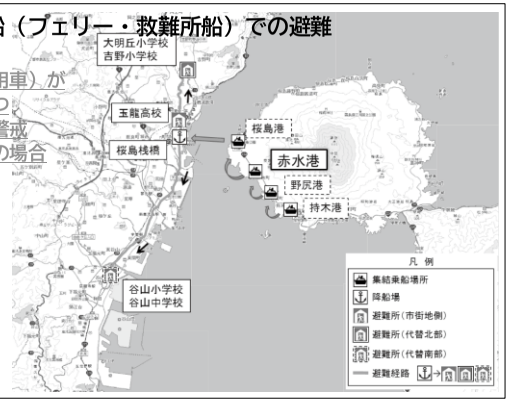
自宅・職場など
徒歩　各自確認
赤水港
フェリー　65分（他の避難港を経由）
桜島桟橋
バス　4分
避難所　※2
鹿児島玉龍高校